逗留之娘くき十七オ、）都合五人ニ而、築地南飯田町ゟ門跡前通り候節、同所橋際ニ而殊之外人込ニ相成、先ゟ長持跡ゟ駕籠ニ而被レ押、甚難儀致候處ニ、近所之者通り懸り申聞候は、中々往來難レ成候、川を可レ通と申候ニ付、荷物御座候上を段々下へ這下り候節、六歳ニ相成候娘は、其節指圖致呉候者、門跡前之辻番ゟ遣置候間、右辻番ゟ連退可レ申と申聞候ニ付、門跡前通御旗本屋敷前之雁木坂ゟ上候て、辻番迄少し戻り相尋候處、一向相見不レ申候、次第ニ火勢強く相成、中々立止り候事も難レ成、人ニ被レ押ながら汐留橋を渡越候而、所々尋候得共一向相知不レ申候ニ付、芝口邊ゟ立退申候。

伊平次娘連退候者始末

一、築地南飯田町家主茂兵衞店爲之者喜八妻儀立退候節、風呂敷包を背負、門跡前に懸り罷通候節、子供一人同所辻番前ニ立留り居り候ニ付、母は如何致候哉と承り候處、母は不ニ相知一と計申候ニ付、最早間もなく火先ニ相成候はゞ可ニ燒死致一候ニ付、右子供を同道いたし候へ共、人込ニ而中々同道難レ成候ニ付、自分之包を捨、子供を背負罷通候處、殊之外火之子吹敷候ニ付、若火ニ包レ候共此子は離ス間敷と致候、我等末子存生ニ候はゞ、此子供位ニ可ニ相成一と存候ニ付、是非々々逃延候而早々親元ゟ渡度存候、若又逃延候事も難ニ相成一候はゞ、此儘可レ死と覺悟仕罷通、芝邊迄退候處、背ニ而子供内へ歸り度よし申候ニ付、暫立止り、火之もえ候方を見せ候而、だまし乍ら金杉橋を渡り相休候而、漸高輪喜八親類方ニ立退申候。

翌廿二日處々相尋候而、私儀南飯田町へ罷越候節、喜八ニ出會候處、娘は高輪ニ連行之旨申聞候ニ付、早速親類共を頼み、迎ニ差遣候而連歸申候。

右之通御座候、以上、

私ニ云、箇樣之類猶多有レ之、但傳聞ニて名前等未詳ニ付不レ記レ之。

筒井伊賀守組
稻津與五右衞門
越前家ゟ當座金五拾兩永々五人扶持、女中ゟ金拾兩。

豐島町貰屋伊勢吉抱
喜太郎

桑名藩之娘七オ、十六堀之内落居候を助候、此女病人腰抜ニ而助呉候樣申候ニ付背負、鍛冶橋内へ入候砌、侍貳人來り助候禮をのべ受取、喜太郎が身分を問、後日ニ尋來り、金拾兩に八丈織二反、はかたの帶地等をくれ候。

此ほどハま事に大へん、手前事ハ御承知あらせられ候通り、火元より餘ほど隔り居候へども飛火ニて、俄にそうどういたし急火ニ成、類燒いたしまゐらせ候御事ニ御座候、其せつはさつそく御見廻いたゞき、殊ニ御表ゟ御米頂戴被ニ仰付一、御前ゟも思召付させられ御品々拜領被ニ仰付一、めうが至極有がたく、すぐ〳〵に重寶いたし、膳は燒失いたしまゐらせ候まゝ、別して〳〵有がたく御禮申上盡しかねまゐらせ候。扨廿一日よりの物語、御慰ニあら〳〵申上まゐらせ候、廿一日ニ母事淺くさへ佛參いたしるすにて、ま事に按事候處、わたくしもまき町へまいり、又まき町風あしくなり、夫よりたほ、まき同道、命から〳〵下野屋へまいり候處、是もにげる計ニかた付、中々是にも留られず候。夫より飯田町別家の方へやう〳〵まいり夜を明し、夕方母事南ニ居候よし安否承知いたし、まづ安心いたし、扨廿二日ニ飯田町ゟ傳馬町へまいり候處、橋落まいられ不レ申、いろ〳〵まはり川の中へはいり候てやう〳〵渡り、てんま町へ參り候處、いつそ一ト かたまりに本所干場へ參り候やうにとの御事ゆへ、又々飯田町へ歸り、本所ニは母・たほ・女子一人殘し置、私事は本所ゟ朝てんま町へまいり、夕方本所へ歸り、ま事ニ道はこみ合、足場はむづかしく、一里餘りを日々かよひつとめ、さて〳〵難儀の御事中々筆紙に申上盡しかね候。しかし園田は先達而參り致居候御事ニ御座候、甚廣く朝夕露しげく、前ハ川にて船のかよひを見はらし、朝ハなべて瓦煙、ま事に風流成燒出

され、よめなせりなどつめくさいたし候。誠ニ御前御桂樣は入申度（本ノマヽ）かうへりまゐらせ候、殊下さい〳〵などゝも居不ル申、其うへ御やしきゟは御ちかく、吾妻橋ゟ直ニちかく御座候、たほ事朝夕大悦にて原へばかり出、日にやけまゐらせ候、御察し被ル遊被ル下べく候、御わらひぐさニ此だんあら〳〵申上まゐらせ候。此せつはま事に草枕に御座候、寐覺には蛙の諸ごゑ、寺の勤の鐘の音計、夢をおどろかしまゐらせ候御事ニ御座候、燒場にふせり候ゟもよほど風雅に御座候、御わらひ〳〵、不自由にはこまり入まゐらせ候、めでたく〳〵もと。

先々けがもなく藏ものこり、此うへの事ニ悦びまゐらせ候。

○落首

源宗干朝臣

大かたは春をくるしさまざまりける道具も藏もやけぬと思へば

壬生忠見

幽靈のうき名は早く立にけり人しれずこそ化て出しか

源重之

風をはやみ火の附まゝに腕腰もくだけて物をはこぶ頃哉

藤原道信朝臣

燒ぬればくるしき物としりながらなをうらめしき佐久間町かな

赤染右衞門

やすまずに寐もせで物を片附てあきはてる迄火事をみしかな

大僧正行尊

諸ともにあはれと思へ山の手の店より外に明だなはなし

權中納言定家

かゝさまよあのよな火事になりにけりやけては家がたゝずもあらなん

くやしくば尋れ來て見よいづみばし尾張屋河岸のかんなくずの火

親もやけ子もやけ兄と姉もやけおとゝも燒てひとり孫々

川にひたりて死したるは、水涸るゝといへども、その死骸なを見分やすし、陸地にて死したるは五體みな焦げたるゆへに、見分難かりしといふ。此度燒込の人數定かならず、三月廿二日處々より町奉行所ゟ訴の分、合て六百五十六人なりしが、それより日々に燒土の下より掘出せし死骸、四月中迄もありといふ、大凡二千人あまりにもやといふのみ、定かなる事をきかざる也。

右兩編、當春回祿の十が一を概錄す、尙詳なる事は博考の士を俟べし。抑當春靈岸島・築地・鐵砲洲・八町堀の人々多く活路を失ひしは、本來死絕の地に陷れりとは申ながら、早く財貨を捨て回避せんには、やみ〳〵と此姿には至り申まじ。されど人情それもおしゐ、これも捨られぬといふ內に、覺へず慾火と共に炎々の中に投死せし事、惘むべし痛むべし。白樂天の九相、一休が御用心に擬して、此書の末に此圖（◎燒死者ノ圖今略ス。）を附して、後の世の戒とするのみ。

○十一月十五日賀

全盛大都會の習とて、程なく人家甍を並べて立つゞき、例年の如く今日霜月の半なれば、髮置・袴著・帶解の祝とて、男女美を盡し賑々しく裝飾り、日吉山王の御社に參詣し、千秋萬歲を祈るも、亦目出度御代の一樂事と申奉るべし。

己丑漫錄　第五編

○墨河棄子

十一月二日の夜五ッ頃、芝神明前森家の臣下大谷義惣次といふ者、庵崎なる相識を訪ひ歸路、墨田堤にて、川中を流れつゝ啼ける小兒を助けるに、甦生しければ、土民をして官府へ訴へしめ、大谷氏養て國に遣し置しが、健に生育すといふ。此兒陸鴻漸が俤有て高運の者なれば、久しき後は必人にすぐれたる事有べし、「捨られし子は藪ならでくれ竹の夜河に啼てながらへにけり。」蓑笠翁。

○平川凶賊

十一月十一日の夜、平川外御舂屋へ凶賊三人、白刃を奮て闌入し、番人共を縛揚、御金二百兩盜取立去ける。是によりて執政より嚴しく下知あつて、其夜の番人をはじめ、手掛りの者共悉く逮捕せしめ、痛く拷問に及び、半死にいたれども、いまだ其罪人を得ずといふ、前代未曾有の異事といふべし。

○唐物破船

當秋長崎奉行より江戸廻し御用私用の唐物、或は書籍或は布帛或は器物或は砂糖、いろ〳〵の品々積載たる二艘、遠州灘に於て破船し、夥しく失費となりけるよし、此程本多家の物語なり。過し年、金澤氏の時にも此事有けるとぞ、天災是非なしとは申ながら、惜むべし恨むべし。されど總陸廻しは失費多しとて、海運となし、十が九は患なしといへども、かゝる災害は時としてなきにあらず、所謂臺座後光皆失しとは此事にて、小利大損といふべし。これに據て想ふに、去ぬる享和改元辛酉の秋、余が長崎に在て、先々御代に命せられし硝子・金邊・菜椀・各色自鳴鐘の類、彼地の輩は失費をいとひて海運を勸けれども、其言に從はず、八月より極月の末迄、數百里の山川を歷て、兩掛の內に仕込、恙なく持歸し事、自負にはあらず、著

實の一德なるべし。

○車夫竊盜

十二月の初、佐倉堀田家隱宅新築に付て、瓦千枚一車に載て、廣尾の野墅に運送す、途中にて車夫共惡心生じ、此瓦を盜取て所々に賣拂ひけるが、忽發覺して、件の車夫をはじめ、買請し町人共悉く町奉行所へ呼出され、何れも相當の罪科行れぬ。白晝に一車の瓦を盜取て其錢を用んとし、其瓦を買得て其利を貪らんとする者の慾心いかんぞや、鹿を逐ふ獵師は山を見ずとは、是等の事なるべし。

○緣山爭訟

過し頃、增上寺方丈一己の下知として、或和尙へ格式外の袈裟衣を許しけるを、學頭已下の諸寮より、神祖の御定法に背くよし申爭ければ、方丈の沙汰として、件の學頭已下三人を黜職せしめける。諸寮の輩これに心服せず、遂に公訴に及び、月番松丹州、掛り脇中書なりとぞ。此節方丈大營いまだ造畢も無之、且明年台德公御遠忌に向ひ、かゝる公事を生ずる事、當住の不德と申べし、所せん維摩の隱室へ行より外は有之まじ。

○神田盜賊

神田佐久間町に、當春火元の伏見屋が隱宅あり、其鄰に長々の浪人死して、其母子二人暮し居けるが、子は僅に十四五歲になりぬ。此十日程先の夜、賊來て白刃を疊へさし置、其母の枕元にいたり、金の有所を申べし、左なくばあの白刃ぞといひけるを、母起上りて、浪人の身の上、殊に幼き悴兩人かなしく暮し居候へば、何として金など所持可レ仕哉といふ。賊驚て、其方は伏見屋の隱居にてはなきやと問ふ。母イエそれは鄰家で御座りますと答ふ。賊又云、されど折角入たるしるしじに何ぞ出せとせがみける中に、側に臥たる悴手早く起出で、件の白刃を奪取て、賊の眉間へ掛てしたゝかに切込、大音に盜賊々々と呼はりし程に、近所悉く出合ければ、賊は命辛々遁去ぬ。跡にてきけ

ば急所の深手危亡に及びける、やん事なき人なるよし、かゝる身を以て淺ましき惡業に心掛、いまだ其貨を得ざるに其身を喪ひ、遂に其家をも失ふべし、法華經に還著於本人と佛の說給ふ事、恐るべし愼べし。

○絕句贈答

京都新宮涼庭より一首の詩を贈る、是當秋名家の墨跡を投せし謝意を表せしなり。「秋風一夜雁呼レ群、君子惠レ吾錦字文、癯竹書牕開レ堂處、寥々四壁起二煙雲一。奉レ謝二大鄕老先生惠二諸侯手書一、新宮碩惠具」と題せり。爾後次韻つかはしける、「離索何時得レ樂レ群、無レ由二會晤共論一レ文、天涯欲レ察二相思切一、請看江東日暮雲。右次二韻新宮國手見レ寄之作一」としるし附ぬ、離群索居幷樂群の文字、皆禮記に出たり、杜工部が李白を思ふ詩に「渭北春天樹、江東日暮雲」と詠せし一句を丸抄に用ゆ、恐るべし懼るべし。

○爵祿榮進

十二月十六日、敍爵行はるゝ事例のごとし、就レ中越後家中將・黑田鍋島少將・沼津執政一萬石、堅田參政三千石など、近年無比の爵祿といふべし、目出度事いふばかりなし。

⊙和歌前讖

十一月初、溜池土岐家へ約束なれば、家園の紅梅一株を贈るとて、「春來れば咲もおくれぬ此花を尙早かれと思ふばかりに」かく詠じ遣しけるが、此廿四日寄合肝煎より西丸御目附に進用せらる、難波津にさくや此花の心によせて、竊に榮進の祝意を含けるが、かく速に其兆應ありし事、一奇とすべし、是亦目出たし。當月は總じて天色淸和、十七八日廿四五日淺草・あたご・平河の市、何れも常年に倍ます貴賤群集の光景、實に太平の一樂事と申べし。

庚寅漫錄　第六編

○林家拜賀

例春八日、林家御門人拜賀として參堂す、余去ぬる寬政丑の歲、今の祭酒、彼御家御相續の嚴命を受させられし初より、御隨身申上、其翌寅の正月拜賀より、今年の寅迄三拾八年、祭酒追年御榮進、余も亦犬馬の齡恙なく新正を拜賀する事、日出たしと申べし。但其昔余が上頭に列せし四明井上仲・寬齋市河小左衞門已下先輩數十人有けるが、悉上仙して、今日貫首に坐するは唯余と一齋佐藤捨藏のみ、拜觴に臨て一喜一懼、そゞろに感慨を催しぬ。此日冠山老公來臨ありて、余に面話し給ふべきよしなれば、拜賀畢て知雨亭に入て、左親衞林公子左近將監御同座、暫時御譚話に及び、余が扇面に題せし歲旦を呈覽す。「新正無レ雪亦無レ冰、老朽唯忻易二夙興一、自笑春心同二稚子一、臨レ杯不レ覺二毛增一。庚寅元旦信齋。」林公子例年のごとく御父子御獻呈の御詩稿を賜ふ「城鼓琴々迎二曙曦一、彩袍烏帽共追隨、一天又啓新年月、三殿長傳舊典儀。庚寅元日大學頭林衡。」首祚今春足二非歡一、新承二寵爵一接二榮班一、霑レ恩捧得盈觴酒、一襲華衣拜賜還。庚寅元日左近將監林煌」時に冠山君余に向て、三殿の御事は、此度を初例と申奉るべきやと問給ふ、余答て、さにはあらず、寬保元年辛酉八月七日、有德院樣右大臣御轉任、大御所樣と稱し奉り、同日惇信院樣右大將御兼任、公方樣と稱し奉り、浚明院樣御元服、大納言に任せらる、此時林家にては、祭酒諱信充君已下、儒臣十二人獻呈の賀文を編集して、三殿慶會集と號し候、實に九十年前の御舊例に候といふ、冠山公これを聞て感賞し給ふ。御父子の御作は城闕の嚴正、余が詩は郊野閑散の體なり、且我身ながらおかしきは、愚作自然に五色を具したり、無雪にて菜畠迄も靑し、老朽にて禿頭赤し、稚子は鬢黃なり、二毛は黑白まじり也。

○砂糖狂歌

十一日御鏡餅頂戴の後、不二相替一とて、臼井宅へ行向ひ、汁粉餅を喰ふ、昔は其數二十ばかり喰ひけるが、今は年まかり寄て半減になれり。例年聊年玉を贈る、今年も折ふし有合の品とて、雪白の砂糖を持參して、「雪白の名代に色はよしの山味もよし經佐藤忠信。」これは寐惚老人が「手に提し諏訪法性の甲鉢定てやすく甲斐の信玄」と同案なるべし、但語意大に劣弱、恥べし恥べし。

○次韻絕句

去冬豚大歸府の後、負笈の內より加藤芸堂が送別一首を取出して示しぬ、「秋風陪駕出二東都一、踏二遍山雲一越二勝區一、君父於レ吾舊相識、爲言老骨養二淸臞一。送二大鄕君歸二荏戸一。」余近頃疎嬾に任せて、諸國の消息も廢絕の中なれば、普通の詩は高閣に束ぬれども、流石むかしの眼反やり捨がたく、此程燈下に展閱して再哦の餘、左に次韻す。「君歸二北海一我東都一、無レ奈山川阻二兩區一、嘶我竹中人喚レ笨、羨君梅下自稱レ臞」、醒者は淸瘦、醉倨は濁肥、恥べし恥べし。

○高家卒病

余が門人御書院與力高野四郎、年始來賀雜話の內に、當元旦御城當番なりしが、高家戶田備後守御太刀の役として、御帳臺の上に於て卒倒し、俄の事なれば、時といひ所といひ、人々殊の外周章せしとぞ。一說には、中風の卒倒にはあらず、此人癲癎の宿疾あり、每に夜發する故に勤仕の障なりしが、いかにして此日折あしく朝發しけるにやといふ、衆人の風評なれば、いかゞあるべき。

○方丈黜退

增上寺方丈非分の事極りて、舊臘廿八日松丹牧脇中書上使として緣山へ相越され、隱居被二仰附一旨申達せられ、此一擧に連及せし新田大光院書置切腹、其外にも自滅の徒有レ之よし。小石川傳通院御吟味の事有レ之、當年始登城を停められる、京都知恩院も御尋の事ありて、關東へ召さるといふ。大要二僧ともに退隱に歸すべし、淨宗に於て一大珍事といふべし。昨年已來方丈向總御新築、春夏の際には御造畢とも成ぬべきに、かゝる幽蟄の身となりける事、いかなる因果にや、增上寺無住の間は目黑祐天寺監臨すとき〳〵。

○檀林自裁

上州新田大光院の住持は世智利路に賢く、昔日緣山の役者たりし時より、種々の奸計を廻らし、富商大賈を欺き、愚女癡婦を誑かし、莫大の財寶を取出し、出世の賄賂、其權謀至らざる所なし。元來檀林に登るまじき身元なるに、百計して瀧山大善寺に出世し、續て新田大光院へ轉じ、尙行末僧正の非望を心に掛居けるが、宿債大につのり八面に敵を受、術盡計窮りて去冬自殺に及びぬ、一通の遺書ありといへども反古となりて、檢使の上、空しく亂心に定りけるとぞ。或人の說に、此坊主の自滅、畢竟人を騙せし借財に迫り、身の置所なく、かく成果る事、譬ば娼婦の情死に等し、切腹といへば立派に聞へ、情死といへば實義に見ゆれど、本眞は只借金の淵に身を沈るのみといふ、知言なる哉。欲海に流轉する淺ましき僧俗の身は、皆一般と申べし。

○脇士二侯

世間にて龍野侯再勤によりて、坊主禿の扣初は大僧正と評すれども、努々さにはあらず、丁ど芝山の積惡露し矢先へ再勤なれば、心ならずも件の事に與給ふ也。此節芝山嚴しき取入にて、雜僧迄もたしなむ故か、南里寂寥なるよし、河潤九里の諺にて、意外の場へ餘殃の及ぶ事怖るべし。土浦侯は癇癖の生質にて機嫌甚取にくしと、出入懇意の徒も評判す、春來風邪重く、速に出勤有まじ、今日是より見舞に參るべしと、十六日に鈴木淸兵衞の物語なりとき〳〵。鈴木は幕府御柔術の御指南、卽土浦侯にも師とし給ふよし。

○行人落レ水

十一日御用始、御使番八員被二仰附一、闕員多き故とは申ながら、近年かくの如き數人の例稀なり、それが中

に、福島左兵衛退出、御禮廻等畢て、虎の口御門外にて、其乘たる馬物見る癖有けん、住吉躍の笠鉾に駭き、御濠の中へ飛落けり、當所の落水は近年諏訪七左衛門已來の例なり、されど人馬ともに無難なりし事、喜ぶべし。

○青山失火

同日未後、千駄谷寺院失火、西北風つよく、青山久保町へ飛火、長者丸迄延燒、丹羽家の別墅にて止る。麻布より品川掛て風筋あしく、騷擾に及ぶ、此日町火消五六組三箇所にて爭鬪、死傷の者多し。又此程火事場見物の徒は勿論火元見廻等消防の妨なれば、猥に出まじき旨、嚴令を下されたる際なれば、端反裏金を擬し、又は袖をひらめかせし者共、痛く召捕けるとぞ。

○異人睡臥

十三日の夜、御本丸御太鼓坊主、時を打ばやと登りけるに、旅人體のあやしき者一人、前後を忘れて臥居たり、一同驚き、立合て喚起せどもおきず、やう〳〵目の覺けれども、何處の者とも、何故何時爰に來りしともいはず、只茫然として居るのみ。定て鼻高の所業とは察すれども、尚深く改め閲るに、小き天神の宮を竹の末に插み側にさし置、懷中に金子あり、早々捕て町奉行へ引渡し、通例御城内攔入の者永牢の法律なれども、これは一通りならぬ場所へ入込し事なればとて、痛く穿議を遂らるといふ。近來邪宗の風説ある上、去冬平川外御春屋一件、幷長州御入輿間もなく、彼御殿亦金子紛失など度重り、其賊いまだ捕得ざれば、旁以此節嚴重の御沙汰に及ばるとぞ。

○今助盛衰

今の水戸殿は御聰明にて、能下情に通達し、萬事に行屆き給ふよし。去冬御家督の後、老臣を召して御家政を議せられし内、近頃召抱られし今助が身元を尋ね給ふに、流石は最初土方が草履取とも申かね、御答へ鈍く明快ならざりしに、此者出處行狀共に、諸士の

別に則まじき事共、悉く洞知し給ひ、從前の格祿を退け、新に二百石を與へ水戸へ遣され、御先代御目鏡にて出身せし者なれば、永く御廟參を勤とすべしと命ぜられけるとぞ。今助は世人の知る如く、卑賤の身を以て只貨殖を事とし、慈仁の心なく、いかなる術計や有けん、數萬の財寶を積蓄へ、分外の奢侈を究め、娼家劇場を始め所々へ財寶を貸渡し、過分の利倍を貪けるが、衆の怨の聚る所、强暴の徒には、いかなる危迫の憂目に遇ふべきもはかりがたく、これを避んがため、且は御威光を借て尚貨殖の基となすべしと、彼御館に緣して、老臣已下左右親近の人に佞媚し、許多の財寶を營辨し奉り、是を以て出身の種となし、竟に出格の仕進を得たりといへども、本來非正の榮華なれば、一旦の功名忽衰落の身となり果ぬ。されど匹夫より二百石の家を起せしは、千金の子市に死さずといふ是なるべし、されど向後は普く貸置し財寶皆空しく成行べしと、人々評し合へり。爲レ富不レ仁と陽虎が一語のごとく、不仁の人へ悖て入し財寶は、かく散失ぬる事、今に始ぬ例なるべし、是偏に水戸殿の御聰明より出るとは申ながら、且は天道缺レ盈の常なるべし。

○春過二戲場一

數度の回祿を慘極するは、堺町・吹屋町に及ぶ所なし、此程拜年の歸路此所を過るに、竹元金藏が操已に始りて甚賑し。中村勘三郎は虎が石念力曾我、市村羽左衛門は曾我評判比翼男、いづれも春戲の恆例とて曾我の脚色、兩座の飾物善美を盡し、觀者堵牆の如し、去年灰燼の地、忽かく全盛を極る事、都下の一賞といふべし。

○好文書庫

余が城南讀書樓新築は享和癸亥の春なり、今年まで廿八年の星霜を歷たりき、是迄は年も富、心も剛なれば、數度の近火を事ともせず、天道もし此男を御見限是なくば火難は有まじ、土藏は入らぬ、火事の手當に

及ばぬなど、口巧者を言張けるが、六十といふ取る歳には叶はず、血氣衰薄に隨ひて心も弱くなり行き、金版の音をきく毎に、胸驚き膽消て危懼の念堪がたし。本より衣物は典鋪の藏、鍋釜は井戸か池と悟を開き、驚破といはゞ鎗一本に提燈一張で事足ぬべしとは思ひながら、さすが凡夫の淺ましさは、多年手澤の四五十篋、まさか炎火に投ずるも口惜しく、去歳の秋不圖思附て、吉日を涓び松梅に向て、「己丑之歳九月既望、城南愚叟、具二山羞野酌一、諄二告松梅之靈一、維靈託二生余園一、已至二拱抱一、晩翠暗香、多歷二年所一。今余築二書庫一、命レ汝爲二柱梁一、架用二九一因二于木公之數一、榜題二好文一、取二諸木母之名一、輔レ之以二衆材一、翼レ之以二瓦石一、若遇二災火一、用レ汝作二雨水一、若遇二蟲鼠一、用レ汝作二狸狌一、若遇二盜竊一、用レ汝作二鎖鑰一、戮二乃衆力一、以護二墳典一、俾下終二余殘齡一、以及中孫子上。嗚呼不レ墜二余命一、尚克有レ功、時屬二黄落一、將レ尋二斧斤一、粤喻二其情一、以進二一杯一、尚饗」と祝詞し、十月の初より柮を雇ひて、松梅已下衆材を斬伐し、遂に宅西梅園の北に書庫を造畢す。歳除の日、園中を掃灑しけるに、樹下より小き菅神の塑像を掘得たり、松梅を斬伐せし初より、此書庫の鎮護として此神靈を勸請せばやと、心の底に含居たりしが、今不思議にこれを掘得る事、神助の奇瑞ありといふべし。二月廿五日を待て庫中に遷座し奉り、蘋藻の鄙誠を盡すべきのみ。

○富札大小

當時都下流行廿餘箇所、富の札に擬したる大小、其製甚好し、春の初、目出たく當り札となすべし。

庚寅漫錄　第七編

○水府評判

今の水戸殿は御賢明の旦評多し、舊冬御家督の砌、御領内の民より、御勝手御差支なれば、何卒冥加の爲、人毎に獻金仕度よし願出けるに、深く其心底を感賞し給ひ、先其儀に及ばず、尚追て御沙汰有レ之べしとありし、是一なり。平生御寵遇の婦人、此度の御榮運に乘じ、金子若干拜借を願出ければ、其故を問せらるゝに、今迄とは違ひ、衣類其外物入多く候と申に付、それは苦しからず、やはり是迄の姿にて勤申べし仰示されしに、それにては御奉公勤りかね候よし、再應募り乞ければ、此御時節さやうの御沙汰には及ばれがたし、御奉公勤りかね候はゞ休息仕べしとて、それより御目通を停め給ふ、是二なり。御登城の度毎に更紗木綿の御提物、瓢箪の御根附、木槵子の御緒締を用ひ給ふ、近來世上奢美に流行くによりて、御先祖義公の御餘風を繼せらるゝにや、是三なり。柳原淡路守・岡崎平兵衛已下十二人を黜退し、舊染の汚政を一新し給ふ、是四なり。今助を奪職して水戸へ遣さる、是五なり。其外種々の美談尚あり。されば將軍家にも今の水戸は了簡ある者ぞ、心せよと老女へ御噂ありしと、奄官の物語なりときく。宗室の御家柄にかかる御方の出來らせ給ふ事、天下の御爲拜賀すべし。

○禁二止奢侈一

近來諸向奢侈の風增長しける故、これを禁止し給ふ、何者か、「題二御觸一、今般御觸一統通、向後驕奢改二役風一、書畫會罷祝物少、女郎買稀紙入豐、茶屋船宿迷惑至、女房子供歡無レ窮、飯上蒼蠅追不レ去、三日法度古來同。」都下の人情かくのごとし、萬事の流弊、淳古に復しがたく、日を追て澆漓に成行く習なれば、在位の人、其身を以て先じ給ふべし。

○失火奇談

正月十九日申刻、傳馬町失火、二町ばかり延燒に及ぬ。舊春佐久間町より一番に灰燼となり、此程初て甍を並べ元のごとく建つゞきたるに、忽烏有となる事嘆ずべし。同所に角力年寄何某居住しけるが、兩三夜つゞきて火事の夢見たりければ、氣分あしゝとて、近所入魂の方へ行て、一酌滌胸せし留守に火發しけるとぞ。或人の說に傳馬町、昔より火災多き事、他の町に越ゆ、近年も五百日に三度に及ぶ、是は在牢の罪人ども、火事といへば一旦出牢、約束の如く歸來れば、其罪一等を減せらるゝ例故に、火事を願ふ蓋念日夜息む時なし、蟻の思も天に登る諺にひとしく、自然に火氣を招く故にや。吉原を引れしやうに、此牢屋をも本所の末なりと、遠所へ移給へかしといふ、數度の火難にかくおもひ附も、一理なるべし。

○鼈士訟獄

舊冬御小姓組御番五百石長田喜兵衞總領兵吉、其母其妻下女一人相具して、雜司谷會式參りに出ける途中、小普請組六百石眞野鐵太郎、幷御賄方の若手又は六尺體の者ども都合十一人連立、口論を仕掛、兵吉が兩刀を奪取て亂暴狼藉に及びける、一旦內濟となりけるが、此節發覺して、鐵太郎以下悉く揚り座鋪へ囚籠せられ、御吟味となりぬ。件の鐵太郎、平生放蕩の行狀沙汰の限にて、右口論の節も同道の惡少年、多分丸腰同然の體なりしとぞ。風說には、件の妻鐵太郎方へ嫁し申べかりしを、同人身持宜しからざる故に破談して、兵吉方へ行ける遺憾なりといふ、何れにも眞野已下の者共罪科遁れがたし。

○放鷹得レ鶴

正月廿一日、將軍家三河島へ御放鷹ありて、鶴四羽を得給ふ、近來稀なる御物數なるべし。廿七日一橋殿浮田へ放鷹せられ、同じく二羽を得らる、三卿は各鶴を捉飼して、上へ差出し給ふ事、每年恆例也。此日余が外舅山本十二郎、御鷹匠頭として陪從し、御場に於て件の鶴の膽を分賜ふ、それを亦余に頒贈りける

まゝ、目出度御藥とて、些なれども獻じ奉る。鶴を捉たる鷹には、其場にて卽座に膽を刳て一口喰しめ、其餘を取收て御藥となし給ふ事なりとぞ。

○近鄕壽民

武州川崎領稻荷新田長壽の民へ、御褒美として酒米數石を賜ふ、或人長命の術やあると問ふに、只每朝六時前に起て、夜明の明星を十度拜し、東西南北へ三足宛步行し、天に向て長嘯三遍いたし候のみ、他事なきよし答ふ、是卽仙家の一術なるべし。

百姓　佐治左衞門　丑百三十一
女房　と　百二十
悴　助　七　百一
女房　さ　き　九十三
孫　佐　四　郎　六十八
女房　ゆ　ふ　七十八
彦　元　四　郎　五十三
女房　さ　く　四十六

○從者爭鬪

二月朔日、大和殿肥後殿連立登城、此日恆例、日光御門主御登城有けるに、いかゞやしたりけん、堀家の從者と爭鬪に及び、挾箱を打破りければ、二老是を憤て、其よし政署へ申出られける。沼津拾遺尤とや思はれけん、脇坂中書を呼で、今日しかゞゝの事あり、供の者共苛察仕まじき號令嚴重の上は、不束と申べし、御門主方從者能々吟味せられよと申されしに、中書承知いたされず、是は大和肥後卒爾と被レ存る、右の號令は諸家の供人へ示され候事にて、御門主には掛り申まじく候、それを一例に推して、御門主の從者を吟味は不二相成一候、尙能大和肥後勘辨可レ然候と答られければ、いかにもとて其議先止にけり、翌二日或人の物語なれば、其後如何成行けん。是御門主は將軍家御賓禮の御方なれば、たとひかゝる事ありとも、二老役柄の身にては、いかやうにも勘辨內濟すべき事當然なりと、中書は了簡せられし也、老練の分別甚感

賞すべし。改革元年、東南に當て輪違のごとくなる星出る、天下の坊主困窮すべしなど落首あり、卓越の人は、かゝる評判古今珍らしからず。

○二月初雪

舊冬より早春へかけて、同雲の雪意數度に及びけれど、霏々（毛詩、上天同雲、雨雪霏々。）の景はなかりしが、二月四日曉より夥しく降來り、滿開の梅といづれ兄やら弟やら見えわかぬばかりなり、二月の雪衣に落る難ㇾ有の影向やとは是なるべし。豐年の兆瑞目出度ければ、此日書樓愚講畢て、一二の社友と共に小酌してこれを賞す、折ふし梅花盛なれば、其下に散歩しけるに、雪の飛點しければ、「梅下逍遙二月春、雪花只覺著二斯身一、東君底事婆心慘、發露吾儕結習人」、是は維摩經に「天女以二天花一散二諸菩薩一、卽皆墮落、至二大弟子一便著不ㇾ墮、天女曰、結習未ㇾ盡、故花著ㇾ身、結習盡者花不ㇾ著」といふ意なるべし。夜に入て雪牕に燈火を挑て、「春宵積雪朗二書窻一、況復膏油滿二瓦缸一、卻愧身無二方朔學一、三冬文筆拙無雙」、是は漢書東方朔が傳に、方朔自贊して三冬文史足ㇾ用といひ、又智能海內無雙などいふを翻案せし也。此二詩、韓愈が春雪に、「白雪卻嫌春色晚、故穿二庭樹一作二飛花一」及戎昱が夜雪に、「簷前數片無二人掃一、又得書窻一夜明」と詠せしに比すれば、拙陋甚し。

○二度驚愕

此程一夜は一本松坂下町家、一朝は森本戸澤家長家失火（はや）あり、大騷なり、手早く打消ければ、火事（はんのもの）にはならず濟けり。折節北風なれば、一度は小山、一度は古河、何れも風筋あしく二度驚愕（びっくり）、恐るべし戒むべし、されど今年は世諺のごとく、初午晩ければ此患はなかるべし。

○稻荷角力

稻荷祭は二月初午と定る事古き例也。「如月（きさらぎ）や今日初午のしるしとて稻荷の杉のひとつ葉もなし」とよめる古歌を證とすべし。此日京洛の人士稻荷山に參詣し、社頭の杉を手折て歸る習なりとぞ。此神社を

勸請する事、江戸より夥きはなし、今年の初午十一日なれば、それに先だちて都下の稻荷を角力に取組、參詣の爲とて街衢に賣行く、別紙の如し。是亦去春に懲惩して信心除災の一助なるべし。

庚寅漫錄　第八編

○食器銘文

雪堂瀧川ぬしの需によりて撰進す、是は今般百人組の頭となり給ひて、當直の行厨（べんとう）に攜らるゝ食器の蓋に記されんが爲なり、當代濟々たる多士の中にも、かく心を用ひ給ふ事、感賞すべし。

是は宋の汪信民と申人、平生儉素を貴び、總じて人は食物に奢をいましめ、蕪大根やらの品々を咬候（くひ）程の心ならば、百事も做（じゅうたゆ）すべしと申されければ、胡康侯此言を聞て深く感賞いたされしと、聞見錄及朱子小學書などに載られたり。いかにも天下の大なる所に志ある君子は、惡衣惡食を恥ずして、一途に國家の爲に心を盡し申さるべき事にこそ。されば御當家に聞えたる賢相

咬二得菜根一
百事可レ做

平蓋

本多佐渡守正信は、朝夕の食に蕪菜・大根の類を用られ、板倉内膳正重矩は其居間の額を咬菜軒と題せられしなど、見つべし。

汁不二素餐一分

飯粒々皆辛苦

是は漢の朱雲が傳に「朝有二大臣一、無レ益二于民一、曰二尸位素餐一」と記され、功も德もなく、空しく其位に居て其祿を食ふ者を、古より尸位素餐といふ也、されば詩の伐檀に、彼君子兮、不二素餐一兮とは詠じけるなり。

是は唐の李紳が憫レ農の詩に、「鋤レ禾日當レ午、汗滴禾下土、誰知盤中餐粒々皆辛苦」と作れる如く、實に米穀は農民辛苦の手より出れば、其人を養ひ命を維ぐを貴て、鄙賤の身にさへ菩薩と唱へ、一粒も麤末にせず、まして君子たる人、これを察して三度の飯に向て百いの黒ゐの強いの柔ゐのとは申まじき事なるべし。

東照宮御遺訓附錄に、井伊掃部殿家老岡本半助、或時江戸に於て掃部殿へ申けるは、總べて儉での覺悟肝要にて御座候、御家中若常々儉約に無二御座一候て困窮仕候はゞ、平生迷惑仕のみならず、俄の大事に至て御用に立難く候、尤殿の御制法堅固に御座候故、御家中の諸人も不覺悟は仕間敷候へども、彌儉約を守り、奢不レ申樣に被二仰附一可レ然と申ければ、掃部殿仰には、汝が申如く也、我は昔の風儀を少も忘れず、常に自身先儉約を行て人に見するぞ、旅に出る時も、其先々在所の物を料理さする也、品川にては蛤、八王寺にては芋蕨なり、是權現樣常の上意に、身をつみて人の心にとゞまれとは被レ仰たる儀を尊て、かくのごとし、我が行ふ事不レ成事は、家中の者に無理におこなへといはぬものぞ、尤人の生附一樣にはなきにより、好と不好と有ものなれば、よき事とてあまり法度數多きはあしきぞ、千の内より百ゐらみ、百の内より十、十の内より一を取て肝要なる事を法度せよ、主

よりしきりに法度を出しぬれば、家中せはしく成もの ぞ、人々の守りよき程のかげんを立て、人の心に背かざるやうに法度を言附、おのづからつとむるがよし、家中一和していひ事なきが、今時上樣への御奉公ぞ、今度澤山へ歸り、法度を不レ出して國中に儉約を示すべしとて、頓て澤山へ歸り給ふ。入城の日、道にて江戸より供にて上りたる諸士を悉呼寄、木綿布子羽織數多取出し、家老出頭人をはじめ是を與へられ、其上にて仰けるは、吾我が親、汝等が親共は、日夜甲冑を著し居たる、是偏に世を治んが爲也、汝等此木綿布子を著も同じ心ぞ、いづれも著候へとて、自身に木綿布子を著給ふ、故に家老共をはじめ家中の士、木綿衣裝を著す。然處に澤山より道迄迎に出し士共、爰をはれと衣裳を飾り出たりしが、掃部殿をはじめ供の士の衣裳を見て驚き、何れも著て出たる小袖を引ちぎりて捨度程に思ひしが、其日より衣裳の奢、法度なくして止ぬ。其後歸城の祝に、いつものごとく家中に振舞被レ下候時、ざく〳〵汁にさしがきなまず（麤）布の煮物に田作入たる料理也、其振舞の上にて咄に、權現樣關八州を領し給ふ時分、御在京なりし時、京法と江戸法と萬事に二樣有ぞ、衣裳も箱根を越候へば上方衣裳をば入物に入置、又京都にて御家中御番衆に御酒被レ下候時は、御吸物に小附、其上に薄茶まで被レ下たるぞ、又江戸にて御番衆に御酒被レ下候時は、何ぞ取肴一色にて被レ下、又湯漬を被レ下候時は燒味噌也。無事の世にても油斷難レ成ぞ、常々儉約ならずして困窮すれば、俄の事に臨て用にたゝぬ物なりと仰ける。其後早朝より掃部殿遠乘に出られ、武士の屋作り麤相なる屋鋪に、健なる色白き男の湯洗して居たり、此屋鋪へ掃部殿馬を乘入見給ひ、其身上を問せらるれば、百五十石取士也、此士を召出して知行加增百五十石與へられ、被二仰渡一には、家居見苦しく、人馬身上に過て所持したるを感ずる也、家居ばかり奇麗にして、自然の事のあるには、家に乘ては被レ出まじき

ぞと被レ仰ける故、家作分限に過て結構にせし者、首尾あしきやうに有レ之て、身持くるしく覺へたり。それより家中の奢しづまりて、今天下に名譽揚給へりと記しぬ、貴賤ともに能々心得べし。

○庚申金名

庚申の月に生るゝ子は、男女ともに金扁の文字を用て童名とする事、俗習久し、年中彼處で生れ此處で生れ、兎角庚申月多ければ、さしも夥しき金扁も用盡し、字彙も字典も底を拂ひぬ。頃日松平何某ぬし、女子を出生、いろ〳〵差支の稱多く、願くはますと唱へ度よし、それにて金扁か金の緣ある文字を選給へと需られ、これには殆こまり果たり。されど峻拒もならず、何とか一工夫して附て進じ申さんと、困工面の金の緣、壽算の目錄左のごとし。

萬壽

日本紀白銅鏡、遊仙窟素銅鏡、萬葉集十寸鏡、八雲抄一德鏡、古史名增鏡。

庚寅中和月吉辰　　信　齋

或人の說に、此頃鋟之助・鑓三郎と附たる男兄弟ありといふ、よく〳〵金扁に差支ての上と見えぬ、手紙に假名も附られまじ、辻番にても讀がたかるべし。

○二月再雪

十七日の夜より又雪降出し、翌十八日掛て春樹飛花の風景頗宜し、韓退之が春雪の詩に「白雪卻嫌春色晚、故穿二庭樹一作二飛花一」と作られしは、卽是なるべし。昔は雪見に顚所迄など口唫して、或は墨水に泛舟し、或は蒲田に引杖せしが、今六十の齡傾きておのづから伏櫪の念衰へ、唯火爐を擁して濁酒枯魚の外なし、古人の「河豚喰て炬燵もあるに寒念佛」といふ一句、今身の上にしられたり。

○深川失火

此節去春の大火に懲毖し、火の元の條令嚴重なるに、日々所々に火事絕ず、剩十九日午後風烈、深川仲町尾花屋より出火、八幡前通り土橋・家鴨へかけて軒を並

し青樓、一時に灰燼となる。余が少壯の昔、此邊に楊柳を手折し日、尾花屋梅本とて日の出の二樓なりしが、近年家道其序を失ひけるよし、今又かゝる橫災に罹る事、痛憫すべし。當昔流行の童謠「伊勢は津で持、津は伊勢で持、レンレ引、尾張名古屋は城で持、レンレ引、土橋仲町は色で持、レンレ引、」今色の世界に色なき身となり果ぬれば、是等の事も皆昔語なるべし。

○火之元掟

一、火之元麤末に致し候者ハ、早速地立店立可二申付一事

一、風烈之節者、町々ニ而所用之外ハ、堅他出不レ致、火之元のみ相守、屋根上庇したみ等へ水打、有合之桶其外へ水を汲溜可レ置事

但、屋根上防之爲、梯子幷水籠・水鐵砲等用意いたし可レ置候。

一、平日竈はいふに不レ及、二階・物置等、總じて目遠き場所はたへず見廻り、夜中はねぶし候節家內を改、消炭其外迄得と見屆可レ申事

一、湯屋を始おふ火を焚候渡世、猶又建具屋・舂米屋は、かんな屑・わら灰幷藁商賣之者は、其品別而可二心附一事

一、ぶら挑燈と唱候品より度々致二出火一候儀有レ之候間、用ひ候度毎、入念しめし可レ申事

一、普請小屋は晝夜無二油斷一見廻り、其外河岸地物置等は別而心附可レ申事。

一、手あやまちいたし火燃立候はゞ、疊ニ而おふひ消可レ申候、尤聲を立、近所へ知らせ可レ申事

一、出火有レ之候はゞ、屋根上其外飛火之防第一に可レ致、以來遠方ゟ之出火ニ而飛火いたし、夫ゟ燒つのり候はゞ、火元と同罪たるべき事

一、出火いたし屋根へもへ拔、又は飛火ニ而燃立候節、近所之者共早速打消候はゞ、其町內鄰町ゟ其者へ、格別之褒美可レ遣事

但、右出銀手當は地主共・表店之者共申合、常々積置

可レ申候、尤次第に寄、月番之番所へ訴出可レ申候、時宜に寄褒美爲レ取可レ申候。

一、火之番行事は、町内を度々見廻り可レ申事

一、風烈之節ハ、名主も支配内見廻り、火之元不レ怠様可レ爲レ致事

一、平日水溜桶用意いたし、水不レ乾様たへず汲入置可レ申事。

一、名主共組合之内貳三人宛申合、常々支配内火之元互に心附、軒近き所に火所を掃、其外火之元不用心に相見え候所ハ、名主共見廻り爲レ直可レ申事

右之條々急度可二相守一、若相背候ハヾ可レ爲二罪科一者也。

寅二月

これは町觸にて、武家へ示し給ふにはあらずといへども、其守にいたりては、武家町家の差別有レ之まじ、堅く心得べき條令なり。武家町家を兼し大令は、御用狀に錄と有べければ、爰に漏しぬ。件の大令に此條令を併せて、町番屋はいふに不レ及、表見世・家々の門口・裏店路次の入口迄悉張出し、前古に稀なる嚴令也。又四里四方場末迄、板屋草屋の上、天水桶に藁帚を立たる光景、恰大門口より五丁町の屋根を見込がごとし。昔年七りんを煽ぐ團扇に、「臺所唐人どもヽ朝晩にわがひのもとを大切にせよ」と題せしあり、戲謔ながらも世敎に益ある事、今更思ひ合せぬ。

○小川町火

廿一日曉八半頃、小川町御使番松平右近屋敷失火、此日當番留守。鄰家八木丹波守類燒、七半時過鎭る。此節火令嚴重の折なれば、御場所柄といひ、江戸中大に騷擾に及びぬ、近邊にても御門番・方角火消・山内家・保科家・島津家何れも出馬、翌朝五時過引取らる。此朝本所へ赴きしに、町々鐵棒引町役人打揃ひ、火之廻り御成日のごとし、或人の說に、御使番より火を出しては申わけも有レ之まじといふ、されど昔年駿河臺の火消上田彌右衞門役屋敷出火の節、何者か讀けん、「昨日まで人の火消をするが臺今日は我が身の上田彌右衞門」、かゝる例もありやけの、つきせぬものは火事なるべし。「かゝるためしも有明の月の部を立出て」といふ文句は、舟辨慶に本づく。

○鑑戒一首

横山町吉田屋が版行、其作拙陋といへども、「御主人と親の恩をば忘るなよ六十年の入用を見て」といふ一首にいたりては、實に鑑戒とすべし、優游と月日を消し、氣のつかぬ素餐は、これを壁書とすべし。版行別紙附上。

○水府斷罰

役料七百石足高二百石被二取上一、隱居被二申付一、本祿之内八百石家督被レ下、寄合差引是迄之通。

家老　榊原淡路守

同　新九郎

役料三百石被二取上一、隱居被二申付一、家督千三百石被レ下、寄合差引是迄之通。

家老　岡崎平兵衞

同　采女

水府勤被二申付一、隱居、本祿之内百石家督被レ下、書院番被二申付一。

庭奉行　關十兵衞

奥小姓　同勝三郎

隱居被二申附一、本祿之内百石被レ下、藏番被二申付一、水府へ引越。

菅根幸右衞門

同　六左衞門

國大番頭被二申付一。

勘定奉行　太田要人

國小普請被二申付一、早々罷下り相愼可二罷在一候、高貳百石取上、七人扶持被レ下。

同　大關治左衞門

國書院番被二申付一、役儀御取上、小普請、水府へ引越。

水庭源介

同　源左衞門

國小普請被二申付一、高貳百石御取上、五人扶持被レ下。

國庭掛　加藤庄八郎

國小普請被ニ申付一、足高御取上、七石貳人扶持被レ下。

井出辰三郎

國小普請被ニ申付一、足高五百石三拾人扶持、此度減方無レ之。

御城附列　大久保伊之介

雲井まで登りつめたる奴だこ
　絲めがきれて落る今助

讀人しれず

○普化開帳

當春小金一月寺に安置普化禪師の像、淺草寺院内念佛堂に於て開帳、直に淺草ゟ本所通りをゆくべきに、それにては途中觀美の甲斐なしとや思ひけん、密に海上を品川願行寺へ遷座し、大通りを淺草御門さしてねり行く、江戸中虚無僧數百人粧飾りて陪列す、此事余が童卯の昔ありければ、五拾年の星霜を經べし。十八日雪にて日送り十九日晴風、中路へ押出しける頃、深川出火、ことの外混雜に及ぬ、明頭來明頭打、暗頭來暗頭打、四方八面來旋風打とは今日なるべし。明頭來已下普化禪師の語、虚無僧本則に見ゆ、虚鐸傳記を考べし、普化禪師統系、左に記す。

第一釋迦　第二摩訶迦葉　第三阿難　第四商那和修　第五優婆毱多　第六提多迦　第七彌遮迦　第八婆須密　第九佛陀難提　第十伏馱摩羅　第十一脇尊者　第十二　富那夜奢　第十三馬鳴　第十四迦毘羅摩　第十五龍樹　第十六迦那提婆　第十七羅喉羅多　第十八僧迦難提　第十九伽那舍多　第廿鳩摩羅多　第廿一闍夜多　第廿二婆修盤頭　第廿三摩挐羅　第廿四鶴勒那　第廿五師子　第廿六婆舍斯多　第廿七不如密多　第廿八般若多羅　第廿九菩提達磨　第三十慧可大師　第三十一僧璨鑑如　第三十二道信大醫　第三十三弘忍大滿　第三十四慧能大鑑　第卅五南嶽　第卅六馬祖　第卅七盤山　第卅八普化

○二月三雪

廿八日公家衆御對顏として登城、雨は附物なれば、前夜より微雨ふり出し、當日風雨、午後雪まじり春寒甚し、一昨昨日打つゞき晴和にて暖氣甚しかりしは、此雨雪を釀しけるにや。京家退出回勤、御馳走中川細川の御跡乘、其艱苦察すべし。廿九日晴、北風烈し、巳刻過、青山通り失火、此節の嚴制故にや、早く鎭りぬ。朔日御返答、雨、二日少し晴、三日雨、四日御能、雨、五日六日雨、七日歸洛、雨、十日の間、晴は只一日なり。清明時節雨紛々唐人詩句。の習とはいひながら、今年のごとく降つゞきしは稀なるべし。公家は敕使廣橋一位殿甘露寺一位殿、院使は日野中納言殿なり。

明後は飛脚のよし聞及びければ、眼鏡に燈を挑て禿筆を染ぬ、十三夜人定鐘。

庚寅漫錄　第九編

○緣山平和

三月六日、增上寺方丈再住被ニ仰附一、畢て御靈屋別當伴頭已下其旨可ニ相心得一旨、老中これを演達せらる。下說には、今度召下されし知恩院大僧正幷大奥より頻に御わび言有レ之、再住に及びけるよし、此上は寺家色衣の事は、先規のごとく停止せられ、去冬放逐せし寮家の僧は差免し候とも、方丈の心次第たるべしとの御沙汰なりといふ。廿一日、御裝束所幷方丈向上棟の式あり、御新營御造畢に付て、翌日方丈へ御引渡し、一山平和になりける事目出たし。

○蘭人參府

加比丹四十ゲルマキン・ヘキツリキス・イランコフ

役人三十　カルレンス・ヒユルヘツトコ・ヒレネンベ

當春は去年シキボルト一件に付、醫者は出府を差止られ、加比丹役人兩員のみ、是迄石町長崎屋へ誰渠となく所緣を求て面會自由なりしが、當年は嚴しく停止せられぬといふ。余本所へ赴く日、脇坂家の門前にて回勤の體を觀る。

○角力上覽

三月廿三日、吹上拾三間御門外にて角力上覽、取組左のごとし、大關長州阿武松を始として多分東方の勝なり。

前行司 木村梅之助

若駒　都藤　伊勢戸
松ヶ枝　海殿　岩川

同 木村琴次郎

貴崎川　上總山　山風　吉野山
浦波　東蘆　高雄山　鍬石
筑波根
小暮

同式守勘太夫

高砂　栗谷川　角力　三芳野
四ヶ海　豐崎　松尾山　飛石
梶ヶ浦
甲川

同 木村喜代次

岩瀧　鈴鹿山　若野森　唐錦
廣瀬川　唐澤　豐ケ關　錦野
荒石　楠
都川　三熊川

同 木村庄九郎

揚卷　藤川　麓石　三森
由良湊　鳳　朝嵐　三階山
波渡　小田川　上總山
船橋　貫　鳴瀧

同式守源太郎

立石　都川　九十九山　車牛
唐絲　駒ヶ嶽　唐濱　兜山

橘　鍬形　葛城
和田濱　若狹山　鯱

同式守文太夫

四角山　陣立　若野音　七ッ島
甲石　大海　鍬ヶ崎　鏡山

眞賀玉　大鐘　大谷川
朝ノ戸　千鳥川　橘

同 木村庄太郎

揚羽　大瀧　鰐石　鳥谷
錦岩　勢　相生　朝風

小倉山　卷ノ戸　野渡
更科　荒海　澤風

同 木村庄藏

繪島潟　和田浦　眞力　黑岩
出來山　小松山　待乳山　荒熊

同 木村庄之助

東關　荒馬　岩戸山
鷲ヶ濱　秋津風　緋威

中入後

行事 木村梅之助

二本松　湊川　揚高
藤繩　岩出山　谷ヶ崎

同 木村琴次郎

鉾ノ森　虎ヶ石　稻光　高岩
繩田川　岩嵐　忍山　絹川

駒嵐　吳竹
控山　二見崎

同式守勘太夫

越野川　櫻島　和泉波　谷渡
朝霧　若狹山　兜　八島

同 木村喜代次

名古浦　加古川　黑髮
東形　淺尾山　甲渡　旭森

小町川　丸勢川
萬力　黑鐘　平岩
岩戸山　廣岩

同式守源太郎

若木野　鋸　荒濱　陸奥
泉川　猫又　東川　鍬原泉
茨木　相島　小松島
最上川　竹波　相撲山

同木村庄九郎
松ヶ崎　比山　大島　關留
玉木　荒金　黑馬　片男浪
陣鐘　松ヶ浦　勇灘
淺香波　宮垣　御幸野

同木村庄太郎
笹波　山ノ羽　志が浦　荒駒
高濱　島ヶ崎　島ヶ峯　藤川
錦山　岩ノ戸　溫海嶽　荒潮
有知山　東嶽　立神　舞鶴
大江山　山崎　松山　淺尾山
高見山　小錦山　伊勢濱　常山

同木村庄藏

荒井崎　常磐戸　大濱　由良海
柏山　立田川　錦　越ノ海
璞
武藏川

同木村庄之助
越ヶ濱　柏戸　阿武松
勢見山　黑柳　稻妻

前後都合百八番

五人掛取組

行事木村庄之助
槇ノ戸　柏山
虎ヶ谷　常山
阿武松　松ヶ浦　稻妻　更科
小倉山　舞鶴
葛城　鯱

上覽後一兩日過て、龍土伊達家にて一覽あり、引續兩國回向院境內に於て例のごとく興行、版行番附別紙のごとし。

○五所亂妨

此程五箇所の爭鬪、公廳に達し、或は入牢御吟味、或は內濟取結びにかゝり居ける。其一は、鳥居坂京極家者ども、藪下娼家を打破り死傷あり。其二は、溜池の相良家の者ども、赤坂娼家を打破り死傷あり。其三は、十番馬口勞廣尾の原にて酒宴の餘、婦女に侮られ、些事を得ずして刃傷し、又同所にて火消屋鋪奴卒ども、豐澤村人民と鬪爭し、其四は、土州の者ども數寄屋橋外小西の酒店を打破り死傷あり。其五は、一橋御屋形の者ども、神田橋御門番所へ狼藉し、當番戸澤家の面々制禦にこまり候よし。初日御吟味一應畢て、下陣にて其事にあづかりし者六人、戸澤家へ預、一橋の方も四五人同道人へ預、尙御吟味有べし。赤坂は相良の高挑燈を木戸口へ押立、白刃を拔て守り居て、太鼓を打て大勢取掛打こはし、靜々と引取けるといふ。

○花之三月

今春は閏月あれば餘寒長く、下旬へ掛てやう〳〵花盛となり、火事沙汰も忘るばかりなれば、御殿山の櫻・上野の櫻・土手の櫻・仲ノ町の櫻・小金井の櫻など、花に戲れありく者多し、櫻かざして今日も暮しつと詠せしごとく、目出度御世の一樂事なるべし。

庚寅漫錄第十編

○高橋落著

高橋作左衞門一件、去年中長崎奉行本多佐渡守、彼地にて蘭人へ吟味を盡し、密々渡置し品々逐一取戻し方、至極行屆候趣、歸府之上、執政ことの外感賞有レ之候よし。當三月廿九日、當人以下連座の者ども御裁許左の如し。

遠島
御書物奉行天文方兼高橋作左衞門總領天文方見習
高橋小太郎　寅二十五

存命に候へば死罪
御書物奉行天文方兼
高橋作左衞門　四十六
二丸火之番高橋作左衞門手附曆作測量御用手傳出役
下河邊林右衞門　五十三

中追放
秋元忠左衞門組御徒高橋作左衞門手附出役
川口源次　四十八
御書物奉行同斷手附當分出役
吉川克藏　五十七
御細工所同心組頭改方勤方八郎左衞門悴同斷手附
門谷清二郎　四十四
大御番小笠原備後守同心
永井甚左衞門
西丸裏御門番之頭男谷彦四郎組同心高橋作左衞門手附出役
浦野五助　五十
大御番米津內藏頭組同心同斷
今泉又兵衞　六十
表火之番
大場斧三郎
西丸御先手中山五郎左衞門組同心
出野金左衞門　五十六

江戸十里四方追放
同斷
同斷
江戸構
同斷
押込
同斷
同斷

手鎖
本石町三丁目
長崎屋源右衞門　五十六

無レ構
表火之番
豐田清次郎　三十一

右於二評定所一、村上大和守・筒井伊賀守・曲淵勝次郎立合、大和守伊賀守申二渡之一。

押込
長崎奉行大草能登守家來
小野平兵衞　四十三

右於二同所一、村上大和守・榊原主計頭・曲淵勝次郎立合、主計頭申二渡之一、

新御番頭
高橋駿河守
名代
野呂理右衞門

去戌年阿蘭陀人參府逗留中、高橋作左衞門・土生玄碩儀、不レ輕品々阿蘭陀人へ差贈候處、及二露顯一、右品品ハ取上、當人ハ勿論、一件ニかゝわり候通詞其外夫々御仕置被二仰付一候。一體逗留中於レ宿不締之趣相聞候、前々之規定も有レ之儀、其方長崎奉行勤役中、殊二在府中之儀一候得者、別而入念可二申付一處、右樣之儀も不二心附一罷在候段、不念之事ニ候、依レ之差控被レ仰二付之一。

右別紙之趣、大和守宅にて同人申二渡之一。

父之作科遠島
御書物奉行天文方兼高橋作左衞門次男
高橋作次郎　寅十九

右於二評定所一、村上大和守・筒井伊賀守・曲淵勝次郎立合、大和守申二渡之一。

○男女公事

舊冬本多佐渡守歸府之節、家從の內、彼地遊女又は浮浪の女を誘引し、江戸へ廻したる惡事逐一露顯し、閏三月十四日呼出し、一應吟味の上、左のごとし。

長崎奉行本多佐渡守家來
一通り尋之上揚屋へ遣　伊藤半右衞門　四十

一通り尋之上入牢　惣之助　二十六
　同人足輕右半右衞門若黨兼相勤當時麻布永松町政五郎店島田惣之助事
　長崎遊女ニ而當時右惣之助妻舞袖事
一通り尋之上揚屋へ遣　た　き　二十
　本多佐渡守足輕にて同人家來脇屋馬之助若黨兼相勤當時麻布本村町孫兵衞店間宮傳次郎事
一通り尋之上入牢　十　藏　四十六
　長崎ニて洗濯渡世致而當時右十藏妻
一通り尋之上揚屋へ遣　い　そ　二十八
　本多佐渡守役割仲間當時本芝一町目文五郎店
一通り尋之上入牢　嘉　兵　衞　四十七
　長崎ニ而洗濯渡世致而右嘉兵衞妻
一通り尋之上揚屋へ遣　と　み　二十六
　長崎遊女ニて當時木挽町六丁目武兵衞店勘五郎方ニ居ル歌扇事
同斷　か　ね　二十

一通り尋之上入牢　西村新三郎　三十二
　本多佐渡守近習ニて供頭兼當時大御番石渡龜次郎長屋罷在ル浪人大內新三郎事
　同人足輕駄荷宰領當時堀江六軒町新道源二郎店兵治方ニ居ル柳澤幸次郎事
同斷　兼　藏　三十三
一通り尋之上揚屋へ遣　は　な　十六
　長崎ニて小商物致候當時右兼藏妻
右筒井伊賀守役宅ニて、山岡五郎作立合、伊賀守申渡。

○駒場御成

閏月十八日、內府公駒ヶ原へ御成、此日天色快晴、七時西丸へ還御あらせ給ふ、御獲物雉五十餘頭、近年稀なる事なるべし。兩三日經て、西丸御小姓・御小納戸を御本丸へ召され御料理被ㇾ下、且御園中にて汐干を仕べしとて、頓て其所へ出れば、御泉水に汐干の景を仕掛、蜊・蛤・蜆を始、種々の魚類夥しく、活潑の勢いかにも眞の海濱に異ならず、各これを拾とりて拜辭して退出す。是當年內府公御成格別の御手際なりしは、畢竟平生何れも御馬術等は修錬なさしめ奉りける故なりとの御賞美なりとぞ。かゝる營中の祕は、孔光が默せし事なれども、美談なれば、きくまゝに爰に記しぬ。

○風雨雹凍

廿七八日大風、南より吹て煖氣甚し、廿九日午後風替りて俄に北風烈しく、雲雨叢起、電光赫々、飛龍在天の勢、其光景怖るべし。御城より北の方板橋・千住掛て雹の降事夥しく、寒氣膚を裂くがごとし、雹の大さ或は茶碗のごとく、或は唾壺のごとく、或は粉團のごとく、或は鐵丸のごとし。此日相馬家通行從者の輩多く菅笠を打貫れ、總じて往來の人々怪我ありしといふ。鐵砲洲奧平家の廏の屋根を卷取て寒橋の向へ落しけるなどは、まさしく飛龍の所業なるべし、下谷淺草邊にては人家の破損甚多し。此日此刻余あたごの下佐伯侯の邸舍迄行けるが、便輿の窻より東北の方を覗ふに、いかにも非常の氣色なり、御城より西南は只風雨のみ、一奇と申べし、これより兩三日打つゞき寒氣冬のごとし。

○祭禮出物

當六月山王祭禮、定式の外出物番附、左のごとし、相替らぬ目出度例なるべし。

おどり　七番
　本町一二丁目　本革屋町　金吹町　本町三四丁目　岩附町
　山本傳左衞門　益田文左衞門　加藤助右衞門
おどり　八番
　駿河町　品川町　同裏河岸　本兩替町　北鞘町　伊勢町
　竹口庄右衞門　大坪作十郎　馬込勘解由　加藤助右衞門
ねり物　九番
　本小田原町　瀨戶物町
　小澤仲次郎　加藤助右衞門　驚吉右衞門
おどり　拾番
　本船町　室町三町分　本町三丁目　裏がし　安針町

ねり物　拾壹番　本石町四町分　山本傳左衞門
おどり　拾二番　西河岸町　千柄清右衞門
ねり物　廿二番　長谷川町　寶澤町　倉本八右衞門
引物　廿三番　銀座三町分　同四丁目　池谷權兵衞　村田佐兵衞　長谷川伊右衞門
御伺物　廿四番　通四町分　呉服町　元大工町　樽屋三郎右衞門
引物　廿五番　上槇町　檜物町　星野又右衞門
おどり　廿六番　本材木町四町分　薄町　元四日市町　多田内新助　竹口庄右衞門
ねり物　廿七番　青物町　左内町　竹川町　曾我小左衞門　倉本八右衞門　千柄清右衞門
おどり　卅五番　出雲町　芝口一丁目　兩側　坂部五郎左衞門　兼房平十郎
ねり物　卅六番　彌左衞門町　新肴町　具足町　柳町　本材木町八丁目　長谷川伊右衞門　千柄清右衞門　倉本八右衞門　村松源六
おどり　卅七番　水谷町　和田源七
おどり　卅八番　山下町　南鍋町　島崎清左衞門　長谷川伊左衞門　長尾文藏
おどり　卅九番　數寄屋町　星野又右衞門
御伺物　四拾番　南新堀一丁目　靈岸島四日市町　同疊町　北新堀町　箱崎町一丁目　大川ばた　富田平兵衞　清水太一郎　濱野卯十郎
ねり物　四拾四番　常磐町　和田源七

續道聽塗說終

昔ばなし

此度享保寛政度之御趣意被二仰出一、難レ有御趣意に付、享保度之儀は不レ存、安永度より寛政度頃之江戸表町之風俗、見聞およびあらまし左之様に覺候。

一、其頃男之儀は、冬木綿類之外著用不レ致、年禮又は格別之節は絹袖（カ）◎紬之外一切著用不レ致、夏は木綿單物、染地は多分片面小紋單物、羽織之儀は絹麻之外著用不レ致、帶之儀は小倉、若きもの黑紗綾樣之類計締る。夏はすげ笠、老人は竹笠かむり候、冬は頭巾と申物、輕きものは多分かむり不レ申候。縮帷子は身柄相應之人か、又は家持町人抔著用いたし候と覺候。

一、女も右同斷、中より下之分は、平生不レ殘帶は花色太織計之樣に覺候、尤武家方右同斷、格別之節は紗綾抔締候樣おぼへ候。夏單物は木綿奈良晒、帷子縮之儀は身元相應之人又は家持町人之妻娘之外は、不レ致二著用一候樣覺候。夏は今の如く日傘と申物さし歩行候もの一切無レ之、皆すげ笠計かむり申候。天明の頃、市村座にて、其頃名代の市川門之助、おなつ清十郎の狂言に、富本の淨瑠璃の文句に、「向ふ通るは清十郎じやないか、笠がよふにた菅笠が」とある文句にて、今姿に引くらべ候へば、清十郎を旅人の樣におもはれ大笑ひ。日傘は身元相應之人、家持町人之妻娘抔さし候と覺候。冬今の如く御高祖頭巾と申物、下々にてはかむり不レ申、宜敷人前同斷。總體女前かけを致し外へ出るを恥申候、今とは殊之外相違に御座候。下帶之儀は能き人は白絹、下々にては男女とも白晒木綿に御座候。安永天明の頃、夏祭と申淨瑠璃に、「國七おかぢの文句に、「自まんで加賀の下帶かへし」と申文句にて其頃の姿御推量、男だて右の通り。

一、男女ともに今のごとく鼻紙袋と申物入歩行候者無レ之、其頃はとんぶりと申紙入有レ之、たま〳〵右品入候ものは、能衆のまねをいたし候旨そしり申候、平生用ひ候事無レ之候。他出いたし候ても、今の如く途中にて食事など致候儀多分無レ之故、紙入抔も入不レ申候。小遣錢持歩行候儀不辨利故、◎圖の如くの錢

入、寛政之末頃より流行いたし候。途中にて無レ據食事等いたし候節は、そば切又は燒團子抔に御座候、今の如く所々に料理や・茶漬屋・煮酒屋抔と申もの、今の如くには無レ之候。

一、男奉公人之儀は、餘程重役に相成候迄は、多分羽織など著いたし候者は一向無レ之候。女奉公人、譬何程給金取候ものにても、帶は平生木綿計にて、主人の供抔に出るか正月抔は、太織・紗綾類締申候と覺申候。其頃の川柳に「おもそうに下女が木綿のうしろ帶。」

一、女髪結と申もの無レ之、其頃葺屋町新道駿河やと申茶屋の母におさいと申もの上手故、其者結歩行、夫より女髪結之元祖の樣に相成候。

一、途中にて駕籠に乘候ものは、身元宜敷人か病人ならでは乘不レ申物と存居候、幷うなぎ抔は輕き者は喰はぬものと存居候。尤今のごとく駕籠や・うなぎ屋抔と申ものは、十町に一軒位ならでは無二御座一樣に覺候。

一、上菓子屋と申は、金澤・鳥飼・鈴木・飯田町津保屋之外、宜敷菓子やは餘り無二御座一樣に覺候。

一、右樣之風俗にて、おごりと申物無レ之故、自ら下々暮し方宜敷、第一御上樣ゟ御苦勞相掛候樣之儀少く、たま〳〵被二相手取一候得ば、殊之外恥入候事に御座候、夫故地代店賃滯り候樣之儀無レ之、是非晦日々々には可レ納物と存候、若一箇月にても滯り候得ば、殊之外恥入候。今の如く金子借用等之儀は勿論、無レ據儀にて質入抔いたし候節は、殊之外恥入、目に不レ掛樣に夜分持參り候事に御座候。

一、右樣之ごとき風俗故、男女とも人氣溫和にて暮し方心安く、自ら諸色とも下直故、下々にても四季折々、芝居見物參り・花見等には、心安きもの又は相長屋之者抔誘行合、前夜より辨當仕度いたし、たがひに持參り候故、其頃之洒落に坊主持と申事流行致候、若にぎり飯抔携居候得ば、今日は御花見か芝居見物か抔と申候、其頃之通言に御座候、是にて御推量可レ被レ成

候。

一、歌舞妓芝居三座・操人形座三座道具抔之儀は、不レ殘張子紙にてはり拵、銀紙丹墨塗にいたし、三印と申安でいにて模樣を書用ひ、衣裳其外給金等に至るまで是に准じ申候。夫故操座は正月二日、歌舞妓座は正月十五日相始、顔見世は霜月朔日より、右之通一箇年中無レ滯興行致し候故、何れも繁昌いたし候、顔見世しばらく見候には、遠方よりは提燈にて參り候。

花見は、上野・日暮・飛鳥山、わけて日暮賑ひ申候、夫故其頃は歌・淨瑠璃・おどり・俳徊・狂歌抔の會は、多分日暮にていたし候、今のごとく向島へは一向人參り不レ申候。其頃のほつ句に、

淋しさは十六日の隅田川

と申ほつ句御座候、是にて御推量、尤三月十五日は梅若殊之外賑ひ申候。

一、花見には前文之通辨當持參いたし候、當年は辨當無レ之、奢可レ申といふ人は、山下之濱田屋へ參り候は格別之大おごりにて、今の八百善・平清へ參り候心持に御座候。其外の料理屋は葺屋町河岸五井屋、其外は寄合茶屋計り之樣に覺候、尤其頃右二軒は名代に御座候。

一、安永の頃より、堀の内妙法寺少しはやり出し、參詣も餘程御座候得ども、食事之儀は多分腰辨當にて參り候。其頃成子に婆々の茶漬と申有レ之、是は皆寄申候、其頃は成子より山之方畑道往來いたし候、右ばゝの茶漬、江戸七色茶漬の元祖に御座候と覺候。

一、男女はき物は、多分下り雪踏・地せつた、鼻緒八幡黑なめし革最上に御座候、下駄は革鼻緒竹じんぼう計りに御座候、今の如くなる男女のはき物は一切無レ之候。

一、右之風俗故、芝居所々盛り場は、今よりは殊之外賑ひ繁昌いたし候樣覺候。

一、總體右之風俗故、自ら人氣溫和にて、正月松之内五節句・盆抔には夫々家業相休、羽織著用にて皆禮に

相廻り、皆々打寄遊申候。是は在方三日正月の餘風に御座候、當時は是も殊之外みだらに相成候。
荒増見聞いたし候儀相認、御一笑可レ被レ下候。

寅二月

右認め候者は、狩野方肝煎吉右衞門と申ものにて、七十二歳に相成候老人にて候。
天保十三寅年上野御普請小普請方立合御入用引合中寫レ之。
文久二戌年七月、竹橋御藏地内大筒置所新規御普請之節、立合御勘定方新井丈一より借受寫レ之。

昔ばなし終

燈前一睡夢

未定稿
他見禁遏

蹇同謂人

おもひ出るまゝ、たゞ筆に任せて書走らすゆへに、前後錯雜不レ整、たゞ踏襲竊盜の所爲無き而已。

蹇同老狂

聞儘草

大谷木蹇同筆記

天保の昔、南鍋町に風月堂といへる菓子商ありて、この家の娘すぐれて顔色容貌のうるはしきをもて、水野越前守この娘を養女として御本丸へ御奉公に出し、十二代公の寵妾と爲したり、ゆへに風月堂の主人も水野家に親しく出入し、その手先と成て世上を物色して密告する事多かりし。奥向の事は、この女に探索させ、下々の事は、風月のあるじに偵知せし事多かりし、蹇同つねに有識者と談、此人に及ぶ毎に、稱して不世出の英傑、遠く遼かに白川侯の上に出るの人物とす。此人を敬し得ざるは、下手の馬乘りと同じく鞍上不達者なれば、馬たゞちにこれを覺りて、平日他人の乘つて眞正の足を出す馬も、侮りて横著をかまへ、前脚など動かして土地を攪る眞似などして、

鞭をあつるも、かくを入るゝも事ともせず、實にいま〳〵しきにくきもの也。

天保十四年、質素節儉の御改革御趣意の觸れ傳へて、大坂に達せしかば、天滿・北新地・堀江三箇所の劇場取拂になるべき事を嘆きて、芝居掛りの者ども一同に申合せて、奉行所へ歎訴しけるは、此度芝居取拂に相成候ては、同所にて生活致し居り候者ども、凡そ三百人餘、差當り渡世の致方無レ之、必死と難澁致し、途方を失ひ、路頭に迷ひ候儀に付、三百人の一命を御救助被レ下候と思召し、是までの通り御免し被二下置一度、一同この儀を願ひ奉る由愁訴しけるに、芝居掛りの與力内山彦三郎これを聞て、至極尤の儀也、さだめて難儀の事は察し入て候、乍レ去此度の御改革は、天下誰一人たりとも難儀せざる者無レ之、數萬人の命にもかゝはる程の事を御構ひ無き事なれば、三百人ぐらゐの事は決して御取上げは無レ之候、奉行へ云ふまでも無き事也と、江戸表より出役せし人々列座の前をも憚からず、大音に云渡せしと云々。

この彦三郎は東組の與力にて、大鹽平八郎を召捕に、かのみよしや五郎兵衛宅へ一人にて踏込たるもの也。

又この御趣意の事を、四座の猿樂どもへ被二仰渡一には、其方ども何れも諸大名へ被レ呼候て能興行の時は、謝儀の禮物を多く取り候うへにも、又習事傳授など唱へて餘分の謝物を取り候事、甚以不レ宜也、それゆへ諸侯の家にて能を興行せんとするも、入費多きをいとゐて、おのづから爲さゞるやうに成りゆけば、つまる處其方どもの身の爲に成らぬ事也、以來は其家々々の例式に任せて、謝物の多少にかゝはらず勤むべし。またこれまでは他流の者と一所に會せざる事なれども、以後は互ひに申合せ打混じて爲すべし、これ畢竟家業繁昌の基也、この時金春太夫申出けるは、委細奉レ畏候間、以來左樣心得可レ申候得共、他流と相混じて興行の事は、古來よりして流儀の掟に無レ之

事に候間、此儀は何處までも御免を蒙り候との事にて、然らば追て沙汰に及ぶべきとて、そのまゝに成けると云。

一藝あるものの見識、まさに斯〳〵あらずんばあるべからず、感ずべき人物、かの小道といへども、必ず見るべきありとはこれなり、定めて此人阿堵物に顏色を假さゝる人物なるべし。

蹇同云、この人にして此言あるも、畢竟はこれ平素貴人と交りて、その爲すところ自然高尚なるがゆへ也。一體能役者なるものは、俳優の同僚にして、長吏彈左衞門の配下に屬し、かの柏筵才牛のいふ如く錦衣を著する席上の花兒也。またこの猿樂なるもの、鎌倉幕府の制定には長吏の支配に在て、かはら乞食と伍を同ふするも、關東幕廷にては町奉行の支配にも屬し、また觀世寶生の如くに大樹公の御師範と成り、御舞臺に出て御用を勤むる時は、參政方御直支配の景況なる所もあり。定めあつて又定め無き、所謂ちうぶらりんおもしろき境界を渉るも羨まし。然れども予が平素達觀豪視の活眼上より、これを看下する時は、封建世代薄給小吏（當時の俚諺に上下著用の祿盜。）にはやゝ優りぬべし、（郡縣聖代にも隨分袴羽織著の乞食が澤山見える。）如何々々。

水戸前黄門景山公は、弘化年中初めて謁見して、その骨相を窺ふに、所謂清平の奸賊、擾亂の英傑と皮相し、世を欺くの英雄と洞察せしゆへ、祖翁に就て窃にその履歷を糺すに、

祖翁は御守殿公主の傅たるをもつて、小石川の御館には日々出勤して、内外の事つまびらかに知れたり。

この公が十二代大樹公の御勸氣を蒙りしは、御養母にあたらせたまふ峯壽院御方御入輿の時、大城より附添まゐらせし宮女に通せしをもつて也。

御守殿御住居の制度に、上﨟年寄といふもの一人

あつて、(この任に當るもの、大半京都堂上方の息女也。)公主の萬機を裁制するものなり、生涯奉公、終身不犯を誓て奉職する者と云。

この公主の媵として來りし宮女(高松三位の娘也。)顏色美麗なるを以て、大城に在りし日、十一代公すでに專房の寵あらむとして喩慰せられしを、拒んで命に隨はず、辭を放つて謝せしかば、文恭公またこれを如何ともするあたはず、然るに公主に媵して小石川の御館に在るの日、景山公これに迫り、奸して懷孕させぬるを以て、公主大に怒りたまふて、この事を大御所へ言上なしたまひけるに、大御所の御言に、女は經水淹滯して血塊など成る事あるものなれば、醫に診せしめて療養せよとの御事にて、(內實は墮胎せしめ快復を俟て。)京都へ差戻しけるに、景山公なほこれに戀著し、黃金及び諸品を贈送して、乞ふて呼戻したれども、公邊を憚り茨城へおくりて閉ひ置たり。ゆへに定府の御家格にて不都合なるが爲に、追鳥狩・調鍊海防抔と名をつけて國籠りのみしたまひ、つゐに駒込へ禁錮せらるゝに至りぬと云。

この女、其名を呼で唐橋と稱せり、當時尾紀の兩公にも此女の容色を賞せられ、小石川の御館へ御入來の時も、この唐橋御酒宴の御取持に出れば、深更までも快よく御遊びあり、もし故ありて宴席へ不參なれば、たゞちに歸御ありしと云ふ程也。景山公この女の爲に亂行に及ばれしと聞て、兩公ともにそれは尤の事也、我々もあの女に迷ひしと云はれしとぞ。

蹇同云、すでに文恭公の命を拒んで應せず、景山公の迫つて說くに應ず、この女の心中甚だ怪むべし。おそらくはこれ景山公と同じく、同窟の妖物なるも知るべからず、また恐れ多けれども二公の面、敢て伊勢物語に出たる好男子にも似ず、嗚々。

又云、文恭公これを聞て定めて怒らざるを得ず、罪せざるを得ず、而してこれを措て問はざるものは、

此公にもまた隨分醜態あるをもつて、おのれを推して人を恕するの仁なるべし。公薨ずるの後四閱年にして、水野忠邦これを愼德公に譖し、毛貫形の御太刀(卽是屬鏤の劍也。)を贈りて自裁を諷せしに、公なほ覺らず、功不レ成名不レ遂、身また不レ退して、董狐の筆を助け、また覺らず醒めず、外患を奇貨とし、阿部正弘のために提燈持となつて得意に誇り、つゐに彥根に御上意と繩をかけられ、會稽の恥をふたゝびするといふは、果してこれ何事ぞや、幕府の內訌、全くこれ景山公の首唱にして、卽是獅子身中の毒蟲なりけり。

又云、濱松彥根は實にこれ不世出の英傑也、然る時は福山は、またこの二人の上に出で、百尺竿頭一步を進むるものか、この獸をよく使用して、人の爲に嫁衣裝を製せしめたりや。

景山公が驕慢を以て罪を得られたるは、當時の人々目擊實視してよく詳悉する處なるが、まづ御知內の寺院を破卻し梵鐘を潰して熕鹹と爲し、石佛を倒して道路の砥礪と爲し、敕額を卸して僧徒を放逐せられし類、京師へ聞へて、京師より將軍家へ內命ありしも也。世上にては如レ斯事情は知らず、太平至治の日あたりて追鳥狩と名附けて、武を講じ兵を鍊るの評判高かりしかば、幕府にては或はその野心を挾み不軌を謀るの嫌疑をもつて、禁錮を命せられしとのみおもへり。すでに嘉永五年の六月廿二日西丸炎上の時、藤堂家の儒臣鹽田隨齋なるもの、下谷和泉橋の藩邸より遙かに火を望みて、西城と見とめ、急遽に同邸諸士の家を巡りて大聲疾呼し、水戶殿いよ〳〵御謀叛なり、速に戒嚴せよと喚び步行きたれば、邸中頗る騷擾したるが、事定まりて其妄言を君侯より詰責せられしに、醉中の失言にて恐縮の次第なれども、全くの注意は、御當家は格別の御家柄にても候へば、非常の節を戒飾して、諸家に後れを取らざる樣、兼々心得居り候心底、實意のあまりつゐに我を忘れて、この失言

を吐たると謝して、ゆるされたりと云ふ。

此隨齋は、詩を工にして世に識られ、又同家刊行の資治通鑑の校正に心を用ひたる學者也。

景山公の罪宥められしは、嘉永二己酉年十月廿五日、愼德公水府の上邸へ御立寄被レ爲レ在し時、御妹君の峯壽院御方より御願にて、景山公を豫て駒込の邸より呼寄せ置て、席上の御對顏を御周旋ありしより、赦すとも無く宥むるとも無く、ずる〳〵べつたりに濟たり、ゆへに公けに世上へ隱居の咎はゆるし遣はしたりとの御觸は無かりし也。又この時御簾中にも、御同席にて御對顏をゆるされしと云々。

この時は、予が祖翁なるもの、現に公主の御附にて御館に伺候しけるゆへ、翁より聞く實事也。

また此御簾中と唱ふる御方は、有栖川宮の御息女なるよしなるが、頗る女丈夫にて、景山公も一ヶ目を置給ひ、萬事を胥議するほどの惡才逞き婦人なりと云云。

予弘化年中、ある友より窃に借りて、後藤三右衞門方至が堀和州へ呈するの書を讀み、父に向つておぼえず言を發して曰、さてもよく書たり〳〵、この通り也、なるほどこれには死罪の相場は充分に在る事也、植崎九八郎の如きの及ぶ所にあらず、況や山下廣門をや、三右衞門實に蓋世の豪傑也と。當時憚る所なるをもつて、父叱して復言ふ勿れとす、而して祖翁も心中には大に感佩せしやうす也、畢竟これはまのあたり水越烏甲が不軌の景況を見て知るゆへなるべし。予はいまだ卯角、纔かに西丸下御用屋敷の辻番を破碎するのひゞきぐらゐを知るのみにて、その委しき事は知らざれども、所詮濱松耀藏など、此三右衞門が片腕にも足らず、剪て捨たる爪の先ほどなるべし、況や六藏、噫之丞、故三郎の磊々、人によつて事を爲すものをや。

矢部駿河守定謙が、硬直に身を立て、蹇諤に家を倒せし事は、當時の人々よく知る所にして、果決英斷、人

意の表に出るの政績も多く、堺の尹たりし時、兄弟の訟を古歌もて慰諭せしなどは、北村季文が浦風の文にも委しく、予が言を俟たず。祖翁はかつてこの人にねもごろにせしゆへ、予も幼き時、祖翁の夜話に聞て、定謙が蹇諤の爲に身を失するを知れり。祖翁語りしは、定謙市尹たりし日にあたり、ある時營中御用部屋に伺候せしに、當時の首相濱松侯より一通の書面を渡され、取しらべ申すべきを下命せられしに、定謙これを領受し、其所にて披見しつゝ、この儀は相成不レ申との言を以てせしかば、濱松侯の云はるゝは、併しながら其方同役も在る事なれば、相議して成否を申されよと、定謙答へて、否、たとへ同役に議して、彼はこれを是と爲し可とするも、拙者に於て不調整の見込あれば、如何とも爲し難し、到底此書面は言ふべくして行ふべからざるの空文にて候と云て返上しければ、流石は濱松も少しく色を作したれども、そのまゝ無言にて請け取り懷中にせられ、定謙も座を起て退きけると云々、これより色めきて桑名へ赴く事になりしとぞ。

定謙が訴訟裁斷おもしろき事、くさ〴〵ある中にも、本郷三丁目なる前栽物商人久助なるものの女房、あたり近き傳七と呼ぶ者に奸通せしに、久助これを知て、傳七にいへる樣は、麤末の妻なれども、御好みに候はゞ進上仕度候間、少しにてもその證のしるしを申請け度といひつかはしければ、傳七も合點して、金五兩を肴代としておくれり、且又久助より照會して、この事たとへ示談とはいへども、近邊の聞えもよろしからざれば、何とぞ貴殿には外の地へ居を移されたまへと、再三申斷りしに、その事なく、日々酒宴を爲して新婚の賀を祝し、恬然として省視せざるをもつて、これを訴ふるにぞ、定謙雙方を呼出し、密夫を責めて、何ゆへに約を履まずして轉移せざるやと問ふ、密夫答へて、引移料手當無之候ゆへ延滯に及候、その事已むを得ざるに出で候と、定謙云、成程尤の事

也、然らば引移の入費は上より給借被二仰附一候條、速かに移居すべしと、與力へ申附け錢五貫文を與へたり、傳七大によろこび、女房は取る、引越料は御上よりいたゞく、これ何たる幸福ぞと白洲を退き、腰掛にて多くの公事人に慢言し、悦の眉をひらきつゝ歸宅しけるに、豈料らんや、わが家は封印附きて入る事成らず、こは如何なる事にやと、たゞちに店主の家へ走り往て、その仔細を問へば、家主答へて、さればの事也、先刻御奉行さまの御差圖とありて役人衆相越され、我等を同道して貴宅へ參られ、申さるゝは、傳七儀、今日公儀より引越料を頂戴致し引越被二仰附一候上は、此家は最早傳七宅には無レ之條、左樣に相心得可レ申、且又所有の品は不レ殘缺所相成、家財は久助へ被レ下旨、御申渡有レ之候との答へに、傳七も途方を失ひ、茫然として夢のさめたる如くなりとぞ。

又赤坂氷川の祭禮に、町内の若者ども酒宴上の口論より、負傷の者出來たるを以て訴へ出たり、定謙聞て、何ゆへに酒を呑たるやと、若もの共答へて、例祭町内の店々貧富によらず、勘化申入れ、金錢をあつめ、だんじりなどこしらへ、其跡にて酒宴をひらき、相祝ひ候上の事にて、斯く不慮の儀出來申候と、定謙聞て、然らば町内を廻りて錢を貫ひあつめ候得ば、とりもなほさず乞食の振舞に付、以來其方どもいづれも非人松右衞門の配下と心得べく旨被二申渡一、一同大に驚き願下げを爲しけるとぞ。

此二事、これ祖翁の語る所なるが、おもしろき事也。

蹇同云、大岡忠相根岸鎭衞以來、當時遠山景元を呼んで市尹の名あるものとす、景元、成程天保度有司の一枚看板とも目せらるゝほどの事なれど、予をもつてこれを見るに、景元或は定謙には遠く三舍を避けて、遙かに前歩を讓るべきか。何をもつてその然るを識る、曰、景元には追從輕薄の言無しといへども、承意迎合の色あり、定謙決してこの言

色無し、ゆへに云爾。

就て云、榊原主計頭・曲井伊賀守ともに多年の市尹に在て、當時名あり、主計頭は閣老に向つて憚らず、その言ふべきを貰き、閣老面色を變ずれば、いよ〳〵ます〳〵屈せざりしと、伊賀守は否らず、柳にうけて、兎も角熟考仕り、又同列とも相談の上、(御無理御尤御手はいたみ申させぬか。)よく調子を合せしゆへ、廿年を全ふして五百石の加恩にありつき、主計頭は十九年を精勤して、ヤレ嬉しや來年といふ土俵際にて投られ、五百石を取り逃したり、これと同日に談ずべし。定謙は讒に斃れ、主計頭は支配下の爲に失せり、二人まことに憫むべし、兎に角定謙は幕末の人傑なり。

定謙が喝采を嘖々せしは、三之助を捕縛せしより、彦五郎の名を高く轟せり、なるほど是は人の爲し得ざる非凡の功也。

又定謙が罪狀の箇條を見るに、屬吏仁杉五郎左衞門の不埒を、無理に定謙になすりつけたるもの也、定謙が身に別に尤むる所無し、ゆへに養子の鶴松ふたゝび召出さるゝ事に成れり、其曆數三年を閱せず、これその幽冥無實の判然たる確證也、全く水野・鳥居・榊原が毒舌に罹りし明白也、併し此人深く文事は無きと見えたり。藤田東湖に交り深かりしは、東湖も明敏果斷の吏材あるに惚れ込んで、刎頸莫逆の交を爲せしものならむ。又東湖を定謙に紹介せしは、川路聖謨の媒酌なれば、定謙この聖謨とも斷金の契ありしにや、然れども聖謨は梅ばし吉兵衞の子に似合ず、隨分佞骨を匿して不直、油斷の出來ぬ人物也。

矢部氏が首唱聲譽を得たる三之助捕縛の事を聞くに、其頃部屋頭に三之助と云ふものあり、名は諸家傭僕の長にして、その實は奕徒の巨魁にて、市尹及び火附盜賊改の吟味方與力同心へ深く結び、火附盜賊の新任者へは、必ず部屋頭に住込み居るゆへ踪跡詭

祕にて、これを捕へむとするも決して能はず。（盜賊を吾家に飼ひ置くと同樣也、松浦忠右衞門・奥山主稅兩人、此三之助を飼置たる也。）然るに矢部が新任の日、閣老小田原侯より此事御内意ありて、矢部に捕縛を命せられしかば、矢部曰く、正しく古役の所に有りと聞承候。（古役は松浦忠右衞門也。）加ㇾ之町奉行の支配向へも深く結交依頼候由なれば、容易に捕るべからず、寛緩に收捕致すべしとて、それより病と稱して出仕を停めたり、然れども醫を聘せざれば、一醫の來りて診する無し。

これ世人をして其病を怪ましむる權謀術數也。

ある時三之助に深く結べる組下の與力二人を窃かに呼び、左右を退けて云ふ樣、拙者も長々の所勞ゆへ、彌彌決心して辭職せむと欲す、然るに其方達の知る如く、長髮長鬚なるも曾て一人の醫を招かず、そは四百四病外の所勞なるゆへに、今度職を辭するも、その實は遺憾と醜辱とに堪へずと、與力二人怪んで其所由を問ふ。矢部曰、これを言ふを愧づべきなれども、實は貧病と云ふ、實證難治の疾にて、札差を初め他借負債も爲し盡くして、遺憾ともすべき方向を知らず、ゆへに金策を内々其方共に依頼し度存ずる也、聞說同僚松浦氏の部屋頭三之助なる者は、頗る金策略家有爲の丈夫なりと、汝等が周旋力を以て、内々に此事は成るまじきやと、二人も此言を聞て眞正確實の貧病と爲し、頭支配の内依頼、旁以て承諾し、盡力可ㇾ仕として三之助に談合せしに、三之助元來新任の矢部なれども、その人と爲りを忌憚して居る所へ、存寄らざる事を聞て大に悦喜し、速に欣承して曰、尊公等を疑ふにはあらざれども、願くは矢部公に面謁してたゞちに呈出せんと言ひしかば、二人これを復命せしに、矢部曰、素より公ならざる内々の私事なれば、面會してその委しきを語りたし、併し身分も違ふ事なれば、公然と玄關中の口よりは憚りある間、庭へまはして面會すべしと、二人を嚮導とし、三之助を奥座敷の庭へ

まはらしめ、面會中豫て注意をなし置、符號を以て其場にてたゞちにこれを捕縛しけると也、其翌日より直に出勤せしが、松浦氏たゞちに御役御免と成りぬと云々。

蹇同云、これ前文に記する密夫の家へ封印を爲したる趣向に同じ、赤井越前守が濱島庄兵衞を召捕たると其呼吸を同じくせり。乍ㇾ去松浦氏は古參にてしかも本役也、矢部は新任にて加役なり、その細工趣向甚だ六つかし、殊に有名の惡漢、すでに要路に結び與黨多きに便り、庇護の多きに於てをや、實に偉功奇蹟と云ふを得べし。

矢部氏その人と爲り長身癯貌、眼光炯々人を射る、その人と語るに音吐洪朗にして、吻端時を以て鉤曲せりと、その肝氣の旺盛なる、自ら制する能はざるや知るべし。和歌を好んでみづから詠じ、又よく刀劍を皮相し、賞賜に吝ならず、衣服は清楚を好み常に整然たり。細君もまたよくその敎化に唯從して、よく婢僕の歡心を得たりと。邸宅藉沒の日、細君を誡めて、徒らに啼泣し醜辱を現ずる勿れとし、家宰に令して居宅を洒掃し、書院の牀には、駿州平素愛する所の文天祥が石刻の雙軸を掛け、花を插み、殘る所無くして、受取の官吏を迎へて交附しけると也。

往時大坂市尹たりし日、三上侯玉造口の加番として坂城に在り、これと親善なるを以て、公暇しば〳〵適てこれを問ひ、但州もまた大ひに遠所に良友を得るを喜び、互に思想を展てこれと語り、匿す事無し。一日駿州これを訪ふて談話の際、侯家の出入刀商來り、兼て命じ置たる副刀の裝飾成就せりとてたづさへ來れり、三上侯其座にて覽終り、商に褒詞して歸せしが、駿州これを一見せんを乞ひ、其善美を賞して云、鎭臺の職たる、重罪險惡の者に咫尺間に相對して、鞫問訊詰の際、萬一原田甲斐如き不逞の徒ありて、窃に匕首を懷にし、不測を爲すもの無きを必し難し、然るに此時侍士の佩刀を持つもの、或は隔てゝ後座に

在り、賴む所はたゞ副刀あるのみなれば、副刀は力めて名匠の作を佩て不虞に備へざるべからず、然れ共小祿の士は、この事を知らざるにあらずして、これを爲すあたはずと語りしを、三上侯聞て、如何にも然りとて、たゞちにその副刀をもつて贈られしかば、駿州も謝して、その失言を愧ぢ、再三拒辭終に屈して受領せりと云々。

蹇同云、遠藤但馬守胤統は犬追物數奇の故實家也とおもひしに、此話を聞て其所爲を感佩せり、季札よりも氣のきゝたる人物也、併し日本人の魂は此處が賞美の事也。

獻芹微衷を書きたる松本計機藏（日光山防火夫、八王子在住、千人同心。の話に云、天保八年矢部駿州、北地へ松田傳十郎外二人某を差はして、虜情を物色せしむ。此時傳十郎等ウルップ島に至りしに、魯人こゝに占居して、ラツコを取るを業とせり、且窃に內地人と交易し、米穀蔬菜も澤山所有の景況也。且語りて云、我國曾て貿易を懇請すれども、日本人は蘭人の言を信用して、我が魯を以て險惡なるものと猜忌し、これを拒めり、我に互市をゆるす時は蘭人利を失ふゆへに、構讒誣罔こゝに嫌疑を生ずるなり、我國ゆめ〳〵日本へ對して野心あらず、今此島に來り居るも、日本政府にては此所を捨置て省みざるゆへなり、日本にては境界と云ふ事も無く、土地を捨置けども、我國の主旨は、不毛の地を少しづつにても開拓し、天主へ忠を呈するを以て趣意と爲すゆへに、斯く漸々に著手して墾闢せりと云しとぞ。

又ある日、侯を訪ふて其訴訟收罪繫獄の事に渉り、矢部云、我が職たる、人の罪有るを鞫するの方法は、稍其得る所有るを覺ゆるも、もし自己疑罪を獲て訊詰せらるゝに方りては、如何にすべきやを知らず、必ず其實を述て匿さず、再に至り三に至りても屈せざるべき也と。三上侯こたへて、我も足下も同樣、もし疑罪に罹るの時は不幸といふべし、然る上は一間訊に

は必ずその情を悉くし述ぶべきも、再三と成れば君上の不明を證するの恐れ無き能はざるを以て、おのれを枉げて服從する、これ臣子の道なるべしと、我は悟り居る也といはれしかば、矢部氏も大に其理に服して、甚だ然りと答へしが、後年に至りて、果して其言を守り違がはざりしは、如何にも正直なる人なりと、三上侯老後に世嗣胤城氏に語られしと云々。

蹇同云、駿州の忠肝、こゝにまたその一箇を相見る、綢繆履霜の婆心杞憂も、表發せざる暗々裏に存在舍蓄せる也、感ずべし賞すべし、畢竟此忠魂、卻て群管の妬忌する媒妁と爲りしぞ、長大息々々々。

駿州御勘定奉行たりし時、凶歉に際して、餓莩途に横たはり、百方經營賑恤の計に焦思し、金座の後藤三右衞門を初め、素封富豪の者に諭して金を官に納めしめ、民厄を救恤せしが、たま〳〵西城炎上、文恭公本城に動座したまひ、急に西城土木經營を起して新造に著手せられ、大小侯伯に令して金を獻じ、補助せしめむとせらるゝの事あるにより、矢部氏會計主任の事なれば、つとめて其不可を陳述して云、西城炎上といへども、郛郭に損ずる所無く、要害に於て缺く所無ければ、須らく耐忍して、老君は暫らく二の丸に移らるべく、又各藩に命じて獻貨せしむるも、今や一般荒飢の餘、民力いまだ舊に復せざれば、殆んど堪ふべからず、たとひ彼よりこれを出さむと請ふも、諭して納めしむるに及ばずとして、其時を俟つこそ治道の大體なるべしと、固く執て聽かず、顏を犯して廷爭し、上旨に忤ひ、執政の意見にも合はざるを以て、左謫せられて西城の留守に就けり。蓋しその言の正しきをもつて、程なく小普請支配に出直し、居る二年を閱して、筒井政憲が老せるを以て罷められ、矢部氏再び擧げられて市尹に遷れり。

天保十三年、松代の城主、帝鑑間より京坂の御役をも經ずして、たゞちに御用部屋に入りたる樣子を聞くに、世上にては白川侯の子にて、學文もありて賢明

の聞へをもつて、水戸の景山公の吹擧といへども、さにあらず、豫て多くの賄金を中野石翁に贈りて望まれし事なりと云々。石翁も心安く領承し、頻りに賂を取込たる上にて、先例無ければ、氣の毒ながら周旋は成り難しと辭退せしとぞ。彼家臣なる樋畑翁輔は太鼓拍の役者にて、舞臺上にて懇にせしゆへ、予が家へも來りて父に語りけるは、主人豫てより御役を望まるゝ所より、一體不如意なる身上、賄賂など多きためにいよ〳〵借財を進歩し、當今などは藩士へ渡し物の手當も漸くにて、究すること甚し、併し御役に在れり附かば、忽ちに賄賂に使用せし散財をも恢復すべしとて居らるれども、必死と成て、家中の扶持米給金までも渡し兼るやうに成て、一統の大困苦と成しは、全く檀那が御役を望まるゝゆへ也、それに付ても石翁は不埒千萬なる人也、始めよりその成らざるを知りながら、容易く領承して、取るものをしたゝかに取て突放せり、檀那もこの人にはうまくだまされ候と云々。

天保十五辰年、能登國なる岩木某とかいへる醫師、五歳齢なる男兒を倶して上京し、この兒に書を揮はしめたるに、人々大に珍らしとて、これをその家々に呼寄せて書かしめたるが、この事いつか叡聞に達し、參内をゆるされ、仁孝天皇の御前に召出されて揮毫を命せられ、鶴龜の二字を書せよと敕ありしに、龜といふ字を知らざりしにぞ、天皇かたじけなくも御指をもつて御茵の上に、如此形なるぞとて御書せられしを、これに眼を注て居たりしが、頓て直ちにその通りを書して奉りければ、叡感斜ならず、玉山といふ號を下し賜はり、また御製を副らる、其他種々の恩惠を荷ひけると云々。

右の御短冊、

如何なればいかなる神の如何なれば
いかにをしへて如何に學びし

祖翁知己の京人來て話せしを、予かたはらに在て聞

居たり。

天保十四年十一月中、小普請支配より鍋島内匠、阿部遠江守に代りて、北廳吳服橋内。の市尹と爲れり、此人は宗家を相續せし肥前守齊正後號二閑叟一の兄にて、兄弟ともに予が父の亂舞同門なるが、學文も無く、たゞ普通庸常の人物なれども、水野越州御役被二召放一、西丸下の邸に門を閉て蟄せし日、石瓦を抛て亂暴せしもの共召捕られて、町預けと成り居たる者共を呼出し、其方共、火事と心得候て早速に駈附候段、神妙の至に候、依レ之譽置と申渡し事濟ける由、當時人云て、大岡忠相の故智を踏襲するものと呼べり。

文恭公御寵女お美尾の方といへるは、中野播磨守の養女なれども、その實の素性は、感應寺の邪婬に出生せし兒也。この坊主、その頃はいまだ微々たる賣子僧なるゆへ、この母兒を養育し兼て、或心安き町人に親不レ知にて吳れ遣はしけるが、成長にしたがひ容顔美麗に、その上いと氣高き生立の骨格あるを以て、諸人の眼を遮る程なりしにぞ、ある小身なる旗下の士、往來毎にこれに目を注ぎ、下賤の家に生れたるも、後來必ず大に身を立つるの骨相ありと鑑し得て、少し計りの金を惠んで、此女を貰ひ受け、おのれの娘とせしに、中野石翁に又も見とめられて、しきりに懇望せられしゆへ遣はしけるに、石翁これを大城に獻じて寵眷を深ふし、男女の公達を多くもふけ奉り、（越前・川越及び金澤侯佐・賀侯の室等みなこの生出にかゝる。）かゝる身の上に成りしゆへ、何事も皆この人に便らざるは無く、女中の尭舜にはあらざれども、椒房中に泰斗と仰がれ、其言行はれざるは無し、女謁の熾なる、いまだこの時より甚しきものあらず。

然るゆへに、その實父なる和尚を程よく取成し申立て、七堂伽藍を取建て、御祈願寺の號を申下し、御朱印を附與し、宮女の御代參等を恣にし、延命院の覆轍をも省みず、宮女の陰門を飽までこの坊主にふるまひしは、實にこの娘の爲に幸福を得し坊主なる

べし、殊に日蓮宗ゆへ、肉食女犯は勝手次第と申事、氏無くして玉の輿に乘る父、八珍九鼎大牢の滋味に飽く、母また子をもつて貴かるべし、文恭公升遐の後、林・水野・美濃部等が謫せられしも、莊内・川越・長岡等が領知替の事も、みなこれより起りし事なりと聞く。また濱松も、その初めはこのおみをの方へ賄賂を佞して、御用部屋へは入りたる也。

蹇同云、おみをの方、卽ちこれ土方丹下・廣部廣平・黑田仲左衞門・安田茂右衞門四人を併せて一人にせし女丈夫なるかな、特に容色の美艶に止まらず、腕力伎倆頗るありて、有爲の婦と見えたり、併し又禍心をも包藏し、長舌の厲階を爲せしも多かるべし。嗚呼亂決して天より降らず、必ず婦人より生ず、けだしこの時に當つて、鼬(てん)の皮の投鞘先生も、この坊主を退治する事は成難かりしならむ。

文恭公遠く往きたまひし後、おみをの方奥向にて押込めと成り、其餘の宮嬪餘多禁錮せられしに、本郷御住居の公主加侯齊泰の室溶姫君と稱す の出母なるをもつて、此公主より請ふて本郷の御館へ引取りたまひ、表向は押込と稱して、內實は至極優待厚遇款接せられ、たゞ門を出て地を踏むを禁せられしまでの事なりしとぞ。濱松侯も最初は、此お美尾の方に佞を獻じて、封を移し、加判列までにその志を得しが、すでに文恭公神去り給ふの後は、速かに愼德公の御寵女に阿諛を轉じて、公の傾睞睠顧を取りしと云。

これらの談は祕中の祕なれども、祖翁多年掖庭に職を奉じて、ひそかに聞て語る所也、祕すべし祕すべし。

扨又感應寺の事を聞しに、この寺の住僧の不行跡なるは、中々延命院日道などのはるかに踵及ぶべきにあらず、それといふは、上にも御信仰あり、林・水野・美濃部・中野等これを庇護して聲援を爲すをもつて、脇坂安董も如何ともする能はず、御祈願ありて越前の仙三郎君眼疾平癒せしなど、宮女の長舌をもて大樹

公を蠱惑し奉るゆへに、その頃營中に佛工を召して日蓮の木像を刻ませられ、大城よりして池上の本門寺へ寄附せられ、それよりして感應寺へ御奉納などありし事、元來將軍家より御寄進の物なれば、殿中よりして鹵簿正しくとゝのへ、諸人の往來を止め、警蹕を唱ふる程の形裝なるをもつて、諸侯にも從來の宗旨を替て法華宗に改めたりと評する程也、ゆへに奥向よりも御代參と稱して、宮女大勢つねに參詣するゆへ、住職を初め伴僧等申合せ、各自に競爭して不義を行ひ、これに奸通し、後には增長して、女中互に申合せ、奥向よりして感應寺へ寄進の物也とて、代る〳〵長持の中へ入れて錠をおろし、寺へかつぎ込て、恣に姦婬を行ふやうに成りしゆへ、脇坂大人これをあやしみ尤めて、大目附へ沙汰して、ある時その長持を檢して生人形の女をあらはしたりと云ふ。この時に攜はりし宮女はこと〴〵く罰せられしかども、多勢に無人、脇坂四目八臂を動かして注意すれども及ばず、むべなるかな桀を助くるの逆を爲すもの多き、脇坂を其儘に生かし置ては邪魔也とて、林・水野・美濃部・中野等奥女中と相はかりて、感應寺の賣子坊主と談合し、醫を誘して中務大輔に鴆を喫せしめたりと云ふ程なりし、間も無く感應寺捕縛せられて刑に就て、連累の鼠輩及宮女大勢刑を被むれり。

蹇同云、世上にて延命院の事跡を喋々すれ共、この感應寺の不埒不始末不屆に比して見る時は、日道、柳全が罪惡は、所謂大倉の稊米なり。また後に中山智泉院に女犯の大騷擾ありて、宮女少しく關係もありしやに聞けり。

文恭公には、御一代替り輪次交迭の例にまかせて、三緣山へ御入棺あるべき由を、脇坂中務大輔頻りに主張しぬれど、水野越前守堅く拒み支へて、つゐに東叡山へおさめ奉る事に成りけるとぞ。

また此君薨じたまふの間も無く、水野越州早朝に登城し、御人拂にて御逢を願ひ、御膝近くすゝみて、備

後が建白の趣を御許容あらば、私事今日御役御免を願奉り候、又私獻議御採用に候はゞ、備後儀卽日御免可レ被二仰附一、聖裁を乞ふと迫りて言上しけるに、愼德公愕眙したまへども、焦眉の急御勘考に究せられしにや、然らば其方に委任すべしの台命ありしをもつて、此日たゞちに備後守登城御差留めと成れりと云云。

蹇同云、御祖先以來、又わが家の祖先以後、歷世恩を荷ひ祿を食て申は、天罰も逭るべからざるの失言なれども、恐れながら十二代公には庸常にましまし、賊臣の爲に愚弄せられて終りたまへり。水野越前が如きは、頗る用ふべきの英傑なれども、惜むらくは君上の御英明ならざるに、彼れもまた臭名を辱ふせり、越前には限らず、鳥居甲斐如きも、上に英明あつて駕御そのよろしきを得て控制せば、十分の腕力を施して世用を爲すにきはまれり。これに就ておもふに、大鹽後素が如きは、國事犯の叛賊匪徒なれども、予が外祖父和泉守及び高井山城守に任用せられし時は、十分の伎倆をふるひ、公に對して、いさゝかも不軌を挾まず、豐田貢等を捕縛する、他人の決して爲し得ざる及びがたき成功を建てたり。然るに跡部・堀などの豚犬等これを馭するに至て、彼れそのともに爲すべからざるを知つて、これをすてゝ事を發す、平八郎如きは、よくこれを使用さへすれば、何處までも爲す有るの豪傑也。近藤守重また然り、これらの人々はみな眞の英雄にはあらざるも、奸雄にして用ふべきもの共なれば、衝策を善くする人、その上に立てこれを鞭ずれば、驥足を展して不平を洩らし、その脚色を虛にする事はあるまじきか。

大鹽後素は大坂東御役所の屬吏也、予外祖父なる和泉守、この東廳に尹たる十年間、この平八を特に愛して、始終側近く呼び置て使用し、平八々々と重寶にせしゆへ、與力仲間にても大にこれを娼疾して、御奉行さまの御小間遣ひとあだ名をせし程なり。然れども和泉守鑑する所ありて、彼れに腹心をあらはさず、予が父なるもの、その頃幼なりしを、平八に囑して素讀を受けしめ、父に命じて曰、汝を平八に託して彼が宅に通學せしむるの條、よく眼をその室中に注て物色せよと、ひそかに戒嚴せしに、平八よくこれを默識心通して悟り得、父に接する、敬禮を悉くして失はず。然るに和泉守、同役荒尾但馬守が譖に逢ひ歸府を命せられて、小普請支配に轉じ、卽日御目附の高井隼之助これに代つて大坂の市尹を命せらる。この日營中にて隼之助に後事を託するの序謂て曰、東廳の與力に大鹽平八郎なる者あり、學文も有レ之候が、一體天賦の敏捷なる、實に無聲に聽て無形に見るの駿速なるは聞レ一悟レ十也、乍レ去油斷のならぬくせものなれば、其御心得御注意有レ之度と忠告せしに、高井氏よくこれを領し得て控御せしゆへ、平八又その伎倆を逞ふして、切支丹捕縛等の大功を建てたり。後年高井氏歸府の後、予が父に面する毎に、尊大人の忠告によつて汗血馬を鞭策し終りて候と謝しけると云々。和泉守及び高井氏ともに、彼れが事を擧げざるに先だちて簀を易へたるにより、天保八年二月十九日の兵火は知らず。

蹇同云、少し〳〵慢言に似たれ共、和泉守と山城守なればこそ、彼を凌駕し得たり、これより以下の市尹、東西を論せず、彼を制するの識量あるもの無し。內藤隼人正・新見伊賀守ならばまだしも、迚も跡部が兄の虎威を假りて壓伏せんとするは、所詮爲し得がたき事、笑ふべし。

蹇同豫て大鹽後素が事を擧るをもつて、天下を傾覆するの逆賊とは見做さず、彼れを目して謀叛人と呼ぶは冤枉の甚しきものにて、慶安の由井・丸橋、承應の別木・石橋、明和の山縣・藤井などと並ぶべきには、決してこれあらず。後素が識量の高きや、學問の博きや、宇宙を達觀し、世上を豪視す、豈如何ぞ慮りこれ

を爲さむ、後素を以て逆賊とするは、卽これ小人の腹をもつて君子の心を臆測想像するもの也と論斷して、斷然動かざりしゆへ、當時予を見て狂人と目せし腐儒もありて、ともに語るべからざりしに、安政三年の秋、伊陽より赦に逢ふて歸府せし小川氏に、栗本瑞見の宅にて面話し、當時の事跡を聞く。

此小川氏は忠之進と稱し、南廳市尹の屬吏（卽ち八町堀の與力也）にて、矢部駿州の事に連坐して一旦火消與力に左遷せられ、又甲府勝手小普請に成り、天保十四年甲州に赴き、安政三年悴德太郎の代に至り、赦を得て歸府せしが、都下に邸宅無きをもつて、栗本瑞見より予が父に乞ふて、しばらく僑居させたり。此忠之進少しく學問あり、又その勤筋だけありて、天保年中を能く知り、殊に矢部・水野・鳥居一件等は、格別その實況を語るに委しかりき。

予夜話の序、小川氏に謂て曰、明智光秀は主殺しの逆賊なれども、京都にては今にこれを尊奉し、大鹽後素も謀叛人なれども、大坂にては鴻池・加島・米平などの外は、みな後素大明神を以てし崇奉せり。十兵衞が主を弑したるは勿論なれども、平八郎を謀叛人と呼ぶは、少しく其當を失するに似たりとおもふ、愚見如何と語りしに、同人、さればの事也、矢部駿州にも、その持論を吐かれたりし事を聞き居れり、その言に曰、平八郎を叛逆人といへるは、駿河守が按には左樣に不レ存候、平八郎は一體天質肝癪持の甚しき人物にて、その與力を勤むる時にも、豪富を拆き、小民を救ひ、奸僧を沙汰し、邪教を吟味せし類、天晴れ才能ある吏也、又其學問も有用の學にて、死物にあらず、拙者大坂勤役中、彼を度々謦咳室へ招きて密事をも肯議し、又某が過失を言ふ忠告をも聞て、大に益を得て、勤務上にも便なりし事ありし、其言語容貌決して尋常の人物にあらず、彼實に叛逆の志あらむには、いかで大坂の御城へ籠らざるべき、（大阪御城門の御手薄なる事等、平八郎つねに苦心して、戒嚴な予に忠告せし事ありき。）然るに御城入は爲さずして、棒火矢

を市中奸商豪富の家へ放ちたるは何ぞや、拙者ある時、平八郎を招きて相共に飯を喫せしに、折節金頭（かながしら）と云ふ魚を炙りて、兩人の膳に上せり、時に平八郎は慷慨憂世の談に及んで、忠憤の餘り怒髮衝レ冠ともいふべきけんまくなるゆへ、予も種々に慰諭せしに、平八郎ます〳〵憤り、金頭魚の頭より尾に至るまでガリ〳〵と嚙碎きて喰ひたり、扨其翌日に至り、家宰なるもの予を諫めて云、昨日の客は狂人也、ゆめ〳〵高貴の御方近くへは寄すべからざるもの也、爾來奥通り等は御謝絕なされ然るべしと云ふ、これは實に家來の身として、主某の爲をおもふの諫なれども、予こたへて、汝の注意尤千萬なれども、汝等が知る所にはあらずとて、不二相替一彼と交りを全くせり、此一事小なりといへども、平八郎の人と爲りを知るに足れり。此時予おぼへず掌を拍て快を呼び、曰く、

英傑在て雋豪を識る、天下の英雄たゞ卿と吾と、當時在廷の百僚尸素の輩盲、沐獅の冠冕、馬牛の襟裾、狗尾の續貂、論無し〳〵、所謂席に列して威儀揚揚たるを見るに、卽ち是れ五百羅漢の土用ぼしに異ならず。蓋し此時予門生の爲に書を講じて聽聞せしむ、講をとどめて小川氏のいふ所を聞て、他に耳無きが如し。門生等互ひに相見て曰、先生もまた狂するやと、咄々怪事。

譬へば人あやまちある時、再三反覆これを告るは忠といふべし、再三忠告せる上にて、其人この言を用ひざれば、これを憤り、座に有逢ふ火鉢など取て其人に投げ附れば、これ至極の不敬無禮也、始めには其人を愛するのあまりにこれを忠告するも、後には卻てその人に瑕疵を附るに至る、いづくんぞ其人を愛するにあらんや。平八郎も初めは忠告すれども、用ひられざるを怒り、つゐに叛逆にひとしき亂を企るも此類也。某御勘定奉行たりし時ゆへ、此議を主張し、何とぞ叛逆の名を除きて大不敬の科に處したきと建議せしかど、其議容れられざるのみならず、某までも桀を助けて虐を爲すと目せられたり。又平八

郎が罪狀を數へたる中に、養女として養子に婚せしむる約あるの女に奸通の事あり。拙者は平八郎の事を能く知りたるが、其女は近鄕農民の子也。

河內國般若寺村忠兵衞の娘ならん。蹇同もまた聞く事あり、平八郎に在て、この事甚だいぶかし、併しこればかりは、俗諺にも思按勘考外の特別と爲すあれば、保證しがたしといへども、予祖父和泉守に聞く事あり、平八郎に與力上席目安方を委任せし時、卽日平八郎妻に金三拾兩を添て離別せしと云。其意は、爾來奉行を補佐して吟味裁判を擔當專任する以上は、婦人あるを以て妨とする、この日下女も暇を遣はし、その代りに飯焚水夫を使用し、其身空閨、家內に女一人も蓄へざりしと云。予この事を祖翁に聞て、板倉勝重よりも平八まされりと云ひし事あり、彼れが嫂を犯せしといふ事は、予甚だ不合點也。

これは全く下女にかゝへたるを妾に爲したる事にて、何の仔細も無き事にて、罪名指數の箇條中などへは、書加ふるも恥かしき事也、其上たとひ其事疑ふべきとても、平八を拷問して自首せし實事にもあらず、その人既に自ら焚死せしものに、かくの如き罪名をあたふるは、立派なる公裁とは云ひがたし。駿河守をしてこの事を治めしめんには、平八郎年來の忠憤はさる事ながら、憤激のあまりに叛逆にもひとしき事を仕出し、上をおそれざるは、これを大不敬として裁斷せば、平八郎も甘んじて罪を泉下に謝すべし、又大坂市中の人心をも壓伏すべしと、扼腕して語るを聞けりと。以上小川氏の所言。

予又小川氏に謂て曰く、平八實に非望を覬覦し、彼れ取て以て、これに代るの志あらむには、まづ第一に御城中へ發砲する筈也、平八の韜略をもつて、これを爲さしめば、大坂城は五月七日を俟ずして、一朝反掌に落去すべし。然るに城を問はずして市中を放火し、跡部一人を目がけて討捕らむとするは、大にその仔細ある事なるべきは如何。

小川又語て云、されば也、矢部駿州御勘定奉行に轉じ、跡部山城守に後任を命ぜらる、この時城州より駿州に後任引繼の事を問ふ、駿州答へて、かたの如く申送り、引繼たるうへは、また言ふこと無し、こゝに一つ傳達すべき肝要の一事あり、與力の隱居に大鹽平八郎と云ふものあり、非常の人物なれども、たとへば悍馬の如し、その氣を激せぬやうにさへすれば、頗る御用に立つもの也、もし奉行の威權をもつてこれを駕せんとせば危し、よく〳〵注意したまへと、跡部唯諾して退き、人に語りけるは、駿州も非凡の人材とおもひしに、大に皮相を損じたり、大坂市尹の勤務を問ひしに、他事はさまで懇切ならずして、區々たる一介の與力の隱居の御機嫌をよく取れなど語るとは何事ぞ、と嘲り笑て云ひしが、翌年の事ありて、跡部大ひに後悔を駿州に謝せり。世間にてもまた跡部が奉務上の無狀に、この殘害を誘起するを指彈し、駿州先見洞鑑の明を稱譽せり。

蹇同曰、これ鬻に予が祖翁より高井山城守へ密告せし趣に同じ、高井氏はよくこれを領受してあやまたず、跡部良弼矢部の言を信せずして、忽諸に失せり。

鳥居甲斐守は、林大內記の二男なるが、禍心を包藏し、險惡奸を行ひ、維織構陷を巧にし、他人の功を奪つて、自己立身の媒妁とする事のみに從事せしなれども、また機智敏捷の見るべき事多くして、斷訟裁評等に奇拔意表の事あるは、往々聞く所なり。寺門五郎左衞門を鞫問する時に方りて、靜軒も頗る人材なれば、拒辯陳述して屈伏せざりしかば、鳥居その端をあらためて、儒者の主意は如何なるものぞと問ひけるに、答へて、孔孟の道に據り、己れを正ふし人を導くに外ならずと云ひしかば、鳥居直ちにこれを取て押へ、汝が著述一部の江戶繁昌記は、徹頭徹尾姪を導き治を敎ゆるの外無し、孔孟の道なるものは何れの所にあるや、試みに指點して見よとて、與力に云付け、

繁昌記を目前へ出せしかば、靜軒語塞がり、答ふる事あたはざりしと云。

蹇同云、林家の系族だけありて學問の效能をこゝにあらはしたり、これはかの近藤重藏を筒井伊賀守が屈服せしめたると同日の美談なり。

明治維新の後、赦を得て丸龜を去り、東都に來り、林氏の宅に僑居せしをもつて、予これを訪ふて初めて面せり、この時齡七十五なりと云ひき。當時の事を聞て、大にその事實の齟齬を是正せり、これもまた奸雄の種類には相違無きも、兎に角凡庸を脫せる人傑と見とめたり。其尤も賞する所は、維新開明の日に方つて、なほ鎖港を唱へて攘夷を主張して動かず、凡俗輕薄の見識と大に逕庭する所あり、其所見議論を聞くに、卓然として取るべき事多し、天保幕末の有司には鐵中の錚々たるにきはまれり。

予この日たはむれに、足下が貶謫の時、何人やらむ口ずさめるなり、「耀藏が何の鳥居で町奉行なる甲斐もなくすぐにしくじり」「御加增を何の鳥居で五百石御つりをそへてちきに返上」「金ぴらへ生きた鳥居を奉納し」彼笑て居たり。予又云、當時足下と不遇の徒上田侯・遠山左衞門・土岐丹州・跡部能州などは、足下を目して妖怪と呼び、すでに跡部氏は、水野越州へも每度忠告して、妖怪を近附くべからずと注意せり、妖怪と耀甲斐と邦音相通ずるを以て云爾と聞く、如何と、彼答へて云、當時某特り耀甲斐のみならず、有司百僚妖怪ならざるもの無し、そのあらはるゝとあらはれざるとのみ、又これらの妖怪は、尻尾を出すほどの化け方を知らぬゆへ也と。

太田備後守資始、同列の水野忠邦と論合はず議異なるをもて、加判列を免せられしが、その執る所の是正なるにより、溜間格に坐せしに、卽日病を告て退隱し、道醇と改め、駒込なる下邸に潛居せし時の作、

四十餘年夢一場、掛レ冠解レ綬臥二幽莊一、如今身似二歸耕客一、閑讀二陶詩一對二夕陽一。

然れどもその正しきに失するをもて、隱退の後も登營して御機嫌を窺ひ、拜謁をも爲せり、當時隱居にて登營するは、宇和島の老侯伊達伊豫入道と、此道醇二人特別也。

伊豫入道は圓顱にて十德を著す、道醇は總髮なりき。

安政五年、彥根元老の推薦によりて、又加判列上席に擢らる、三萬俵を賜はり、また備後守に再敍せり、これ隱居より閣老へ再勤の嚆矢たり、脇坂揖水もこの例をもつて如レ斯し。

蹇同云、道醇列侯中にて屈指の人物と豫て聞及び居たりしが、再勤後暫時にはあれども、何の成蹟も無く、又罷められたり。さきに水野忠邦と不遇なるを以て退けられたるを見れば、頗る人物とおもひしに否らず、やつぱり鯖江詮勝松堂と右同斷なるが、兎角俗にいはゆる人づれのよからぬ骨相あると見えたり。

此道醇は、彼の參政を四十年奉職して、人耳に嘖々たる堀田攝津守正敦の次男にて、此人の同胞弟なる宮崎式部は予が父の同僚なりし。またこの掛川藩の儒官に、松崎退藏といへる溫厚篤實の先生ありて、羽根澤に隱遁して三徵七辟を辭して、佐藤捨藏をすゝめし老儒なり、人呼で羽根澤の先生〳〵と賞せり、道醇さだめて、この退藏に學を受けしものなるべし。

蹇同云、松崎退藏は予が父の師也、字を明復といひ、號を慊堂と稱す。文化年中韓使聘禮を對馬に於て接遇せらるゝ時、述齋林大內記に陪從して記室を司りて聲譽あり、その學識優等拔群なるを以て、大樹公に謁し奉り、すでに榮拔、昌平黌の博士に列すべき內命ありしを、固辭して謝し、佐藤坦に讓れり、なほこれ元祿の昔、高瀨梅盛が北村季吟を吹擧せしと同日の美談なり。

嘉永五壬子の六月廿二日曉天に、西城御廣敷添番部屋より火を失したり、此日風烈にはあらざりしも、棟

つゞきなるをもて、御表の方へ次第に燒ひろごりぬ。宿直の人々、或は御供にさぶらひ、又はおのが司々の御あづかりものを持退くとて、その騷擾ひとかたならず、また局々の女房達、おりゐる司々の人々、馬にて徒歩にて遠近のまに〳〵、高き卑き馳せ參らざるは無しといへども、事の間にあへるぞすくなかりし。右大將の君には、御休息の御庭よりして、梅の御茶屋に入りたまひ、此所にて御支度あり、とゝなはせたまひ腕木御門、新御門、山里御門を過ぎさせたまふて、吹上御庭なる新御茶屋に立ちよらせたまひ、それより瀧見の御茶亭にて御供觸ありて、西はね橋よりして御本城へ御立退わたらせたまふ。宮女等は、大奥の新口下矢來通りより吹上にのがれ退けり。此とき右大將の君の御立退あらせらるゝを見たる者のいへるは、御神色いさゝかもかはらせたまはで、露少しも御うしろをかへり見たまはざりし、流石はと感じ奉れりとなむ。又西城の參政酒井右京兆忠毗は、とくはせまゐりて、家の子郎等に風呂敷あまた持せゆきて、御用部屋の御記錄書類どもこれにつゝみて、みづからも御納戸口まではこび出され、おのれの邸に持退かしめたりと聞けり。

蹇同云、予父の代理として親戚辱交の家の近火に赴くに當りて、父これに命ずるに、家にあり合せたるだけの大小風呂敷を背負て往くべしと囑するゆへ、父命なれば已むを得ず、又從僕をも具する事なれば、その教の如くせしが、一たびも用立ちし事はなかりしが、今この酒井京兆の事あるを聞て、これを父にかたりて大ひに感じぬ。なるほど父が、祝融の家に見舞として贈れる品は釣瓶と鍬と漉返し紙をもつてせしが、予もこれを可笑しと童心ながらにおもひしに、これを受領せし人は、後々までも厚く謝して禮を述べ、その注意を賞美せり、殊に淺草紙は尤重寶、急に便なりしと云々。

天保十五甲辰五月十日の曉、大城の祝融は予七歳齡の時ゆへ、かすかにはこの事を知れり。此日曉七ツ頃より殊に大雨なりしが、御本丸御廣敷長局一の頬なる廣大院樣の御中臈梅溪殿の部屋にて、その宵にいさゝか火のあやまち有りしを、打消してそのまゝなりしに、いつしか牀の下一面にひろごりて燒上りたると。また一說には、公方樣御年寄なる姉小路の部屋より失せしとも云、明朝御代參を承りて、浴しぬる行水の風呂の火よりして失せりとも云、火元あらそひ成りしが、梅溪の方に決せりと聞く。

御殿向は勿論、御裏御門番所、奥仕切、新土堤御門番所御多門、（御書院番所の御櫓燒落て、御貸具足燒たるを山の如く積上げたるさま、見るも恐れありしと、祖父なる人語れり。）火遠き所は御道具類書物又は金等少しは持退きたれども、火先すみやかにして多分は燒失せりと。殊に奥表御右筆部屋の書類は、泊番の外に漸く一人駈付て、分限帳を一冊持出したりと云、御目附部屋の書類は、御坊主かつぎ出して井戸へ投込たりと。（御目附の宿泊は、本番と加泊りの二人なれば、成程手はまはるまじ。）御勘定所は一兩人駈付て、書物の御長持二棹を出せり、其他宿直無き局の物は、何一つ出さずして灰と成れり、御膳所の分、金銀の御道具類は多分井戸へ投込み、又は御堀へ入れたりと云々。

大樹公には御傘もさしたまはず、御草履をめさせられ、御立退にて御跡より奥向の面々追々駈け付け、御手道具、御書物類は多く御泉水へ打込たりと云。

一位樣には、御駕籠の者間に合はず、御末の中にて大女ありしが、背負ひ奉りて御立退き、精姫君にも同じく御廣敷御下男背負申て、吹上へ御供せりと。又此節御中臈おひろの方は姙身中なりしが、跣足にて御供せりと。何れも吹上なる瀧見の御茶屋へ入らせられ、夫より御庭通りを西丸へ入御あり。御目附御使番等平川口へ乘り付けしもの。

外より御門明けてよ〳〵といへども、御規定を墨

守して開かざるゆへ、大手へ廻り參向、大に手間取りしと云々。

女中衆大勢出口を失ひ焚死せり。

女中の燒死したるもの御直參二十六人、その下々にて總人數百人にあまれりと云ふ、むべなる哉、長局より失せしゆへさもあるべし。

御臺所前三重の御櫓へ火うつり、燃へ上らむとせしを遠山左衞門尉下知して、一番組の町火消を不レ殘消防にかけ、必死に働かしめて消留たり。

此時い組の伊兵衞率先して、三重の御屋根へ上り、左衞門尉又嚢沙背水の故智を踏襲せし談等、その委しきは醇堂隨筆に記し置けり。

大炊頭殿・伊勢守殿御櫓下に被二立居一消防御下知有り、又大手二の御門大番所の御屋敷へ火移れども消留め、二丸幷上梅林御門大番所・進物取次番所・御太鼓櫓・御賄方役所・御作事方詰所・仕切御番所・御留守居番所・汐見御門御番所・御多門等は、大名火消・定火消・町火消にて防き留め、御別條無し。富士見御櫓御多門とも餘程危かりしを防ぎ留め、御寶藏幷御多門・埋之御門御櫓も別條無く、御休息御高臺へは火移りたれども、是又消し留め、北はね橋御多門・五十三間御金藏御多門・西はね橋等御別條無く殘れり、翌日四ツ時頃に至て鎭火せり。

此時一位樣御附の御中臈にこやといふ女中ありて、御供して火を避けしが、君かへり見たまひて、我よりは花町は老衰して、そのうへに病あれば、えこそ遁るるに難からむ、なんじとくゆきて助け出せよとの御詞に、かしこまり奉りて、花町が局に往かんとせしにそが召使へる水仕女に逢ひたれば、こやいふやう、我は君のおゝせ事かしこまりて、花町殿をこそ助くべければ、かやうなる火の中に入りては、また生くべきともおもはず、たゞ花町どのと共に死せむのみ、わごせはこの事を君に告げ奉りくれよといひて、火中に飛入りぬ。火鎭まりて後、かばねを檢するに、花町を抱きてともに焚死してありしと云。祖翁この時、御廣敷より歸り來り、父母及び家族に、此烈婦焚死の忠を語りて落涙せり。此こや女は、奥外科御醫師なる桂川甫賢の娘にてぞありける。

予この時、祖翁に謂て曰、細川血達磨二の舞の大功なり、あはれむべし、當時御座敷の御疊をうら返して嚮導する人なかりしか。

此時一位樣御附の宮女にて火中に沒するもの、御年寄花町・小上臈伊代・御中臈浪浦及び本文こやの四人なりき。また御茶所に相詰居合せたる女子一人あり。

御留守居衆へ申立候口上左の通り。

御茶所に相詰候子供壹人

右御炎上の節より相見え不レ申候間、御守殿御住居向其外心當りの處、銘々宿元迄相尋候得共、行衞相知れ不レ申候段申聞候、此旨入二御聽一置申候、以上。

定部屋の者壹人、伊代召仕貳人、濱岡同貳人、花町同八人、浪浦同五人、すき同貳人、伊ま同三人、ゆた同壹人、御半下貳人、〆貳拾六人

右之通炎上候節より相見不レ申候。

花町・伊代・浪浦・こやの四人は、表向病氣の積りにて、追々御見舞物等被二下置一、追て死去の御屆けに成りしが、花町は金三千兩、其餘は何れも六七百兩の燒け金銀、部屋より出でしと云。

同月十四日焚屍を白木の箱に入れ、平川御門外にて御廣敷の役々より、其身寄りのものへ引渡し遣はしける、其數合せて百四かありしと云々。

此時また、その言ふをも愧づべき不始末の事あり。左に、

五月十九日、

御目付　佐々隼之助

去る十日御本丸炎上之節、病氣之趣には候得共不二罷出一、御役柄別而心得方等閑之儀に相聞へ候、依レ之御役御免、小普請入差控被二仰付一候。

右於二本莊安藝守殿御宅一、御同人被二仰渡一候、御目

付坂井右近・久次美六郎左衞門相越。

此事を聞くに、その前夜祝儀の客來あつて、主人泥醉し深更に熟睡せしを、あはたゞしくゆすりおこして、本城祝融の事を告ければ、驚愕のあまりにや、早腰を拔かして起つ事あたはず、家族臣僚狼狽錯愕して、馬にしばりつけて乘せ、漸く二三町おくり出したるが、到底御場所へ到りて恥を取らむよりは、むしろ病と佯る方まさりぬべしとて、途中より引戻せしと云。

蹇同云、此隼之助は、三宅市右衞門・諏訪莊右衞門等と同じく兩御番の與頭より選拔、この局に入りて隨分好評の有りし人なるが、杜康の爲にあやまてり。又小普請入とは中々容易ならぬ事にて、布衣御役殊に此局よりしては珍事也、羽太安藝守の後、此人を以て始とす。佐々氏家領七百五十石、小日向の江戸川端大曲りに住せり。

同五月十七日、左の通り所刑相成る。

伊勢守殿御差圖　御留守居へ

一位樣上臈御年寄　梅溪

去る十日曉、其方裏部屋より出火にて、御本丸炎上致候に付、御目通り差控被二仰付一候。

右之通可二申渡一旨、老女衆へ可レ被レ達候。

同月廿日、

姉小路

御本丸炎上之節、火元糺方之儀、梅溪部屋之軒續にて彼是混合有レ之處、火元糺方相爭候段、心得違之事に候、依レ之御目通差控被二仰付一候。

右之通、御留守居駒木根大内記より申渡し相濟。

蹇同云、當災肆赦の恩宥、實に寬大の處置也、此前年四月日光廟御參詣の御留守中、しかも御當日十七日の夜、兩國吉川町の烟火商店玉屋なるものより失火せしを、所拂に處せられしは、その前濱御殿へ被レ爲レ成たる日に、水戸殿殊更に火を附けて、その長屋を燒と諷せられしによると聞く、如何にや。

天保九戊戌年三月十日曉六ツ時頃、西丸御臺所向何となく騷がしく候處、御臺所人諸所下部屋二階より失火、一圓に燃上り、西丸殿中不レ殘燒失、四ツ時頃鎭火せり。但大手御門渡り候矢倉幷大番所其外御持番所は火遠にて御別條無レ之、御玄關前・築切御塀等は黑田豐前守人數にて防ぎ留め、御書院番所渡り御矢倉幷大番所同續き腰掛等火氣吹掛けたれ共、岡部內膳正・永井飛驒守及び定火消人數にて防留、御別條無之、御切手御門同所續御裏御門御屋根へ火移りたれども、定火消及び町火消一番組八番組人數にて消し留、大番所・西丸御留守居詰所・御太鼓矢倉等は、町火消の人足にて防ぎ留め、御臺所前大土手へ火移たれ共、これ又町火消人數にて消留、御春屋は其向々の人數にて防留、紅葉山の堺御塀通り燒失せしが、御宮御靈屋等御別條無しと申事。(右は祖翁及び父に親しく聞て知る所也。)文恭公卽刻の御供揃にて、山里御庭通り吹上へ被レ爲レ入、西はね橋より御本丸へ御立退御安座。

但此日奥御吟味有レ之に付、御小納戸內願の者の人體御透見として、今朝六半時の御供揃にて吹上へ可レ被レ成旨、兼て被二仰出一有レ之所、右の次第に付、御先勤幷御道具等は、不レ殘吹上へ最早相廻り居りしとの事。

大御臺所には吹上通り被レ爲レ成、西はね橋より御本丸御廣敷へ御動座。

但此時御見通しに不レ成樣にとて、俄に竹簀垣御取建有レ之、奥締りに相成候趣也。

大奥の女中衆は、奥締りにて供奉したるも在れば、御裏御門通りを出で、紅葉山下の廣場へ群居、夫より蓮池御門通り御金藏二九汐見御門を經て、御本丸御廣敷へ退去せしと云。銘々多くははき物も無レ之、小包など提げ持て、狼狽のさま見るも憂かりしと云々。

西丸より立退きたる女中衆三百人へ、追々御料理を被レ下、又もの召仕部屋方のもの三百五十人へは、御湯漬被レ下候。

西丸御持番所へ、握り飯五百人前御廻しに成る。

炎上跡火氣相しめし候定火消幷町火消の人足共へ、總人數五千人前辨當被レ下候。御勘定奉行より郡代へ達し、同所より握り飯にて運送せりと云。

西丸時の御太鼓、朝五ツ時四ツ時は流れにて不レ打、晝九ツ時より可レ打旨、且又一段調子高く、念入れ永く可レ打旨、文恭公上意の旨、水野越州より御目附へ達せらる。

同日夜に入、評定所へ西丸御膳所人相澤久助を初め五人を呼出され、大目附初鹿河内守・町奉行大草安房守・御目附池田修理立合にて、一と通り吟味有レ之、何も同道人へ預け歸さる。

此炎上の時、御裏御門の御屋根へ火移り、すでに燃上らむとせしを、御目附三枝左兵衞、御門際に進み、松の生枝をふり廻し、消防を差圖し、定火消及び町火消人足を御屋根へくりあげ居たるを、水野越州來られ、此體を見て、火消共をそのやうにもみ込に致候ては、卻て混雜して喧嘩など出來すべしと被レ申ければ、左兵衞答へて、左樣の儀有レ之候得ば、拙者一々切捨に致し候と云しに、越州詞無くして去られたりと。

塞同云、此左兵衞は予が父の親族なるが、豫て一見識あるおもしろき男なりしと云。後年堺奉行に轉じ、伊豫守に敍し、任所にて歿せり。家祿は千石を領すれども、其貧困なる、近隣呼んで妻戀の貧乏三枝と云ひ、下馬にても符帳と爲つて、誰知らぬ者も無き程也。

又云、予の生誕を天保九年の年月十八日とするゆへ、予はいまだこの西城の炎上は襁褓にも足らぬ時の事なるが、これを祖父と父とに聞て委ふし、今日に記憶して遺忘せざる所也。又西丸炎上の事は、その昔を云ふに、寛永十一甲戌年四月十四日、三代公御入洛の御不在中に炎上あり、これも御臺所より失火せしと云。御留守居なりし酒井忠世、おそれ入て東ゐ山へ寺入して勤◎(カ)謹を謝したるに、大猷公大に、その城地を明けて退きたるを御立腹あ

りしと聞く。其後二百年近くを經るまで炎上の事無し。此時の川柳、

このしろを燒て隱居は味噌をつけ

なるほど孔伋の云ふ通り、まさに亡びんとすれば必ず妖孽あるを、この時より見初めたり。これよりして御本城三度炎上、西城また嘉永五年に炎上、文久癸亥の六月又炎上、予が生誕より僅に三十年不レ足の間に、兩城都合六度の炎上也、實に稀有の珍事、時運こゝに到來する、決して人力の作爲にあらず。その上嘉永五年には、また御ていねい御しんせつに御寶藏へ火を放ち、御重代の御祕藏第一の大高兵粮運送の御甲冑、及び御威光定めと稱する御茶壺までを灰にせり、誠に何とも云分の無き事也。其上に又よく〳〵御念が入つて御金藏盜賊、イヤハヤ言語道斷、何事もかはりゆくものごと今更なり。むべなる哉、軍職の瓦解して封建武士の乞食となれるを、咄々々。

進藤三左衞門は、祿七百石を領し、番町に住し、御小姓組三番を多年奉務し、予と同じく昌平坂學問所の掛り役を奉せり。漢籍を聊少しばかり嗜めども、予と同じく譜牒の事を好みて、既に天保甲辰五月大城の炎上に、中書局の書類燒失して烏有となりしをもて、その積年丹精に編纂せる御番方代々記を獻せしかば、左の通恩賜有り。

弘化二乙巳年正月廿日、　御小姓組室賀美作守組

金五枚　時服三　進藤三左衞門

編集の書籍差上、御用に相成候に付被レ下レ之。

右於二桔梗之間一老中列座、伊勢守申渡し、若年寄侍座。

福岡の支封秋月藩の士に坂田諸遠なるものありて語りけるは、進藤氏が獻納の書は、迂老が大にあづかつてちからあるもの也と、此諸遠老人また朽木家などへ出入して、鍋田舍人の流派に委しく、諏訪莊右衞門など知己のよし也。

又此三左衛門の總領を金之丞と稱し、部屋住より召出され、御書院番へ番入して、御本丸御書院の六番組を奉せしが、此人讀書は少しも無き文無害の沒字碑なれど、弓を取つては楊(カ)養由基も三舍を避るの名人なりし。逢蒙と羿とは如何。まづ大的尺二は百發百中なるが、小さき的ほど得意にて、五寸或は三寸の射割など、尤不思議に的中せり。召仕の奴僕予に謂て云、若殿さまの弓ならば、的を私の股間へ挾みて、御射らせ申すべしと、此言をもつて察すべし。實に予も方々の稽古場へのぞみて、多くの射を善くする人をも見たれど、おそらく此金之丞に及ぶもの無かりき。然れども馬を乘る事、弓と違ひ甚だ拙かりけるを以て、騎射にては平日の徒弓の手際は無かりき。

この家、采邑の收納豐饒なるを以て蓄財多し。又これに引替、同家赤坂新店に住せし九左衛門は、貧困なる言語に絶せり、五百石の祿半無ならではおさまらずと聞く。勿論采邑は常州にて、其土はこれ下の下なる由、此九左衛門亡父の無二の知己にて、予の家へしばゝ〳〵來りておもしろき人物なりしが、貧におはりて、壽もまた短かりき。

此三左門衛は浮田秀家の家臣の子孫なる由也。

此進藤が獻納に先立て、御番方代々記を布施氏よりも獻納せり、是は台命ありての事の由。卽ち

弘化元辰年十二月廿日、

西丸御小姓組
齋藤伊豆守組
布施彌市郎

金五枚　時服三

父內藏丞、御右筆組頭勤役中取調候て差上候書物は、御炎上の砌燒失に付、此度右の寫被二仰付一候處、早速出來差上、御用に相成、內藏之丞年來心掛けも致、穿鑿別段骨折候に付、其方へ被レ下レ之。

右於二桔梗之間一、堀大和守申渡し、若年寄中侍座。

塞同云、布施內藏丞は、文化より文政に涉るの久しき、青木忠左衛門とともに奧御右筆組頭を奉じ、陶朱猗頓の富ある家也、本鄕御茶水に住す。此內藏丞、沼津侍從の佳遇なりと聞く。

燈前一睡夢終

江戸見草

あめやすくとふにふ(カ)をたつあまりぬるきさらぎのはじめ、山鳥の尾張の御國を立て吾妻に下り、かむな月の末つかた登りしまでの、こゝの月のあいのことおしを、反古のうらに書附置しをひろひあつめて、江戸見草と名附ぬ。もとより人に見すべきために書しものならねば、恥を恥とせず、若是を見て笑ふ人あらば、かならず後世好事家の罪をかふむることもあらむ。

同じかのとのうし霜月なかば

玉晁自らしるす

御行列附

○大揚人足　○御紋付弓張　宰領壹人半天割羽織

御具足　中雇三人　御刀箪笥　中雇三人　御尻籠　上雇壹人

○大揚人足

手代壹人　中雇　御半弓　上雇壹人　上雇壹人　御對槍

○人足　御紋付箱　手代壹人　上雇

御對箱　上雇壹人　手代壹人　上雇　御對箱　上雇壹人　御簑箱　御手人壹人　手代壹人　御手人

御建箒　御手人壹人　目籠　中壹人　○人足　御紋付箱　御徒　御紋付箱　○人足　御徒　同　御刀筒持　同　同　御刀筒持　○人足　中揚　○人足　中揚

手代壹人 御手人陸尺より 御紋付箱 ○人足 御紋付弓張 御中小姓 同 同

御長刀 壹人 ○人足 御紋付箱 御乘物 陸尺八人 御中小姓 同 同 御紋付箱 ○人足

御持槍 御手人壹人

黒タヽキ

御添槍 御手人壹人

黒ラシヤ

御笠袋持兼 御草履取 壹人 御手人 御印付弓張 ○小使 上雇 壹人

手代壹人 御手人 陸尺より 御長柄傘 壹人 御手人 ○小使 上雇 壹人 御印付弓張

御紋付弓張 ○御臺子役 半天割羽織 御紋付油單 荷御箱 中雇 御茶辨當 中壹人 御紋付箱 ○人足 口附 壹人 御手人 御牽馬 口附 壹人 御手人

口附 壹人 御供槍

沓籠 中壹人 御紋付箱 ○人足 口附 壹人 御牽馬 沓籠 中雇 壹人 御供槍

歩供壹人 御印付弓張 ○中押 上雇 壹人 御紋付箱 ○人足 御召替御駕籠 中雇四人

兩掛 人足 兩掛 人足 兩掛 人足 合羽籠 人足 同 人足

同 人足 同 人足 目籠 人足 同 人足 挑燈籠 人足 竹馬 人足

同 人足 同 人足 同 人足 御挑燈竿持 人足 御印付弓張 ○押

小田原人足貳人 垂駕籠 鎗 小田原人足貳人 垂駕籠 鎗 小田原人足貳人 垂駕籠 鎗 自分紋 ○箱

御取次役 袖張 駕籠 人足三人 袖張 鎗 自分紋 ○箱 納戸役 袖張 駕籠 人足三人 袖張 鎗 自分紋 ○箱

具足 人足 壹人 袖張 若黨壹人 人足三人 駕籠小用人 袖張 鎗 御用物 兩掛 人足 兩掛 人足

草履取

自分紋 ○箱 具足 人足 壹人 ○袖張 若黨壹人 御家老駕籠長棒 人足四人 ○袖張 若黨壹人 鎗 挾箱 出入計

草履取 兩掛 合羽籠

右御供之内ゟ御宿割御先勤

一、御用人

一、御取次役

一、御側役

一、御長持 人足

但宰領壹人

一、日雇頭壹人

一、馬荷宰領宿取壹人

右者小頭ゟ勤

一、御勝手目付壹人

但乘掛

御道中駄賃旅籠拂

一、於二道中一心得之儀、文化十一戌年二月、爲二御使一御下向之節、御目付ゟ御問合相成、左之通書拔二而相廻候所、今度猶又御目付室賀源十郎殿ゟ御問合候所、戌年之振相二替候儀無レ之旨被二申越一、左之通候事。

敕使衆

日光例幣使

公儀御名代

禁裏御所方ゟ公邊ゟ被レ進二相成候御品入候御長持、右者旅中二而通懸候節、隱候場所有レ之候ハヾ、成丈不二行逢一候樣可レ致候、人家等隱候場所も無レ之候ハバ、行寄致二下乘一控可二罷在一事。

平伏ニ者不レ及哉之事
川々爲ニ先進一共越事差控候哉之事
相宿差扣候哉之事
旅館開門之内ハ乗打不ニ相成一、御門〆有レ之節者
乗打不レ苦哉之事
鎗伏申候ニ不レ及哉之事
御朱印有レ之御用返之衆
公儀御茶壺
右者旅中ニ而通リ懸候節、片寄駕籠下シ控可ニ罷出一
事。
下乗ニ不レ及哉之事
川々爲ニ先進一共越方差控候哉之事
相宿差控候哉之事
旅館乗打不レ苦哉之事
家來下座可レ致哉之事
御連枝様
右旅中ニ而通懸候節、可レ成丈御行逢不レ申様相心得、
隠候場所等無レ之節、片寄下座いたし平伏可ニ罷在一哉
之事。
川々爲ニ先進一共越事差控候哉之事
御相宿差控候哉之事
御旅館開門之内ハ乗打不ニ相成一、門〆有レ之節ハ
乗打不レ苦哉之事
公家衆
高家衆
御老中衆
若年寄衆
右旅中ニ而行逢候節、留駕籠ニ而控居可レ申哉之事
川々爲ニ先進一共越方差控候哉之事
相宿不レ苦哉之事
旅館乗打不レ苦哉之事
家來駕籠ヲ下リ下座ニ者不レ及候哉之事
御用ニ而通行大名衆

同御旗本衆
右行違候節、路中半分ニ而行違之事。
川々先進次第越渡不レ苦哉之事
相宿不レ苦哉之事
旅館乗打不レ苦哉之事
家來駕籠ヲ下リ候ニ不レ及哉之事
十二月
(朱書)
書面條數之趣、臨時勘辨も可レ有レ之事ニ付、取極小割
之儀難レ及ニ差圖一候得共、都而同宿之儀者、其宿々之
模様次第ニ致候様被ニ心得一、且初ケ條
禁裏御所方ヲ公邊ゟ被レ進相成候御品入候御長持之
儀、御朱印無レ之節ハ片寄控候ニ不レ及、三ケ條目
御連枝様御旅館開門之節共、下馬下乗ニ不レ及、四ケ
條目公家衆初ゟ被ニ行逢一候節、并末ケ條御用ニ而通行
之大名初ゟ行逢之節とも、御朱印有レ之候得者、二ケ
條目同様被ニ相心得一、四ケ條末并小割之儀、大旨書面
之通被ニ心得一、猶更臨時差略不都合之儀無レ之様、勘辨
可レ有レ之候。
二月八日
一、供之面々左之通。
五月末ヲ病氣引籠ニ而七月廿四日江戸表發足尾州ゟ登ル。
家老代　水谷清左衛門
用人　鈴木助八郎
納戸役　松原矢五郎
取次　小寺九右衛門
供頭　清野八十八
側中小姓田島鐵次
同　堀部貞三郎
側右筆兼田邑東介
側役　西山勝三郎
同　佐藤熊次
中小姓　佐藤政次
同仕口　生田市藏
御發足夜田島俄ニ病氣ニ付、
しがたく候付、其節殘リ、後荒
川大次郎殿江戸詰ニ而下リニ
付ニ月十九日尾州發足ニ付、
右之供いたし下リ、廿七日江
戸表に著。
七月末願ニよつて暇ニ相成。
御發足夜田島俄ニ病氣ニ付、
俄ニ御雇ニ相成供いたし罷下
リ候所、其内田島下リ候ニ付、
解相成尾州ゟ登ル。

勝手目付星野清助
親看病の願ニよつて五月廿一日江戸表發足尾州表ニ登ル。
徒士 橋本金藏
同 後藤仙十郎
帳付 恆川榮次
臺子 中島又一
膳番 木下治兵衛
御殿番 鴇島忠兵衛
小野鐵五郎
御殿方 杉山口藏

水谷氏ニ付添七月廿四日江戸表發足。

御晝 御泊〃

六り 池鯉鮒 朔日 四り 岡崎
四り半 御油 二日 五り半 白須賀 此間荒川船渡五十町
六り餘 濱松 天龍川舟渡し 三日 五り半 袋井
四り九町 日坂峠 大井川 四日 四り半餘 此日少しの間小雨
五り半 府中 取附ミロク 奥津川歩行渡 今は橋あり。 藤枝 宇津谷峠・阿部川 六り餘
さつた峠 五日 四り 由井 富士川舟渡 此日大風
六日 六り餘 三島

三り廿八町 箱根 七日 四り八町 小田原 酒匂川歩行渡 馬入川舟渡し
六り餘 南郷 五り廿町餘 程ヶ谷
六り餘 品川 八日 二り 市谷 九日 御屋形内北御長屋へ

一、山澄淡路守樣、同十三日曉、爰元御發足有レ之候ニ付、同十四日左內御役屋敷ゟ御引移ニ相成。

二月

○朔日、晴天、今曉寅之半刻比御發足、熟田宿より池鯉鮒に夜明け。晝、七ツ半比岡崎宿ゟ御著。

○二日、快晴、寅之刻比岡崎宿御立にて、御油宿御晝、申之半刻過白須賀之驛ゟ御著。

○三日、快晴、寅之刻比白須賀驛御立、荒井驛へ御著有レ之候所へ、江戸表より御狀著。大御所樣御變爲ニ御知、江戸表御同席樣方之御書狀也、此返事御認被レ仰候ニ付、此所にて時刻大にうつる。當番鈴木平吉より今日土州樣御登りにて御通行御座候間、船場混雜いたし候付、すこしも早く御乘船被レ下樣に再應申上候へ共手間取、漸濱松驛ゟ午巳の半刻比御乘船、順風にて都合能御越相立被レ成。濱松驛ゟ午之半刻比にや御著に相成、此所御晝也、土州侯當驛に見合居られしなり。酉之刻迄袋井ゟ御著に相成。尤天龍川も都合よく、是より近道を見付ゟ御越に相成。

○四日、晴天、寅之半刻比御立、日坂にて御晝、大井川都合よく御越立相成、夕方藏枝ゟ御著。

○五日、寅之刻過御立、みろくにて御晝、由井驛へ夕方御著に相成。

○六日、晴風、寅之刻過御立、巳之刻比より誠に大風に相成、富士川口上御越立相成候所、跡御供之面々富士川渡し風支にて見合に相成、晝前より夕方迄見合にて夕方みなく相越に相成候。越立不ニ出來一哉、御晝由井驛よりまいらず候付、餘程御見合に相成、當驛御立にて酉之半刻比三島驛ゟ御著に相成。其風のつよき事いかゞといふに、富士川原に中々駕籠に乘居る事不ニ出來一、鈴木助八郎・松原矢五郎抔河原に立居し所、鈴木氏の野袴風にてずたくに引さきざいのごとくに相成、これにて風のつよき事おしはかるべし。川ばたに立居しに、向へ川の河原よりの石吹來りて雨あられの如く吹來りて、其いたき事たとへん方なし、夕方に越候者三しよ驛へ其夜八ツ半比に著しなり。

○七日、晴天、三島驛寅之半比御立にて、箱根驛御晝にて、酉之刻過小田原驛ゟ御著。

○八日、晴天、小田原驛寅之刻比御立にて、南郷御晝にて、申之半刻比程ヶ谷驛ゟ御著。

○九日、晴天、寅之刻過程ヶ谷驛御立、品川驛御晝にて、みな〳〵爰にて髮月代衣服等著替、予と田邑東介兩人、是より御先番として御先ゟ罷立、予は毎度〻て御先番として御先へ〳〵と參りしなり。市ヶ谷御殿北御長屋ゟ八ツ半比著いたし候所、兼而御頼被レ置候ニ付、生駒主計樣御家來衆中御待請として有レ之、都合能無レ程七ツ過上御著に相成。

○十日、晴天、予俄に眼病氣にて(以下缺文カ)。

○十一日夜、子之半刻比より大塚通り出火有レ之。火口三つ計に見ゆ。

○十四日、晴、北御長屋より左內御役屋敷松山御殿といふへ終日かゝり御引移り。

○十六日夜、本莊邊出火。

○十九日、巳之刻比より水野正信原何某中島何某大皆道寺直宣公の家中なり、(此節大道寺御使として被ニ罷下一志水氏屋敷に居られし也)予が舊友どもなり。同道にて芝泉岳寺ゟと志し出かけ候所、青山邊にて色々見物するうち、ふと道路まどひしが、あちこちと聞候、魚籃觀世音前へ出て、是より泉岳寺義士の墓前に至る。大石良雄主石碑を人々石摺等になす故にや、圖ひ出來して錠をおろすやうになしたり。近き比出來しにや、予も先年(十五年已前)大石良雄主并良金主を石摺になし來れり、今尙藏す。是迄度々參詣せしが、一向心付ざ

りしは、義士の墓所へ上り、取付左り側の石碑をみれば、

薩州産宇都宮盛高
刃道喜劔信士
寺現住岱潤建焉

如何成義士に哉。

誠忠義士銘々傳に、

常陸國あそふの脇五丁田村の産寺澤矢右衞門、是程小頭を勤る。在時好田忠左衞門鎭守八幡宮へ參詣の折から、社頭に幼き捨子有、勇然として泣もせず、忠左衞門を見てしきりに笑ふ、好田不便に思ひ、供にいだかせ連返り、組下矢右衞門繼子なきまま、是を養子にいたし、生長して吉右衞門と云。性直にして身の丈六尺貳寸、色白く人品人に勝れ、力十人を合す、其上劔術にたんれんし、心かしこき生れなり。元祿十四年淺野家斷絕の砌、妻子を離別して登城いたし、殉死を願ふ、內藏介申さるゝはあつぱれの願ひ、實に高祿を取りし人々も思々さんじて、今はわづかに五十五人、其中に下々の身として願ひ出る事、亡

寺坂吉右衞門藤原信行
行年 四十三歳
金五兩 二人扶持

君にもさぞまんぞくに思召さん、我々もひとまづ當城を離散して再興を願ふ、若當家再發せば其時其方を呼出すべし、時節を相待べしと念比に被レ申ければ、吉右衞門は屈服して退きけり。其後大石京都ざおん町へ通ふ折から、敵方のかんじや出口の柳の下に隱れ、內藏介を討んと思寄、危事風前のともしびの如し、かゝる所へ後より六尺餘りの大男、拔打に彼曲者を只一刀に切ておとし、何所ともなく失たり。是吉右衞門也、內藏介の敵を計ち計略を知て、夜々陰の供をしたりと云。此大功に依て仇討の連判に加る。大石細川家に在し時、出口の事と吉良殿を本所へ屋敷替させしことをいゝ出し、吉右衞門の才智有事ほめられしこと也。吉右衞門遠國へ遣して後僧と成、義士の菩提をとぶらふ。此誠忠義士銘々傳實說らしき事まゝみゆれど信ずるにたらざる書歟。

又泉岳寺藏版としるし有レ之一枚摺の石碑の圖にも、右道喜の法號をしるし、かたはらに「萓野三平常貞、攝州萓野村ニテ切腹」と記、是無稽の說なり。

發を立出て、高繩にて酒呑支度抔なし、增上寺神明へ參詣なし、正信用事有レ之由にて築地下屋形に罷越、夫より西本願寺へ參詣、寺中通り拔、通り筋へ罷出候所は、明廿日は大御所樣家齊公御出棺にて町々燒火不ニ相成一、火の元格別大切の日にて、砂ほこりの立道筋を屋根上は勿論、地下共に水相流れて道惡しく、諸商賣七ツ比より不レ殘仕舞、戶打甚ひつそとなりて、空腹なれ共支度なす所なく、漸そば屋へ這入たのみ、一二せんもたべ歸りしなり。

三月

○朔日、佐政橋本抔三人同道にて、九段坂より小川町へかゝり、又々柳生手より兩國、夫より橫山町通りを上りて十軒棚の雛店、麹町の雛店を見て歸る。

○二日、午之半刻頃、餘程地震、七ツ頃より大道寺家にも此節御使として下られ候所、北長屋之中に明嘶に參り、夜迄酒呑遊びしなり。

○三日、兼而傍輩之中申合て、今日禁酒固して打寄酒呑し也。此かため五六日にてつとなく解しなり。

○六日、中西甚五兵衞樣より呼に參り候に付、早速罷出候所、御逢有レ之候也。此譯はさし合事有ば爰にしるさず。

○七日、午之刻少し過、餘程之地震。

○十日、雨中なれども、橋本某同道にて虎の御門京極家金比羅宮へ參詣。

勢州天賀須村天野茂平治より之廻り緣者なれど、未知己にあらざれば尋れしなり。立寄暫はなし合、支度して此所を立出、兩國邊より柳生手へかゝり、骨董鋪を覗步行しは、實に面白かりしなり。

○十一日、清野・田島・橋本等同道にて雜司ヶ谷鬼子母神へ參詣せんと出かけ、牛込馬場下町髪結所の障子を見れば、猩々餅を喰べる所を栗齋とかいへる人繪がけるに、

元日や酒の非を知る餅の味　曲亭馬琴

穴八幡宮に參詣、高田馬場にかゝり、姿見橋（又推掛橋とも云。）打渡り、參詣して歸る。

○十二日、寅の日。牛込神樂坂上善國寺成毘沙門天ゐ夜分參詣、大に賑合。

○十三日、堀之内妙法寺ゐ松原・橋本同道にて參詣、大に賑合、歸りしがら木と云へる茶屋にて支度なす。此しがらき誠に大流行にて大賑合也、凡人數をかぞへ見しに、三百七拾人程有しなり。

○十九日、水野正信・加藤何某と三人同道にて吹屋町芝居見物、次にとぢ入し似顔、後に繪雙紙屋にて見しに、再吹屋町芝居へ入し如く、餘り能似たりし故爰に入。◎似顔畫略。

○廿二日、大久保きりしま盛故、見物に行。

○廿七日、兩國邊より土手一見。

四月

○二日、神齡山護國寺、此節本尊如意輪觀世音其外寶物開帳に付參詣。

○六日、寅の日神樂坂上善國寺毘沙門天ゐ參詣、諸商人多き中に、實に早きと思ふは蟲賣にて、蟋蟀（きりぎりす）尾張でいふキリツチョの事、○三州岡崎にてはギスと云。鳴居し故、大にほめたれば蟲賣の云ひしは當年は閏も有レ之候へば、二月中には出そうとぞ（とうねん）んじましたが、大におくれましたと云。直段は何程と聞けば、每も御公儀樣へさし上候は銀九拾匁定御直段に御座候へ共、あなた方へは金百疋もにて差上申候と答へぬ。此外ほたる金壹朱づつのよし。

○八日、二三人連にて鼠山感應寺（新寺と云ふ。）參詣いたし候所、灌佛會にて參詣も有レ之、說法も有レ之、（當八日新に釣鐘鑄候間高札出し有レ之。）夫に又々護國寺ゐ參詣歸りに赤城明神へも參詣して歸る。

五月

○朔日、淺草觀世音ゐ（此節開帳也。）參詣、夫より兩國回向院（此節熊谷宿熊谷寺圓光大師其外靈寶等開帳也。）參詣、柳土手通り歸る。

○五日、鈴木氏と同道にて有馬水天宮へ參詣、正五九月にや大に賑合。

○七日、辰之半刻頃より木下某同道にて、九段坂より護持院原・本町通・日本橋より海賊橋・永代ばしを越て深川八幡宮へ參詣、三拾三間堂洲崎辨才天ゐ參詣、それより木場のうちをきゝ聞、扇橋を打越て、川端を（この川筋小名木川といふ也。）久しく行て、向ふ側へ船にて越、鍋鑄の前を通り越して、此川通にて酒呑支度抔なし、五百羅漢ゐ參詣、螺堂へ登りて遠見をなし、それより門前を久しく北へ行て、龜井戸天滿宮へ參詣、夫より又又回向院の開帳へ來り、（兩國角の淡雪にいまだ日の高ければ、吹屋町芝居を見ばやと、尾張屋金八ゐ參り候所、けふは餘り入も多ければ、又々重ねて御出有べしといふにまかせ歸りけり。（公儀御藏手代歟。）まねか

○十八日、牛込原町小林次郎吉積貯へ

れて、清野某同道にて午之刻比より參り候所、大に馳走に相成。

殿居囊前後二折。

御系譜

右三部かり來る。（小林氏は風流士にて本朝事物□□集など撰し博學の士なり。）

○廿五日、未之半刻頃より餘程之大雨大雷也。（大納言樣ゐ御機嫌伺有レ之。）

○廿八日、田邑同道にて牛天神、（小石川なり。）傳通院（三國傳來大黑天開帳、福聚寺。）參詣、幸にして南緣山圓乘寺（小石川なり。）八百屋お七が墓ゐ參詣。

此役名
堺町勘三郎座ニ而
兩度相勤今年木挽
町河原崎權之助座
ニ而相勤爾三度大
繁昌ニ仍而再建之
歌舞妓役者女形
岩井半四郎

本材木町八丁目
石工喜兵衞

元寶ノ石碑ハ是ナルベシ、火災ニ損ジタル後、並ノ石碑ヲ誰カ再建セシモノナルベシ、然共其事ヲシルシアルニハアラズ。

天和三癸亥年
妙榮禪定尼 靈位
三月廿九日

于時寛政五癸丑五月
俗名八百屋お七爲百ヶ回忌追善
妙榮禪定尼 靈位
天和三癸亥年三月廿九日
法界萬靈

發ノ文次ニ記
◎便宜上右ニ收ム。

妙榮禪定尼
天和三癸亥年三月廿九日

八百屋於七

百ヶ年追善
堺町
◎
福山安兵衛
横ニ于時天明二年寅三月廿九日

六月

○朔日、水稻荷夜不二。

○五日、有馬水天宮へ參詣。

○十五日、赤坂氷川明神祭禮。此日うち雨天にて、今日も雨天なれど大分賑合し由。予は去比より腫物氣にて居れば、はなしを聞しのみ。

○廿六日、田邑氏同道にて四ッ谷千駄萱遊女の松を尋ねける儘、其圖を次に寫。

寺僧に逢て尋ねければ、元の遊女の松は枯て、是は二代目の松の由申傳ふと答。又問、寂光寺と諸書に有レ之候て境妙寺とは如何。成程去比迄は寂光寺と申候也、此寺元は麴町地獄谷と申所に有レ之しを、此所へ引候寺也。全體日蓮宗にて候所、元祿年中故有レ之、當宗（天台宗也。）に相成申し、其節より寂光寺と改號相成候所、近き比天保五年か、日蓮宗より達て元宗へ改宗の儀願ひ候よしにて、宗門は其儘にて、寺號計境妙寺と改號被二仰付一候由答ふ。此寺至て大破にて此節普請中なり。紀州樣御菩提所の由にて赤坂普請場と棒杭建有レ之。

遊女ノ松

境妙寺 表門

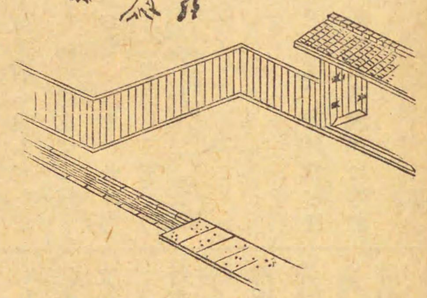

遊女ノ松計ハ男松ニテ外ハ不レ殘女松計ナリ。

此外木々アマタ有共、爰ニ入用アラザレバシルサズ。

荏土砂子、

遊女の松は千駄ヶ谷高輝山寂光寺（天台東叡山末。）境内有、始は霞の松といふ、むかし此所は奥州街道にして一向の原なりしとぞ、其中に此松かすみにみえたるによりていふとぞ。寛永の比御鷹ののの時、御鷹翁て御けしきあしく、此松の木陰に御牀几をめさる、松の上にて鈴の音あり、梶金平聞付られ言上す、立むかわせ給へば、御こぶしへとゞまり、御機嫌ななめならず、あたりの寺僧をめして、此松に名有やと御尋ね有しに、霞の松と申。彼御鷹を遊女と申せば、自今改めて遊女の松とよぶべしとの鈞命有、則なんじにあづくる間大切にすべし、此松是程にかかふべしと、御杖の所千坪に及ぶ。寂光寺寺地の外也、當寺は貝塚に有、御城御築の時此地にうつる、始は日蓮宗りしが、元祿年中天台に替る。

本文に貝塚に有レ之と記し、のはなしに地獄谷と云ひ、貝塚も麴町三丁目ら、地獄谷もかうじ町三丁目うらて、二番町へ行谷を地獄谷といふよしみえたれば、いづれ舊地は麴町三丁目あたりなるべし。

○晦日、恆川某同道にて、麻布善福寺杖銀杏を見物に行ぬ。

七月

○七日、西山氏・恆川氏同道にて大下馬ゟ諸大名登城見物に參り、夫より西の丸下より馬場先御門を出で、大名小路織田伊勢守殿屋敷ゟ參り候、門にて承り候所、長屋の中に瓢箪の印の出候所にて候と敎へにまかせ、門を這入、左へしばらく行て右へ曲り、しばらく行ば左側に、何樣 ○═══ 如〻此木にて作りしひやうたん門口に出し有〻之、おしへにまかせ此門の表札を見れば、長谷部肇と有〻之、案内して玉子の御守貳枚たのめば、どなたと取次の者問にまかせ、實を以答て、則御札請て歸りぬ。

○九日、午之刻比、餘程の地震。

○予は先々月より腫物にて引籠居し也、去月廿七日より、御堀端四ッ谷鹽町角より貳軒目某風呂ゟ療治に行し也。

村松町出店

伊東文藏 此文藏と云男五十歳計、女房三十七八歳なり、娘十七歳にて名ぎんと云、常磐津淨るり上手也、子供弟子有。

同竹三郎 此竹三郎、當年十七歳なり、至て碁上手にて屋敷々々に出入なす。

入湯之定

三百四十八文　一廻トメ　予湯に行し覺、六月廿七日夜・同廿八日・同廿九日・同晦日・七月朔日・二日・三日・五日・六日・八日・九日・十一日・十二日・十三日・廿日・廿四日・廿五日

一度入廿四文　二度入四十八文　三度入七十二文

半日入同斷　一日入同斷

○十日、佐藤氏・後藤氏同道にて山王權現ゟ參詣、夫より虎の御門金毘羅宮ゟ參詣。

○十四日、佐藤氏・西山氏同道にて、淺草觀世音より新吉原燈籠見物。

○十五日、佐藤氏・皇野氏・恆川氏同道にて、晝後より兩國ゟ花火見物の心組にて出かけし所、今日は右大將樣大川通御成にて兩國諸見物は勿論、茶店等も不〻殘仕舞にて、卽刻御成過候由にて皆々元の如く取組最中にて、亂雜なるのみ也、中々花火の沙汰もなければ、直に歸りし也。當年は一向花火無〻之、去月廿八日去る五日兩日有〻之し而已也と云。

○十六日、田邑氏・堀部氏・後藤氏同道にて出かけ、先淺草東本願寺中本門入口東側取付。塔頭德本寺佐野氏墳墓水堂より丑寅の方南向歟。參詣して、圖寫如〻左。

元良院釋以貞

左ニ俗名佐野善左衛門藤原政言墓

天明四年歳次辰夏四月三日卒

天明四辰年三月廿四日、於ニ營中一田沼山城守殿（御老中主殿頭嫡男、）新御番佐野善左衛門と申仁遺恨有〻之哉、若年寄御退出之節、山城守殿ゟ聲かけ切付被〻申候、初太刀肩先ゟ八九寸深さ三寸計、夫より左之手を脇差へ御かけに成候所□□□半分程切込、山城守殿指も落して三之太刀にて腹を突裂被〻申候共、此疵六七寸、松平對馬守殿御抱留にて、山城守殿大切之由、廿六日死去と云々。「思出草紙」に云、佐野善左衛門屋敷御廐谷、後松平忠左衛門拜領と云々。

「茶町子隨筆」四月三日佐野善左衛門辭世、

卯の花の盛を捨て死出の旅山時鳥道しるべせよ

新御番　佐野善左衛門　三十五歳　高五百石

俗ニ云野ヅラノ石塔ナリ、火災ニ損セシニヤ、二ツニ割レシトミエテ石灰ニテ如〻圖直シ有〻之。（◎今之を略す）

去月廿四日、於ニ殿中一田沼山城守殿ゟ手疵爲〻負候、亂心與者乍〻申、山城守殿右手疵ニ而依ニ相果候一切腹被ニ仰付一候旨。御進物取次番

右佐野善左衛門墓ゟ、大幟小幟に佐野大明神或は世直し大明神と相印、佐野の墓へかののぼりを建參詣する事おびたゞし。其外色々の菓子抔をそなへ男女の差別なくおし合へし合、誠に□ことのよし。

此節の狂歌に

御城より田沼のこめがさがるげな

しんだともいふこまいともいふ

夫より淺草觀世音に參詣して、花川戸にて酒呑支度抔して、大川橋を打渡りて三圍稻荷へ參詣して、額面を鼻紙に寫し來りしを、又々爰に記す。

てん〳〵の鏡をぬいて樽まくら

雪もこん〳〵花もさけ〳〵　赤良

おさらばとそむけし顏のむき玉子

きぬ〴〵いとの切にきられず　蜀山人

亀の讃

炎になる蓬がしまをせにすへて
ちよと無病にそだつみの亀

五平亭

何やらの圖ふつに忘れしなり。三世英一蜂と云書みえたり、一蝶の末にや。

是より牛の御前・白髭大明神抔へ參詣して、木母寺梅若塚へ參詣なし、隅田川の渡しを越して三野（さんや）へかゝり、日本堤へ上りて新吉原、又々燈籠を戌の刻ごろまで見て歸りぬ。

○十七日、田島氏・星野氏・中島氏同道にて、芝増上寺境内（平生拜體不二相成一）安國殿へ參詣。

○十八日、濱御殿にて晝夜揚火有レ之。

○十九日、廿一日、廿二日、右同斷。

○廿四日、午之半刻比、餘程之地震。

○廿六日、田村氏同道にて目黒不動尊より池上本門寺へ參詣せばやと、例のいそがわしく兩人出かけ、青山にかゝり泰平觀世音といふにまふで、それより善光寺門前通りは、今日大施餓鬼のよしこれあるによりて、立寄て參詣せしに、いまだ時刻の早くて、いまだ施餓鬼ははじまらねど、もろ〳〵のあきなひ店にて大分に店をならべ、參詣の人もちよこ〳〵これ有し也。それより此善光寺の筋を眞直に行く、松平左京樣御屋敷にて付左りへ曲りて、しばらく行て澁谷八幡宮へ立寄參詣し、（奉納の繪馬を例の古きをのぞきみれば、）酒呑童子の圖、「延寶三年八月十五日原田昌保書レ之」と有レ之繪馬みえし也。

金王櫻、八幡宮右の方に有、其圖次に寫。

江戸砂子に、

金王櫻（澁谷八幡宮境内）、むかしの名は憂忘（ゆうもう）櫻とて、久壽年中源義朝、鎌倉龜ヶ谷の館にうへられし憂忘櫻を、金王丸に給ふ、領地澁谷に持て來り、鎭守八幡みづがきのほとりにうゆる。文明の頃、黄金の長者と云有澁谷の末葉なり、疫病の難あり、神託ありて此靈木

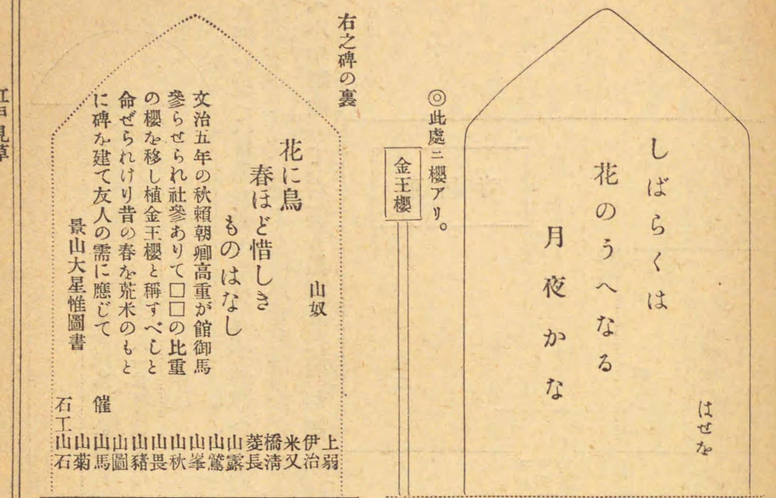

◎此處ニ櫻アリ。

金王櫻

右之碑の裏

花に鳥
春ほど惜しき
ものはなし
山奴

文治五年の秋頼朝卿高重が館御馬參らせられ社參ありて□□の比重の櫻を移し植金王櫻と稱すべしと命ぜられけり昔の春を荒木のもとに碑か建て友人の需に應じて
催
景山大星惟圖書

上弱 伊治 米又 橋清 菱長 山露 山驚 山峯 山秋 山畏 山豬 山圖 山馬 山菊 石工山石

の奇特にて病難をのがる、今に至て妙ありと也。

紫一本、

紀州養珠院樣、此さくらの實を御庭にふせさせ給ふ、生たちてやう〳〵花もさけるころ、澁谷の櫻かれたり。此由をきこしめされ、御内の士澁谷善入（ぜにう）と云人は金王丸の子孫なるよし、これをめして、今其の元木のさくらかれて名木絶ぬ、さいわい庭に其實うへの木有、餘の人の植たらんよりは子孫の植たらんには、先祖の孝にもなるべしとて、此櫻を給ふ、善入敬していたゞき則植る。是今のさくらなりとか、名木の絶ざる事、ありがたき御はからひなりとぞ。

是よりしばらく行く、大坂の人兩人と連に成て、中目黒村祐天寺に參詣して（昨日迄千部執行（例年の由なりしよし。）鐘樓をみれば、此鐘に無禮なすべからずと札建有レ之、故に仰向みれば、

是より祐天寺裏門を出で、直に此垣くろの細き道を左りへ曲りて半道程行く、金比羅宮有、（裏門より這入。）參詣し

文照院殿爲追福　近衛禪門基照公姫君　大夫人一位尊尼御寄附

て本門を拔て、目黑泰叡山瀧泉寺不動尊へ參詣、彼大坂者兩人は此所にて瀧に打るゝゆへに爰にてわかれる。是より門前壹町計出て行當り、左りへ小半町曲りて、右側も黑塀黑門有、如圖。是則比翼塚有之所也。

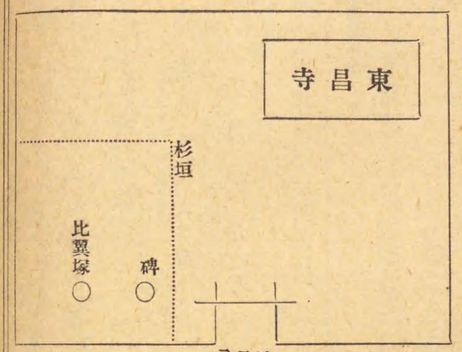

一、案内を乞は取次之者出でクヾリ開く。（此家の女房體の女なり。）

一、壹人前六文吳よといふに任せ出す。

一、爰より比翼塚と云所は、塚も何もなく、たゞ手ごろの石苔むして壹つ有り、其邊り青きば其外木々にて甚亂雜なり。

一、予勝手へ行きて、年月を尋ぬれど、一向相分らずと答へし。其男は三十歳計なる總髮の男也、是虛無僧なるべし。

一、寺號を尋ぬれば龍溪山東昌寺と答へし。

一、表門に左の如くの札打有之。

武門之隱家也無案内者不可入

比翼塚

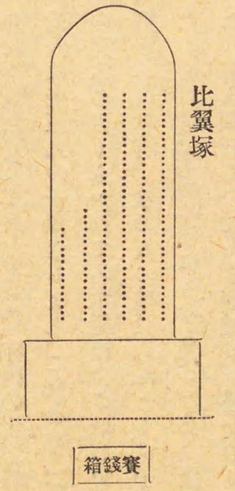

「花橘」（其角撰、元祿三吟、）「六月四日、遊女小紫をかゝせて讃このまれしに、藻の花や繪に書わけてさそふ水、其角。」此小紫が事にや。

ひよく塚幷に碑の銘

元祿の昔、花の姿もゆかりの色の深かりしも、今はたゞ此古き塚成苔の下に名のみ殘りし、盛衰の世の移り替りやすくて、其塚だ

に雨露にくち、地下に埋みてかたち有計なる、こたび貲助をこい、誠ある心を盡し、勞をいとわずこたび取繕て、猶末に星霜を經ても廢ざるがために此碑を造立して、予が一句をこわれければ、

其むかし比翼ざくらや歸り化　東都芝浦　暎堂雪艸書

右の碑の裏に、

今は昔元祿十三歳ときゝしも、さだかならざるを、人々あるはおのれ幾世朽ざらんため、子引の石を手向とは、

文政八酉年　初冬となり　隨月堂　補佐杜恭

一、此碑に元祿年中と有は甚いぶかし、據となすにはあられど、石井明道士及平井强勇記には貞享元子年と見えたり、當時代後の考へをまつのみ。

一、東昌寺の事を舊書は風呂寺と有如何。（江戸名所圖會に風呂屋共云とみえたり）

一、平井權八郎鈴ヶ森にて御仕置に相成候を盜來し由、舊書に見えたれば、鈴ヶ森にては有まじく、今目黑の邊りに樹木谷といふ所有、是ははじめは地獄谷と云斬罪なりと云。然れ共地獄谷とは風雅なき名なれば、いつの頃か書かへたる由、江戸砂子にみえたり、此所にやあらん歟。

一、武江年表に、延寶年己未十二月三日、浪人平井權八郎品川にて刑せらるゝと云。

此碑寫しなかば雨降出しける儘に、爰を立出しまま、蛸藥師へも得立よらずはしり過、しばらく行て茶店へ這入、支度などする中、雨はいよ〳〵つよく降出し、明日が二百廿日ゆへか、風も餘程つよく吹。中々池上へ行所にてはなく、からかさを壹本もとめ、二人這入て行人坂を登りてかへりけり。

○廿七日、未の半刻頃より、田島氏同道にて根津權現ゟ參詣、夫より上野しのばすの邊りへ出て支度をなし、歸り道湯しま切通し古本屋與市、今日知己になりぬ。

八月　當月雨天勝にてしるし見し覺

○朔日、雨。

○二日、小雨。

○三日、雨。

○四日、小雨。

○五日、小雨。

○六日、雨。

○七日、曇、折々晴。

○八日、折々小雨。
○九日、朝より大雨、神樂坂毘沙門天に參詣。
○十日、朝より大雨。
○十一日、終日曇り。
○十二日、同じ。
○十三日、曇り。
○十四日、曇り、恆川氏同道にて深川八幡宮に參詣、大分賑合しなり。かたはらの碑をみれば、

うか〳〵と生た甲斐有初櫻　七十叟　蒲丈

○十五日、曇り小雨、夜大雨。市ヶ谷八幡宮、夜前より祭禮にて大分賑合。
○十六日、昨日より降つゞき。
○十七日、ふりつゞき、夜八ツ頃晴、月見。
○十八日、朝小雨、晝後晴、夕方より又大雨。
○十九日、朝より小雨、八ツ時より快晴。鈴木氏同道にて麹町に、鍋釜求んと見る内、此節眞黑（まくろ）至て安く、大道賣多く、五十文が求めれば、三人分程はきつとあるなり。

○廿日、終日曇り居候得共雨は不レ降。巳之半刻比より壹人出かけ、淺草觀世音へ參詣、夫より山の宿より聖天町へかゝり、土手の取付左り側。西方寺弘願山專稱院。へ立寄、門内正面に高尾塚と（圖の如し。◎今略ス。）有レ之、其後を見れば石塔貳碑有、立寄みれば尾州知多郡片名村何某末葉と有しもゆかし。

門内左りの所に道哲の像の石碑有。奇跡考に圖有れば不レ記。高尾の石碑しれざれば爰を立出けり。夫より鳥越の方へ四五町も行て左り側、月充山春慶院浄土宗なり。へ立寄、玄關に案内を乞て、高尾の碑は何方と尋ねしに、取付の左方にて墓所取付、三界萬靈と、アレアソコに見え候大成石碑の直に次に有レ之石碑にて候とおしゆ。予又問、三浦屋何某は斷絶いたし候よし、高尾亡靈へ何方よりか付とゞけ有レ之候哉と尋ねしに、夫は無二御座一。又問、西方寺と當寺と兩寺に高尾の石碑有、何方が誠なる哉、答、當寺が實のよし相見申候、西方寺のは年忌の節にでも誰ぞが後に建しと相見申候といひぬ。尚委敷たづねんとせしに、外に人有レ之、何か用のある樣子なれば、さしむかへてとはざりしは殘念なり。

春慶院月充山と云。高尾之石碑之圖

春慶院（西側なり）表門這入暫行。
左側石碑二本目也（北向に建有レ之。）

夫より春慶院門前にて痔佛の痔の神共いふ。寺を聞しに、暫跡

總高サ六尺餘

◎此處ニ蓮華アリ
寒風にもろくもくつる紅葉哉

萬治二己亥年
□□
□□□□□□□□爲轉譽妙身
十二月五日

……左蓮、右ノ如シ。

のよしにて壹町半程戻り、左り方へ東の方へなり、貳町程這入、左り側本性寺と云寺也。門を這入ば左側に功雄神靈と額面にしるして有レ之て、たえまなく參詣有レ之樣子也、石碑は本堂眞うしろに南向に有レ之。

秋山自靈居士

石碑ハ野ヅラ石ニテ至テ小サク（壹尺六七寸モ有ベシ。）外カマエハ大ニ多キク、後ニ再建セシモノナルベシ。

略緣起

抑秋山自靈ハ、其もと攝津國川邊郡小濱の産にして、多田滿仲朝臣の隨一の郎從藤原の仲光の末裔狹間氏なり、其父を六左衞門と云ふ。其せがれ善兵衞東都に下り、江川新川岡田彌右衞門□□奉公す、生質正直にして日夜懈りなく守勤む、其功拔群なるが故に次第に用ひられ、後ハ其家を繼て岡田彌右衞門といふ、しかも常に法華を信じたり、讀經唱題も又日々に斷絶なし。然るに三十八才の頃より痔疾をなやみて、數醫手を盡すといへども、更に療用のしるしなき事四年、或醫師の曰、これ難治の症なり、痔を治せんとすれば體勢内を傷、所詮覺悟あるべき事なりと。是より後三年は必死の安心に任すといへども、病苦甚しきによって、親友に語りけるハ、予死に近づく、されば諸の佛神へ大誓願を發して、死後痔疾を憂る人必救はむと、今ハ唯日夜これを願ふ、予七年の間此難病を受て、世の人の此病をおもひ量の心切なればなり、殁後必此詞を疑ふべからずと申せしとかや。終に延享元年甲子秋九月廿一日誦經し首題をとなへて卒す、則當寺へ葬り、法名秋山自靈これなり。其後何某、痔疾にくるしむ事三年、醫療しるしなく死に向とす、ときに古朋友なるが故に、自靈の言葉をおもひ出て頻に信願をおこす、さしもの大病二月を過ずして平癒す。是より世上に流布して、遠近の貴賤あゆみをはこびて、痔疾所願をいたすに悉く其利益あること、聲に響の應ずるが如く、今正に諸人のしる所也。

淺草山谷寺町　本性寺

因云、秋山自靈功雄靈神自誓の無窮なるハ、東都の諸人ハいふに及バず、京都におゐても人々傳聞し、心願を籠め利益を蒙ること少なからず、故に東山東漸寺に於て、其肖像を彫刻し安置すること年久し。然るに天保二年卯の春、從一位左府公（恐れあれば御諱御館等を爰に略してしるさず。）痔疾を患ひ給ひて、典藥の術をつくさせ給へども、效驗を得させ給ハず、巫祝の呪法もむなしかりけれバ、大夫某殿のすゝめに依て、此靈神へ御祈念あらせられける所に、病患頓に平癒ましく、御悅喜いふばかりなし、終に神祇官白川家へ仰有りて、秋山自靈功雄靈神の號を贈らせ給ふ。是より高貴の御方ハいふに及バず、病患ある人々ます〳〵信じ、遠きも近きも歩行を運び、神助を仰ぐに、平癒せざるものあることなし。東都の人々はもとより、此靈神の利益炳焉なることをしるといへども、此等の因緣をしることなし、故に爰に筆して此事を四方につぐ。但し神祇官より賜りたる文書ハ、ことぐ〳〵く東漸寺の祕庫に收め、當寺にハ其寫しを安ず、願ハくハ痔疾を患ふる人ハ速（ハカ）に參籠し、信心御首題をとなへ、感應道交の御利益を仰ぐべし。

天保六年乙未正月　　本性寺　知事

是より新吉原へ見物に行し所時刻早くて申の刻少し過か。俄もはじまらず、立出て又土手より再西方寺に至り、高尾の墓所を聞て裏に行みれば、墓所眞中比とおぼしき所に、大なる紅葉の木壹本有之、前に碑有。北向のよふに思ほる。

總高サ四尺餘

文政五午年當寺十世貌譽代
高尾墓

轉譽妙身信女　萬治三庚子年十二月廿五日

寒風にもろくもくつる紅葉哉

西方寺本堂棟瓦に道の字有、道哲の道の字歟。

玉垣　願主　玉屋彌八

夫より庫裏の方へ來りし所、老人壹人來り合せて當寺檀方のやうすなり。ちと上り休み給へと云にまかせ、幸ひと玄關に上り候所、茶抔出させ、いろ〳〵和尙體の僧に年頃三拾歲餘りの僧なり。承り候所、過去帳を出しみせられしを寫。

萬治三庚子歲

正月廿二日當寺開山道蓮社正譽上人玄育念死大和尙

正月廿五日身幼童女　三浦高尾カフロ

十二月廿五日當寺常念佛願主順譽道哲大僊

同月廿五日轉譽妙身信女　三浦高尾が事也。

過去帳順にくりかへし見しに、

享保六辛丑歲

春應妙感　三浦屋ウス雲

月日寫さゞるは殘念なり、薄雲も二三人まだ有しが、只高尾が事のみこゝろがけし故寫さゞりし事多く、これらも殘念なり。

當寺什物のうち、高尾襠裲（うちかけ）を以てこしらへし袈裟有之由、和尙のはなし也、紅葉の總模樣（けさ）なるよし。正月のうちかけにとて拵へしものなるべしと云。

是より淺草海老屋橫町　駒形堂より壹町計南の所四へ入町也。天野藏人尋ねし所、去月上方へ行しとて留主也、是より彼與市方へ立寄、しばらく咄して歸りぬ。

○廿一日、終日雨天なり。公方樣諸大名乘馬御覽之筈にて、尾張樣も御登城に爲〻在候所、雨天に付御延引に相成候由。

○廿二日、快晴、此頃又々眞黑至て多く、甚安直也。川崎氏に聞しに、此頃小田原邊にて一日に眞黑一億位づつ毎日とれ候間、其丈五尺位も有〻之眞黑壹本が七八百文ぐらいのよしにて有しと聞し。

○廿三日、晴天、今日公方樣諸大名乘馬御覽。

○此頃九段坂植木屋貳軒急に引拂被二仰付一候由にて、毎日植木類石類數十八にて引出す。

○廿五日、終日曇り、夕方より平川天滿宮へ參詣。

○廿六日、快晴、午之刻頃より、今日川崎氏下著致すべく哉と、西山氏同道にて迎ひに出かけ、品川宿迄參り問屋場にて聞合し候所、中々今日は御著有まじ、昨日よふ〳〵酒匂川明し由承り候と申に付、左有らば池上本門寺へ行ばやと、問屋場眞向へ。爰より曲りしばらく行し所、此頃の雨に損せしにや、土橋中程落て中々越がたく、川を渡らばやと、すぐに這入らんとする所へ、兩國邊の人來かゝりて、橋の上へあがり、亂杭に手を懸て飛越し候に付、我らも引つゞきかろふじて飛越、夫より大井村新井宿村下池上村打過て、池上本門寺に至り候所、大坊におゐて開帳有之樣子にて、幟などみえ候に付行てみれば、自鏡滿願日蓮大菩薩開帳（八月十六日より三十日の間。）にて說法も有之、前座通照、後座妙光院之由張出し有之、參詣も大分有之、諸見せ

物も三つ四つ相見え候也。夫より祖師火葬場を（今は堂有之、此節右堂の外に石垣出來る、普請最中也。）見物し、爰を立出、新井宿村まで來りて支度なし候うち、日暮て火とぼし候也。大井村先にて道二股に成し所有、爰より右之道へ（來りし道は左の道なれ共、橋落居しなれば夜分は中々通行ならざるべしとて繩張有之故也。）かゝりて、品川宿へ出候所、女郎ことゞ〳〵く店を張て居る也。（右の圖次に圖す。）しばらく立といまりてみれば、いわゆる牛にや、御遊々々御遊と、何か早口にいふもおかし。

此日飯倉片町書林におゐて、温知政要を求む。

品川宿女郎店付（ノ圖今略ス。）

○廿七日、（快晴、）今日決定川崎氏下著なすべしと、田島氏・西山氏同道にて、午之刻より出かけ品川へ至り、或茶屋を見れば、（右側也。）川崎氏兩掛みえ候付、裏座敷へ通りみれば酒宴最中也。（川崎□右衛門・伊東豐三郎・一通挨拶小出作藏其外中間兩人也。）一通挨拶して直に酒宴となり、時うつりて此所立出で、みな〳〵同道にて、七ツ過に左内御役屋敷へ著し候也。

○廿八日、（晴天、）八ツ時比より田島氏・小出氏同道にて、神田明神へ參詣、夫より裏門を拔て石段を下へおりて、右側に諸の蟲を細工して有。かたはらに、

御土産に目出度蟲の細工もの

死ぬ事もなしなく事もなし

夫より御成小路より廣小路へ出、上野山下の骨董をの（ぞ）脫力。き、淺草觀世音に參詣なし、日暮て新吉原俄見物して歸りぬ。（俄番附次にとづ。）

○廿九日、（快晴。）

○晦日、（晴天、）夜鈴木氏・星野氏同道にて、柳町軍書聞に行し也。

講師　吳山

桶狹間合戰

說法轉輪

九月

○朔日、朝より小雨之所、晝後大雨。

○二日、（朝小雨晝後快晴。）原町小林治郎吉子ゐ咄しに參り候所、忌中にて空しく歸る。（親父國四郎子、去月十六日病死のよし。）

○三日、鈴木氏同道にて、神田新白銀町道具屋傳兵衛と云者（是は傍輩中村定兵衛娘之行衛不明故、さま〴〵の譯合有之尋れし也。）然れども不二相分一故、空しく歸る。悉敷事ながければ略す。尋ねけれどもしれざれば、是より柳土手へかゝり骨董をのぞき、兩國邊ぶらつきかへり候所、今日は虎の日にて、神樂坂毘沙門天へ參詣して歸る。

○五日、（朝曇り、晝後より雨にて、夜大雨。）川崎氏・松原氏同道にて、有馬公水天宮ゐ參詣、夫より增上寺裏門より這入て表門へ拔、芝神明宮へ參詣なし、通り筋へ出で、（去る朔日夜三度飛脚を何□□殺し候由承る、此市中にてかゝる大たんをなすは、如何成大盜賊にや。）彼京橋坂本製なる仙女香抔を求め、夫より日本橋より右へ曲りて、山王御旅所地内□□□（川崎氏緣者のよし。）を尋ねし所、爰にては何歟不都合なればとて、何とかいふ狹き町を壹つ貳つ曲りて、奇麗なる庵に案内、（是は此僧の妾宅とみえ、至てうつくしき婦人と七八歲なる女子有之、此女子に三味線を教へ居し所へ參り、其後酒宴有之、實に大に馳走を出したり。）爰にて酒呑抔して、夜五ツ半比にや、先方より馳走として船を出し呉し由にて、海賊橋の邊りより船に乘、夜九ツ過比にや昌平橋迄來り、爰より上り步行せし也。（牛込まで、晝ならば乘込筈なれども、夜分は昌平橋よりこなた、仙臺堀のうちは夜分になると、わるさに上より石を打候ゆへ、中々夜分は通行ならざる由なり。）

○六日、（今朝明方より快晴。）

○七日、朝曇、晝後雨天。

○八日、朝曇り、晝比より雨天なり。夜田町貳丁目寄ゐ星野氏同道にて咄しを聞に行し也。

二代目圓生

梅生　馬力

右圓生は中々上手にて面白し。

○九日、終日雨天。

○十日、（快晴、）虎の御門外金比羅宮參詣、夫より芝ゐ土產物求に行。

○十一日、（晴天、）晝後四ツ谷忍原横町山本屋利兵衞方へ旅籠屋なり。）近江屋源吉（去る四日當地ゐ用事にて來候間尋れ呉しに付、右挨拶に行。）尋ね行し所、他出して留主也。

○十二日、終日曇り。

○十三日、（今日甲子、）終日雨天之所、夕方より快晴にて、今夜の月は清光なり。

○十四日、（晴天、）夜後藤氏同道にて神田明神ゐ參詣、（明十五日）

祭禮なり。夫より筋違見附を這入、通り筋を見物せしに、誠に賑合し事共なり。三河町より御堀端へ出て歸りしなり。

○十五日、晴、快。佐藤氏・堀部氏・星野氏同道にて、神田御祭禮見物せんと、午の半刻より。田安御門迄參るの所、皆々御門内へ入に、見物人は不レ入候付、九段坂下り一橋御門這入て暫待て、竹橋御門外にて過半見物。夫より常磐橋御門を出で、通筋を行て神田明神へ參詣なし、夫より歸り道、築土明神へ、祭禮にて十二段神樂有レ之、餅などなげて大に賑合。夫より神樂坂毘沙門天へ今日虎の日。參詣なして歸りぬ。

○十六日、晴天、此比又々眞黒至て安く、朝より夕部まで、眞黒賣の聲にてかしまし。

○十七日、朝より雨天の所、七ツ比より快晴。夜星野氏・堀部氏同道にて、柳町よせ咄し聞に行し也。

はなし　古喜

外貳三人

○十八日、晴天、予壹人、柳土手骨董鋪のぞき歩行しなり、夜堀部氏・星野氏同道、又柳町よせ。

豐後　常磐津絹太夫

新内　同　入太夫

なり　こうじ町　あも平常太夫

三ッ澤源藏

同　三藏

○十九日、快晴、今日午之日にて所々にて、太鼓たゝきし也、午之半刻比より御堀端御茶之水の方へ行、骨董鋪をのぞき、例之古書を求め、夫より湯島切通し古本屋與市を尋ね候所、色々咄し候うち、與市手紙を認め吳候付先比より與市、江戸の一奇人に御知己になし上べしとて約し有レ之故、今日與市尋ねしなり、然る故に、先方への手紙與市したゝめ吳しなり。これを以て湯島仲町西加藤伊勢守殿内比志島丈左衛門實名貢賞、別號文園。尋ね候處、比志島は加藤氏長屋に住す。けふは留主の由に付立出で、上野山下邊をのぞき歩行、歸りに比志島へ立寄候所居合、初而面會、暫咄して立出歸り、又與市へ立寄此與市といふ男が全體風流士にて、至て讀書家にて、平生小說計見候男なり、歸りし也、

○廿日、終日雨天也。

○廿一日、快晴、

○廿二日、晴天、今日又々比志島氏を尋ねて、數刻面會なせしなり。

○廿三日、晴天、夜堀部氏・星野氏同道、柳町よせへ。

はなし家　可蝶

其外　新内　蘭蝶　いな川・すりばち・むげん

○廿四日、終日曇り。

○廿五日、晝前雨、晝後晴、夜平川天神へ參詣賑合。

○廿六日、終日雨。

○廿七日、晴天、小出氏同道にて未之刻比より千駄ヶ谷八幡宮の祭禮にて參詣。十二神樂等有レ之、大分賑合。

○廿八日、終日雨天、夜七ツ時、餘程之地震。

○廿九日、快晴。

十月

○朔日、天氣よし、晝後川崎氏同道にて四ッ谷邊見物、又々夜松原氏・田島氏・伊東氏・堀部氏同道柳町よせ、景物有レ之、新内なり。

○二日、晴天。

○三日、快晴、夜堀部氏・星野氏同道、又々柳町よせ、女子供茶番にて面白し。

○四日、快晴、予壹人、芝邊へ土產物求に行。

○五日、天氣よし。

○六日、晴風、比志島氏へ咄しに行。出立已前にかならずかならず最一度御出被レ下と約束いたし有しが得不レ行、甚殘念なり。夜赤坂田町出火。

○七日、快晴、夜八ツ半比より、吹屋町・さかる町出火有レ之、雨三人九段坂迄見に行し所、當春よりの大火と相見候、火元は芝居樂屋出し由。

○八日、終日曇りなり。田邑氏・伊東氏同道にて淺草觀世音に參詣なし、夫より吉原廓内見物、伊東氏いまだ妓女の店を張しをしらざるがゆへに行し所、時刻早く、五十間道にて夕方迄支度なし、酒呑て日を暮し、店を張しを見物して九ツ過歸る。同夜明方前より大傳馬町邊出火有レ之。亥之半刻比より雨天に相成。

○九日、雨天。

○十日、晴天。
○十一日、同じ。
○十二日、同じ。
○十三日、快晴、今曉寅之上刻、左内御役屋敷御發駕、品川驛明方之所御通行也、今曉池上本門寺通夜參りにて、途中大分賑合。其うち品川近邊は茶屋々々には講中の提燈をとぼし、畫中の如に有之、實に賑はしき事なり。川崎驛御畫にて、申之半刻比戸塚驛ゟ御著、
○十四日、晴天、寅之半刻比、戸塚驛御出立、南郷御畫にて、申之半刻過小田原驛ゟ御著。
○十五日、晴天、卯之上刻小田原驛御立なり、箱根驛御畫にて、酉之刻過沼津驛ゟ御著。

畠湯本邊ニ如レ此ノ干魚釣シ有レ之、名ヲ問ヘバ、山ベト云テ乳ノ藥ナルト云、先年日光ニテ尋ネシガコレナリ、爰ニテ求メルモチカシ。
ワラニテ軒ニ釣ルシ有レ之圖（◎圖今略す。）大キサ如レ圖、色形共アエナメニ能似タリ。

救民妙藥ニ云、
▲ヒヤウソ、山ベト云魚ノ皮ヲ卷付吉、又黑ヤキコニシテ、ゴマノアブラニテトキックヲヨシ（◎トス脫カ。）
▲ニウヤウ、（チノメノコト。）山ベト云魚スリテ付テ吉、黑ヤキニシテモ付ルナリ。

○十六日、晴風、寅之半刻過沼津驛御出立にて、吉原驛御畫にて、今日餘程之風にて富士川船出しがたく、しばらく見合呉候樣、船懸りの者賴候付見合。富士川御別條なく御越にて、酉之刻過江尻驛ゟ御著。
○十七日、晴天、寅之刻過江尻驛御出立にて、岡部驛御畫にて、申之半刻比金谷驛御著。
○十八日、晴天、寅之半刻比金谷驛御出立、袋井驛御畫にて、酉之刻比濱松驛ゟ御著。
○十九日、終日雨天、寅之半刻比濱松驛御出立、荒井船中にて錦島侯すり合に相成。錦島侯は下りなり。荒井驛御畫にて、申之半刻比吉田驛ゟ御著。
○廿日、晴天、寅之半刻比吉田驛御出立、藤川驛御畫にて、申之刻過池鯉鮒驛ゟ御著。

明廿一日宮驛御畫の筈、兼而先觸出有レ之候所、俄に鳴海驛御畫之筈に相成候付、今晚又々宮驛御畫の旨先觸出る。

○廿一日、寅之上刻池鯉鮒驛御出立、鳴海驛にて御畫、實は鳴海驛ゟ寅之下刻前御著に相成、全く時刻早過候付、大分御見合に相成。西之刻過愛度御上著也。
○

物の名も所によりて替りけりと古歌にいえるを、雨中のつれ〴〵書記せしを、爰にとぢたし置ぬ。

辛丑の暮　戲道人

髮結所張出し
三拾貳文　近年油元結高直ニ付

湯屋張出し
御壹人前　十文　近年眞木高直ニ付

□ 大白入 あま酒　あまざけ壹盃八文

至ってあじなし。予申けるは、我國でたべしとは大違ひ也、國のは誠によろしくといへば、それは御光千萬なり、第一御國とは米がちがひ升から、どふしてもうまくは出來ませぬといひき。

せうが入るといふことはなく、小せうを竹の筒よりふり出し入る也。

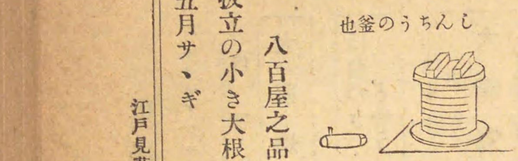

八百屋之品々

拔立の小き大根　菜にても同じ。　をモミ菜と云。
五月サヽギ

如レ此まこもにて　あみてうるなり。是をインゲンと云、是を又誤りてエンゲン豆と云。

千石マメ

如レ此しく付也。是をフヂ豆と云。

ワケギをアサツキ、カリモリを丸ヅケとも云、青ハチをハツダケと云。

二八 そば うどん

大蒸籠貳百文　茶そば貳百文
卵きり貳百文　玉子とじそば四拾八文
あられそば廿四文　花まき廿四文
しつぽく廿四文　天ぷらそば三拾貳文
ひも川うどん十六文　ひやむぎ四拾八文
さらしうどん十六文　家により白瀧とも花雪共。　かしわなんばん四拾八文
かもなんばん四拾八文　あんかけうどん參拾貳文
おやこそば四拾八文

モリ又アツモリ、カケ ◎圖アリ、今省ク。

何屋
大蒲燒

鰻割は大小共に此ㇾ如 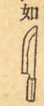 のほうてうにて割。

ほねぬきどぜう

うなぎやにてかならずほねぬきどぜうを賣る。

何町
大蒲燒
何屋何兵衛

如ㇾ此大かたが紅摺にして、筋違ひに折て山椒を包出す。鰻大小共に脊割也。大なるは尾の方より脊の上下をたち切、中の小ぼねをぬく。大方貳っ切三っ切なり、小なるは切らず其儘もさす、串は丸ぐし也、貳本さして燒。

豆腐壹丁六拾文　半丁三拾文　四半丁十五文

右常直段に候得共、大豆の相場により高下有ㇾ之。

六月初より、枝豆やユデマメと町々武士小路賣歩行。

◎圖略ス。如ㇾ此なしたるものなり、初より八月九月になりても、壹わ四文づつなり。

茄子　四月頃より出る、然共直段高し、何方の事か知られど、ヤマが出れば安くなると云。

薩摩芋至て安く、尤其年の出來不出來にもよるなるべし。目方三十貫目を芋屋の買所を見しに、銀十匁に買しと云。

湯でたるをフカシと云。

丸やき　下に鹽を敷て燒たるものなり、丸やきと云へども、大なるはみな切て燒なり。

○やき

此湯類、夏壹町内に七八軒も此店になる。

麥湯　四文
さくら湯　四文
玉子湯　廿四文

くづ湯　十二文
しそ湯　八文
あられ湯　八文

尾張で棒、江戸で天秤棒、皆杉の木なり。外の木にてはすべると云。

蠟燭圖◎今略ス。の如く天地ふとく、壹丁宛紙につゝむ。しんは皆白紙なり、反古ではくらくと云。是は駄蠟なり夜店の商ひは皆是をとぼす、其長さ三尺程も有ㇾ之。（◎圖省ク。）

下り飴〳〵と賣歩行、尾張て云ギヤウセンなり。かんなでけづり、木の切に附て賣、一本四文なり。

長芋至て長く六尺近くも有ㇾ之。

又長芋なごやで云てこいも。五本からげ五十文位で有、是は壹年芋と云て何もならぬ見かけ計なり、田舍者の買かぶるは此芋なり。

七月廿四日愛宕にて賣。

此御夢相トテ、アタゴニテ青ホウヅキヲ神前ニテノマス。

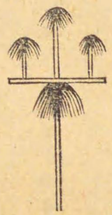

麻ニテ紅ニテ染鎗ノ如シ。

高麗を唐もろこし、女髮洗うふのりうどんこ付あらふなり、何故か午ノ日を忌よし。

月見の日左の如すゝき◎圖略ス其外草花をからげ賣歩行。

精靈棚ノ圖

杉の葉ニテ
○粟
○栗
○カヤ
○ソウメン
○米
○柿

紅花ノ干タルヲカザル

七月十二日、片親有者はせんたくをせず。

同十三日、兩親有者はせず。

同十四日、兩親ない者はせず。

新ぶしをなまりぶしと云。

梨の名

淡雪　テウセン

冬ノ中澤山なるモヽンジイの店幷鮒の昆布卷の店、正月二日よりサラリと鮓店と替る。

江戸見草終

板兒錄拔粹

年老ヒフリニシコトヲ思ヘバ、今ハ昔トナリニケリ、筆ノスサミモアジキナク、シドロモドロナルコトヲ書ツクレバ、コヽロマドヒテ、モノ狂ハシケレ。サレドモ人ニ見センモノニモアラザレバ、予年經ンコトヲ忘レテ、爰ニ書集ムル而已。

享保丙午初秋日

瀨尾柳齋本叟

板兒錄拔粹

古銅雜錄

夫レ古銅之弄翫トナルコト、本朝其昔ハ知ラズ、近世東福院樣愛玩シ給フト聞ク。（鳥山碩夫貴史話。）其後加賀正甫公愛玩シ給フナリ、洛陽ニ香山氏與喜氏、坂陽ニ天長逸士其外好事アリ。予モ十二三歲ノ時ヨリ古銅ヲ弄翫セリ、手學六浦氏ヲ師トセシ時、文庫ノ鎰ノ尾ニ古錢數十錢ク、リ弄ビケルヲ、祖父之ヲ見テ云ク、錢ヲ鎰ノ緒ニ著ルヲ戒ム、强テ古錢ヲ好ムヲ嫌フニ非ズトイヘリ。夫ヨリ絲ニテ緡ヲ爲シ、近鄰ノ人ニ示ス、或ハ古錢ヲ需ル料ヲ紙ニ包ミ、上書ニ古錢料ト書シヲ、筆學場ニテ落シタリ、友人之ヲ拾ヒケルヲ師ノ云ク、某ガ料ナラント云テコレヲ歸サシム、時ニ師ノ云ク、無用ノ物ヲ好ムコト無益ナリ、必止レ之ヲ筆學第一義ニ勉メヨト敎ユ。然レドモ密カニ欲レ之、學

友日野氏亦好レ之、錢ヲ所持セル、予ヨリモ倍セリ、五銖貨泉・天興・天定アリ、互ニ持寄リ交ニ易之ニ○本町太平氏モ亦嗜好セリ、日野氏ヲ第一トシ予ハ次レ之、五銖貨泉ヲ頭トシテ數十品アリ、元祿二年三月朔、池魚ノ災ニ遭ヒ悉ク燒失ス、コレヨリ不レ弄コト年舊シ。其後彼是選出ス、神功・漢元錢・咸康・天盛・光天・乾統・海東・東國其外アリ、忘レタリ○元祿十一年卯六月廿二日始テ佐倉氏ニ知人トナリ、古今ノ事ヲ談ズル序ニ、古銅ノ事ニ移ル、問フニ其答明カナリ、予ニ古銅弄翫ヲ進ム○右選出シタル古錢ヲ一覽ニ入シニ、喜悅スルコト他ニ異也、是程アラバ幸也、是ヲ種トシテ集メヨト、予亦之ヲ欲シ、日數スギザルニ佐倉氏ノ宅ヘ往キ、古錢ヲ一覽スルニ驚レ目。漸々集レ之一筐ヲ爲ス、半兩・大泉五十・五銖貨泉ヲ魁首トシテ寄レ之○其後古銅ノ席ニ交ル、天長逸士・田中氏・龍氏・竹村氏・佐倉氏イヅレモ師ナリト心ニ悅ブ、其内天長逸士ハ勝レタリ、佐倉氏次レ之、此人品ノ中イヅレモ一風アリ○是時加賀正甫君御寵翫之節ニシテ古銅料最貴シ、珍錢モ亦出ヅ、見レ之天長逸士加賀ヘ上ゲラレタル古銅ヲ生摸シ、予が家寶トス○寶永年中ニ古錢モ廢レタリ、然レドモ天長逸士・田中氏・竹村氏・予亦好メリ、又既ニ衰フ○佐倉氏ハ元祿末年ニ終ル。爰ニ藤間氏新好ニシテ發ニ起之ニ、古銅ニ意ヲ盡セリト謂フベシ、每月古銅會不レ堪、◎絕カ再ビ繁榮セリ○三宅氏・石井氏モ之ヲ好ム、興廢天長逸士、正德年間ニ終ル。モ亦人ニアルカ、是ヨリ自ラ古銅會モ止ミケル所ニ、天此弄翫ヲ捨テ賜ハザリシヤ、岩田氏・中谷氏・池内氏・福養氏・市善丈好レ之、又興起ス、泉十丈賣買之古銅曾ツテ賑ヘリ、是享保初年ノ事也。去ル辰季春念一、大火變動ヨリ以降稍ヤ廢ル、弄泉道ノ絕ナンコトヲ嘆息セシニ、幸ナル哉中谷氏、此樂ミヲ後世ニ遺サンコトヲ思ヒ、弄泉學ノ極ヲ盡サンコトヲ欲シ、和漢數萬卷ノ書ヲ窺ヒ無レ不レ讀、古銅ニ與ルコトヲ書抜キ編輯ス、強憶之達人也。予此好書ヲ借リ、感ニ激之ニセラレテ一二ヲ誌ス、悉ク左ニ顯ス焉。

○第一雜纂

○田中氏之話ニ、御城内ヨリ萬國通寶ト云錢ヲ尋ネ給フニ、更ニ無シ、田中氏家ニ武士來ル、萬國通寶ノ書附ヲ以ス、之ヲ見ル眞唐國也、唐國錢ヲ以テ書附ニ合スレバ、武士悅ブコト限リ無シ。コレ江戸ヨリ申來ル、料如何程ト云、金子壹兩則代金受取、唐國ヲ渡ストナリ。

○故五井先生ノ話ニ、昔シ童語ニ厚錢ヲフクツントト云フ、穴市駒ニ之ヲ用ル由、今モ此厚錢アリ。

○或人云ヘリ、背月星ハ是世界運行スルト云ノ理乎。

○京菱屋可敬ト云人、長崎人ニ懇切ナル人アリテ、唐土ヨリ古錢持來ヲ唐人ニ賴ミ申由、五三年程經テ長崎ヘ古錢來ル、則京ヘ登ル由、悉ク半兩也ト、凡二百程ナル由○佐倉氏ノ友ニテ此半兩ヲ一見セラレシニ、器量次ギ也、其内美泉十八泉エリ出シ求メラレタル由、元祿年中佐倉氏ノ話也。

○寶永年中、竹田筑後芝居ニテ、唐國錢ノ操ヲセシコトアリ、サスカミ惡鬼ヲ追コト也、惡鬼ハ時行疫鬼ト云。

○享保初年、伏見町加賀屋德兵衞、刀ノ鞘ニ元豐通寶凡ソ六十錢バカリ、塗籠タルヲ持來リ見レ之。

○寶永年中、京美濃屋伊兵衞宅ニテ元豐通寶、內郭トモ錢ノ像ヂ鍔アリ、美ナリ。

○東本願寺慕所御茶所ニ、元豐通寶ノ鑄籠メタル釜有、錢屋道喜老ヨリ寄附ノ由承ル。

○秀吉公吉野詣ニ、茶錢ニ金錢ヲ賜リヌト、若クハ永樂背桐文ノ金錢ハ此時代ニ鑄ケルニヤ。

○水戸錢或人云ク、水戸ニテ鑄タルニハ非ズ、是近江ニテ鑄レ之、蒲生氏所レ鑄也ト○蒲生氏始メ江州領主也、後故アリテ會津ヘ國替ナリ、此時ニ常陸モ領分カ、近州ニテ鑄、水戸ニテコレチツカフカ。又常州ニテモ鑄レ之乎、否ヤ不レ知。此錢金鹿シ一通リアルモノナリテ、今水戸錢ト云フ。

○丙午當盆ノ燈籠之掛行燈ニ、古銅ノ模樣ヲ書タリ、今津氏云、三十年前カ、天長丈ニ如レ斯燈籠出タリト。

丁未柳齋ノ和歌及厭勝品ノ盆拔チン出ヅト。

○元和眞筆ハ番附アリト。

○蒲生氏鄕會津百二十萬石領ス、此內常州水戶モ知中ニ植タル器、女院樣御覽被レ成、其ヨリ古錢ヲ愛翫シ給フ也。行所ニ帶ルナラン、此所ニテ鑄錢、今在ル水戶錢是也。

水戶錢、摸ニ宋年號錢一鑄レ之、日本年號不レ用、私鑄故憚ニ公道一也。或人說、水戶錢誤也、於ニ近州一鑄レ之、何據有否不レ知。從ニ江州一移ニ會津一、東國錢少故鑄レ之乎、又國替故爲ニ諸料一鑄レ之、賑ニ諸士一爲ニ要脚一乎。

○梅木行辨法印ノ話、寶永大錢ノ前ニ篆字松ノ文字四アリト、江州ニ在レ之由。是ハ世ニ流布無シ、錢少シ厚ク、金性美ナリト承ル。其後和州ヨリ出ヅ今井ノ岡氏ニ在リ。

○享保十三年戊申二月ヨリ、大坂道頓堀側南裏新屋敷邊ニテ新錢鑄レ之、同四月十五日此錢ヲ替貰ヒ所持ス。寬永通寶目一夕、拾錢ニテ拾夕アリ、常錢ヨリ少厚シ、似ニ文錢一テ輪郭太ク、錢色赤シ、厚重也。又後ニ記シテ正月ヨリ鑄ニ新錢一、同十二月停ニ此之一、其後又鑄レ之。

○同念、河井氏話、本阿彌光悅、古錢弄翫シテ硯筥之中ニ植タル器、女院樣御覽被レ成、其ヨリ古錢ヲ愛翫シ給フ也。

○享保十三年戊申、名越祭禮。

燈籠

大泉五十	大曆元寶	大治元寶	大治通寶
大正通寶	大和通寶	大世通寶	大明通寶
大寶通寶	大康元寶	大康通寶	大順通寶
大義通寶	大安元寶	大定通寶	大宋元寶
右大字頭	正泉二十品		
天命通寶	天定通寶	天元通寶	天慶通寶
天漢元寶	天啓通寶	天吉用寶	天福元寶
天福鎭寶	天興通寶	天下太平	天禧通寶
天符元寶	天應通寶	天德重寶	天慶元寶
天祐通寶	天盛元寶	天道元寶	天聖元寶

右天字頭二十品　內三品外國錢

皇恩通寶	皇建元寶	順天元寶	
皇宋通寶	十淅大中背	皇元通寶	崇寧通寶

○月行千里ノ背、竹生島也、竹生島ハ妙音天ノ宮處也、此辨天童子中ニ筆硯童子有リ、學ニ手學一幼童祈レ之、筆硯者此詩歌染鎚也、名月愛ニ翫之一而月行千里之其先亦思ニ慕之一、詩歌不レ盡。略。

○當季享保十三。秋紙三丈ノ話、楊弓賭物ニ嘉定錢十六文、元ヨリ十六迄用ヒ、其背數ニ據リ多少勝劣アリ。

○戊申中秋、古錢十六武佐志製、親大泉五十、子方十六、其頭ヲ二五銖貨泉、此圖遣方別ニ在リ。

○元祿十年新鑄錢。

○寶永五年正月、寶永大錢通用止ム。

○正德二年當春、鳥目百疋ノ價、當銀二十目。

○昭武（セウム）大唐（タイタン）月星（グッシヤウ）紹興通（ゼウコウ）紹興元漢吳文（ゼウコウ）

右從ニ往古一古泉者流訓曲也、殊ニ天長·佐倉氏ニ聞レ之。今中谷氏改レ之。

○昭武（セウブ）大唐（ダイタウ）月星（グッセイ）紹興通　紹興元

○漢錢面文字背紋、銘錢駒ノ類、厚キハ大略六條造製多シ、萬季駒·趙騎特勒·飛兎、或ハ一日千里、總テ此類多シ、可レ知レ之。右豐島氏話。

福壽雙泉·綠耳、此類亦同カラン。

○農業錢ヲ稻荷錢ト云フ說、農人ハ明神ナリ、獸ハ狐ナリ。予按ニ、其畫駒ニ非ズ、稻荷ト云ヘバ和錢也、錢體外國物ト見エタリ、珍說異似故誌レ焉。

○和ノ駒足、是白馬節會、春氣發生意、又馬、邪氣ヲ除祓、又春駒、唱歌ニ夢ニ見テサヘ能イトヤ申ス、此祝詞也。

○猿ハ馬ノ守護獸ニテ邪病ヲ祓フナリ、猿乘駒猿駒アリ、廐ノ柱札ニ祓ヒ除ハ猿ノ畫也。

○漢駒、地用無レ如レ馬、道路通行之物也、老馬敎レ路。略。

○大津中島氏家內ニ、去レ申十二月二十八日大泉五十選出レ由。

○鎭宅靈符神、此星ノ形像也、七曜ノ星、北斗、破軍星

北方玄武、蛇與レ龜、星祭此也。唐土ニテハ道者張大師有レ之亦不レ知、錢質總代相似ルナレバ、往年小兒弄星祭錢總有レ之、日本ニテハ修驗道山伏祭レ之、天滿天ニ錢座所レ鑄歟、最座物ニ相見ニ此類數多、是疑寬永神社內北東ニ此像有リ。之頃所レ鑄ナラン歟。

○中春中八、豐島氏來話、大中福富山ヘ銀一枚ニシテ福一フクツン 一市一ツン ハ蕃語。

上ル由、希ナルモノ也、洪武ガ記ニ出テ外ニ不レ見、今類集

池龍子ニ在リ。

惜哉庚戌中春失レ之、洪武家絕ヘタリ、惜哉。元豐 神功 景德 政和 至和 至正 永樂

○澤田氏ノ話、寶永大錢ノ筆者、京都養拙門人三上次大元 大黑 駒疋 和同 同駒 唐國篆

郎右衞門翰書也。

○錢ノ押形之跡、綿切ヲカケ拭フベシ、錢ニ油臭失テ色美ナリト承ル。（享保十八年六月四日、往ニ山田氏ニ。）

○享保十八癸丑孟冬、從ニ石丸殿ニフクツンタマノ義訊問。

○六月七日、板倉氏ノ話。

考

貨布四枚

五井先生二十四五年以前之談話ニ曰ク、此レフクツンタマナリ、吾弱カリシ時見タリト。

一枚 富山殿 一枚 京角屋

一枚 大坂天長（今桓本家ニ在リ。） 一枚 靈山

五井持軒守江先生者、享保六年初秋終ル焉、其時享年八十一歲。

○京柳ノ馬場十文字町酒賣西側也。酒銘看板ノ內ニ貨泉ノ名アリ。

凡寶永末年、正保慶安之頃、此ヲ鑄歟。蓋シ時代段々

○東山公古錢口樣最面白和錢ヲ先トシテ、漢錢ヲ後トス、包紙モ亦其色ヲ以テ其錢類ヲ辨ズ、其働キ美

ナリ。（東山推想記レ之未レ詳。）

○季夏念、榎未淸右衞門ノ談、古錢ヲ摺ニ革ヲ以テスベシト、或人云、土龍ノ革尤美也ト。

○岩田氏云、寬永ノ跋文字ハ本僞錢ナリト、此僞錢主事著ハレ刑ニ行ハルト、享保初年、跋寬永ヲ買集ル人アリ、其僞錢主之孫、其先非ヲ悔テ善業ニ此錢ヲ、多ク京·大坂·江戶ニテ買調ヘ製佛シテ、其祖父ノ先非ヲ善根ニナシケルトカヤ。

○鍮錢妥頗高低ヲ直シ、色ヲ出スニハ朴炭ヲ以磨ベシ、燒錢同ジ、但磨上ニ胡麻油ヲ塗ベシ、クロミ出テ光輝出ヅ。

○享保十八年六月十六七日御靈名越祓、夏神樂之挑燈ニ、面普賢菩薩、背象之繪寫レ之。十七日夜、或人見レ之而云、無レ之錢也ト、小兒聞レ之、其方不レ知乎、泉志在ニ大食國ニ錢無レ穴象レ之畫アリ、無レ之謂フャ。予不レ爲ニ在宿一後聞レ之驚駭ス、小兒十一二歲之由、其發明大抵及難シ。

○昔ビタ錢ト云コトアリ、慶長年中止ム、漢製和製其由不レ知。漢作ナレバ此レ元豐之類、他錢ニ多シ、是濫惡錢ナリ、和錢モ亦同ジ、是極印也、類多シ、右二品別種有。

鐚（チャン）ビタ 松下泉記在。

○銀ノ開珍多ク、銅開珍寡シ。

○錫和同升鎰多ク、銀ノ升鎰寡シ。

○享保十四年己酉初夏ヨリ、古銅流行ノ時、大坂町中不レ殘、在々諸國ニ及ベリ、或錢鑑一枚摺五六所ニ出ヅ、當春ハ中谷氏孔方鑑出ヅ、夏ハ古錢扇三所ニ出ヅ。（イセヤ半兵衞·チビヤ彌兵衞·ヤマトヤ半兵衞、）

○魚江丈話、貞享銀錢於ニ禁裏一鑄レ之、于レ今鑄治ノ具禁中ニ在ト承ル、五攝家·大納言家被レ下、公方家ニモ被レ進レ之、今町家ニアルハ其賜モノ也、寡キコト如レ斯。

○享保十四年九月四日、博勞町紙屋五兵衞內八郎兵衞正眞布泉選出、河內屋東兵衞求レ之、中谷·桓本三人

中ニ置ク焉。

○聖護院豐田滿昆。三寶院峯入ニ、禁裏ニ齋料ヲ乞ヒ給フ、其時御柄杓ヘ金銀之錢ヲ禁中ヨリ入レ給フコト也。

○享保十四年、〻、〻、中谷氏、順治錢（延上荊江一厘江楚）京山田氏譲ル、自今以後順治ノ家トナル。

池内氏ハ洪武家。（享保十五年庚戌二月廿五日、洪武加以下失レ之、惜哉洪武家絶タリ。）

出來氏ハ漢駒ノ家。（漢駒大略他家ニ譲ル。）

五十君ハ替銘錢家。（不レ殘村田氏ニ譲ル。）

瀨尾氏ハ崇禎・大中・外國折二萬曆ノ家幷安法ノ家。

富次ハ念佛之家。

○己酉夏扇之版ニ、延喜通寶錢圖註ニ云ク、天滿天神ノ御筆、不審ナリ。

○答ニ于新川氏問ニ。（己酉中冬念三。）

永利類之事　九品

右近頃清朝鑄レ之乎、日本長崎ニテ鑄レ之乎。

○人作舊キ物ハ鑄ニシクハナシ、錢ノサビノ附キタルヲ落スハ、錢ニテサビヲスリトルベシ、此前年カラカネノサビヲヲトスコトヲ、或人ニナラヘリ、則此理也。

○弘方大黑答ニ于新川氏問ニ。

大師作大黑像ノ印、吉野在、此像少而摸レ之、錢座所レ鑄也、前年吉野梅本法印ニ承ル、仍曰ニ弘法大黑ニ。

○漢大黑未レ考、或云島大黑。

○切遣銀極印所名

錫杖ノ銘　加賀　寛ノ字　越後寛極印

出羽佐竹　冬蓋南鐐也。

長門　ヲモダカ吉ノ印

右二條、庚戌中秋三日、橘善ニ承ル、又或人曰ク、加賀ハ菊之文。

○享保庚戌初春中九、天滿神明中西氏、五行大布再見。

此日古銅會。

○烏ノ極印銀、將軍御上洛之時、町人被ニ下置ニ內一宛有レ之由。（京故老三十年前ノ談也。）

○寛永外郭彫文、萬治三年子二月日、大坂內ひらの町市兵衞。（松波氏所藏。）

○從ニ庚戌二月八日一、道頓堀出羽芝居向納屋ニテ古錢幷金銀見世物有、帶屋彌兵衞・大和屋半兵衞、古錢金銀ハ中谷顧山・池龍子出レ之。肝煎四月二十五日京五十氏布泉出ニ贋錢一也、十二大黑銀板出、是亦世ニ多シ、不レ足レ見。（四月二十一日庚申ニ終ル。）

○三月北野神社奉納古銅二品

左　寛平大寶

中　北野尊像

右　延喜通寶

此錢四月朔旦、北野社ヘ納レ之。

○寶永三年戊四月十九日、前越中富山松平大藏大輔正甫伯君、享年五十六歳卒、前代未聞古銅ノ人、于レ今古銅好事者流宗ニ此伯一。（今二十五年ニナル、此日古銅會興行ス、四月十九日。）

○年號改元ニ斷罪者三人許レ之給フト、紫宸殿ニ於テヲ行法アリ、最モ鑄錢ノ時モ亦同ジ。鑄錢司長官紫宸殿ノ前庭ニ置レ之、行法アリ。

○寛永ニ後水尾院宸翰アリト、永如レ斯未レ見。

○東照君其始三州御領國ノ時、田地百貫之地子アリ、此永樂也ト、此時三州ニテ永樂錢一文六文ニ當ル、其法ヲ以テ今ニ至リ六百貫之地子也ト。

○或人云、北條時賴鎌倉創ニ立建長寺一、此供養時、或武士嘉定通寶錢文、著ニ服此紋一也。（東鑑ニ出ヅ、全文ハ不ニ考出一。）

○漢五銖・唐開元・本朝寛永、此謂ニ三大錢一、其至德無レ際、可ニ翫味一也。

○行辨法印云、能斷金剛般若、金剛經之文、泰山府君ノ法、此錢ヲ用フトナリ。

○逆（サカ）一分ハ後藤正月（マヽ）ノ極印始ノ一分也ト、行辨法印ノ話也。

○甲州ニテ常ノ一分ハ短冊一分ト云、松本ハ甲州ノ金座也。

○慈照院殿義政公、古泉弄翫シ給フ、京六條ニテ模錢ヲ鑄ル。

萬季　壽福山海　福壽雙泉　壽比南山

此類也、五行モ亦鑄ル。

鑄錢一流五十泉也。

右古代ノモノ故、模錢ナレドモ宜キ樣ニナルト、天滿五行モ亦此類歟。

日行千里　千里之能　富本

此悉ク六條也。

大貨六銖小形。

錢厚クシテ中高也、手ノ指ニテ摩シテ自ラ知ル、錢モ亦一體此風也ト。

一日千里・綠耳ヲ問フ、此レ別也。

飛兎、六條カ、日有萬陪ヲ問フ、老功東烏丈未レ見ト、予モ亦未レ見、何以爲レ證、去來不レ知。

右東烏丈問答也、

○當享保十五年。初夏從二泉州井端氏一、大黑ノ謠本來、此谷川西田遠順ノ作也、節譜拍子井端氏附レ焉。予名二寶泉一、富安丈節譜有、尤小異大同、今專謠レ之。

○當七月ヨリ三十郎芝居切ノ踊リニ、立役六七人古錢模樣ノ浴衣ヲ著スト。

布泉　馬字　卒字　常平五錢　五行　阡萬　吉田駒　平當五銖　馳出駒　四五錢

其外アリト、地花色白上リ錢ノ形チ。

○元祐背字考

一二三四五六同

一〇上三五叶叶眞左木米

○中秋、松山永井氏ノ問ニ答フ。

日本銀錢之銘

多寡上珍四等ノ辨

上文祿　少天正　上元和　大珍天和神　珍貞享　少和同　少和同駒　少駒疋　上開珎三光　上和同升鎰　上砂金駒　多寬永　多永樂極印　上大黑　上戎　上六字　上題目

水戶類

多天聖　多元豐　珍熙寧　少同篆　珍天禧　上元符　珍治平　少嘉祐　少祥符

○日本元和一ハ、天下一統ノ證ナリト承ル。

○寬永三ハ、錢ハ天地ノ象ニシテ人是ヲ用ユ、日月流行ニ同ジ、此天地人三才ノ德、仍背ニ三文字アリ。

○柴馬（シバウマ）　稻荷駒玉　鞠駒　人形乘駒

右類彫物ニ似テ正直也、背好尤同ジ、此類曰二柴馬一。承二東烏翁一。

○京伊勢屋道喜銀代錢問答之中。

秦半兩　重八分、大サ六分、五匁ヅカヒ也。

漢五銖　重七分、大サ八分、一匁二分五厘ヅカヒ也。

二朱　三朱　四朱　六朱　八朱

右之割也。

五行大布　以レ一當レ十。

永樂　六厘ヅカヒ。

其外泉志所レ載同ジ。

崇寧通寶大錢、爲二五銖錢一。

重サ三匁三分、大サ一寸一分。

右不レ知レ爲レ據。

銀代通寶　大サ九分五厘、重一匁六分、但一分五厘ヅカヒ。

或人云、此錢大坂上町相摸屋理右衞門鑄レ之、然ドモ未レ行二于世一。

右此兩人シテ願ヒヲ奉ル歟。

○兎犬錢、疾キ犬、狡ル兎、狡ハヤキ也、二獸能疾走ナリ、錢モ能逸走也。

○玉百足、別稱鞍馬貴船駒トモ謂フ、田島氏談也。百足アマ龍・沙金袋・米俵・駒疋也、アマ龍、小罔女貴船神社也。

○瓢簞駒、從レ瓢駒出ヅ、仙術ハ張果也。

右八仙人ノ中ナリ。

○享保辛亥歲中春念三、道頓堀筑後ノ向ヒ濱納屋ニテ古錢ノ見世物一覽致ス、其說甚誤リ多シ。

○鋳タガネ（白字類）　（極印打出シ）

○銀一分ハ、萬治三年六月二十三日ニ通用御停止也

ト、從レ之以前ハ通用アリト。當二月二十三日道頓堀古泉見世物小屋ニ於テ、金屋五郎兵衞ニ承ル。

○中秋念三、東ノ李山丈話、謎語曰、錢二百五十文如何、解レ之曰千字文。

○建炎元寶未ダ見ズ、然ルニ享保乙卯初夏、勢州津村田氏ヨリ承ル、津ニ建炎元寶巡讀アリト。

○豐島氏ヨリ求ム、享保乙卯、天福元寶價百疋。

○乃錢鑄（ナンデノセンハク）、註、錢ハ銚、鑄ハ鉏、皆田器也。臣工章ノ七。

○季冬念一、石丸氏ノ話ニ、鴻池ニ金錢一貫文、銀錢一貫文有レ之由、此唐之助殿御所持ノ錢爲レ被レ求レ之由。

○呼ニ永樂錢一、俗曰ニ比太一。

ビタ永樂トイフニツケテノコト也。

ビタ永樂ハ二種ニシテ高卑アル也。

○百錢九十六錢之說

昔山崎（城州攝州之堺）大津（城州、蓋シ江州歟。）置レ關、京師往來商賈百錢ノ中ヲ二文以爲ニ役用一、出入各取ニ四錢一也、在ニ外國一用ニ其不足錢一、通ニ用故九十六文一爲レ百。未レ知ニ其時代一。

嗚呼時政痕遺ニ後世一者乎如レ今亦奥州有下用ニ丁百一地上。

○榆（音榆。）白榆、大榆也、白者名レ枌。

其木甚高大也、未レ生レ葉時、枝條間先生ニ榆莢一、形狀似レ錢而小、色白成レ串、俗呼ニ之榆錢一。

右和漢三才圖會ニ出ヅ、上下略ス。

○豫州松井氏ヨリ三銖、初夏始八來ル。

三銖、重四分、徑七分强、金味如ニ半兩一、終不レ見、正眞無レ疑錢也。

右送別稱、

右享保壬子初夏、終所レ不レ見之希珍、及ニ老年一拜見、大慶之至、叶ニ古錢之冥加一者歟、大幸不レ斜爲ニ美珍一、染毫如レ斯。

瀨尾　桓翁印

○番錢之內寡キ物

嘉定（十五希）　同四五（十六珍）　三　淳祐元　十一

大宋元　元　咸淳　五　皇宋元　二元

紹定　五　慶元三　嘉熙　三　右倘可レ考、次第如レ斯。

○五銖開元寬永右三品、金昧美好、文字體麗也、殊ニ長久ニシテ萬民爲レ寶、此謂ニ三大錢一。

○孟秋念二、從ニ江戶一升忠丈來ル話、江戶ハスベテ道具屋ニ古錢有リ、十七八性不レ宜、邂逅和同或駒引正泉有リ、寡シ、其料凡銀一二匁。

○寬永十三年丙子鑄ニ寬永錢一、寬文四年甲辰、洛大佛木像ニ作ル、同鑄ニ鑠大佛像一、寬永背文錢出ヅ。元祿十三年庚辰新錢鑄レ京、正德年中鑄ニ佐渡錢一、背佐。享保初年江戶鑄ニ新錢一、同十三年戊申、大坂鑄ニ新錢一、享保十四年己酉、仙臺鑄ニ新錢一。背仙字。

○瀨田長橋

一上臈勾當也、長橋ノ局也、長橋者官女也、瀨田長橋ニテ呼レ之。

錢丁百文、鑄錢同所ヨリ上納ス、內四文瀨田長橋料トス。又一說、丁百文之內四文ハ長橋局料納レ之云々、但四文除ケバ末々迄能割レル也。今九十六文ヲ爲ニ百文ニ是也。

右季秋、田中魚江丈ニ承ル。

長橋局者、博學多才之婦人ナラデハ難レ務役也、但此役ニナレバ、福祐餘有リ云々。

○ビタ錢之說

行辨法印云ク、鉛錢ヲビタト、或人云ク、赤金錢薄キヲビタト、又或人云ク、銅錢ノウスキ或ハ無文、或極印切形アル錢ヲ謂フト、中谷氏云ク、異朝ノウスキチイサキ文字ノアル錢ヲビタト。但永樂・洪武・元豐寶抔ニアリ。

右三說イヅレ所レ好ニシタガウ、依レ之三品イヅレモ予ハ、ビタ錢トス。

實說難レ定、イヅレ惡錢ヲ云コトナラン。

ビタト云コト、北條五代記卷ノ二。ビタ錢ト云コト北條氏康時代ヨリ謂ナラン。

文字說

岩田氏云ク、姦錢（ヌカセン）、姦島ノ類、中谷氏云ク、鉦ビタト、新川氏云ク、今亡失ス、但雜錄中ニ書キ拔キアラン、

尙重テ可レ考。

姦錢（ヒタニヲナ）扁半（カ）

○太閤御能錢七條河原ニテ御能アリ。

都テノ極印ヲ云ニハアラズ、櫻花菱ノ文アリ。又尾ノ字細字アル錢、又鳥井極印、此亦御能切手錢トセン歟、未レ考レ之。

○筑後コロゼニ、蓋シ薩摩ゴロ洪武之類歟。出二于國花萬葉記一。

○壬子當去八月二十八日、尾州淺井氏ニ中谷氏京都ニテ出會、淺井氏古銅三品一見之由。

太元重寶　天正太平

右二品外國、性至好。

武德通寶

但武字直シ物不レ宜。

○錢、是根也、ねとにと通音、物を自由する根なり。あし、足也、往昔金銀より初に錢ありて、何方へゆくにても自由なる也、足と云。金銀（カネ）、兼也、何にても物をかねらるゝよりかねと云。

○元文丁巳年十月十四日、半七ニ貫新鑄寬永錢、江戶藤澤ニテ鑄レ之承ル、但シ摸鑄、京似レ所レ鑄也。

○中御門院樣崩御之時、京都般舟院ニテ御法事アリ、此御施物ニ從二將軍家一料足二萬貫文施入給フ、此往古ヨリ如レ此、此錢京都ニテ鑄サセラル、京鑄寬永錢也、則岩田氏ニ貫フ、二三錢有リ。崩御ハ元文二年ナリ。

○京七條河原ニテ錢ヲ鑄ル由承ル、壹貫文重七百匁アリト、輕キ錢ナリ。又金壹分ニ壹貫拾二文ニ換ト承ル、金小判一兩ニ四貫文ノ積リ、四十八文ノ增錢也。

○京鑄新寬永寶永大錢、此二品者、長崎屋嘉兵衞筆也、後號二不舊一、不舊者佐々貴賤馬弟子也。

右長崎屋庄兵衞ニ承ル。乙卯十一月十一日。

○銀代通寶、攝陽相摸屋利右衞門所レ願也、此時四寶銀小玉一匁銀希ニシテ、而祝壽四民事ヲ闕キ仍願レ之、既ニ所レ欲ニ相達一、從二京都一忠七十當錢願レ之、相叶鑄レ之、然故銀代通寶者世ニ不レ用、希也。

此錢寶永五年戊子鑄、一錢當二一匁一、不レ行。

○第二泉會

○享保十三年戊申五月十八日、於二天王寺今井道作老一古銅會。

○同十四年己酉五月五日、東烏翁從二十一品一尊卑分。

半兩	五行	半兩	半兩	五行	半兩
五行	半兩	五行	五行	大泉	五行
大泉	大泉	大泉	崇寧	長命	大泉
追風	崇寧	長命	長命	追風	長命
皇建	大寶	追風	皇建	皇建	追風
長命	光定	皇建	光定	光定	皇建
光定	皇建	光定	駐駒	駐駒	光定
大寶	東國	駐駒	大寶	大寶	駐駒
崇寧	長命	大寶	崇寧	崇寧	大寶
駐出駒	追風	崇寧	東國	東國	崇寧
東國	駐駒	東國	右東烏	右中谷	右桓本
右東烏	右中谷	右桓本			右季山

入札隱文後開レ之、四人納札也。

○花島慰

京大坂大珍錢、他所無二錢、但外國銀錢·大錢·常名錢、繪錢類省レ之。

十品

通用		柳家通用		又用法	
乾祐元	天命	天命	福平	福平	天命
淳祐通	乾祐	乾祐	天命	天命	乾祐
天命	福平	福平	建久	建久	淳祐
福平	淳祐	淳祐	乾祐	乾祐	建久
建久	建久	建久	淳祐	淳祐	正大
正大	正大	正大	天啓五字	天啓五字	弘光鳳
弘光鳳	弘光鳳	弘光鳳	弘光鳳	弘光鳳	天啓新一錢一分
天啓新一錢一分	天啓五字	天啓五字	崇禎共	崇禎共	洪武加
洪武加	洪武加	崇禎共	洪武加	洪武加	崇禎共
崇禎共	崇禎共	洪武加			

右享保十四年己酉六月二日催レ之。桓本。

同

天命　乾祐
乾祐　天命
正大　淳祐
弘光鳳　福平
建久　天啓五字
福平　弘光鳳
淳祐　洪武加
天啓五字　正大
洪武加　建久
崇禎共　崇禎共
三岡素通　右李山子

同二日、納札。
十五品

半兩　布泉
布泉　半兩
永安　太貨
太貨　永安

常平五　大曆
大泉　靖康
乾封　乾封
大曆　光紹
靖康　常平五
明德　大泉
至元　光紹
重和　重和
皇建　皇建
光紹　皇恩
皇恩　明德
右桓本　右同

六月三日、京登舟中ニテ催レ之。
折しも丘の樹木生草の青くしげりたる風景を見て
數多く錢札をみる夏木立　桓本
大せんに乘てこせんのせんぎする　龍子

酒のみて日有萬陪永樂や　桓本

六月七日、靈鷲山與阿彌ニテ、
古銅會、花島ノ慰、十三品

半兩　半兩　半兩　永安
永安　乾封　永安　大泉
靖康　光紹　常平五　常平五
光紹　永安　大泉　乾封
乾封　靖康　乾封　靖康
常平五　至元　靖康　明德
至元　明德　明德　光紹
大泉　皇恩　光紹　重和
明德　大泉　皇恩　至元
皇恩　常平五　皇建　皇恩
皇建　重和　重和　皇建
重和　龍鳳　龍鳳　龍鳳
龍鳳　皇建　至元　右中島氏
右中島氏　坂倉氏　池內氏　瀨尾氏

○庚戌季夏十九日、京三條釜ノ座淨宗寺道場處古銅會、坂陽池龍子丈出席ノ話承ル。

○古銅會之記

其往年天長丈催されて中比絕ぬ、又藤間氏再興せられて、これも打つゞきたれ共止ぬ。しかるに泉忠賀丈催されしことしばらくあれども、世の變にて止ぬ、又中谷氏再興せられて今にたへず。□□□無ありといへども、此春の會よりのち沙汰もあらざるに、澁川氏の催しにより、好事の者よりあつまり希有の泉與をつくす、ありがたく覺へはんべりぬ。山水のたへず流れて瀧津瀨となれるが如く、すへ長く此道を翫ぶものにて、百千長壽を保つ人ならん、濱の眞砂の數多けれども、古錢の廣き道謂もつくさじ、無盡藏の寶物なるものをや。

亥中秋念七

○第三八名
古銅見レ之。

佐馬金登　岡上氏幡州網干
大文字屋伏見　柳枝軒勢州阿漕津
山本氏山田長太夫妙見町息仙右衛門　石九備前平七郎
宍戸佐仲伊豫宇和島　淺井七右衛門名古屋
尾崎惣次郎伊豫松山　村田孫左衛門津部田
淨宗寺京　五十石好丸京
竹村祐儀　田中重次　瀨尾元義
岩田信安　三宅忠長　藤間旨永
以上五人、正德五年中春二月二十五日、大坂天滿天神奉納額人名。
安居久氏　河半　新地六兵衛
古錢屋小兵衛寶永　紙屋三右衛門古錢之儀尋候處、長ノ大變ニ悉ク燒失、予歎息シテ還ル。　中島次右衛門所持古錢不レ殘燒失。　船津季山門古錢不レ殘燒失、中西某古錢燒失、顯山古錢從中以下燒失、予亦同斷。　麹屋彌兵衛寶永、後子發狂、快然タルトキハ古錢ヲ出シ樂トスル由。　安野五兵衛堺　柏屋四郎兵衛、古錢不レ殘燒失。
丸屋半左衛門江州大津、享保十三年十月廿日顯山同道來ル。
享保十三年十月廿日顯山丈話、鴻池新六殿古錢悉ク

前日火事燒失ス、惜哉。此古銅ハ三宅忠長所持、季山丈ヘ求メ、長濱彌兵衛殿ヘ又求メ、從ニ長濱一鴻池ヘ求ム、長濱彌兵衛後ヲ森本正藏篆家好筆。
天滿神明社奉納古錢燒失ス。
戊申中冬初五、中谷氏來、弘光錢背上ニ鳳字有錢持來、未曾有ノ珍泉、持主京六條能登屋九右衛門殿也、予卽泉印寫焉、後村田氏ヘ讓ル。田中氏來ル、河茂丈ノコト。
天長丈ノ異名ヲ釣戒ト言フコト、數奇始ニ泥土ニ錢一品拾ヒ求ム、濯ニ除泥土一量好キ釣戒也、祝レ之、弄ニ古錢一從レ此釣戒ノ名アリ。
乾祐元寶ハ正德二年初春、有馬金登丈ヨリ出ヅ。
天命通寶ハ寶永五年子初秋、古錢屋小兵衛ヨリ出ヅ。
建久通寶ハ享保初年淡路屋重兵衛殿ヨリ出ヅ。
崇寧獅子、從ニ井口氏一出、替リ半兩從ニ松野氏一出、背文大泉從ニ文十丈一出、主面月行千里、其銘錢從ニ油善一求レ之、大泉以下從ニ河茂丈一求レ之、五銖類其外京ノ美濃

屋伊兵衛ヨリ出レ之。
天長丈　田中氏　竹村氏　今井氏　道作　枡伊
繪新　京角屋　伏見　有馬　伊勢　泉州　堺　藤
間氏　奈良土橋氏　顯山丈　素通丈　尙壽丈　泉
重　八左衛門　小兵衛　東城　案山子　池龍子
籠八　江戸堀　阿半　阿久
其外出レ之、予幼年ヨリノ好ナリ。
榎本清右衛門　樋口背山　尾崎七右衛門天啓大錢アリ。
元祿十二年佐倉氏知人トナル。
爰ニ思フ、富山伯弄ヨリ翫之ニ、京大坂流行、天長・葛八・河茂・油善・笑種佐倉氏ヨリ東烏其外班々、此元祿年中ヨリ寶永中ニ至ル。寶永五年中秋頃ヨリ天長・油喜・河茂・藤間氏興起シテ此泉道流行ス、新好者亦出ヅ、會有リ。其後奉納會、正德五乙未天滿神明宮奉ニ納之一、享保九年三月廿一日池魚災ニ亡ブ。
享保六年辛巳年頃ヨリ流行、中谷氏・池田氏・出來氏・福養氏ニ岡氏・伏尾氏・泉重、會有リ、攝陽大變以後息

同十二年ヨリ京山田氏弄レ之、京山田氏・五十石氏・坂倉氏江州中島氏・大坂中谷氏・池内ニ岡・伏尾。
同十四年酉五六月頃ヨリ至レ秋大ニ流行ス。井岡氏・富安・富次・河宗・長善。新好事モ亦出ヅ、會アリ。
同十五年戊春ヨリ泉州・豫州流行。
散是齋江州梅本村　前川氏修來
岸氏泉州
水戸中納言光圀卿
延壽軒友風豫州松山
片岡半左衛門攝州高槻城主ノ家中、後チ主鈴ト云。
初秋始八澁川隆齋丈云、中華年號銀錢、中華ニテ鑄タル錢ナラン。
川崎八右衛門　指物屋喜右衛門壬子中冬四日談、予古泉筐云々。
古今古銅好士
東山慈照院殿　本阿彌光悅　東福門院樣　八幡地
士上柳玄柳右寬文頃。

松平大藏大輪殿　　香山元長

京ヨキヤ淨與　　堺葛籠屋助右衛門

高槻御家中　片岡主鈴丈　　大坂天王寺屋長兵衛（右第一功者。）

堺金屋九郎右衛門　　同葛籠屋八兵衛

同小濱屋治左衛門（右備考者。號三案山子、佐倉笑種。）　　同油屋善七

同河内屋茂兵衛（河内屋茂兵衛ハ田中淨念、元文二年五月死、七十七歳。）

京角屋善兵衛

右元祿年中之好士也。

名古屋（右天文者。）松下平左衛門

攝州有馬　鐙屋彌右衛門

播州網干　岡上彦五郎

大坂麹屋彌兵衛

右寶永年中好士。

備前御家中　石丸令歸老翁

同延壽軒梅木上人

泉州貝塚　新川忠貞先生

同綿屋市右衛門（井岡氏）

同出原不染布屋太兵衛

同福養出雲角川三野右衛門

同同次兵衛

和州吉野下市　服部雌雄勘兵衛

江州大津　中島礙石（丸屋半左衛門、中島礙石、元文四年三月十一日死ス、四十一歳、釋了泉、）

大坂天滿　田中魚江

澁川隆齋

右之通書寫、元文丙辰季夏十一日。

同商賈者流

京柳屋九郎左衛門

同中居左近

同檻屋宇兵衛

伊勢津　田葉粉屋九十郎（今ハ亡シ。）

大坂豐島東烏（今ハ亡シ、今津屋七郎兵衛、豐島東烏享保十八年五七月八日死七十八歳。）

同天滿　谷木柳枝（榎屋清右衛門）

同伏見尚壽（中島屋善七）

同豐田滿昆（河内屋惣兵衛）

同富田屋安之助

同長田屋善兵衛

同鹽川九兵衛

瀨尾桓翁（六十五翁）

同岸潛此（新次郎コト。）

同爲山（方非息、七右衛門）　　田中甚右衛門

江州彦根御家中

信州松本　奥村平右衛門

土佐高知　柳屋忠兵衛

城州伏見　大文字屋次右衛門

京東六條　能登屋九右衛門（能登屋九郎右衛門急見ニ其丸ニ享保十八年十二月十七日死、三十歳。）

右兩人今ハ亡シ。

京淨宗寺　　同堺屋庄兵衛山田志觀

同江戸屋作右衛門（此一人今ハ亡シ。）

勢州山田　山本長太夫　同仙右衛門（長太夫息也。）

同津　一柳枝軒　　同村田正喜（孫右衛門）

尾州名護屋杉町　淺井七左衛門　　大坂柏原屋庄兵衛

同中谷願山（壘兵衛　中谷願山幡磨屋重兵衛、享保廿年乙卯七月十日、死四十歳。）

同岡屋四郎兵衛又四郎右衛門トアリ。　　三岡素通（享保十八年丑六月死、七十二歳。）

同池田元信　　同池内錢龍（池内錢龍、池沱トアリ。享保廿一年四月九日死、四十八歳。）

和州吉野下市　内田方井藤兵衛

同山杉町　雲幻寺

安倍伊勢守御家中　安達久野右衛門

豐後鵜崎　理右衛門

和州並松　總屋又七

影物錢商人　土橋八郎兵衛（親惟敬元祿時代ノ好士也、川崎屋。土橋惟敬ハ八郎兵衛ノ父、享保十九年正月十九日死、七十八歳。）

泉谷忠賀（重右衛門）

同天王寺　今井道作（古錢屋彌惣兵衛今ハ亡シ。今井道作、享保十六年亥春死、五十七歳。）

腐シ上手　枡屋伊左衛門

置錢上手　陶師春助（わげさ新四郎、今ハ亡シ。）

泉州谷川　西田與右衛門（置錢下手、江戸ニモ有リ。）　大坂下間嘉内（賣錢下手）

古錢屋小兵衛　　網笠八右衛門

上松太郎兵衛　　堺置錢繪屋新兵衛（今ハ無商賣シ。）

松平大藏大夫殿富山細工人　勝付勘三郎（後藤弟子、彫物錢上手。）

東山慈照院殿御用、京六條（今ニ此錢世ニ殘レリ。）　　同坂倉嘯矣（伊勢屋吉衛門）

大坂古錢賣物細工人　西川屋源左衛門

元祿京時代　さし屋半兵衛　　同布屋重助

古筆又兵衛　　田端氏　　伏見永樂屋藤兵衛（和泉小泉）（今ハ亡シ。）

柳屋安兵衛、享保十七年九月十七日死、五十歳。

帶屋彌兵衛、元文元年丙辰八月死ス。

○第四鑑定

○天長逸士ヘ新四郎ワゲサ始メテ往テ大定鹿ヲ見

ル後ヂ五六十日程經テ大定鹿出ヅ、天長逸士見レ之テ驚テ云、是新四郎作也ト始テ知レ之由、元祿年中ニ天長逸直談也。

○加賀正甫公、金銀赤銅ヲ以テ後藤ニ命ゼラレ、正錢ノ世ニ無キヲ彫ラセ給フト、今津氏ノ話ナリ。

○立聖開寶ト云ハ宋聖開寶ノ宋之字ノミヘガキヲ直シタルモノカ。

○問元ハ開元ヲ直シタルモノカ。

○開貝聖寶ハ、開是ノ是ノミエガタキヲ謂乎、直シタル乎。

○五道元寶トハ、至道ノ草字ヲヨミタガヘタル乎。

○北久太郎町ニ下間嘉内ト云者、古錢摸寫、其外新作鑄レ之、下手也、從ニ谷川一亦次也。此嘉内ハ西本願寺家老下間氏ノ宗領也。

○朝鮮常平通寶大錢鹽入錢、當山ニテ前年造レ之、後藤弟子勝付勘三郎製也。其外常平・五銖・布泉・五行・大布抔モ有ト。

右豐島氏話、然ドモ常平通寶難レ信、只鑄ニ朝鮮錢一也。

○摸寫上好、

（新四郎名人）　（勘三郎生ウツシ）　六條但舊シ、此手厚キモノナリ。

○勝付氏製之金錢・銀錢彫刻セルアリト、開基勝寶金錢・萬年通寶銀錢、中谷氏ニ在リ。

○堺ノ住鑄ニ銀錢ニ予直百五銖コレナリ。

○今仲春助、陶器上好贋物。

始メ名新四郎、古錢上好贋物、其始禪坊主也、仍ワゲサト云。禪坊主ノ下シ種ノ子也ト。

○京鍔屋手下手。

此レ泉州谷川西田與右衞門作也、其本ハ江戸ニテ鑄レ之。

○八幡　宮　八口幡　錢　鵜口岡

右谷川西田遠順作物也。

○壬子孟冬十九日、去ル方ノ古錢二百五十餘品一見ス、其名上品ナリ、其内五十六枚ハ性好シ、是大並錢也、殘リ百九十錢餘皆性不レ宜。

延喜・貞觀・隆平・天福鎭ナドニ贋錢アリ、其餘可レ知。

○第五發掘

○京六波羅近邊ヨリ乾元錢五六百文程鑿リ出ス、此内百七八十文程予買取、辰季春念一、大變ニ燒失シテ今ハ亡シ。

○南部新藥師ニ石ノ堂アリ、コレヲ其境内ノ他處ヘ移シケル時ニ、延喜通寶ノ錢七錢、堂ノツメニアリ、コレヲ出シ、寺ノ什物トナル由。享保丙午季秋十五日ニ承ル、藤間旨永ノ話也。藤間氏ハ南部ノ人、寶永年中乎。

○當享保三年。八月比、池田轟ト云所ニテ從ニ田畠ニ大瓶掘出、其中古錢數品アル由承ル、永樂・大定・嘉定ノ類ノ由。

○元祿初年、南都元興寺開帳ニ、塔ノ内延喜通寶五錢アリ。

○享保十八年癸丑六月上旬、道頓堀少東南側新堀掘ル、此處ニテ貞觀永寶錢二貫文餘掘出スト。

○寶山比丘、膽駒山ノ窟開基ノ時、地下ヨリ和同開珎五錢出ヅ。

○河州八番村寺ノ邊リノ池ニ此寺ノ古鐘アリト、從ニ當春ニ至ル今此地ヲ鑿ル、永樂通寶多ク掘出スト承ル。

○河州八番村眞言宗光明寺池ヲ鑿ル、鐘ヲ出サントス、佛像諸器及古錢二百四文出ヅ。七月三日ノ晩、福養氏ノ話シ也、皆永樂錢・開元・元豐・祥符類ニシテ異ルコト無シ。

○備前和氣郡和氣村ニ錢瓶一ツ掘出、先年石丸殿此錢改ラレシニ、其内和錢多ク、宋朝錢多シ、銘驗ニ不レ及、大抵世ニ數多キ類也、中ニ咸平通寶篆字アリ、大珍也、江戸ヘ上ル。

通寶　咸□平　錢文如レ此。

同御家中市川太兵衞殿ニ陰字、俗ニ云二重書、陰起共云、草字開元通寶アリト、大珍也。

○備中ノ州吉備津宮之邊リニ石棺掘出ス、中ニ死骸骨アリ、棺蓋之裏ニ銘アリ。

吉備大臣ノ母儀之柩

右ノ棺内ニ金錢百文程アリト、此レ開禧勝寶ナラン歟、里人不レ知。

右三談、壬子初夏廿九、石丸殿直話ニ承ル。

○元文元年四月四日、地ヨリ掘出ス古錢廿品餘見ル、西宮社家ノ地ヨリ出ルトナリ。凡三千文餘アリト承ル、一見、五銖二文、富壽神寶其外ハ蕃錢ナリ。

○享保十三年七月廿日、東須磨ノ田中ヨリ古錢一貫二百文掘出ス。

○癸丑六月上旬、道頓堀西横堀少シ東南側新堀掘ル、此處ニテ貞觀永寶錢二百文餘掘出スト、貞觀ハ清和天皇ノ年號。

○第六迷信

○寶永年中大觀錢十八泉、長堀葉屋ヨリ所望ニ依リ遣ス、新艘ニ用ユル由。此錢懷中スレバ船中風波ノ災ヲ逃ルゝ由。

船玉神ヲ、ボサト云、柱ノ本ニ大觀錢ヲ十八錢安置スト、是大慈大悲觀世音菩薩ト謂フカ、不レ知。

○同頃大觀錢百二十錢、奈良屋某所望ニヨリ遣ス、阿州人錢塔ヲ寺ニ擧グ、凡大觀三四百錢納ル由、今所謂百二十泉不足。

○局通元寶三錢、備中足守儒醫大原氏所望ニ依リ遣ス、擲錢也ト。

○俗説ニ、唐國篆文ノ錢ヲササガミト云ト。

○北斗七星錢ハ招魂祭ノ錢ナリト、此レ命乞也ト。

右二條、寛阿貴僧談。

○古錢ヲ具足櫃ニ入レ、或ハ衣類ノ器ニ納ルトキハ、絲類不レ蝕不レ腐。

○人身ニ古錢ヲ帶ルトキハ、野狐狸狼ノ類ニ妨ラレズ、一切邪氣ヲ不レ受、古錢ノ德タル、其レ如レ斯。

○去亥ノ冬、下野日光山ヘ永樂錢(◎脫字アルカ。ルト。中谷氏ノ話。)

○乾元重寶七文以レ之祭ルト、或七十錢ナル由、何ニ出タルコト歟不レ知ニ其證ニ、疑俗説歟。乾ハ陽、方ハ戌亥之隅、福之聚ル所、乾ハ福、元重寶歟不レ知。易曰、乾元資始ム。(辨財天祭錢。)

○出雲燒火山神錢、守札也。

但此内古錢一文有、今津屋ニテ見レ之、則大觀通寶也。

右守錢、海川盜賊難之ヲ除クト也、又ハ荷物ノ中ヘ納レバ荷物紛失セズト云。

○第七吟咏

戊申臘盡　柳齋

年ははや一日千里けふのくれ

端平を午の字になして節句哉　端午

とそのけふ開元とこそ祝ひけり歲旦　庚戌歲旦　古銅齋

大空は甲酉すぎて戊の春　思錢亭

いづくにも福は入駒鬼はそと　除夜　同

開元や戎大黑寶泉に

政和太平福は入駒

元三とはねまわらぬが大丈夫　顧山

書初に文字をならぶる小錢哉　同　意見

うら白や弘くも光る鳳の艶弘光背鳳　其九

祿をばはこぶ漢の春駒　合家清吉

常を花五の銖を平らかに

賜ニ泉州井端思泉丈ニ

盆　品類

けふのぼん外國品か不知品か

索麵　王面錢

索麵を王面にして一二ぜん

燈籠　紋盡錢

燈籠やみな家々の紋づくし

孟蘭盆

面には大日如來裏梵字

池龍子丈宅へ水陸丈と云人、古錢一覽の時、

空腹なる折ふし酒出ければ

五銖すきとめし貨泉和同よくや

半兩おかぬゆへにぞやある

丁亥歲旦　　柳　齋

大福の二神納めた今朝の春

打出の小づち鯛はつりとり

京山田氏、去冬長命富貴出に付

山田志觀

長命のうらは鶴龜のすがたなり

富貴の二字は星ぞまつらん

去戊初冬三日、大津中島氏話。

江州佛願坊古錢狂歌

南無阿彌陀唱ながらのたのしみは

人にかまはぬ專こそ有ける　專錢音通。

予歷代を考へ古錢三昧して世をくらしけるに

柳　齋

南無阿彌陀ねがふ佛の御名よりも

我は古錢に戀しかりける

壬子歲旦

吉野なる六田の川のながれこそ

たへすつきせぬ泉なりけり

錢の歌　　貞　良

二字錢は布泉半兩五銖貨泉

四銖と寶珠に內外の駒

錢の金金と唐金白目錢

錫を鉛に赤銅もあり

從二豫州永井氏一來

順天や華國鳳城大宋の

弘治は永利合家清吉

清寧に政和大安元豐して

皇宋至正福壽雙泉

大將の天下和平に大治こそ

永通嘉定長命富貴

泉貨

模範象レ天輪ノ郭新、流行不レ已只嫌レ貧、銘文幾品

誰能測、今古皇鳳列二綠緒一。

五銖といふことをかくして春の歌

ながき日もさすがにあかで詠こし

ゆふべはえある花の木のもと

嘉泰嘉熙といふ句を上に置く春の歌

かほり來るたち枝のもとにいく春は

かきねの梅にきぬる鶯

狂歌

世の中は親に孝行の人次第

大上戶にて口上を言へ　世中・弘光・飛兎・至大・大定・光定・

錢を見てよめる　　中谷顧山

錢持て一文不通の人もあり

はだか百貫こちは男じや

中夏念七、池內錢龍丈來る、古錢狂歌を賜る。

寄長命富貴錢　神祇

長命をいのりて錢を神前に

まくは富貴のたねとなるらん

寄錢戀

君と我二百の錢をむすびあひ

たがひにとしも九十六まで

寄太平元寶錢　月

天の原ふりさけ見れば銀錢か

大平元寶と出し月かも

寄錢述懷

よむ事のこゝろざしこそありぬれど

みなしりぬけて不足なりけり

同　無常

百までとおもひつなぎしその人は

氣の不足にてころり死にやつた

寄錢　道頓堀　　嵐　水

見て來ては芝居勿論竹田ゆへ

みだれ染にし錢ならなくに

題二寶貨一　破錢　　京　淨　宗　寺

半輪明月入二浮雲一、雲裏濛見寶貨文、一字千金周室

冢、萬邦圓邦祖二此君一。

得レ撰二赤仄一

白金希得形文全、隱二起盤龍一雲照連、借問千回不變

事、無言無動向二人圓一。

あなあればさしにさゝれて砲頭丁の座も
きせるのさらも錢の面かげ

南紀生井手道

嘉熙通寶によする花　船津季山

書よすや筆は心の花の種

丑孟春見二中谷氏集各詠一、其内拔書。

光紹通寶　井村氏

莫レ道奇珍求得難、光紹年寶尚今殘、當時羞澀非二君事一、嘗向二囊中一仔細看。

見二雙龍錢一　下野琳頭陀

珍貨今初見、雙龍似レ起レ雲、無心驅二貧富一、野衲又何云。

光天元寶　川井氏

奇珍千載待レ君明、囊裏光天光轉生、嘗聽黃家頻致レ富、今知江左獨齊レ名。

萬年通寶

方孔體圓天地象、萬年通寶似二遊仙一、燈前開レ篋我居富、華月時何忘二此錢一。

開元通寶　雲際南嶽

一輪明月光圓々、千歲人心多鮮妍、高適可レ謂阿堵物、風流更留摹二楷模一、文德一甲望幽閑、主人有レ侶白雲裏、盤勤乘レ酒飛無レ邊。

五銖　池田氏

聞語漢朝鼓鑄錢、冠衣洒落已成レ仙、風塵相見方驚駭、千有餘年文字鮮。

開元通寶　平賀先生

無朽寶泉錦繡囊、徑圍輕重不レ違レ量、從來武德年中物、殊類開元通二萬方一。

周通元寶

天子自看鼓鑄人、悉禁二銅器一貨錢新、正以二周通元寶一號、異端毀覺二乘民一。

王面錢

王面錢成外國錢、郭輪質口象二天圓一、何時依洩流通手、躍レ浪御レ風至二日邊一。

乾封泉寶

既封二泰岳一祭二玄元一、更鑄當時寶貨魂、官象三十四年治、天后頗看政事痕。

龍鳳通寶

乘レ勢妖將發二雄聲一、十萬紅巾屯二潁城一、武力跨レ邦改元日、孔方牟得二四靈名一。

華留　華留、周穆王八駿馬之一、故呼爲二花留一歟。

恰成二地馬天龍恩一、渡レ海驊留又越レ山、使二貧夫免一守錢謗一、不レ用二短鞭一馳二世間一。

右平賀先生述。

咏二秦半兩一　湛亭九皐

嘗視秦泉悃二素聞一、幾回求擬李斯文、憐君被レ撫二風流手一、光澤玲瓏偏出レ群。

馳出て今日面白や花の鞭　永田布邑

乾道元寶　飯田慶明

乾坤流傳眞人德、道說孔方似二開元一、元是不レ言雖レ忘レ脚、寶錢會識學レ仙來。

開元通寶　田中素行

方圓依レ舊效二乾坤一、模範尤奇一甲痕、千里周流文未レ磷、歐陽筆勢妙猶存。

百千長壽　小川洞庵

方兄自傲壽千春、來二往民間一救二幾貧一、資質剛堅何所レ產、偶然相見浪華濱。

開元通寶　靜貫藏

制作二開元一武德時、溫和錢面賑レ民不、此斯長壽有二人上一、閒見舊古實世慈。

青蚨　甲崎貞英

生平自在是何身、只見無レ翮逐二市塵一、飛去飛來相會處、能成二子母一孝二慈親一。

半兩の見たほどみたし秋の月　和州　旗風
（秦の世に鑄て千九百六十餘の秋を經しものなれば也。）

題二開元錢一

凌雲堂李原

佐保姫の馬蒐はしらじ草煙

題二農鶴錢一

舜の田の秋いかに老の鶴　白羽

梅紅葉幾萬年ぞ廻りよみ　雁水

題二布錢一　願王寺元亮

天圓方地卷中人、成レ象飛錢自布レ神、大禹憐レ窮歷山王、周二流萬世一育二蒸民一。

又

四民愛レ幣思難レ禁、湯旱七年忽雨レ金、按レ葉成レ錢手裏術、不レ如世上有二恆心一。

寄錢戀　由緣齋貞柳

車にも錢にもしゞの有なれば

目をばひかずに百夜通はん

題錢　伊丹文人

十二十錢の翼や百千鳥

春駒や廻る日行一千里

海乘るや鞭に直る五銖の花

題二吉田駒一　魚洞

夕ぐれや花の吉田のあくび草

寄古錢　花溪

世の花や持統の御宇のこぼれ種

同

錢花匂ふ花もきせるの齡かな

瓢箪駒　淡々

瓢箪は此うつせみぞ千とせ駒

花錢　箕樂

德以て一日千里花にくれ

布泉

韞レ櫝後周通國珍、遙從二保定一幾千旬、流川餘滴貴二金玉一、一箇上清應レ有レ神。

開元通寶

文妃鑄レ幣蓄二紅囊一、誰與綫環輕重量、纖手甲痕歐子字、不レ漫千載照二方圓一。

皇宋通寶　上州高崎城後生　坂上貞幹

寶元正用鑄二官家一、分レ字滿レ輪畫整斜、趙氏乾坤阿堵物、暗爲二間客一筆端華。

開元通寶　僧門高稿

通寶開レ端高祖春、文妃摺レ爪恃憐レ貧、遠來二日下一經二千載一、救二盡人間萬世民一。

佛身爲二錢貨一　同

金軀鎖鑠孔方新、飛入二萬家一恤二賤貧一、無盡大悲救世事、應レ時轉レ形妙通人。

題錢　伊丹　忠成

世に廣ふ錢の榮や菫れ草

同　同品　女

かるたより春を慰む古錢かな

古文錢とりあつめて遊ばれける人の、與のあまりに人々に歌よみてよと望まれける

佐用　雜旭

かしこくもあつめてしかな傳へ來し

唐のやまとの代々の寶を

寄錢祝　香瀨近水

百までも長命富貴不足なく

子孫至大に榮ふ永樂

寄神祇　岡本流水

神風に吹おさまりしあし原の

國も太平通寶のせに

五銖

遠轉二圓輪一通二日東一、漢家泉寶績何窮、五銖今尙篆文古、自レ是寬仁示二國風一。

布泉

嘗聽布泉世上珍、偷レ閑鍾愛二三旬一、輪中未レ磷何人篆、柳葉搖々妙入レ神。

開元通寶

一貨韞藏紅錦囊、李唐模範合二銖量一、開元通寶緡中在、圜法看々冠二孔方一。

淳化元寶

隱レ凡共贍食貨編、孤燈弄物（◎原本以下缺文）

○第八書籍

○百錢圖、珍貨百錢圖、中谷顧山著ス、前年出ヅ、去辰季版行、遭ニ池魚災一、今則亡。今年戊申五月、孔方圖鑑出、右中谷氏撰也。

○和漢古泉鑑、寶永四年亥寫本。

○秋月夜話、岩田信安著。

○弄泉雜記三、中谷顧山著。

○近思錄

○古銅之記 元祿十二年己卯下旬、從ニ佐倉氏一借、寫ニ古銅之記一有。

○同 寶永四年亥中春、從ニ天長丈一借、寫ニ古銅之記一有。

○富山御記、

○松下記 尾張。

○角善化蝶錄 京都角屋善兵衞著。

○中谷諸抄、

○雜錄 瀨尾柳鶩。

○古銅鑑 寬文十一亥、當年五十九年ニ成ル、上松玄柳老校正。

○古銅平錢錄

○世寶錄 享保六年巳、中谷顧山、世寶錄同十五年戊申冬正誤ス。按、世寶錄顧山嘗テ作リ、柳鶩モテ正誤スルカ。

○享保冬書、丙午。中谷ノ說。

○乾坤抄、乾坤四季ノ部及歷代錢書。柳齋。

○二連記、折二錢類。同。

○後明記、背文類 同

○背文考、一册。同。

○泉考、同。同。

○正誤世寶錄 享保十五年仲冬。同

○孔方各詠 中谷顧山

○中谷世說同

○中谷錢義同

○富山頭書 富山公

板兒錄拔粹終

遊相醫話

余相陽ニ客居スルコト既ニ十二年、其見聞スル所、醫事ヲ發明スルニ足ルモノ亦少カラズ、今ハ大半ヲ忘卻セリ。爰ニ其譜記スルコトノミヲ筆錄シ、後日ノ話柄ニ備ヘ、併セテ兒約之ニ示ス。弘化五年戊申三月三日、相州津久井縣勝瀨村聽濤舍ノ東軒ニ書ス。

森立之

吉益周助ハ四十四歲マデ京都ニ裏店ヲ借リ、木偶人ヲ造テ生業トス、或時問屋ヘ例ノ如ク偶人ヲ攜行シニ、鋪上閙忙ナリシカバ、何事ニヤト尋シニ、當家ノ老母傷寒ヲ患ヘ、昨今病頗篤シト答フ。周助云フ、拙者モ元來醫者ノ子ナレド、微運ユヘニ箇ク職工トハ成リ果シナリ、今老母ノ大病ト聞キ、殊ニ傷寒トアレバ、何トゾ一診致シタシト通ジケレバ、主人ノ云ニハ、平生ヨリ廉直ナル周助ユヘ、診脈ノミハ苦シカルマジトテ、ソレヨリ周助ヲ病牀ヘ伴フ。サテ周助トクト診察ノ上、何人ノ執匕ニヤト問フ、主人答テ、禁裏附御醫師山脇道作サマナリト云フ、周助云、サアラバ定メテ誤治モアルマジ、去ナガラ御藥アラバ拜見イタスベシトテ、山脇ノ藥ヲ見了リ、サテ主人ニ向ヒ、イカニモ大病ナレドモ、治療ソノ法ヲ得タレバ、最早追々快復ニ赴クベシ、但今ヨリハ石膏ヲ去リ用テ然ルベシ、若山脇氏來診アラバ、周助カク語ルト通ジラレヨトテ歸リケリ。元ヨリ主人モ、サシテ周助ノ言ヲ信用モセザリシガ、程ナク山脇例ノ如ク來リ診終リテ、藥籠ヲ出シ調劑ニカヽリシガ、匕ヲ執テヤヽ暫ク思按ノ體ナリケレバ、主人進ミ出テ云フ、コレハ唯笑柄ニ備ルマデノ話ナリ、余が家元來出入ノ木偶工ニ周助トイヘルアリテ云々ト、前條ノ次第ヲ逐一ニ語リシカバ、山脇橫手ヲウチ、サテコソ其事ナリ、余モ今一日石膏ヲ用ンヤ否ノ處ニテ痛ク工夫ヲ費セリ、其話ヲ聞カラハ、其意ニ從ヒ、今日ヨリ石膏ヲ去

ベシト、調劑終リテ周助ガ僑居ヘ駕ヲ枉ラレ、暫ク物語アリテ、尚又周助ニ彼病人ノ日診ヲ請ハル。此ヨリ起ル。東洋ノ寛弘、東洞ノ高邁、當時ノ一大話柄タリト、浦賀ノ太田敬齋語リキ。

時周助ハ一老母ト唯兩人、一爐一鍋ノ備ノミニテ、滿屋造偶ノ木屑幾堆ヲ成セリ、但一部ノ傷寒論ハ座右ニ披キアリシトナリ。サテ此病人全快ニ及ビシカバ、厚謝ヲ以テ山脇ニ贈ル、山脇辭シテ受ケズ、且云ク、當時モシ周助ノ言無クンバ、誤治センモ知ベカラズ、カヽレバコレハ全ク彼ガ功ナレバ、此鮮魚ハ余收メン、銀子ハ彼ニ謝スベシ、乍レ去彼モ一豪士ナレバ、ナカ〳〵容易ニ受マジ、コレハトクト周助ノ存念ヲ聞糺シ、醫ニ志アルヤ、工商ニ望アルヤ、夫レ次第ニテ力ヲ添ラルベシトアリケレバ、木偶鋪主ハ周助ヲ招キ、右ノ通リ云々セシニ、周助ハ、余元來工商ニ意ナシ、只老母養育ノ爲メニ此ノ如シト答シカバ、鋪主忽チ貲ヲ出シテ家ヲ作リ、醫門ヲ開ケリ。名ニシアフ禁裏附ノ山脇ノ門生ト云ヒ、殊ニ吉益ハ豪傑ナリト同人ノ稱賛ユヘ、其名一時ニ洛陽ニ滿チ、今ニ至テソノ流派諸州ニ蔓延セルモ、實ハ山脇ノコノ一擧ヨリ起ル。東洋ノ寛弘、東洞ノ高邁、當時ノ一大話柄タリト、浦賀ノ太田敬齋語リキ。

原南陽落魄シテ江戸ニ來リ、窮乏ノ餘、小石川邊ニ裏店ヲ借リ、按摩針ヲ以テ生業トス。天性酒ヲ嗜ムニヨリ、日ニ例シテ酒家ヲ問フ、獻酬ノ交ヨリ、イツシカ水戸侯ノ奴隸小吏ト知己ニナリ、コレヨリ水藩ヘ出入シ、往々大臣ヘモ招カル。元來南陽ハ倭漢ノ書ニ渉獵シタル人ナレバ、何ヲ語テモ面白キユヘ、處々療治場モフエテ、日々醉ヲ盡ス程ノ料トハナレリ。サテタマ〳〵太守中暑暴病ニテ、官醫市醫スベテ當時雷名ノ醫至ラザルハナシ、サレド一向ニ吐瀉モナク、人事不省ニテ、已ニ危篤ニ及ビ、今ハ術盡タリケルヨシナレバ、用人某衆醫ニ向テ云、各位イヨ〳〵術盡タルニヤ、然ラバコヽニ一醫アリ、按摩ヲ渡世ニシテ居ル上方者ニテ、元ハ三世ノ醫ナレドモ、放蕩ニテ今零落セルヨシ、此者平生ノ話ヲ聞クニ、頗ル見所ア

レバ、何トゾ一診イタサセタシト云フニ、カクナル上ハトモカクモト各評議一決シテ、直サマ南陽方ヘ使者ヲ以テ言ヒ遣ル。折節南陽ハ午睡シテ居タリケルガ、使者ニアラマシノ容體ヲ問テ、忽ニ支度シ、行ガケニ藥店ニテ肥巴豆三粒・杏仁三粒ヲ錢九文ニテ買ヒ、コレヲ懷ニシテ水藩ニ至リ、先ヅ用人ノ宅ニテ服ヲ改メ、ソレヨリ御前ヘ出一診アリ。サテ云ニハ、乾霍亂ノ御證ナレド、實滿ノコトユヘ、定テ御全快アルベシ、併ナガラ今用ル此藥方名ノ儀ハマフシ難シ、御快復ノ上ニテハ御話シマフスベシトテ、懷中ヨリ巴豆・杏仁ヲ取出シ、茶碗ノ中ニテスリツブシ、熱湯ニカキマゼ、口ヲ校テコレヲ下ス、此藥汁悉ク下ルヲ見テ、サテコレヨリ半時許モ過テ後御吐瀉アルベシ、サスレバ御快復ナリ、先ソレマデハ箇樣ナ窮屈ナル處ニハ難儀ナリ、御臺所ノ隅ナリトモ、酒ヲ一升熱服シテ待タキヨシニテ御前ヲ下ル。サテ太守ニハコレヨリ半時許ヲ過テ苦痛甚シク、吐瀉數回ニ及ビ、忽チ夢ノ覺タルガ如ク精神了然タリ。人人大ニ驚歎シ、イソギ南陽ヲ召スニ、南陽ハ例ノ大醉ノ上ノ午睡ナレバタハヒナシ、漸ニ起立來リテ熟診ノ上、最早御全快ナリ、サテ只今用タル御藥ハ、別シテ珍ラシキモノニテモ無シ、コレハ各方モ御案內ノ金匱ノ走馬湯ナリ、シカシ用ヒ覺ノ御方ハ有マジトテ冷笑ス、滿堂各歎賞淺カラズ。サテ此上ハ御藥ヲ處セラレヨトアルニ、南陽色ヲ變ヘ、サテ〳〵各方ハ心得ヌコトヲ仰ラル、モノカナ、病癒ノ上ハ藥ハ無用ナリ、唯糜粥ノ調理ニシクハナシトテ、藥ヲ用ヒズ、衆醫ミナ此見識ニヲソレ、重ネテ云フ人モナカリシトナリ。コレヨリ水府ヘ召出サレ新地五百石ヲ賜ハリ、四方ニ高名ヲ轟シケリ。九文ノ本錢ニテ五百石ニナリシ事、當事ノ美談トナセシトゾ、甲斐ノ河內俵庵ノ話ナリ。

初代河村意作ハ元ト福山ノ市醫ナリシガ、熙德院正倫。君御入部ノ節、御供ノ御用人某、福山御著ノ日卒

倒シテ人事不省ナリ、諸醫已ニ絕脈ヲマフシ上ラル。シテ臍下ヨリ臍左ニ終ルコトモアルヨシ。此金鍼今意作熟診シテ、コレハ見處アリ、甦スベシトテ、シタモ大坂ニテハ鬻グ家アリト、福山ノ同僚絲井東庵・タカ炭ヲオコサセ、折節寒天ナリケレバ、先十分ニ我談ナリキ。此鍼法、吾家傳來ノ松岡意齋流ノ鍼ト同法手足ヲアタヽメ、又左右看病人ノ手ヲ暖メサセ、ソナリ、因テ攷ルニ、意作モ亦意齋ノ門派歟。レヨリ病人ノ手足ヲ四人ニテ押ヘサセ、サテ腹部ニ狩谷掖齋翁ノ話ニ、龍ヲタヅト訓ジタルハ不審ナリ、鍼ス、其法金鍼ヲ用テ槌ニテ打コムナリ。第一鍼シコレ和產ナキモノナレバ、和名モ亦アルマジキナリ、テ應ゼズ、二鍼シテ少シク手足ヲ動カス、三鍼ニシ蓋和名ニタヅト云ハ、爾雅ニ所レ云螣蛇ニテ、蛇中テ全ク甦ス、コレヨリ高名ヲ得、遂ニ福山ノ醫官ニノ一種登天スルモノヲ云フナリ、今モ蛇ノ上天スル召サル。其槌法ハ、腹診ニテ病處ヲ熟察シ、左手ノ食コト諸處ニ目擊スル所ニテ、タヅマキ・タヅアレ抔イ指ト中指トノ間、鍼ヲ緊シク插ミ、鍼ハ指頭ヨリ三分ヘルハ、卽和名ニイフタヅノコトナリ。サテ漢土ニ許モ引下ゲテオキ、サテシヅカリト指ヲ押付ル時ハ、テ古來稱シ來ル所ノ龍ト云フモノハ、平日ハアルマ鍼頭肌上トヒトシクナルナリ、コノ時上頭ヨリ右手ジキモノナリ、去ナガラ龍ハ形モ定マラズ、大小自ニ槌ヲモチ、トン〳〵トウチコム、板屋葺ノ釘ヲ打在トモアレバ、右ノタヅマキノ節升ル所ノ蛇モ、亦ツ心持ナリ、又トン〳〵トン〳〵ト打ツ事モアリ、何コレ一種ノ龍ナリトイフモ可ナランカ。タヅハ卽タレニモ打ツ前ニハ、左手ノ背ニテ一ツトントタメシチノボルノ義ナリ、或人一叢ノ竹ヲ庭上ニ移シ植シ見テ、サテ打コムナリ。此際口傳アルナリ。鍼處ハ臍傍左ヨリ臍ニ、此竹唯一竿枝葉トモニ每ニ濕テ露ヲ帶ブ、其サマ下ヲ打テ臍右ニ終ル、四五痁ニ過ズ、或臍右ヨリ左旋イカニモ怪シク思ヒシユヘ、半ヨリ截斷セシニ、中

ヨリ泥鰌ノ如キモノ一ツ躍リ出ルヨト見シガ、忽ニ驚甲ノ骨髓中ノ熱ヲ淸スルハ、此物泥水中ニ潛行スル急風暴雨起リテ遂ニ上天セリ、コレ亦蟄龍トモ云フ說ニテ、新奇ナレドモ頗理アリト、蘭軒先生ノ話ナベキモノナランカ。リキ。

立之按ズルニ、吉窒墩近間偶筆ニ云、朝士奈佐正勝曾祖某、曩住ニ下谷、夏月遊ニ傍近一練若ニ、與ニ主僧ニ對レ碁、僧爲盛ニ瓜磁碗ニ供レ客、時正炎天、倏天陰風雨驟至、雷聲轟起、磁碗忽然迸裂、見有ニ一小白蟲ニ、自ニ裂處ニ出走向レ外、比レ至ニ戶際ニ、大如ニ蜥蜴ニ、上ニ庭中屛牆ニ矗立、長既數尺、雲霧曇降、飛而升、火光閃爍、時々見レ形、大如ニ巨臼ニ矣、蓋蟄龍也。古今著聞集ニ、御堂關白殿ニテ解脫寺觀修、陰陽師晴明、醫師忠明、武士ニ義家參リテ、早瓜ニ毒アリト晴明ウラナヒ、觀修加持シ瓜動ク、忠明鍼ヲタテタルニ、瓜ノ中ノ蛇左右ノ目ニ鍼タツ、義家切ミタルニ蛇ノ頸ヲ切リタリトアリ。瓜中有レ龍ノ話、古今二事合攷ベシ、故ニ併セテコヽニ擧グ。忠明ハ康賴ノ孫ナリ。

立之按ズルニ、凡草根木皮ノ鬆虛空中ナル者ハ、皆利水通竅ノ功アリ、脂液アリテ乾燥セザルモノハ、多クハ生津補血ノ能アリ、輕虛ハ氣ニ走リ重實ハ血ニ走ル、鬆虛トハ麻黃・通草ノ類、空中トハ溲疏・桐梓ノ類、脂液ハ地黃・門冬ノ類、輕虛ハ黃耆・蘇葉ノ類、重實ハ當歸・芍藥ノ類コレナリ。右ハ神農家ノ常事ニシテ、之ヲ擴充スルトキハ、鱣鮪ノ類總テ泥中ニ在ルモノ、皆血中ノ瘀熱ヲ去ルノ功アルハ、水蛭・蝱蟲トモニ血ヲ破ルノ功アルト同理ナリ、此等ハ學者ノ務テ攷究スベキ所ニコソ。

娼婦ノ處女ヨリ出テ始テ男子ニ交接スル者ハ、二三月ニシテ多クハ小腹疠痛引陰內ノ患アリ、コレ敗陰子宮ニ入ノナス所ナリ、俗ニインバラムシト云フ。コ

ノ症ヘ海蘿ヲ煎服セシム、甚效アリト、大磯驛ノ住吉屋孫兵衞語レリ。爾後此症ニ遇毎ニ、伊澤家方ノ海蘿湯（紫草・山椒・海蘿・伏苓・烏賊骨各五錢、甘草三錢、右六味水煎服、治ニ婦人痲疾）ヲ用ヒ、且海蘿ヲ稠煎シテ葛餅ノ如クニシ、砂糖ヘクルミ全呑セシム、甚效アリ。意ヲ注ギ見ルニ、娼婦ナラヌニモ亦往々此症アリ、右ノ類症ヘ古人海藻ヲ用テアリ、未レ試トイヘドモ、蓋亦海蘿ト同理ナラン。

婦人陰中痒痛或ハ白帶下或ハ子宮下垂、交接ノ時痛ヲ爲スモノハ、蛇牀子末ヲ熟艾ニ和シ、絹袋子ノ中ニ入レ、形蕃椒實ノ狀ノ如クシ、陰中ニサシ入ル尖頭子宮ニ插入スルヲ妙トス、此法余ガ屢試屢驗スル所ナリ。

破傷風ニ無患子末ヲ黃連解毒湯ニテ下ス、頻ニコレヲ用ユ、或ハ藥湯中ヘ加用ユ、亦可ナリ、是俗間所レ傳ノ方ナリト雖、屢奇效ヲ見ルト、蘭軒先生ノ話ナリ。

胡椒ヲ食テ墮胎セシ婦、見在二人ヲ目擊ス、破氣ノ極レル故ナラン、貝原損軒ハ產婦ニ薯蕷ヲ忌ムコトヲイヘリ、余ハ未レ知ト、亦蘭軒先生ノ物語ナリキ。

湯氣ニアガリタルヲ治スルコト、三因方ニ出タリ、曰ク、入浴暈倒、口眼喎斜、手足彈曳、皆濕溫類也、荅朮湯主之方、五苓散去ニ豬苓一、加ニ乾薑、附子一ト是ナリ。又岡本玄冶蘇子降氣湯ヲ用テ治シタルコトアリ、亦虛陽上攻ノ意ニ取ルナリ。

打撲折傷ニ葱青白ヲ擇バズ、數十莖ヲ取リ煮テ其汁ヲ飮ミ、其渣ヲ以テ熱ニ乘ジテ患所ヲ熨ス、此方甚良、餘藥ヲ待ズシテ癒ユ、實ニ救急ノ良法ナリ。（以上二條ハ家方寫本中ニアリ）

水氣ニ赤小豆ヲ用ル、煎湯ニテハ效ヲ見ズ、但末トナシ、半炒半生ニテ湯藥ニ攪用ユ、效十倍スト、大山雲格ノ口傳。

黴毒咽喉腐爛シ藥ヲ服スルコト能ハザルモノ、先醯醋ニ蜜ヲ和シ含嗽セシム、後五寶丹ヲ蜜ニ和シ、絹ニ裹ミ噙化シ、漸々津液ニテ呑下ス、此法最妙ナリト、杉田玄白傳ノヨシ。

相州雨降山ニ連ル林下ニ、五六月間大菌ヲ生ズ、蓋ノ徑リ尺餘ニ至ル、莖コレニ準ズ、菌中コレヨリ大ナルモノヲ見ズ、未ダ蓋ヲ開ザルモノ尤食スルニ佳ナリ。食法、漥熟シ上皮ヲ剝去リ、內肉ヲ切リ片々シ烹食フ、淡泊ニシテ味アリ、其色潔白、但上皮ニ油滑ノ氣アリテ、之ヲ去ラネバ食スベカラズ。土人ヅカウ又ヅカウバウト呼ブ、何ノ義ナルヲ知ラズ。

相州諸山松枝伐斷ノ後、二三年ノ間其伐リ口ニ生ズル菌アリ、コノ物香氣甚シク、サマツニ類ス、大ナルハ蓋ノ徑リ尺許ニ及ブ、淡黃或ハ茶褐色ヲ帶ブ、味大ニ佳ナリ。土俗甚珍重ス、名ケテマツワウジト云フ、嘗テ詩ヲ作リテ戲ニ松黃耳ノ字ヲ借用タリキ。

同所ニモミソ又モミソタケト云菌アリ、縱林中ニ生ズ、（土俗モミノ木チモミソト云フ。）形ハツダケニ似テ茶褐色、味亦類セリ、江戶ニテハツダケノ中ニ混ジ賣ル、呼テアカハツト云フコレナリ。

日向山中ニサヽコ多ク出ヅ、必シモ竹林中ニ出ルニ非ズ、多クハ杉林中小竹叢間落葉堆裏ニ生ズ、年々一處ニ簇生ス、梅霖晴後一二日ノ間採盡サレヌホド出ヅ。靈山寺（藥師別當。）中ニテハ鹽藏シテ年中ノ珍膳ニ供ス、色白、少シク淡紅ヲ帶ブ、形狀シメジニ似テ柔軟、莖細長ニシテ蓋扁大ナリ、味甘淡ニシテ齒ギレヨシ、實ニ草菌中ノ珍味ナリ。

又ネヅミタケアリ、初生鼠ノ手ニ似テ數千叢生、一塊ヲ成ス、黃褐色。又センボンアリ、シメジニ似テ小數莖簇生ス、色淡白、又センボンシメジト呼ブ、コノ二種味劣レリ。

木生ノ鉤吻ヲ相州日向ニテネヅコロシト云フ、土人ノ言ニ、此實ヲ誤食フ時ハ、一夜ヲ過サズ死ス、ユエニ寐ズ殺シト名クト、同所ニテ先年、兩兒一時ニ此實ヲ玩弄シテ遂ニ食ス、一兒ハ吐瀉ノ後大熱ヲ發シテ癒ユ、一兒ハ吐瀉ナク卽死ス、其父悲歎ノ餘、此木コソ我子ノ敵ナリトテ、見ニ隨テ根ヲ掘絕ス、故ニ今ハ餘村ニハ多クアレド、日向一村ニハ絕テ見ズ、此

木津久井縣ニテハウシコロシ又ナベワリト云。コクサギ先輩常山ニヲ津久井ニテ、コクザッパノ木ト云、養蠶中時々爐ニテ之ヲ焚ク、コノ臭氣蠶ノ所レ好ナルヨシ。コクザッパハ小臭葉ノ義カ。又此葉ヲ採テ田圃トナス、コノ脂液モシ身肌ニ觸ル時ハ瘡ヲナス、楮ヨリ甚シ、其狀癩ノ如ク、腫起ノ所透明硝子ノ如シ、疼痛尤甚シ。土人云フ、朝霧未ダ晞ザル前、此樹ヲ切リ、日ニ當リ又ハ湯ニ入ル時ハ必瘡ヲ成ス、早ク水ニテ其脂液ヲ洗去レバ其患ナシト。

カジカノ大ナル者、背ニ黑斑アリ、コレヲ津久井ニテボラト云、小ナルヲカジカ又カジッカハト云フ。和名鈔ニ崔禹錫食經ヲ引テ云、鮸、音夷、和名伊師布之。性伏沈在ニ石間一者也ト云ヒ、本草綱目ニ杜父魚ト云是ナリ。京都ニテイシモチ、嵯峨ニテマル、伏見ニテカハヲコゼ、近江ニテムコ又ドウマシ、筑紫ニテトンボ、小田原邊ニテカハフグ又アユカゴト呼ブ、皆同物ナリ。俳諧ノ書ニ杜父魚ヲカクブツト訓ゼリ。此物種類甚多シ、ギ・スナホリ・ダボハゼ・ゴリナド皆一類ニシテ異種ナリ。此物鮴子ヲ石間ニスリツケテオク、冬月溪間ノ石ヲ起シ見ル時ハ、粟粒ノ如ク數萬一塊ヲ成シテ石上ニアリ、之ヲ取テ鹽醋ニ和シ或烹食フ、味美ナリ。凡川魚アユ・サケノ類皆如レ此、石間ニ鮴ヲ著ス、若溪水大漲ノ後ハ淺深處ヲ易フ、故ニ其鮴皆乾枯シテ土ニ和ス、若再ビ水至ル時ハ、タトヘ數十年ヲ經ルトモ、其鮴皆活生スト云。

面疔ノ奇藥、カハニナトヤマユリヲ擣碎キ合和シ、紙花ニ攤ジテ瘡上ニ貼ス、膿汁出テ癒、一醫生ノ祕傳ナリシヲ懇求シ得タリトテ、勝瀨ノ岡部政右衞門傳ヘラル。此方眞ノ疔ニハ未ダ效ヲ見ズ、類疔ニハ毎毎效アリ、奇ト云ベシ。

大磯ノ一商賈少年兩臂ニ文身シ後コレヲ悔テ滅卻セント、余ニ商ル、余種々ノ傳貼ヲ用ルニ脫セズ、最後ニソヒツル膏ヲ貼スルニ、大惱痛半日許ニシテ、膚肉一片全然爛脫セリ、爾後生肌膏ヲ貼シ、不日ニシテ癒ユ。

相州海濱鶴膝風ヲ患ルモノ甚多シ、土俗ヒザヤラウト呼、卒暴膝痛煩腫ヲナス、甚シキハ全身大熱、兩足俱ニ病モノアリ。此症初發ニ牽牛子生・炒・燒三種ノ末ヲ等分、酒服セシムル時ハ、大下ヲ得テ熱退キ腫散ズ。兩三日モ後レタルハ、右ノ藥ヲ用テモ散ゼズ、此時ハ鈹針ヲ以テ腫所ニ針ス、針所針法其口傳。若シ針スルコト遲キ時ハ癈人トナル、成膿ノ後ニ針スレバ多クハ足痿ス、針シテ血或淸水出ルハ必癒ユ。凡膝ニ限ラズ、手足陽部ノ不時ニ腫痛スルヲ、土俗カザバレト云、亦右ノ散藥酒服ニテ治ヲ得ルナリ。

大磯ノ西鄙生澤村音右衞門ノ娘梅澤ニ嫁ス、此地ハ漁村ニテ、擧家脯魚ヲ裂クヲ以テ業トス。俗ニ云、右ノアヤカリタルニヤアリケン、男兒ヲ產ムニ、生ナガラニシテ兎缺ナリ、五月生レタルヲ、六月ニ至テ治ヲ余ニ請。余炎蒸ノ頃、治ヲ誤ランコトヲ怖レ、日ヲ延テ七月末ニ至ル、治ヲ施サントスルニ、此兒上脣左鼻竅中ヘ切レコミ、齒齦モ亦斷卻セリ、且上脣ト齦トノ際、皮肉附著シテ指ヲ入ルノ地ナシ。因テ先鈹針ヲ以テ齦脣間ノ肉皮ヲ切リ割リ洗淨シテ、バルサマヲ綿絮ニ和シテ插ミ置、四五日ヲ經テ腫モヒキ、上脣肉左右ヘ自在ニ動スコトヲ得タリ、仍テ剪刀ヲ以テ裂際ノ兩肉ヲ剪卻シ、針縫法ノ如クス、直ニ乳ヲ與ルニ能ク吮フ、四日ヲ經テ肉全ク附著スル故、絲ヲヌキ去ル、僅ニ二針ニシテ能合ス。コレハ嬰兒ノ無智ナル故ニ治シ易キナリ、大人ニ至テハ痲藥ヲ服セシメテ後、治ヲ施スベシ。

鼠坂竹藏ノ孫男、生下未ダ朞年ナラズ、初メ疥瘡ヲ母ヨリ傳染ス、疥癒ルノ後兩頭角ニ瘡ヲ生ズ、一醫起膿膏ヲ貼シ、且巴豆丸ヲ用ユ、膿水多出ルノ後漸々羸瘦シ、瘡處乾燥シテ蓋骨ヲ見ハスニ至ル、余ヲ引テ診セシム。余曰、コレ虛極不治ナリ、藥ヲ乞フニ與ヘズ、後三日ヲ經テ死ス。凡小兒ノ瘡瘍ハ潰膿ヲ必トスルハ固ヨリナレド、中氣如何ト顧慮スベシ、氣血俱ニ乏少ナレバナリ、漫ニ解毒スル時ハ氣血兩虛シ

テ大變起ル、氣血ノ有餘ヲ見テ後解毒スベシ、此意シ、諸症平ラカニ、爾後陸續惡露ヲ下スコト半月許得ナケレバ往々治ヲ誤ルナリ。ニシテ全癒ユ、古方ノ妙、意表ニ出ルコトハ、運用應

奈良本儀助ノ妻年三十餘、寒熱往來腹痛甚シ、醫傷寒機自得ノ上ニ在ルコトナリ。
又ハ血熱ト爲シ、治スレドモ效ナク、七月末ヨリ荏苒篠原善右衞門ノ男兒十一歲、傷寒不ニ大便一十日許、飲
十月ニ至ル、余ヲ引テ治ヲ乞フ。其症飲食シ畢テ卽吐食不レ下、困睡不レ語、舌胎淡白微渴アリ、綿慤死ニ瀕
ス、藥汁モ亦吐ス、小腹塊アリテ突起ス、六月以上ノ ス、前醫參附ノ類ヲ用ルニ寸效ナク、治ヲ余ニ乞フ。
姙ニ似タリ、經水或來或不レ來不調ナリシガ、此二三 余脈ヲ診スルニ沈數ニシテ力アリ、心下ヨリ臍腹左
月ハ絕テ不レ來、脣舌常ノ如シ。余曰、コレ血塊ナリト、 傍ヘカケテ堅實甚シ、全ク少陽陽明ノ症、失下經レ日
遂ニ桃核承氣湯ヲ用ルコト凡二十貼許、前陰ヨリ血 故ニ如レ此、不食困睡共ニ蛔ノ所爲ナラント思ヒ、大
塊ヲ下ス、大サ手毬ノ如キモノ三枚、續テ吐モ止ミ食 柴胡湯ニ鳧鷖葉ヲ加テ三貼ヲ投ズ、午前ヨリ用ヒ、未
モ進ミ、半月餘ニシテ快復ス。 時大便一行、戌時マデニ凡三行、蛔二條ヲ下ス、曉
與瀨橫道ノ孫左衞門ノ妻年四十餘、不食十餘日、大 天稀粥ヲ喫ス、爾後大小柴胡ヲ錯用シ、始終鳧鷖葉ヲ
熱大渴多ク冷水ヲ喫ス、但舌ニ胎ナク、精神言語常ニ 加テ全功ヲ得タリ。
異ルコトナシ、小腹大塊アリテ姙娠ノ如シ、之ヲ按 八丈島ノ婦人受胎スル時ハ、臍上ニ布帶ヲ緊束シ、兒
ズニ痛苦ヲ覺フ、前醫傷寒トナシ、柴胡白虎ノ類ヲ ヲシテ肥大ナラシメズ、食物常ノ如ク、魚鰕ノ類少
連進スルニ寸效ナシ。余亦前症ト同ジキニヨリ、桃核 シモ禁ズルコトナク、勞體力作平日ニ加倍ス、分娩
承氣ヲ用ルコト五貼、其夜敗血三四塊ヲ前陰ヨリ下 ノ後ハ凡膏油ノ類ヲ禁ジ、起居亦平穩ナラシム、全

島從來難生ノ患アルコトヲ聞カズト、八丈島ノ人山 極ニ至ラズ、治療方法ヲ得、禁忌自養セバ、梅瘡ノ
下平治平八丈丸御船預。ノ話ナリ。 二症ハ治シ癒ベシ。コレ余ガ發明スル所ニシテ、理ノ
中風・骨蒸・梅毒・癩瘡ノ四病ハ、古今ノ難治トスル所 必然ナレバ、臨症施治ノ際、著眼熟察シテ吾言ノ誣
ナリ、竊ニ思フニ、此四病、皆父母先天ノ遺毒ニ因ル ザルヲ知ベシ。
者ナリ、其徵ハ父子相傳テ病ミ、必血脈ヲ逐テ發病ス、 相州大山寺十二坊中ノ大學坊ハ、師弟相續テ院主ト
其ウチ風蒸ノ二病ハ、內症ニシテ氣虛ヨリ來ルナリ、 ナル、然ルニ三世皆癆ヲ病テ死ス、最後ノ院主平間ノ五雲ノ孫男ナハ余往テコレヲ診スルニ、所謂骨蒸熱ニシテ面
氣虛シ血滯ルトキハ鬱熱痰ヲ釀シテ痱ヲ成ス、氣虛 色紅白鮮潤、桃花蛙ノ症ナリシガ、不日ニシテ歿セ
シ血乾クトキハ鬱熱肌骨ヲ熏灼シテ蒸ヲ成ス、共ニ リ。聞ク此院內小童奴隸ニ至ルマデ、皆同病ニテ死
藏病ニシテ內症ナリ、故ニ精神言語或ハ錯亂スル者 スル者數十人ナリト。頃日高野山ヨリ活僧來リ住ス、
アリ、死症ニシテ速ナリ。一種諸病後ヨリ癆ヲ成ス 山主ト公事ニ及ブ程ノ偉物ナレバ、絕テ此病症止ミ
者、蒸ニ似テ非ナリ、痰飮肝鬱ヨリ偏枯不語ヲ成ス ヌ、唯廚翁ト小童トノ二人卒死セリ、童ハ癆、翁ハ痱
者、痱ニ似テ非ナリ、コレハ類症ニシテ治シ得ベシ。 ナリシ、コレ余ガ目擊スル所ナリ、亦奇ト稱スベシ。
梅・癩ノ二病ハ外症ニシテ、血實ヨリ來ル、蓋血實シ 凡指痛代指療疽ヲ成サントスル者、末藥ヲ膠黏ニ和
氣滯ル故ニ、瘡瘍諸瘡ヲ生ズ、俱ニ府病ニシテ外症 シテ傳ク、熱退キ痛去ルニ隨テ末藥モ乾キ落ルナリ、
ナリ、故ニ精神言語錯亂スル者少シ、病ムト雖急ニ コレ屢試屢驗ノ奇方ニテ、一醫家ノ祕スル所ナルヲ、
死セズ、一種人ヨリ感觸セシ梅ト、食毒ヨリ發スル 百計シテ之ヲ得タリ、末藥ノ方ハ一子相傳ノヨシニ
癩ハ治シ得ベシ。タトヘ眞ノ遺毒ナリトモ、內虛ノ

テ、他言スベカラズトノ事ナレバ、此ニ載セズ。

治術ヲ究ルニ本草ヲ明ラメザルハ、猶文字ヲ書ニ小學ヲ知ラザルガ如シ、若シ藥性ノ寒熱溫涼ヲ解ゼズシテ方ヲ處セバ、コレ篆文六書ヲ知ラズシテ字ヲ書ントスルト、何ゾ異ナランヤ、字體茂美ト雖、的據ナキ故、遂ニ誤訛ヲ免レズ。藥品ノ倭漢物異ニ、野園味別ナル、修治ノ酒醋蒸漬等ノ類ニ至テハ、隸書俗字ノ學ヲ究メテ始メテ行草ノ體ヲ得ルガ如シ、此學ナクシテ醫ヲ爲ハ、書學ナクシテ字ヲ書ガ如ク、摸倣ニ巧ナリトモ、二王ノ法ヲ得テ二王ノ意ヲ得ザル故ニ、生涯己レガ書ヲ爲スコト能ハズ、コレ古今沿襲ノ方法ヲ用ヒテ千萬人ノ病ヲ瘳シ得ルトモ、其方意ヲ究得ザルトキハ、タトヘバ桂麻ヲ桂麻ノ症ニ施シテ效ヲ得ルモ、終ニ桂麻ノ桂麻ノ症ニ應ズル所以ノ意ヲ得ズ、猶人ノ貨具ヲ貸シテ利ヲ得ルモ、生涯自己ノ物ヲ爲ザルト同理ナリ、能ク此理ヲ明ラメテ研究スルコソ、學術兼全ノ醫ト云ベキナリ。

不老延年ト云コト、後世疾醫ノ上カラハ迂誕ノ事ニ思ハルレド、左ニアラズ。夫レ醫ノ本トスル所ハ長生久視ニアリ、上品藥多ハ皆不老延年ヲイヘルモ、其理ハ皆益氣通脈ノ者ナレバナリ、コノ益氣通脈ノ物ヲ多服スルトキハ、耳目聰明九竅通暢シ、久服スルトキハ輕身不老ニ至ルナリ。コレハ功能書ノ文法ニテ、カク書ネバ益氣通脈ノ效ノ著シキハ顯ハレヌコトナリ、孟子ノ盡信レ書不レ如レ無レ書ト云ハレシモ此事ニテ、古書ヲ讀ニハ此理ヲ解シ得ルコト肝要ナリ。玉泉ノ條ノ如キ、人臨レ死服二五斤一、死三年色不レ變トアレド、イカデカ死ニ臨テ五斤ノ石藥ヲ服シ得ベキヤ、假令コレヲ服シ得テ、死後ニ三年色變ゼザレバトテ、益モ無キコトナリ、コレ經文ノ意ハ、全ク玉泉ノ上藥五藏百骸ヲ通ジ、柔筋强骨安魂長肌ノ妙用アルコトヲ示サンガ爲ニ、最後ニ此數字ヲ費シテ其藥ノ神ナルヲ說ク、此類ミナ凡古經ヲ講ズル者ノ活看スベキ所ナリ。

古本草ノ次第モ先ヅ玉石ヲ出シ、次ニ草木、次ニ蟲獸、次ニ瓜菜、次ニ米穀ト出セシハ、不老延年ヲ尙ブ所以ナリ。凡ソ藥ト云モノハ、人ノ常食ノ物ヨリ最遠キモノヲ貴ブ、故ニコレヲ逆ニスルトキハ、人ノ腸胃ニ慣レタル所ノ米穀・菓菜・蟲獸・草木ト次第シテ、遂ニ玉石ノ仙藥ニ至ルナリ。コノ理ヲ辨ゼズシテ本草ヲ讀トキハ、終身今日ニ活用スルコト能ハズ。譬バ上品ノ無毒淡平、中品ノ小毒溫涼、下品ノ大毒寒熱、各其性情ヲ察知シテ斟酌スルヲ活用ト謂ナリ。附子ノ辛溫破ニ癥堅積聚、大黃ノ苦寒亦破ニ癥堅積聚一トイヘリ、コレ一同癥積ノ症ナガラ、其虛寒ニ因ルハ附子ヲ用ヒ、其實熱ニ屬スルハ大黃ヲ用ルノ意ナリ。學者早ク此理ヲ開悟セバ、後世汗牛ノ書ハ皆無用ノ長物タランカ。

上世ノ人皆長壽ヲ保タレシコト、倭漢枚擧ニ遑アラズ、多クハ虛誕ノヤウニ覺タル人アレド、左ニアルマジ。何トナレバ古ハ風俗スベテ質朴ニシテ、人皆思慮少ナク、無爲ニシテ化スル故、自ラ天年ヲ終ル、後世ニ至テハ事務煩冗ナルヨリ、自然官職制度衣服飮食ノ類ニ至ルマデ、日ニ煩瑣ニナリユキ、人々心身ヲ勞役スルニ因テ、各々其身ヲ安佚シ、其心ヲ慰悅スル事ナシ、只管快樂ノ場ニ趨ラントスルヨリ、遂ニ其身ヲ夭折スル事トハナリヌ。譬ヘバ、龜鶴ノ壽ト云コトハ皆人ノ知ル所ナガラ、獨龜鶴ノミナラズ、凡ソ鳥獸ノ山中ニ在モノ、自斃病死アルヲ見ズ、コレ天道自然ノ境界ニ在テ逍遙自適ヲ得レバナリ、籠鳥樊獸ニ至テハ、飛走ノ自由ヲ得ルコト能ハザル上ニ、飮食ノ滋養亦山中ニ住スルヨリ增多ナルヲ以テ、自然天年ヲ終ルコト能ハズシテ、往々斃ニ附クナリ。人亦コレニ同ジ、官祿或ハ市利ニ汲々スルハ、籠鳥樊獸ニ異ラズ、身心俱ニ勞役シテ翰飛疾走ノ自在ヲ得ザルノミナラズ、且膏粱ト妻妾トニテ身心ヲ慰悅スル故、コノ慰悅遂ニ夭橫ノ媒トハナルナリ、古人ノ飮食男女ハ人之大欲存スト云ルモ、コノ敎誡ナリ。ヨ

ク〳〵此理ヲ察シ、人々其分ニ安ンジテ生ヲ養フトキハ、タトヘ百年ノ壽ハ過サズトモ、八九十ノ域ニハ至ルベシ、畢竟天ノ自然ニ隨テ人欲ヲ斟酌スルニ在リ、コレ養生ノ第一ナリ、醫タル者、常ニ此理ヲ擴メテ猶工夫アルベシ。

蘭軒先生嘗テ上古天眞論ノ恬惔虛無、眞氣從レ之、精神內守、病安從來ノ二句ヲ一聯トナシ、歲旦每ニ炎帝像ノ左右ニ挂ク、深意アルコトナリ。偖此二句ハ我醫家ノ緊要事ニテ、少シニテモ眞氣ノ空虛アルトキハ、邪氣之ニ乘ジテ入ル、虛邪賊風ト云、百病生ニ於虛ト云モ、眞氣充滿スレバ邪入易カラザルヲ云ナリ。俗間ニテ臘月三旬裸體ニテ神佛ニ謁スル者、ツイニ寒邪ニ襲ハレタルヲ聞カズ、コレ精神專一ナレバナリ、苟モ精神專一ナレバ愚夫スラ此ノ如シ、マシテ大丈夫精神專一ノ工夫、イカンゾ成シ難カランヤ、余讀ニ上古天眞論ノ詞アリ。

恬淡虛無眞氣遊、精神內守沈疴瘳、豁然會ニ得一來斯理一、不レ用ニ酒萱ニ銷ニ百憂一。

龍珠子驚風ノ神藥ナレド、眞ナル者至テ稀ナリ、コナスビト云モノナリ、世ニコナスビト呼ブモノハ、實甚小ニシテ、イヌホヅキノコトニテ、コレ龍葵ナリ、龍珠ニアラズ、眞ノ龍珠ハ、子葉全ク茄子ニ類シテ但小ナリ。美作國深山溪澤ニ近キ處ニ有レ之、作州森伯耆守ノ臣眞屋新助唯授一人ノ驚風藥中コレヲ用ユ、此事家ノ中虛君筆記中ニ見タリ。

立之按ズルニ、作州ノコナスビ、余未ダ得ズ、蓋龍珠・龍葵元ト一類二種ニシテ、龍珠ハ龍葵ヨリ稀ナリ、莖葉共ニ龍葵ヨリ長大ニシテ其實亦大、熟スレバ赤シ、龍葵ハ莖葉瘦小實亦小、熟スレバ黑シ、其功能亦必相似タルベシ、龍珠コナスビ、龍葵イヌホヅキナリ、二者混同スベカラズ。

舶來ノ靑磁最陳久ノ者研末シ、白湯ニテ下ス、子癎又不眠ヲ治スルコト家傳書中ニアリ、コレ石英・石脂ナドノ類ト同ジク鎭墜ノ最ナル者ナルベシ。今時ハ脂

英ナド上品極テ少ナリ、古渡靑磁ノ末必勝ルベシ、余未ダ試ズト雖、記シテ後攷ニ備フ。又蛇入ニ陰戶一不レ出ニモ、靑磁末ヲ服シテ卽出ルヨシナリ、是亦自己ノ心氣鎭墜シテ自滿スル時ハ、蛇中ニ在ルコト能ハズシテ出ルノ理ナリ。

錢癬禁忌アリ、知ル者稀ナリ、ムシガレイ・ホウボウ・菘・右三品ハナ禁ナリ。コチ・一切油氣・芹・鳥類、之ヲ犯ス者ハ治シテモ效ナシ。

昔渡リノ南京ノ磁器極細末、虛人ニハ人參末三分一ヲ加ヘ和シ用ユ、或犀角・羚羊角ノ末三分一ヲ加ヘ用ユ、共ニ冷水ニテ送下ス、コレ解熱ノ最ナル者ナリ、紀藩ノ祕傳ニ出ヅ。以上二則家傳書中ニアリ。

津久井縣及郡內邊養蠶ノ地、老蠶繭ヲ爲スノ前、雜木小枝ヲ束ネ帚子樣ニ作リ、蠶ヲシテ之ニ上ラシム、是ヲハギト云フ。因テ攷ルニ、胡枝花ヲハギト名ルモ、多枝細條コレニ過ルナシ、故ニ名ヲ得ルナランカ、ハギハ穗木ノ義歟。

萬葉集ニ眞野之榛原小野之眞榛ナドイヘル、皆灌木野ニ滿ルノ義ナルベシ。同書ニ又秋芽子又秋茅トモアリ、茅ハ芽ノ誤ナルベシ。皆同義ナリ、相州ニ榛原ト云地名アリ、亦灌木榛生スルノ地ユヘ名ケシナルベシ。

皇后難產ノ御惱アリ、諸醫治スルコト能ハズ、當時賀川子玄ノ高名、洛ノ中外ニ普カリシカバ、遂ニコレヲ召サル、子玄子一診ノ上、手術ヲ下スコトヲ云フ、奏者醫案ヲ奉ルベキ由ヲ云ニ、子玄子元來無學ニテ一字ヲ書スルコト能ハズ、因テ學術自ラ別ナルノ理ヲ辨ジ、且子宮ノ口週廻凡四寸五分、其中ヘ手指ヲ入レテ探ルコトヲ得ル、コレヲ手術ト云ト說キ、試ニ先ヅ圍ミ四寸五分ノ竹ヲ寸許ニ切出サルベシトテ、其寸法ノ竹ヲモタセオキ、サテ席上ニ出タル盆中ノ饅頭ヲ、右ノ竹ノ輪ノ中ヨリ指ヲ入レ、全ク取上ゲタリ、カヽル妙手アレバ、手術ト云フコト必アルベシトテ、遂ニ治ヲ命ゼラル。子玄子治シ得テ安ニ分娩セラレタマフ、コレヨリ其名海內ニ振ヒタリ。

元來子玄子ノ手指至テ細長、且自在ニハタラキ、指頭ニ力アルコト絕妙ナリ、子啓子ハカヽル指力ナカリケレバ、遂ニ鉤及其他ノ器ヲ作リ出シタリ、コレ手術ニ至テハ父ニ及ザル所以ナリト、中尾ノ野崎榮碩語レリ。

津久井縣道志川獻上ノ鮎ヲ、土人ハナマガリト云、コレ曲鼻ノ義ニアラズ、此川ノ鮎ハ肥大ニシテ、頭至テ小サク形鯛ニ類ス、故ニハナマガリト云ナリ、其味亦餘處ノ者ニ優ルコト遠シ。

近江琵琶湖水中產スル所ノ鮒三種アリ、其一ヲ眞ブナト呼、至テ稀ナリ、味甚美、其形頭小サク尖リテ、人ナラバ大椎ト覺シキ所ノ骨尖リテ高ク起レリ。其二ハガンザウ、關東ニテ丸ブナト云、形丸ク腹赤ク光ル。其三ヲヒワラ、關東ノヒラブナナリ、又ミゴロトモ云、扁大ニシテ頭小ナリ。此二種ハ多シ、コレ湖上ノ人ノヨク知ル所ナリ。

庖人某ノ話ニ、凡魚ノ味ノ美惡ヲ知ルハ、尾末ニ至ルマデ肉肥タルハ味美ナリ、尾末ニ至テ急ニヤセタルハ味劣レリ、コレ第一ノ目利ナリト。余海濱山溪ニ遍歷シテ目擊スルニ、肥ハ雌ニシテ瘦ハ雄ナリ、凡諸魚皆一目ニシテ知ルベシ。但シ肥ル者味美ト一概ニモ言難シ、鮠腹ニ滿テ肥タルハ、其肉味甚淡シ、鮠ヲ成ザル前ハ雌魚味勝レド、鮠ヲ成スノ後ハ味雄ニ及バズ、總テ雄魚ハ肉堅ク、雌魚ハ肉軟ナリト知ベシ。

凡ソ膽ハ諸獸皆性味功用略相似タルコトハ、諸角ノ相似タルガ如シ、只其中熊膽ヲ以テ最上トス、余日向村ニ僑居ノ日、子安村ノ人一熊ヲ銃シ得タリシガ、誤テ腹ニ中リ膽ヲ打碎ケリ、是ニ於テ唯膽ノ用ベカラザルノミナラズ、全身ノ膚肉悉ク苦味ヲ帶テ食ニ堪ヘズ、コレニテ益々熊膽ノ他膽ニ優レルコトヲ知レリ。

比目魚膽亦甚效アリ、屢試ルニ、魚毒腹痛ニハ殊ニ奇功ヲ覺ユ、大磯下町ノ魚商某ハ、漁人ヨリ魚ヲ買取、

江戸ノ新肴場ヘ送ルヲ以テ產トス、其家冬春ノ際ハ、一日ニ百餘頭ノ比目魚、鰓下ヨリ膽ヲ拔去リテ江戸ヘ送ル、故ニ此膽甚多シ。余每ニコレヲ得テ試用セリ、琵琶魚膽モ亦試用セシガ、氣味モ淡ク、大魚ニシテハ膽ハ甚小ナリ。

丹波ノ康賴ノ曰ク、凡ソ醫ノ妙儀ハ朝ナ夕ナニモロモロノ生類ノナヤミヲ一ト筋ニスクハント天地ニチカヒテ、ヒタスラニ私ノ思ナケレバ、イキトシイケル物ノナヤミヲワキマヘズトイフ事ナシ、ヲノレガ爲メニシテ此事ヲナセバ、利ノミニシテ物ナシト和論語ニ出ヅ。

夜食ハ忌ムベキモノナリ、サレド徹夜不臥ノ節ハ苦シカラズ、若夜食セバ其食物消化スルノ間ハ眠ルベカラズ、讀誦或謠舞ナド、皆消食ノ一助トナスベシ、夜飲亦同ジ。寓意草ニ、從來服ニ峻補之藥ニ者、深夜亦欲レ得レ食、人皆不レ知ニ其故一、反以ニ能食一爲レ慶、曾不レ思下愛ニ惜脾氣一令中其晝運夜息上、乃可レ有レ常ト云々セリ、コレ亦脾虛欲食ノ一端ナリ、臨病ノ際熟察セザルベケンヤ。

疫邪ノ最初ハ多クハ海濱下濕臭穢ノ地、又驛末ノ乞客店、或郵內ノ丁房、或ハ都下枝街ノ小房ナドヨリ起ル、遂ニ往々大廈廣堂ニ波及ス。此事已ニ三因方ニ出ヅ、曰ク疫之所レ興、或溝渠不レ泄ニ濇其穢惡一、薰蒸而成者、或地多ニ死氣一鬱發而成者ト實ニ然リ。

癲癎元一病、大人ニ癲ト云、小兒ニ癎ト云ハ、古今ノ通稱ナガラ、其義明說ナシ、竊ニ謂フニ、癲ハ顚仆ノ義、癎ハ瞤ノ字ニテ戴目ヲ正義トス、コレ大人ハ地ニ仆ルヽヲ以テ、明カニ其症ヲ知ベケレド、嬰兒懷抱ノ時ニ在テハ、仆ルヽヲ以テ知ベカラズ、故ニ只戴目スルヲ以テ病發ヲ知ル、コレ大人ニ顚ト云、小兒ニ瞤ト云所以ナリ。此說新奇ニ似タレド、サニアラズ、古書ヲ熟攷シテ余ガ說ノ誣ザルヲ知ベシ、癲癎考別ニ成書アリ、今コヽニ贅載セズ。

驚癎ノ字、本草經病源及千金ニ見タリ、後世ハ只驚

風トノミイヘリ、サテコノ驚ノ字、モト馬ノオドロクト云字ニテ、驚駭ト連稱ス、蓋胎生ノ物、人獸同類ナリ、本草白字髪々獸類ノ中ニ在、爾後黑字新修皆コレニ從テ、人獸部ヲ同フス。其中ニモ別シテ人馬甚相類スルモノニテ、往々病ヲ同フシ、亦藥ヲ同フス、古方ニ人馬同用ノ方多シ、後世人馬平安散アリ、亦同義。サテ又馬ハ人ニ服シ、人ハ馬ヲ馭スルヲ以テノ故ニ、古聖人禮ヲ制シテモ、御ヲ以テ六藝ノ一トセリ、其疾病ニ至テモ、肝火上亢スルノ症、人馬同ジキモノヲ驚癇ト云、癲癇ト云、瘈瘲ト云、搐搦ト云フ、余マタ瘈瘲字辨ヲ著ス、別ニ書ヲ成ス。

凡ソ獸類ノ字ヨリ轉ジテ人事ニ用タル、其例少カラズ、皮肉血ノ字、元皆獸肉獸血ナリ、轉ジテ人ノ皮肉血ノ字ニ用ルナリ、羊ハウマキ物ト立アリシ故、善美祥ノ字、凡ソヨキコトハ皆之ニ從フ、幸群ノ二字ハ羊ノ群集シ幸生スル自シテ人ニ轉用ス、又馬ヨリ人ニ轉用セシ字ハ、驕驚駭騷ノ類ナリ、其他猶豫能獨狂犯獲戾類獻家物ノ字等皆同例ナリ。又爾雅ノ馬一目白ハ瞷ト云ハ、瞷戴目ノ字ヨリ轉注シテ、人ヨリ馬ニ用ヒタルナラン、（下文ニ二目白ハ魚トアルト同義ナルベシ。）後世別ニ瞷ニ作ルハ俗字ナリ。サテ治療ニ至テモ沈疴固疾ニテ、草根木皮ノ及バザル者ニ至テハ、胎生ノ類ヲ用ヒザルコトヲ得ズ、コレ血液ノ物ヲ以テ血液ヲ救フノ理ナリ。牛黃・熊膽・犀角・獺肝ノ類ハ從來用ユル所ナレドモ、尙此理ヲ擴充セバ、意外ノ神效ヲ得ル手段モアルベシ。馬尿ノ鱉癥ヲ治スルハ話ノミニテ知ラネド、馬血ヲ飮テ梅毒固疾ノ癒タルハ、余四五人ヲ目擊ス、コレ血分沈固ノ瘀敗結毒不動ノモノヲ能ク動カス所以ナリ。丹羽長秀ノ鱉癥ニ、牛黃淸心丸ノ汁ヲ沃テ其鼈死シタリシモ、全ク牛黃ノ功ナルベシ。

津久井ニテ婦人、一切腰部ノ病、經水不調・崩漏・痳疾・小腹腰痛・子宮痛ノ類スベテ、シモゴシト云、コレシモ（經水。）ヲ見ル見ザルノ因ヨリシテ、腰ヲ病マスノ義カ。萬安方ニ血風勞氣ヲシモゴシト訓セリ、コノ名

殘ナルベシ。又一切痔疾ノ類ヲヒヱト云、疫ヲワヅラヒ又フウベウ、霍亂ヲハクラン、鶴膝風ヲヒザヤラウ、痛風ヲカザバレ、痘痕ヲヤカハ、腨腸ヲシホヅト、陰囊ヲサガリ、陰戸ヲベヽ、男女前陰瘡ヲ生ゼシヲソヽガコワレタ、新婦ヲアネサン、（老テモ母アルウチハカク云フナリ。）小兒ヲネヽ、隱元・サヽゲヲ十六又カギ十六、癩蝦蟆ヲゴトウベイ、地丁ヲスマフグサ、蠶豆ヲトウマメ、螢ノ一種長サ七分許、腹下光輝アル所ノ末稍赤色ナルヲ、ヤマブキト云。又灸ノ熱キヲイタヒト云ハ、千金方ニモ痛ノ字ヲ用タレバ古語ナラン、欬嗽ヲシヤブルト云ハ、シハブクノ轉訛ナルベシ、此類甚多シ、枚擧ニ遑アラズ。

凡ソ子實ハ草木ノ精氣コヽニ聚テ蒔ケバ、芽ヲ生ズルノ勢力アル者故、皆益精補氣ノ功アリ、決明子・地膚子・荒蔚子ノ類、皆明目ノ效アリ、杏仁・蘇子・白芥子ノ類、飮ヲ驅ルノ力烈ナルモ皆此理ナリ。

凡ソ花紅紫ノ者ハ血分ニ走リ、淸熱ノ功アリ、紅花地丁ノ類是ナリ、黃白ノ者ハ氣分ニ走リ、散鬱ノ能アリ、菊花金銀花ノ類是ナリ。紅紫ノ花或ハ白ニ變ズ、故ニ紅紫花ノ者必其一種ニ白花アリ、白菊日ヲ經レバ瓣梢必紅ヲ帶ブ、亦一證ナリ、黃色ノ花ニ至テハ變化ナク每ニ純色ナリ、コレ自然ノ理ニテ、中ヲ得ル色ナレバナルベシ。

菌ノ形ヲ攷ルニ、松蕈・椎蕈ノ類ハ皆其樹ノ精ヨリ出ル者ナリ、故ニ其形頭圓凸ニシラ干燥シ莖中實ス、コレ陽ニ屬シ氣ニ歸スル者ナリ、靑頭菌・木耳ノ類、頭凹ニシテ滋潤シ、莖中空ナル者ハ、コレ皆地ノ濕、樹ノ液ヨリ成ル者ニテ、陰ニ屬シ血ニ歸スル者ナリ。因テ考ルニ、陰莖ノ形菌ニ類スルハ、共ニ精氣ヨリ出ル所ノ者ナルガ故ナリ、草木ノ精氣天地ノ化ヲ得テ、純粹ノ氣ヲ聚メテ成ル者ハ菌ナリ、人ノ陽氣純粹ノ精聚テ成ルモノ莖ナリ、コレ其形自ラ似ザルコトヲ得ザルノ理ナリ。腐草ノ穢土ニ生ズル所ノ菌モ、其形亦相類ス、木耳ノ類ニ至テハ、其形皆平頭凹伏ス、コ

レ濕液ニ本ヅク者ニテ陰菌ナリ、コレ亦女陰皺皮重複ノ形ニ似タリ、コレヲ究ルニ、木耳ヲ生ズルノ樹上又菌ヲ生ズルコトナシ。又按ズルニ、凡木耳ハ樹上ニ在テ一旦乾枯ストイヘドモ、一タビ雨濕ヲ得ルトキハ忽寛暢滋潤ス、又日ニ向フ時ハ忽乾枯ス、半年許ヲ經ルトモ、一タビ雨濕ヲ得レバ又本ノ如シ。木菌ニ至テハ日々生長シ、長極スレバ卽乾枯ス、木耳ノ長久ニハ及バズ、コレ亦陽ハ衰ヘ易ク、陰ハ久保ツノ理ナリ。

余性菌ヲ癖嗜ス、何ノ木ノ菌ニテモ無毒ノ木ヨリ生ズル者ハ、皆コレヲ採食フ、伐リ株ノ古根ヨリ生ズル者ハ、其莖ニ一節アリ、縱ニコレヲ裂クニ、蓋ニ至マデ直理ニ分裂スル者、皆食フ可シ、コレヲ裂クニ横ニ折レ、及白汁出ル者ト柔脆破レ易キ者、皆食可カラズ、必毒アリ。又鹽水ニ漬オキ、漐キテ破壞セザル者、皆食フベシ、毒アルノ菌及濕土穢物ノ化菌ハ、皆煮漐ヲ經レバ破壞シテ飴ノ如シ、コレ余ガ親シク目驗スル所ナリ。

芋ハ半夏ノ種類ナルコトハ、余ガ舊日一偏ノ見ナリシガ、頃日津久井縣內ノエゴイモ一名シマイモト云者ヲ見ルニ、莖長葉大ニシテ、其色莖葉共ニ深綠ニテ、稍藍色ヲ帶ブ、葉形サトイモト少シク異ナリ。サトイモハ反張ス、エゴイモハ平開ス、且根塊正圓大ナル者百目ニ及ブ、小ナルモ亦四五十目ニ下ラズ、其周邊細長ノ子孫多シ、雨濕多キ年ハ、根下ヨリ別ニ一莖ヲ抽キ莖端花ヲ著ク、形半夏・虎掌ノ類ノ如シ、其色淡黃褐色、但悉ク花アルニ非ズ、豐本ノ者時々一花アルノミ。丙午ノ年春夏霖雨甚シク、相摸川淵瀨皆處ヲ換、此時親シク見ル所ナリ。李時珍曰、芋不レ開レ花時、或七八月間有ニ開者一、抽レ莖生レ花、黃色、傍有ニ一長蔕一護レ之、如ニ半邊蓮花之狀一也ト是ナリ、芋魁・蒟蒻・半夏・虎掌皆一類ナリ、故ニ俱ニ皆濕痰ヲ溫散スルノ功アリ。

津久井縣內スベテ脚氣病アルコトナシ、流飮癖實亦

ナシ、コレ芋魁ヲ朝夕ノ常食トスルノ功ナル歟、但疝ト蚘ト鶴膝風トハ多クアリ。

芋魁・半夏ノ類極メテ濕地ヲ好ム、故ニ其功專ラ逐水驅痰ニ在リ、コレヲ攻ルニ、其濕地ヲ好ム故、能ク水中ニ入汙濁ヲ驅除スルノ功アルナリ、水萍ノ疥ヲ治シ、澤瀉ノ水ヲ利スルト同理ナリ。

芋ニツキテノ一奇談アリ、先年文政間。余丸山ノ邸中ニ住スルノ日、一婢アリ、練馬ノ在白子村ノ產ナリキ、壯實肥滿ナリシガ、忽欬嗽ヲ患、百治效ナキニ因リ、食禁ヲ嚴ニシテ、藥ヲ投ズルコト半月ニ餘ル、次第ニ飮食モ減少シ、氣力モ衰憊シ、身體少シク羸瘦ス。一日余直ニ上ルノ後、祖母淸光院、婢ノ不食ヲ愍レミテ、何カ好ム物アリヤト問ハレシニ、田家ノ製ノ如クシテ芋ヲ食ハンコトヲ欲ストイヘリ、然ラバ與フベシトテ、一升ノ芋ヲ、彼ガ意ノ如ク味噌煮ニシテ飽喫セシムルニ、半ヲ過タリ、其夜ヨリ欬嗽頓ニ止ミ、平臥安眠シ、氣力モ平復シ、兩便モ快通セリ。翌日余直ヨリ下リケルニ、祖母此事ヲ語リ、且醫理ニ通ズルコト吾迢ニ長ゼリナドマウサル、偶記シ得タルマヽ、此ニ錄ス。

凡ソ水禽ハ油膩ニシテ滋陰ノ功アリ、山禽ハ香燥ニシテ亢陽ノ弊アリ、コレ余ガ目擊スル所ナリ。豬鹿亦然リ、豬ハ牛類ニシテ滋陰シ、鹿ハ馬類ニシテ亢陽ス、皆少喫ス可シ、多食ス可ラズ、豬ヲ多食スレバ便溏シ、鹿ヲ多食スレバ便祕スルニテモ、亦其性質ヲ知ルベシ。

胡蘿蔔ハ茴香ノ種類ナルベシ、花葉子根且香氣マデ甚相似タリ、本草茴香亦菜部ニアリ。共ニ下氣補中ノ功アリ、味亦共ニ甘辛無毒ナリ。倭俗ニニンジンノ名アルモ、亦平淡無毒、菜中ノ主タルヨリ名ヅケシナランカ。

牛蒡ハ大小薊ノ類ナリ、箱根山中ニテハ、常ニ大薊根ヲ採リ煮食フ、味甚牛蒡ニ似タリ。

惡實味辛平根逐水、黑字。主ニ癰疽唐本注。可ニ作レ茹食一

レ之（陳藏器。）牛蒡味甘無毒、通二十二經脈一、洗二五藏惡氣一、可二常作レ菜食一之、令二人身輕一、（藥性論。）

大小薊根、味甘温、養レ精保レ血、大薊令二人肥健一（黒字。）、大薊根甚療レ血、（陶注。）療二癰腫一、（唐本注。）治二腸癰一、腹藏瘀血、血暈撲損、可二生研一、酒幷小便任レ服、惡瘡疥癬鹽研塗傳、又名刺薊山牛蒡。（日華子。）

以上ノ文ニヨレバ二物性味功共ニ相類ス、凡中通鬆虛ノ物、通經消壅ノ功アルコト知ルベシ、余常ニ牛蒡ヲ嗜ム、コレヲ食スレバ降氣シテ轉矢氣多ク出、便閉ノ患ナシ。

蒲公英ハ苦芙ノ一類ナリ、花葉根形莖ヲ折ルニ、白汁出ル所マデ甚相似タリ、コレニ類スル白汁出ルノ小草甚多シ、皆苦芙ノ類ナリ。

蒲公草、味甘平無毒、主二婦人乳癰腫一、（唐本治二惡刺及狐尿刺一、）摘二取根莖一、白汁塗レ之。（千金方。）

苦芙、微寒主二面目通身漆瘡一、（黒字。）五月五日採、暴乾、燒作レ灰、以療二金瘡一甚驗、（陶注。）苦無毒、（藥性論。）冷治二丹毒一。（日華子。）

以上二物功用相類スルノ證ナリ。

王屈菜ヲ折ルニ黄汁出ヅ、博落廻モ亦然リ、コレ亦二草同種類ニシテ共ニ毒アリ、コレヲ要スルニ、凡黄汁出ルノ草及菌類皆毒アルナリ。

一種山生ノ菊、其葉甚菊ニ似テ小ク、面深綠、背淡白、花白色ニシテ單瓣黄蕊、香氣高クシテ少ク麝ノ氣アリ、甲相山中尤多シ、岩石間ニ生ズ、冬ニ至ルマデ花アリ。元祿年間、越人ノ發句ニ「山路ノ菊野菊トモ亦チガヒケリ」トイヘルハ此物ヲ指スナルベシ。救荒ノ鐵桿蒿ヲヤマジノキクト云ヘドモ、コレハ蒿類ニテ菊類ニアラズ、生長療養方ニ、我朝ノ甲州鶴郡ニ菊多生ズ、其土民彼土毛ヲ食ニ依テ天壽久視也、然者汲ニ南陽之谷水一、嘗二甲州之地脈一之輩、皆以壽長身健、何況作レ湯爲レ散服レ之、其驗不レ空歟ト云ヘリ。コレニ依レバ、郡内縣内ニ白菊ノ多キコトハ、上古ヨリノ事ニテ、甲州ニ今モ長壽ノ多キモ、其風土ノ然ラ令ムル

所カ。

香月牛山曰、按、日本風俗、自二神代一以禁二肉食一、爲二穢物一而不レ食、故牛羊狗豕之類、不レ供二食料一、但充二藥物一耳。近世大明人、歸化日本一住二長崎一、朝鮮人歸二日本一住二對馬一、親見下爲二肉食一者上、故西州人效レ之、嗜二肉食一者往々有レ之、寔賊健強、腸胃厚實人、爲二肉食一而可也、稟賦柔弱、暢胃脆薄人、非レ所レ宜、夫牛馬者稼穡運行之資、人間有益物、故律禁レ殺レ之、王制曰、諸侯無レ故不レ殺レ牛、然庶人如何殺レ之乎、藥用不レ得レ止則殺レ之少可乎、西州深山繫牛、誤墮二嶮岨巖牆一而死者、間有レ之、是非二病牛一、其性同二直殺者一、得レ之則欣幸也、蓋日本人從二其風習一不レ食而可乎ト、コノ論極テ妙ナリ。且此言アリシハ、今ヨリ百二十四年ノ昔ノコトナリシガ、今ニ至テハ江都八百八街三冬ノ間、處トシテ獸店ヲ開カザルハナシ。文化ノ頃マデハ、舟人輿丁工匠等ノ賤人ノ食ナリシガ、弘化ノ今日ニ至ッテハ、士大夫ヨリ婦女子ニ至ルマデ肉味ヲ知ラザルハナシ、其弊ヤ疥癬ヲ患ル者多キニ至ル、深ク自ラ戒ムベキコトナリ。

論語ニ止二子路一宿、殺レ雞爲レ黍而食レ之ト云ルヲ見レバ、平人ノ珍膳ニハ雞黍ナドニテ足ルコトナルベシ、今モ荷蘭人ナド日食スルハ多クハ雞ナリ、大牢三牲ノ養ニ至テハ天子ノ事ニテ、周禮膳夫ヲ見テモ其式度アルコトヲ知ベシ、鄉黨ニモ肉雖レ多、不レ使レ勝二食氣一トアレバ、トカク多食スルノ非ナルコト勿論ナリ。今人ノ如ク酒ヲ豪飲シ肉ヲ飽食スル、何ノ藥食カアランヤ、併シ僅ニ一緡錢ヲ攜テ都下ニ走レバ、所レ好ノ肉羹得ベカラザルハナシ、コレ亦太平ノ餘澤ナレバ、若肉食ヲ欲スル人ハ、宜ク先ヅ老醫ニ謀リテ、吾性ニ益アルモノヲ擇ンデ將食スベシ、コレ眞ノ藥餌ナリ。

野豬肉ヲ飽喫シ、生薑ヲ合食シテ後癩瘡ヲ發スル者、四五人ヲ目擊セリト語ル者アリ、其中一人眞ノ癘疾トナリ、其他ハ皆治シテ癒タリト云。蓋シ豬薑共ニ

熱物ユヘナルカ、或ハ薑豬合食ノ所爲ニテハナク、只飽食セシ故、食毒ニテ發瘡セシモノカ、其一人ハ自ラ中毒アリテ食毒適媒ヲナスモノカ、豬薑合食ヲ禁ズルコト、何ノ書ニモ見アタラズ、錄シテ後攷ニ備フ。

アル年ノ秋、猿橋ニ滯留シ、一日酒肴ヲ攜テ岩殿山ニ登ル、凡十町餘モ上リテ、上ハ一面ノ石山ナリ、頂上ニ石穴二アリ、一ハ清水、一ハ濁水、常ニ湧出シテ、イカナル旱天ニモ涸ルコトナシ、若此水涸ルニ至レバ雩祭ヲナス、夏月此水ノ乾濕ヲ以テ豐凶ヲトス。其近傍他草ナク、唯柏ノミ叢生滿地ナリ、大ナル者ハ高三尺ニ及ブアリ、實ニ奇觀目ヲ驚ス、仙境ニ至ルノ思ヲ爲ス。右ニ歩ヲ移セバ石窟アリ、一大石數間、天ヲ蔽フテ自然ニ屋形ヲ爲ス、下ハ牀ヲ構ヘテ一樓閣ヲナス、正面ニ七扉ノ祠アリ、コレ甲州武田氏ノ臣小山田一統七人刃死ノ地ニテ、其靈ヲ安置ス。一鳥啼カズ足下雲ヲ生ズ、間寂ハ云マデモナク、清肅亦限ナシ、コヽニテ瓢酒ヲ開キ飲ミ居タルニ、忽目前ニ飛來ル者アリ、ヨク〳〵見レバコレ天鼠ナリ、肉翅ヲ閃カス、陣扇ノ如ク、犬サ三尺ニ近シ、杖ニテ打タントスルニ、翩翻トシテ打ツコト能ハズ、遂ニ牀下ニ飛入タリ、續テ牀下ニ至リ、コレヲ窺フニ、牀下一面寸隙ナク數萬ノ天鼠翼ヲ收テ懸リ栖ム、其サマサナガラ紫藤花架ヲ望ムニ異ナラズ、思ハズ聳然粟肌シテ、歩ヲ進ムコト能ハズ、ハヤ日モ黃昏ニ及ケレバ、早々ニ下山セリ、詩一首ヲ賦シテ祠前ノ柱上ニ殘ス。

削ニ成石窟ニ屬ス天機、中有ニ七祠一刻ニ七扉、登ニ盡雲梯ニ冷如レ水、只看仙鼠迫レ人飛。

中風ノ稱、傷寒論ト金匱トハ同名異病ナルコトハ勿論ナガラ、素問ノ風論ニ據レバ、痱ハ單ニ風ト稱スベシ、ソレヲ中風ト云ハ、古昔ノ俗呼ニテ喝ヲ中喝ト云ニ同ジ、既ニ神農本草ニ中風ト云ルニモ、亦仲景ト同ク、外感ト痱病トノ兩般ナレバ、今ノ金匱ノ中風ノ稱モ、古來ノ俗稱ナルコト疑ベキニアラズ。

本草白字、麻黃·芎藭·石膏·雲母·牡丹·澤蘭·厚朴·蔥實·烏頭ノ條ニ所レ云ノ中風ハ、皆傷寒論ノ中風ナリ。女萎·馬先蒿·大戟ノ條ニ云ノ中風ハ、金匱ノ中風ニシテ痱症ヲ云ナリ、白薇ノ條ニ暴中風ト云ルハ、卽卒中風ヲ指スナリ。

遠キ上古ノ時ハ知ラズ、火食有テヨリシテ疾病アリ、疾病アリシヨリ醫藥ノ道出テ來ルコトハ必然ノ理ナリ、サレバ神農氏ノ五穀ヲ蓺ルコトヲ敎タマヒ、亦醫藥ノ制有シモ此故ナリ。其理ハ、凡ソ草木魚鳥ノ諸物、コレヲ食シテ有毒アリ無毒アリ、及ビソノ五味五氣ヲ定メラル、ヨリシテ、卽醫藥ノ事ハ起ルナリ、コレ火食ト醫藥ト同時ニ出ルノ證ナリ。其道既ニ開ケショリ、年々ニ精ク歲々ニ廣マリ、漸ク夏殷ニ迨ンデ書ヲ成シ、周秦ヲ經タル者ナリ、此意ヲ以テ古經ヲ讀時ハ、古傳ノ說ト後增ノ文ト自ラ明白ニテ、妄ニ疑ヲ生ズルノ弊ナカルベシ。內經及本草經ヲ講ズルニ、必此意ヲ失フベカラズ、其詳ナルコトハ、余ガ著ス所ノ素問考注·本草經考注中ニ見タリ。

傷寒傷食ニ限ラズ、諸大病ノ上ニテ故ナク蚘ヲ吐下スルコトアリ、コレ凶兆ナリ、內熱甚シテ蟲居ヲ失シテ出ルト、藏寒ヘテ腸ニ上ルノ二件ナリ、意ヲ注テ見ルベシ。勝瀨ノ岡部政右衞門ノ室年五十餘、午後魚脯ヲ削ナガラ左身不隨シ、卒倒人事不省ナリ、鼾睡ヲ發シテ止マズ、藥湯モ一二貼ハ入タレド、其後ハ入ラズ、明曉ニ至テ絕息ス、一日ヲ隔テノ朝沐浴セシニ、口鼻ヨリ活蚘十餘條ヲ出ス、コレハ急症ユヘ、生前ニ出ベキノ蚘出後レテ、歿後ニ出タルナルベシ、此後如レ此モノ尙數人ヲ見タリ。

余壯年陰痿ヲ患シコトアリ、大柴胡ヲ用ル每ニ其效神ノ如シ、爾後少壯ノ陰痿、心腹弦急ノ症ニ用ルニ極テ驗アリ、コレ肝火ノ上亢ニテ眞ノ虛症ニ非レバナリ。

弘化丁未ノ年春夏ノ際、縣內痘瘡大ニ流行セリ、勝瀨ノ一村ニテ七十餘人同ク病ム、皆實熱ノ症ニシテ

一人ノ虛症ナシ、輕キハ十神解毒加大黃、重キハ淸涼攻毒飮ノ類ナリ。病後目ヲ患ルモノヲ見ルニ、コレ解毒ノ不足カ、人參ヲ用タル者ニアリ、此症顚上ニ鉛丹膏（巴豆鉛丹二味細末、麻油和勻）ヲ塗リ、羚羊角飮（或去ニ黃芪一）ヲ用テ其效神ノ如シ。

丁未ノ秋ニ至リ縣內處々家雞冠上ニ瘡ヲ生ジ、甚キハ毛際距間ニ及ブ、二三日不レ食、只水ヲ飮ノミ、死セル者甚多シ、雞ノ痘ナリト云フ、蓋シ雞瘟ノ一症ナラン、雌雞ニハ甚少カリキ。千金方ニ治二人及六畜一時氣熱病、豌豆方濃煮、黍穰汁洗レ之トアリ、コレ六畜亦痘ヲ病ムノ證ナリ。

戊申ノ春正月十日、勝瀨村ヨリ伊勢太々講ニ上ル人數凡五十二人ナリキ、余モ講中ナリシガ、伊勢ニ在テ同村ノ篾屋某疫ヲ病ム、陰症ニシテ難治ナリケレバ、村長等ト議シテ、十人ニテ療治シナガラ道中スルコトニ決セリ。夫ヨリ一兩日ヅツ滯留數日ヲ經テ歸鄕ス、元來參附ノ緩症ユヘ、精神ハ明了ナレドモ睡中譫語ヲ發ス、其譫語、始終白衣ノ婦兩人座右ニ來リ侍スルトノミ云ヘリ。富士山麓須走ヘ止宿ノ夜ハ、例ト代リテ、白狗二尾牀下ニ走入タリトイヘルヲ譫語ノ最後トシテ、其後ハ絕テ譫語ナク、翌日猿橋ヘ止宿ノ夜ヨリ安眠シ、諸症共ニ平ニテ、其翌日勝瀨村歸宅ノ節ハ、渡口ヨリ一二町ノ道ヲ步行ス、續テ快復セリ。然ルニ四五日前道中ヨリ兩人先驅シテ歸テ告タレバ、村內ヨリ兩人ノ者ヲ迎ヒトシテ出立ス、此者途中行違ヒニテ沼津マデ出タリ、沼津ノ定宿ニテ尋シニ、昨日須走ドマリノ由ニテ出立セシト告タレバ、其夜ハ沼津ヘトマリ、翌日須走宿ノ旅亭ヲ訪フニ、主人昨夜歿セシトノコトナリ。尤余ガ須走ヲ出ル日、旅亭主人長髮ニテ風邪ノ由ナリシガ、忽焉其夜死セシナリ、彼二白狗ノ牀下ニ入リシト譫語セシヲ最後トシテ、篾屋ノ快復セルヲ想ヒ見レバ、全ク邪鬼ハ此地ヨリ去タルニテ、其疫鬼ノ旅亭主人ニ傳染セシモノ歟。カヽル談話ハヨク人口ニ殘レル者ナガラ、余ハ信據セザリシガ、自ラコレヲ目擊シタレバ、奇怪ノ餘リコヽニ錄シオキヌ。

吾枳園先生、刀圭餘暇、著述爲レ務、殆及二百種一、壯時落二魄相甲間一、救二療病痾一、研二覈醫理一、尤見二高妙一、載在二內外經經方考一、注中所レ謂求二經旨一、以演レ所レ知者也。夫其瑣談座說、尙有二遺事可レ記者一、則別輯爲レ冊、亦不レ下二三十種一、遊相醫話其一也。傳寫已久、門友或厭二謄寫之勞一、遂活字刷印、以貽二同好一、余甚喜二斯擧一、聊記二卷末一云。

文久四年甲子正月　受業中野定之謹識

遊相醫話終

寶貨漫文抄

○天正通寶　後陽成院御宇、豐臣秀吉公治世、銀錢·銅錢二品有レ之。

○文祿通寶　同帝、銀錢ナリ。

○慶長通寶　同帝、將軍家康公·大坂秀賴公。南嶺子ニ曰、慶長十一丙午年十二月八日、慶長錢ヲ鑄サセラレテ永樂錢通用禁制セラル。是永樂ト鐚ノ選ミ强ク、萬民安カラザルガ故也、依レ之永樂錢ヲ鑄物師買取テ、銅器ノ類ニセシヨシナリ。大形マレナリ、小ガタ至テ多シ。江戶名勝志ニハ、慶長十三年永樂錢停止セラルトアリ。

○鐚錢（ビタセン）　鐚ノ說區々トイヘドモ、先ハ小サク薄キ錢ナリ、永樂多シト雖モ、永樂計ニ不レ限、宋朝ノ面文アマタ有レ之、皆私鑄奸鑄ノ錢也。

鹽川氏ノ說、無文錢·銀錢是鐚ノ類タル由ナリ。永樂鐚ノ選ノ間、天文十九年ヨリ慶長十一年迄五十七年ナリ。

○元和通寶　後水尾院御宇、將軍秀忠公治世、製作至テヨシ。銅錢·銀錢有レ之、背文穿下一ノ字アリ、又別種背文十七ノ字アルモノアリ。

○元和銀錢　宗明ガ見ル所、一ヨリ廿八迄、積山志ニハ一ヨリ三十迄トアリ。

○寬永通寶　明正院御宇、將軍家光公治世、寬永十三丙子年五月始テ鑄レ之。

秋田屋小左衞門·江戶淺草橋場　末吉與右衞門·丸田屋文右衞門　江戶芝新錢座　麩屋又右衞門·郡司兵右衞門、寬永十三丙子年、背文有レ星、上下左右都而四品、面文永字、二水ノ永品々替リ有レ之、疑クハ錢座免許已前ニ所レ鑄カ。背文穿上一星、穿下三ノ字アリ、又十三アリ、甚稀ナリ、外ノ番無レ之。

○文錢　明正院御宇、將軍家綱公治世、寬文八戊申年ヨリ天和三癸亥年迄十六箇年鑄レ之。武州川越城主松平伊豆守信綱朝臣老中職ノ時、京都大佛銅像ヲ毀テ鑄サセラル、江戸龜戸村ニテ鑄レ之。

御臭服師加役

後藤縫殿之助　茶屋四郎次郎　龜屋源太郎

三島吉之進　上柳吉左衞門　茶屋長曾

或說ニ、此錢鑄終リノ時、背ノ左右ニ於テ皆濟ノ極印ヲ鑄形ニ加ヘタル由、今世稀ニ有レ之。

○寬永　坂本似セト稱ス、永字跛アリ。寬文ノ頃私鑄ノ錢ナリ、事露顯ニ及、本人刑罰ニ行ハレ畢ス。

享保ノ初年其孫タルモノ、爲ニ父祖追福、此錢ヲ普ク四方ニ需テ、一錢ヲ二文三文ニ買取リ、其集リタル錢ヲ以テ佛像ヲ鑄テ、江戸ノ寺院ニ納ム、其後此錢世上ニ稀ナリ。

○貞享通寶　同帝、將軍綱吉公治世、銀錢ニシテ背文甲子ノ字アリ。

○寬永大錢　寬永四丁亥年ヨリ同五戊子年迄、京都七條ニ於テ鑄レ之。一錢十錢ノ通用、日本大錢ヲ鑄ル始ナリ。

筆者長崎屋忠七（後剃髮ニテ不舊ト改。）

一說ニ、養拙門人三上次郎右衞門書レ之トアリ、非說之由。

江戸名勝志ニ曰、寬永五戊子年大錢ヲイル、同六年停止仰付ラルトアリ。

○二字寶永　此二字寶永錢、今世マレニ有レ之、背ノ萬代通用見エザル者多シ。錢ノ左右ニ寶永ト有レ之、上下ハ無文字ナリ、背緣ニ萬代通用ト有レ之、永久世用ノ如シ。

右大錢願ヲ上ル、始二字寶永ヲ差上候ノ由、上ヨリ寶永通寶ニ可レ改旨被ニ仰付一改レ之ト云フ。

○寬永新錢　丸屋座ト唱フ。江戸龜戸村ニテ。（寶永五戊子年ヨリ正德二壬辰年迄。）山本三郎右衞門　樋口吉兵衞

○新錢　中御門院御宇、將軍家繼公治世、正德四甲午年九月迄。

龜戸村

中島喜左衞門　吉澄吉兵衞

○新錢　御運上無レ之、面文錢ニ同ジ、願人又同前、正德四甲午年ヨリ享保三戊辰年迄、龜戸村ニテ。

御臭服師加役

後藤縫殿之助以下五人同前。

○大形錢　享保初年、江戸ニテ鑄レ之トアリ、此錢ニ形有レ之、一形ハ右ノ大形錢ナリ、疑ラクハ同事歟。

○佐口　佐渡國錢座相川（アヒガ）ニテ鑄レ之、或ハ淡河（アヒガ）ト有レ之、上下ハ無文字ナリ、背緣ニ萬代通用ト有レ之、永久世用ノ如シ。

右大錢願ヲ上ル、始二字寶永ヲ差上候ノ由、上ヨリ寶永通寶ニ可レ改旨被ニ仰付一改レ之ト云フ。

○寬永新錢　東山院御宇、元祿十丁丑年ヨリ寶永元甲申年迄鑄レ之。

江戸龜戸村

丁字屋味休　神田屋孫八

○寬永新錢　一說ニ享保初年有レ之、可レ考。元祿十二己卯年四月、京都七條川原ニテ鑄レ之、妹尾說ニハ十三年ト有レ之。

筆者長崎屋不舊（初名ハ忠七、或ハ加兵衞ト云、寶永大錢ノ筆者佐々木志津磨門人。）

○銀代通寶

元祿十六癸未年正月　願人　伊勢屋道喜

一錢一分五厘ノ通用願ヒ、大サ九分五リ、重サ一匁六分、吹高百廿萬貫文之願ヒ。願書ノ外ニ或問ノ書有レ之、問答八箇條ナリ、極上ノ銅ニ加ヘモノ致シ、合セ金ヲ以テ永々不レ換不レ破不レ碎不レ朽ヤウノ調合、鍛錬ノ趣ヲ書ノス。百文ハ金一歩ニ當リ、銀ハ十五匁ニ當ル、百疋百文、千疋一貫文ノ定法ニ叶ヘル旨、和漢ノ故事ヲ引テ記レ之。

レ之。正徳四甲午年被二仰付一、同五乙未年十一月相止。

請負人江戸十軒店絲屋八左衛門

○新錢　同帝、將軍吉宗公治世、享保十一丙午年ヨリ同十七壬子年迄。

橋本平七郎　吉野十五郎　野田三郎兵衛　大河原喜平次　中西五郎七

○新錢　大坂道頓堀裏難波村錢座、永ノ字ハネアリ、享保十三戊申年ヨリ同十五庚戌年迄。

中村忠兵衛　丁字屋喜兵衛　島屋嘉兵衛

一有徳院殿日光御社參之時被二仰付一、所レ鑄之御用錢有レ之。

金地錢　砂利錢　赤銅錢有レ之。

大形徑リ九分半、中形徑リ九分、小形徑リ八分半。

○仙□　仙臺錢座、奥州仙臺石ノ卷。享保十三戊申年ヨリ同十七年壬子迄、通用錢ハ無二背文一也、百文繋、兩端ヲ仙之字錢ヲ以テ挾レ之ト云フ。

江戸芝門前

瀬川八十治　田中惣七　家城太郎治

○十□　櫻町院御宇、吉宗公治世、元文元丙辰年五月十五日被二仰付一。

江戸本所四ツ目

橋本平七郎　同大傳馬町三丁目　中西五郎兵衛　同深川十萬坪　千田庄兵衛

○新錢　城州下鳥羽横大路村ニテ鑄レ之、元文丙辰年ヨリ同三戊午年迄。

清水清右衛門　近江屋小四郎

○新錢　同所ニテ鑄レ之、面文長崎屋不舊模範。

有來新兵衛今ニテハウライラベト唱フ。

元文元丙辰年ヨリ同四己未年迄。

大坂屋三右衛門

○小□　江戸小梅村錢座。

江戸淺草中町　野島新左衛門

元文元丙辰十月廿日被二仰付一。

○新錢　下總猿江ニテ鑄レ之。元文元丙辰年。

芝門前瀬川八十治

○新錢　紀州和歌山ニテ鑄レ之、元文丙辰年。

十一屋市太夫　松葉屋伊兵衛　熊野屋平兵衛

○新錢　紀州字都中ノ島二箇所ニ錢座有レ之。

永井市兵衛

同年銅鐵二品。妹尾氏ノ説ニ、紀州ニテ鐵錢ヲ鑄ル、背文トアレドモ此事不分明。

○背濶緣錢　城州伏見ニテ鑄レ之。

江戸近藤市兵衛

元文元丙辰年、面文長崎屋不舊筆模範。

○佐□　佐渡國新錢、元文年中鑄レ之。

此錢正徳年中ニ鑄ルモノハ、背文佐ノ字如レ此、此錢ハ又鐵錢ニ有レ之、背文佐替リ有レ之、面文又異リ。

○新錢　元文二丁巳年。

江戸龜戸村

三木彦右衛門　井筒屋五郎右衛門

○新錢　下野日光寂光寺、元文二丁巳年、永字二水ヲ含ム。

相馬徳之丞　大和屋平八　若松屋利右衛門

大田宇兵衛

○新錢　羽州秋田。

岩井新五郎　同新助　見上新右衛門　能登屋喜兵衛　吉川屋惣右衛門　福田七兵衛　中村三右衛門

○仙臺新錢　奥州仙臺石ノ卷ニテ鑄レ之、元文二丁巳仙如レ此。

大坂屋吉郎右衛門

享保年中ニ鑄タル所ノ錢ハ、仙ノ字仙如レ此。

○新錢　相州藤澤錢座、元文二丁巳年、面文京都長崎屋不舊筆模範。

○川□　江戸深川扇橋小名木錢座、元文二丁巳年ヨリ仰付ラル、テツセンナリ。

釜屋　太田六治郎

○鐵錢　攝州加島村錢座、長崎屋不舊筆模範。元文三戊午年仰付ラル、銅錢ヲ鑄ルナリ、翌未年末ヨリ鐵

錢ヲ鑄ル、同五庚申年正月廿日ヨリ賣出ス、時ノ相庭ヨリ金一兩ニ八十文下也、寬保元辛酉停止被ニ仰付一。

江戸萬屋宇兵衞　同具足屋六之丞　大坂備前屋喜右衞門

○白目錢　江戸深川平野新田錢座、

江戸兩替町請負人　山田忠右衞門　中島兵右衞門

金主上島七郎兵衞

○鐵錢　江戸本所押上村錢座、元文四己未年六月ヨリ鑄レ之。　佐藤源兵衞

白目錢金一兩ニ四貫文　水瀨權右衞門

鐵錢同四貫二百文　池田茂兵衞

○元口　大坂高津新地錢座、請負人銀座ヨリ加役。

元文五庚申年被ニ仰付一、寬保元辛酉年ヨリ鑄レ之、別段御用座ニ仰付ラル。

德倉長右衞門　平野六郎兵衞

○足口　下野國藥田郡足尾村錢座、寬保二壬戌年被ニ仰付一。

江戸本所四ツ目　大傳馬町三丁目　深川十萬坪

橋本平七郎　中西五郎兵衞　千田庄兵衞

享和三亥年十一月寫レ之、木村八郎兵衞共古云、コノ六字木版ナリ。

載陽舍成富

錢文ヲ書スル人ノ姓名、歷代ノ書ニ多ク見エタリ、諸書ニ載ル所五十品ニスギズ、多クハ後人ノ附會歟。

大唐錢

半兩　秦相李斯

半兩　前漢大尉漢嬰

半兩　漢吳王濞

五銖　漢大司農令孔僅

五銖　後漢伏波將軍馬援

直百　蜀漢相諸葛孔明

直百五銖・傳形五銖同時所レ鑄。

常平五銖　北齊　陸修靜

永通萬國　後周　楊堅

開元通寶　唐　歐陽詢

開元通寶　南唐　徐鉉

乾元重寶　唐　御史中丞弟五琦

天福元寶　後晉　高祖帝

乾祐元寶　後漢　郭威

通正元寶　前蜀　王建

乾德元寶　前蜀　王衍

淳化元寶　宋　太宗帝

至道元寶　同　同

天聖元寶　同　龍圖學士孫奭

治平元寶　同　歐陽永叔

元豐通寶　同　蘇東坡

崇寧通寶　同　徽宗帝

大觀通寶　同　同

宣和通寶　同　同

政和通寶　同　蔡京

紹興元寶　同　李橫

至元通寶　元　許魯齋

泰定元寶　同　吳澄

洪武通寶　明　大學士朱善喜カ。

永樂通寶　日本相國寺中正座主時入唐シテ書ス。

嘉靖通寶　明　世宗帝

大治元寶　宋　張子昂

已上、右大治元寶ヲ趙子昂書ト、按ズルニ、元ノ世宗帝至元ノ末年ナラン。

日本錢

和同開珎　魚養

萬年　吉備眞備

神功　同

富壽　釋空海

承和　菅原淸公

饒益　春日雄繼

貞觀　藤原氏宗

寬平　宇多天皇

延喜　醍醐天皇
乾元　源順
天正　正親町院
元和　後陽成院
寛永　叡山天海
寛永　東山長嘯子
寛永　佐々木志津磨
大黒　法印探幽
念佛　靈巖和尚

此外多ク俗ニ云傳ルモノアリ、日本和同・乾元ハ小野道風、宋熙寧ハ程明道ト云類ノ如シ、其説不レ詳。

犬村成富自筆本寶貨漫文抄ノ首ニ、錢文筆者ヲ列記シアリ、二三ノ他ハ證ナキモノナレド、本書ヲ寫スニノゾミ寫シ置也。共古記。

原本、三村清三郎伊勢津ニ於テ獲ラレシモノ、己酉四月廿二日寫レ之。　富士郡吉原ニテ

山中共古

寶貨漫文抄終

寶永年間諸覺

○寶永三丙戌稔

一、正月九日

一、七千石御加增　都合一萬石　間部越前守

向後下座可レ仕旨、若年寄格に被ニ仰付一候。

一、一萬石御加增　都合一萬三千石　越智下總守

狂歌

世の中はすき返し紙表紙がみ
只みの紙とまがへ越前

一、正月十一日御役替

一、御鑓奉行蜂屋七兵衛跡　御先手より　下條長兵衛同大久保勘三郎跡　御持筒より　石原市左衛門。

一、長崎奉行石尾阿波守跡　御目付より　駒木根長三郎、御持筒頭石原市左衛門◎跡脱カ　御使番より　杉浦兵九郎。

一、御先手下條長兵衛跡　御舟手より　逸見八右衛門　堺奉行天野傳四郎跡　御目付より　桑山三郎左衛門

御連歌

惠みをぞ松てふ色に千々の春　昌億
雪解そめつひらく民の戸
里輪田をあら鋤出ん夜は明て　昌純
川邊の零の立る聲々　其竹
吹ぬるも果けき波の濱風に　紹兆
小雨ながらやしめる眞砂地　信圓
菅の葉に月の夕露きらめきて　元昌
柳かげこそ秋すゞしけれ　清歡
聞はやす蜩の空は軒ちかみ　元普

一、正月十四日丑の刻、江戸大火事、筋違橋連雀町より出火、北西風にて堺町不レ殘、濱町迄長さ一里計燒る。

一、公方樣御六十一御本卦返に付、護持院にて舊冬より御祈禱、依レ之諸大名諸役人寄合之面々より、銀一枚二枚分限に應じ御祈禱料、護持院へ被レ納候。

一、正月十九日、松平伊賀守へ可レ被レ爲レ成旨被二仰出一候、且亦松平讃岐守上ゲ屋敷被レ下。

一、先月引渡被二仰付一候。吉田へ松平藤十郎、大久保市郎右衞門（小田切土佐守組）、關宿へ溝口源兵衞（三宅大學松平豐前守組）。

一、當年奉公人一季居の者暇出し候儀無用、知行所より人夫呼、召抱候樣にと御書付渡る。

一、江戸辻駕、向後老人又は病人女童の外、乘申間敷旨被二申付一候由。

一、正月廿八日所替幷御役替

一、信州飯山より遠州掛川へ　松平遠江守

一、但馬出石より信州上田へ　松平伊賀守

一、信州上田より但馬出石へ　仙石越前守

一、播州赤穗より信州飯山へ　永井伊豆守

一、御使番被二仰付一、村越賴母・伊丹賴母・角南主馬・次田介十郎。

一、御船手（逸見八左衞門跡寄合より）川窪六左衞門

一、去年の比より「てれん」と申時花言葉申候、又「わかいがよく知つてさ」と申事も時花。

御觸書寫

一、最前相觸候通、方角違又は遠方の火事に、御番所幷役所へ被レ出に不レ及候、見達候て縱被レ出候共、中途より可レ被レ歸事

附所々の御番も右同斷。

一、大手・櫻田、其外外曲輪御門々々にて下座の事、於二御城中一下座有レ之分計にて、其外は無用の事

一、主人の親類緣者の內にても無レ據分計へ、主人の心次第に下座可二申付一事

一、大納言樣御吟詠のよしにて、

くさの葉のそのほどをしれ露の玉
おもきはこぼす人の世の中

一、二月十一日曇、大納言樣、松平美濃守宅へ初めて被レ爲レ成候。

拜領物覺

一御刀包平（代金百枚）　一御脇差當麿（代金百枚）

一御小袖五十　一純子五十卷

一御馬鞍置御鞍（代金十五枚）　一御鐙（代金十五枚）

一三種二荷　松平美濃守へ

一御刀國宗（代金十枚）五　一御脇差正宗（代金十枚）七

一御馬鞍置御鞍（代金十五枚）十　一御鐙（代金十枚）

一綿三百把　一兩種二荷　松平伊勢守へ

一縮緬三十卷　松平美濃守妻へ

一色羽二重三十疋　松平伊勢守妻へ

一御刀是介（代金十枚）三　一縮緬三十卷　美濃守二男松平左門へ

一御刀重家（代金十枚）三　一縮緬三十卷　同人三男松平伊織へ

一御籠中樣より色羽二重五十疋・兩種一荷、美濃守へ被レ下。

一御茶入伊鹽形（代不レ知）　一御掛物（修筆照）

右御手自、大納言樣より美濃守へ被レ下。

獻上物品々　松平美濃守より

一眞御太刀備前友成（代金十兩）　一御刀備前長光（代金百枚）

一御脇差新藤五國廣（代金五十枚）

一唐織廿卷　綿五百把　三種二荷　松平伊勢守より

一眞御太刀守長（代金十枚）七　一御刀則重（代千五百貫）

一御脇差信國（代五百貫）　一御小袖二十　兩種一荷　美濃守妻より

一縮緬十卷　兩種一荷　伊勢守妻より

一同三十卷　兩種一荷　美濃守娘より

一同三十卷　鹽鯛一箱　松平左門より

一金馬代御刀兼光（代金廿枚）　一御小袖十　鹽鯛一箱　松平伊織より

一金馬代御刀左弘安（代金廿枚）　鹽鯛一箱

一縮緬廿卷　了本院より
一御菓子一箱　松平右京大夫より
一縮緬廿卷　鹽鯛一箱　同人妻より
一同廿卷　同一箱　同人娘より
一御菓子一折　内藤山城守より
一縮緬廿卷　鹽鯛一折　同人妻より
家來へ被レ下物
一銀廿枚　時服三　柳澤權太夫
一同十枚　同三づつ　家老ども
同三づつ　用人どもへ
御能
高砂　伊勢守　權左衞門　彌三郎權九郎　總右衞門庄兵衞
田村　伊織　宇源太　市郎兵衞彦二郎　善兵衞
御羽衣　權左衞門　長十郎清五郎　傳四郎又六
是界　左門　平左衞門　六郎右衞門正之丞　甚五兵衞彦二郎
御橋辨慶　平右衞門　三郎左衞門辨之助　九太郎
輪藏　藤堂和泉守　久右衞門　彌右衞門權九郎　左吉六
和布刈　松平讃岐守　又七　彌太郎權八　清五郎彦五郎
小鍛冶　右同人　平右衞門　小十郎總右衞門　清六
月宮殿　宇内　久右衞門　小十郎清六　庄權兵衞八
御亂　新之丞　清一郎兵衞權八　庄兵衞
ふくの神　仁右衞門
柿山伏　彌太郎
今日美濃守宅へ山本三郎兵衞小野二郎右衞門被レ爲レ召、鑓兵法上覽、時服二づつ被レ下候由。
一、御先手布施孫兵衞德永賴母、依レ願御役御免、右跡へ御使番より秋山十右衞門、御書院番與頭より本多五郎右衞門。
一、二條在番御暇、屋代越中守高木主水正。
一、初日御目見、井上河内守養子井上民部。
一、此比京都へ以二上使一、仙洞へ御增知三千石被レ進候。
一、二月十九日酉刻、鍛冶町二丁目出火、四五町燒失。
一、二月、此頃八王寺千人同心五十七人御追放、是は

御譜代願の儀と哉覽無レ筋儀、强て頭の意にも不レ任願上候によつてなり。
一、舊冬より以來、大名小身の面々迄、屋鋪替大勢有レ之。聞傳の寫、
小石川御門内榊原式部少輔屋敷　松平讃岐守
日比谷御門内松平主計頭屋敷　戸田大炊頭
小川町戸田大炊頭屋敷　松平主計頭
御成橋本多吉十郎屋敷　松平備前守
麻布鍋島信濃守屋敷　本多吉十郎
一、二月廿八日、松平美濃守養娘、大久保傳吉郎へ緣組被二仰付一候、實は北御部屋大介殿姪の由。
一、二月廿八日
一、御書院組頭本多五郎左衞門跡　阿部壹岐守組より　秋元小左衞門
一、御徒頭小泉兵庫跡　松平壹岐守組より　渡邊内記
一、參覲、金馬代綿百把　京都所司代　松平紀伊守
一、二月廿九日
一、中奥御小姓被二仰付一候、西尾久四郎・松平隼之助同監物酒井玄蕃。
一、三月四日、近衞前關白基忠公、此頃御下向、今日御對顏、幷敕使・院使御對顏相濟、五日敕答、同六日御馳走御能、同七日近衞殿西丸へ御登城、御簾中樣へ御對面之由。同九日西丸奥にて近衞殿へ御馳走御能有レ之、同十一日御本丸奥にて御馳走御能有レ之、總而近衞殿へ御饗應之體、大名衆よりも夥敷音物多、御馳走人中川因幡殿へ俄に小屋を掛、音物等納被レ置候程之由。同十三日濱御殿へ御庭御見物。
大納言樣より御馳走有レ之、同十八日御本丸御暇乞濟、同廿二日西丸御暇乞濟、同廿三日御歸京也。

近衞殿基照公道中にて御詠吟
ふり初し神代おもふも日のもとの
國の光りの不二のしら雪
つもりこし世々のことのは代々の雪
それさへ名さへ高きふじのね
濱御殿御見物雨天延る時

はれてよき水の光りを又見んと
　おもへばけふの雨もうれしき

重て濱御殿へ被レ爲レ入、島の御茶屋にて

住君の惠みを庭の池なみの
　老をかへせと汀にやよる
とふからに我世經ぬべくおもふかな
　爰ぞ逢の島とおもへば
鶴を御らんじて
なつかしくよれば馴つゝ都にて
　見なれつるとはなれはしらじも

一、四月朔日、松平伊賀守へ一萬石御加增拜領。

一、同十九日、緣組被二仰付一候覺

水野中務少輔娘
稻垣對馬守娘
三枝左兵衞娘
大森三次郎娘
松平甚三郎娘

相摸守子 土屋左京
河内守子 井上民部
土佐守子 荒川主水
菅谷左右衞門

岡部彌右衞門娘　和泉守子 岡部庄九郎

一、四月、此頃池之端忍池の鯉・石龜、故なくして大分損じ流候。

一、先日與力知方御藏米に成候由。

一、五月七日、駿府加番被二仰付一候、三枝右近・近藤多內。

一、五月十五日、御先手 中山勘解由跡 大岡七郎左衞門
六百石御加增、都合千石、外に御役料三百俵被レ下候。

一、五月十六日松平伊賀守上ゲ屋鋪、間部越前守へ被レ下。

一、二ッ橋御用屋敷、加賀守總領 大久保傳吉郎へ被レ下候。

一、五月、此頃岡野孫市殿家內に飼置候あひる、下男怪我にて殺し候に付て公儀へ被二申上一候、御徒目付參、見分申候、然る處先達て孫市殿より申上候口上と違申候、仍て御詮議に相成候由。

一、此比、田安或屋敷方の前の水道挽候へば、久敷成候犬の骸出候由、御詮議に相成候。又三浦壹岐守殿家

來、馬上にて刀の鞘走、馬のひらをへ當り切付候、御詮議の由。又井戸新之丞殿內に飼候猫、鹽鳥を何方よりかくわへ來るを、內の坊主公儀へ訴人に出候由、其外生類の儀に付御詮議多く候。

一、江戸徘徊致候浮世比丘尼、次第に衣類等も奇麗に成奢申候故、當分御法度に相成候由。

一、五月廿二日に北條左京殿家來大勢船遊山に出、其體美々敷、左京殿紋の幕、鑓を立、おどり子大勢入さわぎ候故、御徒目付船廻りに出、內意申候處、結局酒機嫌にて雜言申候、仍レ之爲二御詮議一、大目付仙石丹波守・御勘定頭戶川日向守・町奉行丹羽遠江守・御目付松田善右衞門・戶田喜右衞門被二仰付一候、仍レ之船遊山當分無レ之、武士方は出不レ申候。

一、六月、銀又吹替被二仰付一候、元の字寶に改る。

一、六月十七日より、一位樣御一周忌御法事、於二增上寺一御執行、奉行土屋相摸守鳴物普請御構無レ之候。廿二日增上寺へ被レ爲レ成候、就二御法事一芝新馬場にて施行。

一、六月廿六日の夜、表高家千石取 土岐兵庫、途中にて小普請志村金五郎てうちん持を切付申候、酒興に候得共、譯有レ之哉御僉議の內、土岐兵庫永井伊豆守へ被レ預。其節兵庫無下の體にて、蕎麥切賣も出合候へば、是も手を負せ被レ申候、大小を奪取申候由、後に兵庫と知れ候由。

一、六月廿八日

一、御小姓組番頭 小田切土佐守組　酒井小平治・
一、新番頭 酒井小平次跡　竹本土佐守

一、先頃北條左京殿家來船遊びの御僉議以來、町方へ御觸有レ之、やかた船古來より有來百艘の外停止に成候。其外比丘尼中宿仕候儀法度、おどり子法度に被レ成、おどり指南仕候もの町に指置申まじく由。

一、七月廿八日、大坂御船手 松平孫太夫跡 寄合より八木勘十郎。

一、先比より高田穴八幡の脇稻荷社あり、大木の榎其

根より清水涌出申候、此水諸病に奇妙の由にて夥敷
參詣流布仕候。
一、先比室賀氏屋かた船にて出被レ申、一丁立に乘候
者と口論の儀有レ之、室賀氏鑓にて突レ之申候を押取
申候由。
一、八月、去頃御僉議有レ之土岐兵庫儀、酒井隼人へ御
預け、志村金五郎逼塞被二仰付一候。
一、八月廿二日、去頃御僉議の家鴨損じ候見分仕違に
付、遠島御徒目付石黑久太夫・北條平吉、追放岡野孫
一家來笹山新八・足速八郎右衞門・村賀吉太夫。
一、北條左京家來、先頃船遊山の儀に付御僉議の所相
濟、御徒目付追放、北條左京家來遠島、幕清兵衞其外
三輪六郎兵衞・右原源兵衞・永井八郎兵衞・野村瀨兵衞・
村松喜右衞門・舟越七郎兵衞・村田孫右衞門、右七人は
左京自分仕置可二申付一由被二仰渡一候。
一、八月廿八日御役替
一、御小姓組與頭前田半左衞門跡　北條新藏
一、御暇被レ下候　京所司代　松平紀伊守
一萬俵御役料被レ下、京火消勤候に付、只今迄は向
寄大名一人も在京火消勤申儀相止に成。
一、八月、此頃桐之間御番守屋兵橘遠島、町醫一人追
放、是は養子取組、無レ筋者を取組み申故と申候。
一、九月十五日雨天、夜四ツ時強地震。
一、此頃淺草川にて海月多く在レ之由、珍事也。
一、先頃出羽最上にて百姓境論仕、大勢徒黨騷動仕候
處、十七歳のわつば、大木の松の木を根引仕、兩方
へたゝき分申由、手負四十人餘、死人も八九人在レ之
由。
一、九月、先頃より大納言樣御氏神根津權現御建立、
谷中御屋敷へ宮御造營在レ之、御手傳藤堂備前守也。
くわほうをばねてまてとこそ聞つれど
ねづ權現を見るに付ても
藤堂を朝からねづの御手傳
扨てもこまかな備前ばらかな

一、十月十五日御役替
一、西丸若年寄　御本丸若年寄へ　永井伊豆守
一、同　西丸御側衆　五千石御加增　大久保長門守
一、西丸御側衆　御本丸御側より　保田内膳正
一、御本丸御側衆　御廊下番頭より　土屋薩摩守
一、戸田大炊頭儀、雁之間詰に被二仰付一候。
一、先頃より世上文七ごまとて流行申候、錢七文にて
拵候こま也。
一、十月、公方樣先頃より御不例、十月廿八日月並の
御禮出御無レ之候、依レ之廿九日伺二御機嫌一總出仕。十
一月朔日月並にも出御無レ之候、久志本左京亮藥にて
御快然被レ遊候。千石御加增左京亮へ、二百石子息民
部へ被レ下候。
一、當春頃より「だた座が見ゆか」と云時花言葉申候。
一、十一月十一日、爲二恐悦一御本丸へ總出仕、同十二
日、西丸へ總出仕在レ之。
一、同十六日、四谷伊賀町より壹八ツ時前出火、尾張
殿新屋鋪長屋迄燒る。
一、同廿日夜子時、和泉町より出火、堺町・葺屋町燒
失、夫より段々及二大火一、濱町・靈岸島迄燒る。
一、十一月廿六日、紀伊中將殿宰相に被レ任候。
一、同日、御廊下番頭土屋薩摩守跡　御目付より　榊原八兵衞
一、今日西丸へ被レ爲レ附候御役人の衆
一、御書院番頭四組、阿部遠江守・松平式部少輔・板
倉筑後守・大久保豐前守。御奏者番三人、松平彈正
忠・安藤長門守・松平宮内少輔。御旗奉行神谷與七
郎、御鑓奉行中根左兵衞、御持弓頭永見周防守、御
持筒頭大森三次郎
總御弓御鐵砲頭、秋山十右衞門・淺野伊左衞門・佐久
間小左衞門・青木與右衞門・近藤源左衞門・六鄕主
馬、右六人西丸中仕切吹上兩所勤番可レ仕由。
御徒頭、渡邊外記・井戸新兵衞・夏目藤右衞門・服部
久右衞門
一、御本丸御徒頭二組新規被二仰付一候。

松平五郎右衛門　桑山源七

一、大御番は勿論二ノ丸へ出勤可レ仕旨被二仰渡一候。

一、御書院番駿府在番向後相止む。

一、十一月晦日、松平中務少輔三萬石。儀、駿府在番、春中可レ被レ遣旨被二仰付一候、當秋駿府へ在番に罷越候酒井紀伊守組共へ、來春中引渡可レ被レ下旨。

一、十一月、去頃より不受不施宗旨御僉議有レ之。

一、十一月、此頃深川靈岸寺の所化四五百人不レ殘立退申候由、住持へ憤りの儀有レ之由、詫書取立歸候由。

一、十一月、先月頃より江戸日照り、番町邊などは用水切れにて、車にて水とりよせ候程なり。

一、十二月十五日、官位被二仰付一候。

侍從井上河内守・松平伊賀守。四品間部越前守

一、十二月十五日、御加增被レ下候。

御役料八百石宛被レ下候

高家　品川豐前守　織田能登守

三百石御加增　駿河町奉行　水野小左衛門

二百石づつ　御目付　久松忠次郎　久留十左衛門

柳澤八郎左衛門　鈴木源五右衛門

一、小普請天野市郎左衛門、十二月廿八日亂心自滅の由。

○寶永四丁亥年

一、正月九日

一、御加增五千石都合二千石◎此項恐クハ誤脫アラン　御小姓　黑田豐前守

一、同十一日

一、御加增一萬石館林城地拜領　越智下總守松平出羽守に改御稱號被レ下

一、御加增千石被レ下　西丸御側　青山備前守

御役替

一、御旗奉行　神谷與七郎代　中山平右衛門

一、御鑓奉行　中山平右衛門代　柘植又太夫

一、御持弓頭　柘植又太夫代　寄合堀筑前守

一、御目付　御使番より　村瀨伊左衛門・御徒頭より　加藤右近　同斷

渡邊半兵衛・小十人頭より　平野九左衛門

一、御使番、黑川與兵衛・梶四郎兵衛・赤井六兵衛

一、御徒頭　板倉筑後守組より　加藤右近代　岡田新八郎

一、同本所奉行より　渡邊半兵衛代　朽木內記

一、小十人頭　土屋長三郎・父四郎兵衛　田付彦次郎

御連歌

國原や綠たらたつ千々の松　昌億

野山の春にあふ萬民　御

市の場行も歸るものどかにて　昌純

まがきの蝶の飛あそぶなり　其阿

蒔出る園生の草の春やどり　紹兆

めでなんはいつ秋萩のとき　信圓

月の夜を待あへず臥たびまくら　光呂

あつさのこらぬいその岩陰　清歡

雨の後音增るこそ清水なれ　通童

雲吹風のたのし關山　愚染

しげりそふ杉まにいまだ花在て　紹山

まつり催す神がきのうち　元雲

一、正月十五日御役替

一、西丸御持弓頭大森三次郎跡　梶川與惣兵衛

一、御本丸御留守居番梶川與惣兵衛跡　御目付より　戶川喜右衛門

一、御加增城地拜領御禮

金十枚　時服五　松平出羽守

一、正月十五日申中刻、濱町より出火、火飛、本所一ッ目辨天へ移り北本所大分燒失、田中稻荷ぎは迄燒、翌日火鎭る。

一、此比、小普請奉行間宮播磨守殿妻の親類浪人にて、每度金子合力被レ致候、此比も金子百兩計無心被レ申、いろ〳〵慮外申候に付、御支配方へ斷、手打に致され候。又正月十五日の事の由、西丸大手にて、柘植又太夫と申浪人の子平之丞亂心にて、大手御門番小笠原信濃守家來へ手負せ候由、籠舍被二仰付一候。

一、正月廿九日風吹、麻布百姓町より出火、白がね一本松鷺の杜迄やける。

一、正月廿九日、御役被レ仰候。　北條右近太夫組より　小笠原主水

一、本所奉行

一、深川屋敷改　岡田備中守組より　杉山安兵衛

一、進物番に被二仰付一、山岡五郎作・新見彌一郎・本多久五郎・加藤與四郎・妻木主水・能勢市左衛門・宮城甚右衛門・高木宇右衛門・曾我太郎左衛門

狂歌

神は根津佛は藥師武士はみの
　出家護持院いしやは久志本

一、二月朔日

一、松平主計頭組中山勘之丞寄合被二仰付一候、

一、同四日

一、公家衆御馳走人被二仰付一候。

秋田信濃守　織田内匠頭　相馬圖書頭

一、同九日

一、大御番組頭池田帶刀組　大久保七兵衛代　米津喜兵衛

一、大御番組頭願之通小普請入、池田帶刀組　久留半左衛門

右年七十餘皆勤に付、御褒美被レ下候。

一、御參府、白銀三百枚・蠟燭千挺、水戸中納言殿。

一、河内守養子牧野兵庫、西丸御小姓被二仰付一候。

一、二月十五日、寄合菅沼織部儀、今度日光御門主就二御上洛一、御供被二仰付一候。

一、二月廿五日、德永賴母寢所へ元奉公仕候侍忍入、賴母を害し候、賴母草履取七助手引仕候由、賴母に恨有レ之、又は金子盜候爲哉。右浪人幷七助張付に被レ行候、賴母跡式無二相違一、養子權之助に被レ下候。

一、二月廿六七日比、天眞院殿逝去。先紀伊樣奥方安宮殿事。

一、二月廿九日迄鳴物停止し、伺二御機嫌一出仕有レ之。

一、三月廿六日

一御旗奉行神谷與七郎代　鳥居久太夫

一、百人組頭鳥居久太夫代　三浦監物

一、火消三浦監物代　小出主計

一、御先手近藤源兵衛代　御目付より　松田善右衛門

一、三月四日、靈岸島新同心町より出火、四十軒燒失。

一、三月八日未刻、小傳馬町より出火、境町・葺屋町邊、

小網町その邊不レ殘、江戸橋へ出、永代橋迄燒亡、近代の大火なり。

一、先比、護持院大僧正隱居被二仰付一、駿河臺火消屋鋪跡を隱居に拜領、成滿院と云。

いんきよ駿河臺程は見えねども
　火消の跡でどらをうちやるな

一、先日御小姓被二仰付一、五百石被レ下、西尾久四郎、蒔田讃岐守・本多兵吉。

一、三月廿四日頃の事、御小姓組稻葉紀伊守組石來一學亂心にて、同人を手討に可レ致候に付、婦◎姉カ　聟大御番與頭　窪田伊右衛門被レ參候處に切殺被レ下候、局取さへ候得ば又是も切殺被レ下候、一學儀廿七日番頭於レ宅切腹被二仰付一候、尤伊右衛門跡目は無二別條一候

一、三月廿七日緣組。

南部備後守娘・森山和泉守、中院大納言娘・溝口伯耆守、分部若狹守娘・川鰭中將、中山下野守娘・久松内記、松平壹岐守娘皇合采女、秋山十右衛門娘・天野彌五右衛門、堀又兵衛娘・美濃部八兵衛。

一、去頃より本所石原に庵を持、天鏡と申淨土宗の出家、江戶中寺々徘徊、談議の上手故、雇れ說法仕候處、此頃法談に日蓮宗を誹り、慥成邪法成と法談に申候。諸人天鏡に思付き、日蓮宗の輩幾百人と云事なく宗旨を替申候。日蓮宗小石川蓮花寺是をそねみ、公儀へ◎訴脫カ出候へ共取上無レ之候、天鏡も其後先法談止候樣申渡され候。

天きやうの談議のあらし烈しくて
　嘸やちりしくむねの蓮花寺

そしるともよもやめげじの天鏡し
　彌だの光りのあらんかぎりは

春過て夏にもならば日蓮宗
　衣はがれてはぢをかくやま

日々といてたもるなすてんきやう
　てれんなければ法はたゝぬな

一、四月朔日

一、御先手成瀨瀧右衛門跡　御使番より中坊長左衛門
一、御腰物奉行黑澤李之介跡　山岡介右衛門
一、今度西丸にて御平產の節役人被二仰付一候。
墓目老中大久保加賀守・矢取同人息大久保大藏少輔・御箆松平彈正忠
一、四月、深川八幡社內にて淺間虛空藏開帳、本所回向院にて死觀堂願本尊開帳なり。
あみださんよしくわんどうへ御ざんしておあしつかへて京にみあがり
一、今度西丸にて就二御吉事一御安產の御祈禱有レ之、大名衆諸旗本よりも根津山王兩宮へ祈禱料納レ之。
一、五月廿八日御役替
一、御書院番頭小出和泉守跡　北條右近大夫
一、御小姓組番頭右近大夫跡　御目付より戶田七內
一、御旗奉行中山平右衛門跡　御作事奉行より小幡上總介
一、御徒頭　朝倉外記
一、南都奉行妻木彥右衛門跡　御目付より三好勘之丞
一、七月十日夜九時、於二西丸一若子樣御誕生也。
一、同十一日、爲二御祝儀一總出仕有レ之、御名家千代樣と被レ爲レ附候。
一、同十三日
一、西丸へ公方樣御臺樣渡御、御對面有レ之由。
於二西丸一一萬石御加增　間部越前守
一、家千代樣御守被二仰付一候　松平豐前守大藏少輔に改。
右格式御側衆並、乘輿御免。
一、御抱守被二仰付一候、鈴木能登守・岡部和泉守・窪田勘右衛門・神田彌右衛門
一、家千代樣御納戶、松下六郎兵衛・佐々布藤右衛門・關谷左衛門・宮川清九郎・福王平助・加藤又右衛門
一、同十七日、西丸へ伺二御機嫌一總出仕有レ之。同十八日御七夜爲二御祝儀一、西丸御本丸兩方へ總出仕有レ之、西丸にては西丸附の御役人計、御吸物にて御酒被レ下候由、何れも裃帷子半上下也。

今度御產の御用相勤候面々へ御褒美被レ下候覺
一、御本丸より時服十、西丸より御腰物　大久保加賀守
一、御本丸より時服五、西丸より御腰物　松平彈正忠
一、同斷、同斷　大久保大藏少輔
一、御加增被レ下候面々
一、五百石宛御加增　御抱守　鈴木能登守・岡部和泉守
一、三百石宛御加增　同斷　窪田勘右衛門・神田彌右衛門
一、御加增千石都合千三百石　寄合被二仰付一候。　太田內記
一、御加增五百石宛　西丸御留守居　米津周防守・松前伊豆守
一、同二百石宛　西丸御奧醫師　山立庵・山本立長・增田壽針
一、二百石にて被二召出一候　同御針醫　林牛齋
一、二十人扶持被レ下候　小兒醫　同人悴
一、二百石御加增　御簾中樣御用人兩人へ
一、同斷　兩方御賄頭
一、家千代樣御小姓被二召出一候、三百俵宛被レ下　屋代越中守三室賀主計・十一歲。　松平式部少輔三男松平吉之丞十一歲。
一、小兒醫者吉田一庵・小森西倫・小島昌治、右三人は御七夜まで相詰候、時服二つ宛被レ下、最早伺二御機嫌一に不レ及候旨。
一、酒井雅樂頭新田高の內に被二仰付一候。
一、七月廿五日
一、御書院番頭松平大藏少輔跡　伊澤播磨守
一、御小姓組番頭播磨守跡　柘植又太夫
一、八月二日、御老中稻葉丹後守御役御免。
一、八月朔日、龍度橋小日向馬場近所より出火、川を越段々大火に成候。
一、八月七日、新御番三宅權左衛門と申仁の從弟小普請小屋七郎左衛門、去朔日火事に類火に逢、權左所を借り一所に居候處、七郎左亂心にて權左を切殺し、申

候。七郎左儀、頭久貝因幡守宅にて切腹被二仰付一候。
一、八月十二日御役替
一、御旗奉行　柘植又太夫跡　本多市左衛門
一、新御番頭　本多市左衛門跡　安藤治右衛門
一、御使番　大岡忠右衛門（○組脱カ）　松平傳左衛門・松平壹長十郎・本多因幡守組　大久保鳥居權之介
一、西丸焼火之間番頭　建部甚右衛門　平田伊右衛門
一同桐之間番頭　瀬名傳右衛門
一同焼火之間與頭　羽太傳左衛門
一、八月十九日、近年無レ之大風吹。
一、八月廿一日、願之通稲葉丹後守隱居、高十萬二千石同長門守へ、新田三千石同織部。
一、此比、或町人深川八幡へ大額を掛候由、長八間横はば四間、紙にて張、齋と申字只一字一ぱいに書申候、謂不レ知。
一、八月廿八日御役替
一、御徒頭　中奥より　池田修理
一、同　稲葉紀伊守組　稲葉清左衛門
一、同　永井備前守組　日根野庄四郎
一、二丸御留守居　御膳奉行　金田彌右衛門
一、八月晦日、今度於二西丸一御誕生の爲二御祝儀一、今日諸大名諸役人寄合迄、御能見物被二仰付一候。
一、九月三日、於二西丸一、右爲二御祝儀一一萬石以上計へ御能見物被二仰付一候。
一、九月十二日夜、南風烈所々破損。
一、九月十五日御役替
一、御先手　德永五兵衛跡　井上主水
一、御書院與頭　井上主水代　御徒頭より　松平權之介
一、御書院與頭　本多采女代　寄合より　稲垣藤九郎
一、此比、松平美濃守殿父子へ長刀爲レ持候樣にと被二仰出一候。
一、代官町の内八萬坪、御普請の御もくろみ有レ之候。
一、大納言樣濱の御殿廣がり候由、御手傳淺野土佐守被二仰付一候。

一、九月廿八日、家千代樣俄に御逝去也、同晚に傳通院へ御葬禮有レ之、御法事奉行小濱孫三郎被二仰付一候。鳴物十月三日迄停止、普請十月二日迄、十月朔日月並出仕在レ之候、尤大納言樣は出御無レ之由、三日御本丸へ被レ爲レ入候由。
一、爲二御機嫌伺一、翌廿九日總出仕、十月朔日月並、二日總出仕也。
一、去比蜂須賀飛驒守殿家來一宮宇兵衛と申もの、私欲にて金子大分紛失、道具等も盜み候、此事露顯可レ致を聞傳へ出、本所の屋鋪へ付火仕、或は指違死候者も有レ之騒動の由、又は飛驒殿行席惡敷故とも申候。
一、十月四日、天氣長閑、未上刻江戸強き地震、其後小地震度々、翌五日卯の時に又強き地震有レ之、右地震、駿府其外大坂西國筋、前代未聞の大地震。依レ之駿府御城、久能御宮及二大破損一候に付、爲二見分一稲垣對馬守急に發足、十月七日江戸出立、對馬守に相添被レ遣候小普請方福王與左衛門、御大工棟梁にて柏木太郎左衛門、小普請手傳三人被レ遣レ之。
一、右地震故東海道の中破損夥敷、津波打家居流、人死多く、原吉原などは宿々高浪にとられ流失、荒井御番所も行方不レ知、其所の舟百四五十艘不レ殘行所不レ知の由、さつた山も崩、藤川へ押込候由、其外大變の段難二申盡一。依レ之爲二御見分一、御目付安藤式部・坪内角左衛門兩人被レ遣候、大坂御城代土岐伊豫守殿へも參覲被レ致候へども、今度の西國筋大地震に付御暇被レ下、十月三日發足也。
一、十月十九日、久能幷駿府御石垣御用被二仰付一候、間宮播磨守・村山藤兵衛・鈴木新五兵衛・御被官川邊六左衛門・坂本七左衛門・石川傳吉郎。
一、同日御役替
一、御膳奉行　土屋賴母組より　太田伊兵衛
一、同　松平主計頭組より　西山太郎兵衛
一、十月十五日

一、伊勢奉行　佐野豐前守
一、御徒頭（松平權之介組）　御小姓組より設樂善左衞門
一、町醫千田玄知・中根玄考・杉浦玄德・熊谷玄與・村岡玄超・成田宗安・丹羽玄孝
右七人家業情出に付被二召出一、御目見被二仰付一候。
一、初て御目見、（加賀守次男）大久保六五郎・（同三男）宇津七五郎
一、十一月朔日御役替
一、西丸御留守居（三人と成。）　大島肥前守（大島肥前守跡）
一、御作事奉行　柳澤八郎右衞門
一、此頃諸國札遣御停止になる。
一、二日、目醫馬島昌琢・田原一閑、家業情に入付、御目見可レ被二仰付一旨。
一、先日馬島昌琢儀、尾張殿御扶持の由、其段隱居申由、此段相知、尾張殿へ御付屆有レ之、御目見被二仰付一間敷旨、町奉行宅に可二申渡一、尾張殿より追放被二申付一候。
一、十一月十日、從二京都一申來候、三寶院御門跡の隱居寶池院殿御遷化、是は御臺樣御兄、依レ之大納言樣へ御叔父の御續に付、同十一日爲二御機嫌伺一、西丸へ諸大名布衣以上役人出仕在レ之、鳴物停止無レ之。
一、十一月七日、御小姓組番頭織田五大夫御番遠慮今日御免、是は先日當御番日失念不參に付也。
一、此比酒井雅樂頭隱居、家督內匠頭。
一、十一月廿二日、小普請より御小姓組へ十九人御番入。
一、十一月廿三日より十二月三日迄、江戶中に砂大分降る、富士山燃候故也、其事左に記。
十一月廿三日未ノ日、終日曇リ、朝ヨリ晝迄地震間モナク、申ノ刻ニハ暗ク成コト日暮ノ如ク、火ヲ燈シ候程ナリ、震動度々ナリ、雷ノ如ク鳴コト強シ。午刻ヨリ白キ灰ニナル、夜五ツ時迄ニ餘程フル、後黑キ灰ニナル、夜戶障子ビリ〳〵動クコト地震ノ如シ、雷不レ絕鳴。同廿四日朝ヨリ曇リ又照ル、南ノ方ニ一面黑雲有テ雷ナル、酉ノ刻強ク地震、子ノ刻又強ク震、今日ハ砂不レ降。同廿五日朝ヨリ頻リニ曇リ、日暮ノ如シ、雷終日鳴ル、夜ニ入砂大分降、夜中雷鳴ル。同廿六日暗キコト前ノ如シ、雷ナル、朝ヨリ砂降ルコト雨ノ如シ、往來ノ者モ笠合羽ニシテ步行ス、終日夜中ヱ向大分砂フル。同廿七日朝ヨリ曇、巳ノ刻ヨリ照、未刻ヨリ暗ク砂降ル、夜ニ入大分フル。同廿八日長閑、不レ降。同廿九日長閑、夜砂降、後小雨降。同晦日朝雨天、晝止、夜砂フル。十二月朔日無二別條一、同二日夜砂フル。總テ江戶砂降コト三寸餘四寸程溜ル、相州ナドハ二尺溜リ候由、富士ノ近邊ヘハ、燒石栗ノ大サ程ナル石大分降由。富士燒出シ候四五十日前ニ、大キ成穴明キ候由、所ノ者繩ヲ卸シ見申候處、深二百五六十間モ下リ、穴ノ內大風ノ如ク、如何程石ヲ付ヲロシ候共、上へ吹上候、底ノ程難レ計、十一月廿二日晝八ツ時ヨリ廿三日ノ五ツ時迄、地震間モナク三十度計震リ、半潰ノ家モ震潰シ、其上廿三日四時ヨリ、富士郡中響キ渡リ、近里ノ男女絕死仕候者多ク候。然ル處同山雪ノ流、木立ノ境ヨリ夥敷煙リ卷出、猶以山大地共ニ鳴渡、富士郡中一通ノ煙リニ時計ウヅ卷、暮時ヨリ火焰ト見候。燒口一ツ、在所ノ者共一人モ不レ殘、木ノ枝ニ手足掛リ居候。爲二見分一御徒目付三人罷越候共寄付難レ成、三里手前迄參リ候處、石ヲ打付候共（而カ）寄付難レ仕、所ノ者ニ尋ネ候得バ、燒口廣サ三里四方ト申候。總テ富士燃候由、古來ヨリ六度、何モ大地震ノ時節也、六十日程ヅツ燒候由、結句又六十年ノ內ハ天下安全ニテ、大地震大雷高浪ノ類無レ之旨、天文者考。
富士燒砂吹積リ、小キ富士ノナリニ小山片脇ニ出現ス、寶永山ト云。

富士山燒砂降詩幷狂歌

能知謂是前表事、富士山邊砂破飜、見大婆東海海

道、旅人越願本尊。原本落書カ

八景

曉上夜砂

更過る夜半に音なく降すなを
　月にあかれぬそでにこそあれ

東南曇月

まだすまぬ空すさまじくさよ更て
　夕影みえず雲になりゆく

遠里晩響

昏かゝる空よりひゞくめいどうに
　用なき人も道いそぐなり

遠浦異變

きゝ傳ふ西のつなみにおどろひて
　ゆらざるさきにさはぐ江戸人

暫時動亂

松たかき空よりうへの不二もえて
　あわてふためく江部の住人

破損百姓

砂の色はかはきもはてず猶ふりて
　いづくもつぶすのうみんの庵

諸士虛說

言の葉にかゝるやどりも隙の身は
　たゞしき沙汰も跡かたもなし

平地落岩

間もなく降來る砂にさそはれて
　行衞たへにし石をつるなり

○

金ならば幾度袖をはらはまし
　砂のふゞきのしかも山ほど

上づりに下のかれたる世中は
　ふじにやいとを駿河尤

天よりはすなほになれとふらせども
　人はよごれてどろぼうとなる

千早ぶる神代もきかず江戸中に
　目から鼻から砂くゝるとは

あしたかのふじの三里に灸すへて
　きを引さげてなほすなりけり

しのびねにふじのおや里契りけん
　□なれば小ふじ出來けり

みよすなほ道もすなほに人すなほ
　千世もすなほに秋津島々

寶生新之丞よめるよしにて
としに逢富士のしら雪色かへて
　すなほなる世の例しにも見る

むさしまで辨慶色の砂ふりて
　みな人々は九郎ほうぐわん

一、十一月頃は世間夥敷風氣時花、人毎に咳申候、依之狂歌有。

これやこの行も歸るも風ひきて
　知るもしらぬも大かたは咳

いしや衆のはいどく散ははかるとも
　世にこの度の咳はゆるさじ

一、十二月七日午上刻、小日向水道端金剛寺坂より出火、北風にて牛天神迄燒失、凡八町四方計燒る。

一、十二月七日、東海道筋御普請御手傳被二仰付一候、酒井左衞門尉眞田伊豆守・本多吉十郎。

一、十二月十日、有馬百助内分三千俵被レ下、御目見被二仰付一候、右大吉願に依て也。

一、同日、道中筋御普請御用被二仰付一候、御暇被レ下、金三枚・時ふく三（御勘定與頭）竹村惣右衞門・金二枚（御代官）細田伊左衞門・金二枚・時ふく一同青木鄕助同杉庄次郎。

一、十二月十一日、先頃被二召出一候町醫の内、
村岡玄超・熊谷玄與・千田玄知・成田宗庵・杉浦玄德
右五人奥醫師被二仰付一候。

一、駿河御普請御手傳被二仰付一候
松平越中守・榊原式部大輔・松平伊豆守

一、十二月十四日、小普請より、來夏二條在番登口へ御番入被二仰付一候。

一、十二月十五日御役替

一、西丸御側衆　元家千代樣御守　松平大藏少輔勝以
一、同桐間頭　元御抱守　鈴木能登守直方・岡部和泉守重兵
一、同御徒頭　服部久右衛門跡　神尾五郎太夫
一、寄合に被二仰付一候　高家　京極大膳
元御抱守　神田彌右衛門・正秀　同窪田勘右衛門・正貞
一、十二月十八日、紀伊宰相殿、中納言に被レ任候。
一、先日被二仰付一候代官町の內、御普請地形爲二御手傳一
脇坂淡路守　鍋島紀伊守　阿部對馬守
奉行　松平右京大夫・稻垣對馬守
曲淵越前守・三枝左兵衞・柳澤八郎左衞門・伊勢平八
○寶永五戊子年
一、正月十一日、賦御何連歌

さゞれ石も巖の松や千代の春　紹兆
のとがに馴し池の友鶴　御
山作る庭の鶯巢をいでて　其阿
笆の雪のひまや添らん　信圓

吳竹の長き陰よりふく東風に　元昌
田面の原の月は東明　清親
秋の日を重ねてけふもたび衣　通章
袖もて分る萩よ薄よ　元普

一、御役替
一、大御番頭本多肥後守代　酒井紀伊守
一、御書院番頭紀伊守代　水井備前守
一、御小姓組番頭備前守代　皆川宮內
一、火消宮內代　戶川玄蕃
一、下田奉行岡田左太郎代　酒井與九郎
一、於二京都一春宮樣被レ爲レ立候に付、御普請舊冬より在レ之由、春の中御卽位可レ有成と風聞申候、昔は箇樣の御普請は大名衆御手傳被二仰付一候儀を、御勘略故、今度は京所司代松平紀伊守、町奉行衆指圖にて、人足京町役にて、町々より歩出候由。狂歌、

王ならば金銀出してつかはひで
町歩つかふて香車めいわく

ひしやめて金銀おしみ歩をつかふ
王をおろすは紀伊が誤り

一、去年被二仰出一候諸國札遣止に成候、當分難儀の由、紀伊守殿御城下などは、前方百目宛の札金二歩づつに御引替被レ下候。狂歌、

ちはやぶるかみ札きかずたつた二歩
金くれなひに下歎くなり

一、去冬砂降り候所は當年作不レ成候に付、願上候由。
一、先日酒井內匠頭殿病死。
一、江戶にしめ鳥買候もの、只今迄密に在レ之由相聞へ、御目付安藤式部御僉議被二仰付一候。
一、去冬砂降申候村々爲二御救一、高役金上納の分御書付寫

覺

近年御入用の品に有レ之處、去冬武州相州駿州三ヶ國の內、砂積候村々御救等の儀に付、今度諸國高役金、御領私領共高百石に付金二兩宛積、在々より取立可レ有二上納一候、且亦領知遠近在レ之故、在々取立候迄は可レ爲レ延レ之候間、一萬石以上の分は領主より取替、當三月を限、江戶御金藏へ可レ被二相納一候。頭有レ之分は、其組切に請取の目錄を以、頭々より上納可レ有レ之候、頭無レ之分、面々は上納の節前廣に可レ被二相達一候、五十石より內の端高は、役金可レ有二用捨一候、寺社領は相二除之一、以上。

閏正月

一、閏正月九日
一、今日、相州武州駿州砂振御手傳被　◎原本二字缺ク、仰付カ。青山下野守
一、閏正月十五日御役替
一、御奏者番　板倉周防守・松平對馬守・石川近江守
一、御留守居井戶對馬守跡　大久保淡路守
一、大御番頭淡路守跡　北條右近大夫
一、御書院番頭右近大夫跡　杉浦內藏
一、百人組頭內藏跡　寄合より　中根壹岐守

一、御鑓奉行 中根左京跡　三枝日向守

一、新御番頭 日向守跡　御目付より仁木甚五兵衛

一、御先手 牟禮遠江守跡　御目付より安部式部

一、同 板橋與五右衛門跡　中山權左衛門

一、御徒頭 權左衛門跡　小普請より林藤四郎

一、同廿八日御書付寫

一、今度京都錢座にて大錢出來候、世間通用自由の爲に候間、諸國何方によらず賣買請取渡方無論、只今迄の新錢にまじへ通用可レ申候、但大錢は只今迄の新錢十文に相當候事

一、只今迄の新錢相場、一兩に付三貫九百文より四貫文迄の積に相定、夫より高下無レ之樣相守、大錢をまじへ通用可レ仕事

附大錢、當四月より通用可レ仕事

一、大錢外にて似拵者於レ有レ之は、曲事たるべき事

一、二月朔日夜、八重姫君樣御平產、御女子樣御出生也、みよ姫樣と申、同二日恐悦總出仕也。

一、當時御老中方御側衆の評判を能番組にして流布。

番組

三番叟 萩原近江守あら 御用事やさらば砂の割符をまいらせう。

高砂 老中秋元但馬守 いこくにも本朝にも萬民これをせうぐわんす。

舟辨慶 同井上河內守 あら何ともなやより。

天鼓 同土屋相摸守 老人が事は御免ならさせへ。

賴政 同大久保加賀守 おぼろ〳〵として是非をわか。

鐵輪 御出頭松平美濃守 我にうかりし人々に必むくひを。

百萬 御側松平右京大夫 とにもかくにもねぢけ人。

海人 同松平伊賀守 いはしや水鳥の。

蟻通 若年寄稻垣對馬守 物とがめしたまふ御神。

融 同加藤越中守 したへどもなげけどもかいもなぎさの。

蘆刈 同久世大和守 よしとも云、あしともいふ。

羅生門 西丸御老中小笠原佐渡守 つわものゝ交りたのみある。

遊行柳 同本多伯耆守 清水流るゝ柳かげ。

角田川 若年寄永井伊豆守 とへどもとへども〳〵こたへず。

松風 同大久保長門守 すてゝもおかれず。

邯鄲 御出頭間部越前守 雲の上人となるぞふしぎなる。

八島 雁の間詰戸田大炊頭 我等も元はとて、頓て泪に。

熊坂 御勘定頭萩原近江守 下女やはしたの物までも打はぎとれ

猩々 西丸樣御弟松平出羽守 次第々々に富貴の身と成て。

所望

三井寺 本多伯耆守 金ゆへにあふ世也。

富士太鼓 加藤越中守 猶も思へば腹立や。

老松 間部越前守 ゆくすへ守れと神託の。

盛久 新かたり

シテ「いかに萩原、おぎわらは當家仕出しの侍、かんりやくの達者、その雙しまつかんのふの由、君聞召及れたり、「一脫カとせ美濃殿宅におゐて金銀吹替の事、西國までもかくれなし、こと更今は砂降し折なれば、只二兩との御所望なり、いろひてとりあつめ候へ。

能狂言番組

八木は高砂○諸國はき大名○掛りは忠度○百姓むねつき○咽は檜垣○町人いぐい○死人は百萬○目付不レ聞座頭○色は葵上○御領は出さねばねぎ山伏○札遣がみだれ

狂詩 世上の事を

北丸披露曰、東海降レ砂年、百石出三二兩一、一文價十錢。

一、二月三日、堺町立役者中村七三郎病死に付、葉山岡右衞門追善句、「花に雨ちやわんわりたる人の顏」。中村勘三郎座初狂言に、嵐曾我と申狂言に七三郎は十郎、嵐喜世三郎は女方大磯とらに成、是名殘なるなり、其後追善にひがん櫻と申狂言仕候。詩、「自是丹前第一名、落涕濕レ袖世人情、舊時吹盡嵐曾我、今日爲レ工彼岸櫻」。

一、二月三日、松平美濃守宅被レ爲レ成候、藥師寺宗仙院子藥師寺次郎左衞門被二召出一、三百俵被レ下、御小姓組へ御番入被二仰付一候、且亦針醫東暦へ二百俵御加增被レ下候。先頃美濃守殿奥方煩候處に、宗仙院藥、東暦針にて本復被レ申候故也。

一、二月九日、松平讃岐守殿爲二御上使一上京也、是は於二京都一春宮立有レ之に付て也、供廻り美々敷體也、高家品川豐前守出立、二月廿五日に入洛參內の由。

行列

足輕小頭二人兩脇立、一鐵砲三十挺、一玉藥箱二荷、鐵砲大將二本道具今泉八郎左衞門、一弓二十挺、一箭箱二荷、弓大將二本道具伊藤平右衞門、中間小頭二人兩脇立、一長柄二十五筋、長柄大將二本道具岡部與次右衞門、一先乘（此間十二本間程置）道具岡見門之丞・近藤孫之丞、足輕小頭二人兩脇立、一牽馬十一疋、馬屋小頭一人、一簑箱二つ、一挾箱五つ、一用箱一つ、一具足櫃二つ、一旗竿五本、旗大將二本道具栗田伊左衞門、足輕小頭二人兩脇立、一鳥毛對鎗、一赤熊對鎗、一白熊對鎗、一大鳥毛、一臺笠、一豎笠、一大牀机、一刀筒三つ、徒者五十人、一長刀一振、一十文字一筋、一乘輿、一小姓四人、一總頭組廿六人、一徒目付二人、一奥坊主一人、一表坊主一人、一鴈頭一人、一草履取二人、一拔組四人、一熊拋鞘一筋、一日傘、一直槍一筋、一挾箱、一小牀机、一藥剪七道具、一茶辨當、一用水桶、一乘馬、一乘替馬、一乘替馬、押の者・又もの・押の者騎馬一小姓番頭大森縫殿・書院番頭小泉八左衞門・同西尾權太夫・小河又右衞門・竹井金左衞門・雜賀平左衞門・中原惣十郎・大河原丹治、一總領組頭川井平兵衞、一新組頭大久保齋太夫・岩島左源太・大須賀左內・蘆澤水之助・丹羽藤三郎・菊池舍人・山本關根岡井政之丞・杉村庄太夫・宇野久左衞門・横井賀右衞門・吉田藤右衞門・間宮武右衞門・山本九郎左衞門・山本助右衞門・藤田四郎兵衞・後藤十郎右衞門・吉田兵右衞門・大守彌左衞門・稻毛權左衞門・鵜殿九郎兵衞・工藤六太夫、一醫師奥山道順・兼房祐庵・黒田珉庵、一總領組頭三本道具、稻田數馬、一側用達後藤主膳、一番頭松永五郎左衞門、一家老四本道具成田隼人、一同同辻求馬、一大老七本道具大久保主計。

以上

右さぬきどの入洛のとき少行列不揃の間狂歌

上使とてさぬき小むきをのぼされて
きれ〴〵になる饂飩ぶるまい

先年松平隱岐守殿上洛の時より行列不揃ひとて

四國よりきつらいわしが登りきて
おきに逢ては見所もなし

あづまよりさぬき圓座の上洛は
大內人のしりしきになる

松平讃岐守樣御上洛爲二御祝儀一、御樽五荷・鯛十枚進上仕候覺

一永くあがり樽　米さげ鯛
一あかねに似樽　金銀なをし鯛
一紙札あげ樽　金もらひ鯛
一急に取上樽　運上やめ鯛
一町中かゝり樽　奉加やめ鯛
一大錢吹樽　錢座やめ鯛
一上には樽　下あやかり鯛
一れん〳〵さび樽　商あらせ鯛
一度々ゆか樽　世なほし鯛
一御祝儀納樽　跡はめで鯛

一、二月九日、公家衆御馳走人被二仰付一候。
一、勅使御馳走人　稻葉伊豫守
一、仙洞使　酒井石見守
一、春宮使　小出大學
一、中宮使　岩城采女
一諸大夫被二仰付一候、御先手石尾市左衞門・豐後守改。大岡七郎右衞門土佐守改。

一、北九御地形最中御普請有レ之、凡三四年も懸可レ申儀、大そう成事の由、何の御用に成可レ申哉、御隱居所と申候。

一、二月廿五日、成滿院へ被レ爲レ成候。

一、二月、此頃往來の女の腰を小刀にて突申候事時花申候、取捕候處、中川因幡守中間の由。